

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

---

平成28年5月31日(火曜日)午前10時00分 開 会

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

---

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 2号 平成27年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について

- 報告第 3号 平成27年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得について
- 議案第43号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 平成27年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 3号 平成27年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）  
議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得について  
議案第43号 市道路線の認定について
- 

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成28年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、このたびの熊本地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、今月16日、茨城県南部を震源とするマグニチュード5.6の地震が発生し、茨城県小美玉市では最大震度5弱を観測したほか、本市を初め、関東地方の広い範囲で震度4を観測いたしました。このような大規模な地震など自然災害が発生したときに迅速な対応ができるよう、日ごろから万全を期しておく必要があり、今後とも災害に強いまちづくりに議会といたしましても最善の努力をまいります。

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番 古橋智樹君、9番 小松崎誠君、11番 佐藤文雄君、以上3名を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等一

覧表のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、閉会中の委員会活動として、総務委員会において視察研修会を行いましたので、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長、川村成二君。

[総務委員会委員長 川村成二君登壇]

#### ○総務委員会委員長（川村成二君）

総務委員会は、平成28年第1回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成28年5月3日に現地視察研修を実施し、また平成28年5月9日に委員会を開催し、研修の結果を踏まえ意見の取りまとめを行いましたので、その調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

視察研修についてであります。筑波銀行、産業能率大学及び本市においての三者連携協定において、東京都目黒区の自由が丘駅周辺でのスイーツフェスタへの出店状況の調査としまして現地を視察してまいりました。

後日開催した委員会において、委員からの意見等の主なものについてご報告させていただきます。

今回スイーツフェスタにかすみがうら市の農産物の加工品を出品していましたが、課題として、どれだけ地域にメリットがあるのかとの意見。自由が丘に来た人向けにかすみがうら市をどれだけPRできるのか、また、かすみがうら市の集客にどうつなげていくのかがこれからの課題ではないかとの意見。以前のアンテナショップの例を見ても、市内の農産物や特産物を売り込むことは非常に難しいと思う、自由が丘とかすみがうら市との交流をいかに展開していくかが大事であるとの意見。せっかく都会の大消費地との連携ができたのだから、消費者のニーズを生産者に反映させて、どういう生産物を提供したら消費が拡大していくのかということの研究し、消費地のニーズをもっと吸い上げて反映していただきたいとの意見。今後の展開として、果樹のふるさとかすみがうらをアピールしていく企画を検討願いたいとの意見。かすみがうら市から自由が丘への発信として、今回スイーツフェスタへ出店しましたが、今後は自由が丘で出品した加工品をかすみがうら市でも食べられるようにすれば、市民にも身近なものになるのではないかとの意見がありました。

委員会の調査の内容、経過につきましては、委員会会議録を配付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（藤井裕一君）

以上で、総務委員会視察研修の委員長報告を終わります。

次に、去る4月14日に地方議会の役割等をテーマに全国都道府県議会議長会議会制度研究アドバイザーの野村稔氏を講師にお迎えし議員研修を開催しましたので、代表して来栖丈治君から報告をお願いします。

4番 来栖丈治君。

[ 4 番 来栖丈治君登壇 ]

○ 4 番 (来栖丈治君)

おはようございます。

平成28年4月14日午後2時から千代田庁舎防災センター2階研修室において本市議会主催による議員研修会がありましたので、私から報告いたします。

講師に全国都道府県議会議長会議会制度研究アドバイザー野村稔先生をお招きし、地方議会の役割等について講演をいただきました。先生は昭和36年から全国都道府県議会議長会に就職し、仕事として全国の都道府県の議会と長年おつき合いを持ち、「議員・職員のための議会運営の実際」の著書を初め、地方議会に関する書籍を多数出版、地方議会の歴史に精通しており、国とのやりとり、地方議会の実務と議員の実際の動きに及ぶまで強い情熱と気骨な精神を持って働いていた様子が伝わる内容でした。

出席者は、藤井議長ほか議員13名と市執行部から坪井市長ほか14名、それと議会事務局職員で、先生は笠間市出身とのことから稲田石の歴史に触れ、明治政府の依頼で近江、肥後、瀬戸内海の石工が集められ石を見つけるところから始められた。稲田の御影石が発見され、野村先生の先祖は瀬戸内から移り住み、日銀の倉庫や国会議事堂まで石工として働いていたということや、地方議員は報酬が安い、地方議員に政務調査費をとる思いから昭和49年から要望書を書き続け、27年かかってしまったが制度化にこぎつけたというエピソードを伺い、出席者は熱心に聞き入っていました。

私は、特に住民と議会をより身近につないでいくため、1つとして、会議室の中の議会ではなく、できるだけ現場に出て行って住民に活動の様子を見てもらう工夫が必要ではないか。2つとして、請願・陳情の取り扱いにおいて、採択、不採択、一部採択、趣旨採択など議決する方法はあるが、実現の努力が大切で、意見書提出を求める請願に留意が必要、議会としての意見をつけ加えることもできるとのお話が耳に残りました。79歳にしてまだまだ若々しい野村先生の仕事への情熱、気骨な精神や生きざまに触れ、この出会いに感謝の気持ちを持つとともに、私ども議員は自己研さんに励み、地域の期待に応え得る人間になればと気持ちを新たにいたしました。詳細につきましては、議員研修会会議録のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。報告とさせていただきます。

以上です。

○ 議長 (藤井裕一君)

以上で、議員研修会の報告を終わります。

次に、平成28年5月26日受け付けで請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を受理しましたので、ご報告いたします。

次に、平成28年第1回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ごらんおきをいただきたいと存じます。

次に、総務委員会、文教厚生委員会及び平成27年第4回定例会議案審査特別委員会並びに平成28年第1回定例会議案審査特別委員会から会議録が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき平成28年2月及び3月分

の例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 報告第 2 号ないし報告第 4 号

#### ○議長（藤井裕一君）

日程第 3、報告第 2 号 平成27年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について、ないし報告第 4 号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての 3 件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

#### ○市長（坪井 透君）

提案の理由の説明に入る前に、4月14日に発生をいたしました熊本県を中心とした地震によりお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を捧げますとともに、被災されました多くの方々にお見舞いを申し上げます。

地震災害の報に触れますと、私たちも他人事ではないという思いから、本市におきましても地震発生直後に直ちに不足物資の一つでありますペットボトル飲料水3,300本（6,000リットル）を支援した次第であります。

また、多くの被災者の方々が避難所の生活を余儀なくされており、健康相談や健康チェックなどの対応に茨城県から保健師の派遣要請があったことを受け、保健師 1 名を 5 月 16 日から 20 日までの 5 日間現地に派遣をしております。

既に日赤茨城県支部かすみがうら市地区では義援金として市民の皆様方からお預かりした募金 17 万 805 円を送金をしております。

また現在、市民の皆様を対象に、社会福祉協議会が中心となり、市役所、出張所等にも募金箱を設置して募金活動を行っており、多くの皆様のご協力と善意に深く感謝するところであります。改めて防災・減災対策の大切さを痛感するものであります。

それでは、ただいま上程されました報告案件 3 件につきましてご説明を申し上げます。

議案概要書をもとに報告させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

報告第 2 号 平成27年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書につきましては、土木費の集落等実態調査業務委託や教育費の下稲吉小学校施設整備事業など、継続費を設定しました事業についての繰越計算書であります。

次に、2 ページをごらんいただきたいと思います。

報告第 3 号 平成27年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、総務費の 3 事業では本年 3 月に補正予算で計上し、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る加速化交付金事業やマイナンバー制度の実施に伴うセキュリティ対策事業、また土木費、教育費の 6 事業につきましては、既に繰越明許措置を講じました繰越計算書であります。

3ページをごらんいただきたいと思います。

報告第4号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、本年3月に繰越明許措置を講じました繰越計算書であります。

以上、ご報告をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、報告第2号ないし報告第4号の報告が終わりました。

---

#### 日程第 4 承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第43号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第43号 市道路線の認定についての11件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました承認4件、条例議案3件、予算議案2件、契約議案1件、その他の議案1件につきまして順次、議案概要書をもとに説明を申し上げます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

承認第2号 専決処分事項の承認につきましては、かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であり、その内容といたしましては、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行することに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたためであります。

本条例につきましては、速やかに施行する必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

承認第3号 専決処分事項の承認につきましては、かすみがうら市税条例等の一部改正であり、その内容といたしましては、1点目として、固定資産税の非課税の範囲を見直し、独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に名称を変更するものであります。

2点目といたしましては、固定資産税の課税標準の特例に再生可能エネルギー発電設備を追加するものであります。

3点目といたしましては、市たばこ税に係る経過措置の一部改正につきまして、上位法の改正に合わせ改正するものであります。

本条例につきましては、速やかに施行する必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づきご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

承認第4号 専決処分事項の承認につきましては、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、内容といたしましては、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、課税限度額及び低所得者の被保険者に対しまして保険税の算定に係る見直しを講じるもので、基礎課税の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税分につきましては限度額を17万円から19万円に改めるものであります。

また、国民健康保険税の減額にかかわる見直しにつきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準のうち、5割軽減の基準について被保険者数に乘じる金額を26万円から26万5000円に改め、2割軽減の基準については47万円から48万円に改めるものであります。

本条例につきましては、速やかに施行する必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づきご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

承認第5号 専決処分事項の承認につきましては、平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算第7号であり、内容といたしましては、平成27年度補正予算で創設をされました地方創生加速化交付金が平成28年3月29日に交付決定を受け、速やかに財源を充当する必要がありましたことから、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分としたものであり、同条第3項の規定に基づきご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、茨城県医療福祉対策要綱等が改正され、医療福祉費の対象である小児及び妊産婦について所得制限等の引き上げが行われたことに伴うもので、改正内容では、所得上限額において393万円であったものを622万円に、扶養1人当たりの加算額が30万円であったものを38万円に変更するものであります。

施行日につきましては、本年10月1日から施行するものであります。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本案は地方創生加速化交付金により、かすみがうら市交流センターを活用することになったことから、施設の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に管理を行わせることができることとするものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が制度化されたことにより、関係する条例を整理するものであり、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の



歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5407万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億5407万円とするものであります。

あわせて議案集41ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の主な内容につきましては、13款使用料及び手数料では交流センターの使用料を見込んでおります。

18款の繰入金では、減債基金を繰り入れ、地方債の繰上償還を行うものであります。

19款の繰越金では、平成27年度の繰越額を計上しております。

20款の諸収入では、自治総合センター消防団員コミュニティ助成金や消防団員等公務災害補償等共済基金からの受け入れ金の増であります。

議案概要書13ページにお戻りをいただきまして、歳出の主な内容といたしましては、総務費では、逆西8区から申請のありました自治総合センターコミュニティ助成事業に係る補助金や、五反田地区におけます地域集会施設整備に係る予算を計上しております。

商工費では、地方創生加速化交付金を活用して事業を展開する交流センターの光熱水費等の経費や施設の修繕等に係る予算を計上しております。

消防費では、受給者の増に伴う消防団員退職報償金に係る予算を計上しております。

教育費では、小・中学校の情報ネットワークに係るセキュリティ対策の経費を予算計上しております。

公債費では、学校施設環境改善交付金、基準額の変更に伴う地方債の超過借入分の償還に充当する経費を予算計上しております。

14ページをごらんいただきたいと思います。

議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億684万円とするものであります。

主な内容といたしましては、国民健康保険の県の単位化に伴う国保事業納付金を算出するためのシステム改修に係る経費を予算計上しております。

15ページをごらんいただきたいと思います。

議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得につきましては、平成28年5月19日に一般競争入札を実施いたしました災害対応特殊救急自動車の契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

議案第43号 市道路線の認定につきましては、牛渡地内で独立行政法人水資源機構が管理用道路として整備した路線を市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第43号の提案説明が終わりま

した。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は会期第7日目の6月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日6月1日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前10時29分

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成28年6月1日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副 市 長	横瀬典生君	土 木 部 長	渡辺泰二君
教 育 長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理 事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理 事	板垣英明君	教 育 部 長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消 防 長	井坂沢守君
総 務 部 長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市 民 部 長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻井清
〃	補 佐	神野厚
〃	係 長	小池陽子
〃	係 長	齋藤邦彦

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 櫻井繁行 議員

(3) 川村成二 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 櫻井繁行 議員
- (3) 川村成二 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 遠くなった救急搬送路の対応と東西幹線道路の広域的責任
		2. 市街地の社会資本整備計画と土地の用途地域見直しで地域活性化を
		3. 子どもの人間形成に果たす地方創生の責務～家庭教育と学校教育
(2)	櫻井繁行	1. 本市におけるシティプロモーション事業について
		2. 本市における防災体制について
(3)	川村成二	1. 地方創生に係る第三セクター事業によって得られる価値の向上について（「(株)かすみがうら未来づくりカンパニー」の事業について）
		2. 学校統廃合後の通学路の安全確保について（スクールバス停留所を含む通学路等について）
		3. 下稲吉小学校北校舎の活用による下稲吉中学校区の地域活性化について（下稲吉中学校区の図書館や公民館としての活用が効果的）
		4. わかぐり運動公園の安全点検と整備について（バックネット、クレーグラウンドの点検・整備について）

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき市の一般事務についてたずねる場です。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんのでご注意願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴受け付けの際にお渡しいたしました傍聴書の裏面に記載され

ております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いをいたします。

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

### ○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

昨日、議会初日に藤井議長と坪井市長から熊本震災被害へのお言葉がございましたが、私も、震災により亡くなりました方々へのお悔やみと被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、平成28年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目の遠くなった救急搬送路の対応と東西幹線道路の広域的責任について伺います。

土浦協同病院が、ことし3月から土浦市おおつ野区へ移転したことにより、土浦市の市街地から遠くなった救急センターの現状であります。当かすみがうら市の千代田地区や石岡市、小美玉市の一刻の猶予も許されない救急患者の命を救うために、行政の速やかな対応を引き続き求めるものです。

これらのことから、1つに、さきの防災計画や交通関連計画等が前年度に再策定されましたが、その計画の中身には総合病院の移転対策が一言たりと見かけませんが、今後はこの問題に対し、真摯に対応する意思があるのか、そして、その対応期間をどのように対応すべきかを伺います。

2つに、この事案の根本的な解決策として、広域的な東西幹線道路の計画の進捗と意思決定を誰が果たすべきなのか伺います。

次いで、第2点目、市街地の社会資本整備計画と土地用途見直しで地域活性化をについて伺います。

当市の実行された合併事業は、税収面に直接結びつけるものはございませんでした。

今後は、神立駅舎や駅前区画整理や神立停車場線の整備事業にあわせて、市街化区域全体の再点検を論議し、総合計画や都市計画のローリングが最適化するようお尋ねするものであります。

特に今回は、市街化区域の中で、学校や各種病院、スーパーマーケットが備わった4町歩ほどの未利用地もある大字新治地区に、安定した雨水排水の整備を行い、その土地利用を高め、ひいてはこの大字新治地区の新規住宅地整備のご評価をいただき、人口減少抑制と税収効果を目指すべきと提言するものであります。

また、当市にとりまして千載一遇の神立停車場線整備に伴い、その道路周辺の土地利用をどのように組み立て、このまたとない地域活性のチャンスをもものにできるのか尋ねるものです。

1つに、大字新治地区市街地や下稲吉小学校の雨水排水等のふえる需要に対する具体的な対応計画が現在のところ見当たりませんが、今後どのように対応するか伺います。

2つに、神立停車場線を初めとした新たな需要に地域活性・防災面を考慮した土地用途の見直

し等を計画しているのか伺います。

次いで、第3点目、子どもの人間形成に果たす地方創生の責務～家庭教育と学校教育について伺います。

地方創生が狙う地方の人口減少抑制策は、当市において観光事業や企業誘致といった国の指針に準じた内容で事業化されています。

さらには、郷土愛を温め直そうという同窓会などへの補助事業も計画した経緯もございました。故郷に振りかえるとき、まさに育った家庭の愛情とともに、今現在のかすみがうら市の評判が、Uターンのきっかけとなるものでありますから、私も、かすみがうら市の歴史や夢や誇りを紡ぐことに貢献できればと、気持ちを初心に戻り、本議会の質問に臨むものでもございます。

地元の義務教育を終えれば、新天地となる高等学校から大学や就職と社会進出をすれば、希望を持って大都市に一度は出たいと誰しもが思うことであります。大都市に出て、自分のちっぽけな存在に気づいたとき、実家で育った愛情を思い出し、その瞬間にどれだけ郷土からの愛情を思い出してくれるのか、その郷土からの愛情こそ、愛郷教育でございます。

その愛郷教育は、義務教育課程の中で、児童生徒と教師との意思疎通が運よく図られ、よき思い出となることもあれば、大概の思い出は教師の職業としての立場もあり、児童生徒も一過性の記憶の中で過ぎ去っていくことが多々でございます。

今回はそういった視点の中で、どれだけ行政がその記憶に残すことができるのか、これから育つ少数精鋭の子どもたちが持つ故郷への愛情に貢献できるのか、子どもたちの心の支えになれるのか、現実的な教育の現状を補う行政となれるのか、地方創生の目的に貢献できる教育行政であるのか尋ねるものであります。

1つに、市内学校に均等割に充てる家庭教育の補助交付や講座教室開講等の対応により、地域を担う子どもたちに地方創生の意義もあわせ、計画と責任が全うできているのか、今後のカリキュラム、予算等をどのように計画対応するのか伺います。

2つに、当市の子どもたちへの学力体力テストの結果分析から教科等の創意工夫として、幼児、小学校、中学校と今後、カリキュラム、予算等をどのように計画対応するのか伺います。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、救急搬送路の対応については土木部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、広域的な東西幹線道路の計画の進捗等につきましてお答えをいたします。

土浦協同病院の移転開院によりまして多くの市民、近隣市からの自動車や公共交通機関を利用して通院する方々、さらには、救急搬送においては365日、24時間対応することから、広域的な救急搬送に対応した幹線道路の整備は、重要かつ緊急な課題として考えているところであります。

計画の進捗につきましては、土浦土木事務所を交えまして石岡・かすみがうら河川・広域道路

整備促進協議会総会を7月に開催をし、現在検討しているルートについて、地域ビジョンの明確化と共有化を図り、本市が積極的な取り組み姿勢を示し、早急な意思決定をしてまいりたいというふうに考えております。

検討ルートの詳細につきましては土木部長から、次に、2点目1番、市街地の雨水排水については上下水道部長から、2番、土地の用途地域の見直しについては土木部長から、3点目、子ども人間形成に果たす地方創生の責務につきましては教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

**○教育長（大山隆雄君）**

3点目1番、今後のカリキュラム、予算等の計画的対応についてお答えいたします。

家庭教育学級は、地域の宝である子どもたちを健全に育成するため、子どもの教育や人格形成に最終的な責任を負っている家庭の教育力を向上させるための事業でございまして、市内の各小中学校に委託、1校当たり5万円という形で、学校デビューする小学1年生の保護者と新しい環境に変わる中学1年生の保護者を対象に、年5回程度、講演会、研修会、親子教室などを実施しております。これらの活動を通して、子育てについての知識やノウハウなどを学んでいただくことも大切ですが、何よりも保護者同士のネットワークづくり、お母さん、お父さんたちが子育ての悩みなど、気軽に相談できる友達をつくる場所づくりが、一番の目的であると考えております。

また、主に学校を会場にしていることから、気軽に学校を訪問する機会を設けることで、学校を身近に感じてもらったり、学校の状況や学校での自分の子どもたちの様子がわかったり、先生方と風通しのよい環境を築くきっかけになるなど、学校と家庭の連携をつくる一助になればと感じております。

毎年、事業の趣旨をご理解いただいた上で、学校ごとに研究主題と事業計画を立て、事業の運営をしていただいております。それぞれバラエティーに富んだ内容になっていると感じておりますが、議員ご指摘の愛郷教育につきましては、まさに、このような親子の学びの場にふさわしいテーマであると考えますので、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトである、子どもミライプロジェクトとの連動も視野に、各校とテーマの調整を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度は、いじめや差別防止の一助とするため、委託の条件として、人権教育に関する内容を1回以上実施する旨、委託の条件に加えさせていただきます。

3点目2番、学力体力テストの結果分析からの今後のカリキュラム、予算等への計画的対応についてのご質問にお答えいたします。

学力体力テストにつきましては、国が実施する全国学力・学習状況調査、県が実施する学力診断のためのテストと体力・運動能力調査を毎年実施しているところです。

全国学力・学習状況調査につきましては、教育委員会、学校において、調査結果を十分活用し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、その改善を図るなど、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であるとされております。このため、教育委員会では分

析・支援プランを、各学校では分析・改善プランを作成し、効果的に学力向上を推進しているところでございます。

また、学力診断のためのテストにつきましては、児童生徒の教科内容の理解の程度や問題解決能力の実態を明確にし、学力水準の向上を図ることとされており、各学校で結果を分析し、課題を把握して次年度に作成する学校改善プランにおいて、学校改善のための方策の検討、実施及び検証により効果的な学力向上を推進しているところでございます。

さらに、体力・運動能力調査につきましては、健康の保持増進と体力の向上の必要性について理解を深めるとともに、体育の指導の改善とその充実に資することとされておりまして、結果の分析から毎時間の体育の授業の工夫（準備運動などで年間を通して体力アッププログラムを導入するなど）を行うことにより、体力向上の対策を講じているところでございます。

以上のように、各テストの結果につきましては、それぞれ学校での分析に基づく改善策の実施、さらに、教育委員会としても市全体の傾向を分析し、授業力の向上が図れるよう、教職員の研修を実施するなど、学校を支援するとともに、その対策に費用が生じる場合は予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、結果の公表につきましては、全国学力・学習状況調査では、実施要領に基づき公表をすることは可能であります。本市におきましては、学校の序列化や過度な競争が生じるなども懸念されることなどから、非公表としておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、小学1年生の授業において、国語の時間が1日2時間の日もあるなど、時間数が多くなっている件についてお答えいたします。

小学校の各教科等の授業時数につきましては、学校教育法施行規則第51条において標準とする授業時数が規定されているところです。国語の授業時数は小学校1年生では、年間授業時数が306時間数、2年生が315時間数、3・4年生が245時間数、5・6年生が175時間数と、学年が上昇するに従い減少し、減少した時数については、社会や理科などの他の教科に移行するようなことになっております。低学年では学力の基礎的な力を養う必要があることから、国語の時数が多く規定されているものと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

**○土木部長（渡辺泰二君）**

1点目1番、総合病院の移転対応策等についてお答えをいたします。

広域的なアクセス道路の形成につきましては、現在、国の補助事業を活用し、新治地内から東京製綱脇、第2千代田南団地交差点まで、平成29年度完成を目途に整備を進めているところでございます。

また、土浦市でも、田村沖宿線延伸道路の整備を進めており、この事業により当市から国道354号土浦バイパスおおつ野団地入り口交差点までが接続され、広域的なアクセス道路が形成されます。

次に、1点目2番の検討ルートでございますけれども、土浦土木事務所を交え、石岡・かすみ



がうら河川・広域道路整備促進協議会総会で示されるルートでございます。

千代田大橋から石岡市大原地内を通過、県道牛渡馬場山土浦線に接続するルートがございます。

さらに、石岡市府中橋から国道6号までの路線に付随する関連道路の構想ルートについてでございます。

これら道路を整備することにより、土浦協同病院への広域的なアクセスを初め、災害時には避難路や救援物資の輸送路としての役割も期待をされます。

また、広域幹線道路整備につきましては、広域的な地域の総意の盛り上がりが必要であり、広域連携を念頭に、さまざまな角度から検討と検証を行い、今後の方向性を決定してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目2番、神立停車場線を初めとした新たな需要に地域活性・防災面を考慮した土地の用途地域の見直し計画についてお答えをいたします。

神立停車場線の計画交通量は1日8,000台と見込んでおり、県都市局の指導により、おおむね5,000台を超える県・市道は、両側沿線30メートルの範囲を第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・準工業地域のいずれかの指定を行うこととされております。

これらを踏まえ、当該街路整備事業着手と同時に用途地域の見直しに着手し、現在、都市計画の決定に向け作業を行っているところでございます。

今回の変更予定区域の背後には、第一種低層住居専用地域と第一種中高層住居専用地域として高さ10メートルまでの建築物、500平方メートル未満の商業施設とかの制限を有する良好な住環境を保護する地域が控えており、この環境との調和を第一に考えます。さらに、基本的には現行より用途規制を緩和するものであることから、幹線道路の沿線として、高さ制限の解除や3,000平方メートルまでの中規模な商業・業務施設の立地を容認することができ、かつ地域活性化が図れると思われることから、第一種住居地域として指定することで計画を進めているところでございます。

また、本停車場線における防災面については、総園長2,074メートル、幅員18メートルを有するため、十分な機能は得られるものと思われまます。

あわせて、土浦かすみがうら土地区画整理一部事務組合により進めております土地区画整理事業区域、当市エリア約0.9ヘクタールにおいて、初めての試みとなります防災に強いまちづくりを目指した準防火地域の指定を平成29年度目途に進めているところで、内容の精査が図られた段階でお示しをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 堀口家明君。

[上下水道部長 堀口家明君登壇]

○上下水道部長（堀口家明君）

私からは2点目1番、雨水排水整備についてお答えいたします。

ご質問の区域でございますが、霞ヶ浦湖北流域関連かすみがうら市公共下水道事業計画において、千代田地区4排水区のうちの下稲吉排水区として計画されておりますが、現在の整備状況は、雨水排水の全ての需要に対応できているわけではございません。

今後さらに、宅地化が進むと考えられますので、関係部署と協議し、雨水排水整備計画を見直してまいります。

また、近年の豪雨による浸水被害がありました逆西排水区について、業務委託による調査を行い、より効果的な雨水排水整備を進めることとしております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の救急搬送路と東西幹線道路の広域的責任についてをお尋ねしますが、先ほど、まず市長からご答弁のありました石岡市とかすみがうら市の幹線広域道路整備促進協議会のほうが設立をなさって総会を開催されたということで、私が伺った情報では先般、石岡市さんの豪雨災害のときのSE対策として国会などに産業建設の委員長と陳情に行かれて、その事業化がなったということの協議会かと存じるんですが、これは間違いですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先日行ったのは、恋瀬川の高倉から上流部の改修が認可になったものですから、その関係で行ったものでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

すると、あくまでも境界にまたがるものということで、私が今、先ほど申し上げたことは、また違うんですね。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

広域幹線と、それから、河川幹線道路につきましては石岡市と一緒にあって総合的に進めている協議会でございます。それ等も含めてというふうなことであります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

要は、私が今回お尋ねしているおおつ野までの道路が、いつ、まずこの促進協議会で議題となり得るのかというところが気になるんですが、何かそういうめどは何か、もう事務局とご相談いただいているんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

来月の7月14日にこの協議会の総会が石岡市で開催をされます。その中で、先ほどから答弁を

しておりますように、土浦土木事務所を交え、2つのルートの提案がされるというようなことで進めております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

1つは、私も言っている道路のことなんですが、2つというのはもう一度、もう一つは何ですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

石岡市の府中橋から県道石岡つくばバイパスが国道6号まで完成をしております。それから、市道6-0006号線のほうへ接続するというようなルートが1つ検討をされております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それは、いわゆる国体道路の延伸の農免道路に接続という部分ですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

はい、ご指摘のとおり接続をされますと、議員ご指摘のように今現在進めております6号線から東京製綱工業団地のほうに結ぶ道路になります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

土木部長の答弁の中に、新治地内からおおつ野へ向かって整備しているという、その新治地内というのは、具体的にもうちょっと何新治なのかご説明、補足説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

新治橋から下稲吉のほうに向かいますと、新治橋の坂の上まで道路改良工事が現在進んでおります。その坂の上から今現在、道整備交付金で進めてございます路線ということでご理解をいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

要は、渋滞緩和とかになる道路なのかと市民としては期待したいところなんですが、その拡幅だけなのか救急路としての性能を上げるための拡幅だけなのか、どの程度の道路改良なのかというのがちょっとわからないんですけれども、ご説明をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

現在の市道6-0006号線につきましては、センターラインの設置をされていない道路がございます。今現在、工事を進めている内容といたしましては、片側車線3メートルでセンターラインが当然設置をされますし、片側に歩道がつきます。さらに、その結果、歩行者の安全も確保ができるというような改修工事を今、進めてございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ちょっと私も漠然と場所がつかみ切れないないところがあるんですけども、その歩道の安全ということで、新たにガードレールを設けるとかそういうことはないと思うんですけども、まずはそれあるんですか、そういうことはなしに幅員が広がって歩道としての幅が確保できるということだけですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

歩道につきましては、歩車道境界ブロックが車道側に設置をされますので、通行車両が歩道に入るといふようなことを遮るための歩車道境界ブロックを設置をいたします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

その道路は、事由としては交通量が何か渋滞があったりとか、子どもの通学路であったりといふその実態はどうなんですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

石岡方面から土浦千代田工業団地のほうに向かう朝夕は特に交通渋滞も発生し、利用者は多いというように認識をしております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今、その私が今回2番目で聞いている大字新治地区のカスマストアーの脇の渋滞は、大分市民の皆さん初め、アクセスされる皆様方にご迷惑をおかけしているわけなんですけど、そういうものには効果があるんですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先ほどから説明してございます西部ルートにつきましては、今、ご指摘の渋滞の解消には直接はつながるものではございません。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それで、本題の趣旨に戻るんですが、総合病院のほうに移転3カ月経過しております。私は救急搬送は特に千代田地区は遠くなったわけですし、もちろん遠くなったのは千代田地区だけの問題ではなくて土浦市であったり石岡、小美玉市も同様でございます。

そういった救急搬送の状況もおわかりでしたら、それもあわせて当市のかすみがうら市消防本部としての3カ月経過した中の現況はいかがでございましょうか。消防長にお尋ねしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

ただいまの質問にお答えいたします。

3カ月転院前の12月から2月28日まで、415件と移転後の3月1日から5月30日、445件、これは全件数なんですけれども、これは検証してまいりました。時間につきましては、現場に着いてから病院に着くまでの時間を利用件数等の全件数の中から平均を出してきまして、若干ですけれども、病院移転後のほうが時間がかかっています。かかっている理由につきましては、土浦協同病院さんの事務のふなれな面が1番ということです。電話をしてもなかなか医師につながらないという移転後の病院の運営上のふなれな部分が、職員に聞いたところ、そこにロスタイムがかなり出ていると。その次につきましては、古橋議員に出してありますように距離が伸びたというようなことで、この2点が現状到着から病院収容までの時間の延伸になっていると思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

また、消防長にお尋ねしたいんですが、病院側の運用がまだなれていない部分と遠くなったという搬送路の実態あわせて、急患の方でそういうことでリスクが高まってしまったというような実例、実態は何か消防長の把握している中では何かございますか。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

ただいまのご質問につきましては、特段時間がかかることによって起きたという内容については、現在自分のほうでは把握してございません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長にお尋ねしますけれども、この件は、この救急搬送路が中貫の交差点を軸におおつ野まで向かわれているということは、小美玉市さんも課題であるかと思うんですけれども、小美玉の市長なりと、また当市として、そういう実態を取り組みたいから小美玉市さんのほうにもご協力いただけないかと、そういう働きはなさっておりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

近隣市町村では、小美玉市さんとはまだ具体的に詰めた話はしたことはございませんが、話題としては出ております。特に先ほどの話の石岡市とは、これは非常に共通する環境がございます。石岡市とはたびたびそういった中で公式に協議に話をさせていただいて、実務的には担当者のほうが話は進めているような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

小美玉市はもちろん、国、そして、茨城県にも実務的にも相談あるべきだと思うんですが、市長公室長、上級庁の国、県にはこういう実態はどのように伝え、見解はいただいているわけでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをさせていただきます。

まず、やはり広域的な連携の中で、先ほど市長からもお話がありましたように、石岡と再度こういった協議会が立ち上げができたということでございます。非常に広域的な幹線道路としての位置づけ等もございますので、県土木のほうにもこういう方向で進めていきたい旨のお話はさせていただいております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

この件に関しては、市長が急ぎ采配を振るわれているということでございますので、一刻も早くおおつ野まで安定した道路を結んでいただきたい、そのためにも促進協議会で、より実務的な議題として図られることをお願い申し上げます。

当市が合併した折も、合併特例債事業の跨線橋事業ですが、当時と違いまして、今はもう病院が移転しているわけですから、もう当時の大義に比べたら格段に理由があるわけでございますので、そういうことをより一層国、茨城県にご理解いただきまして、広域的な役割を担うためにも、かすみがうら市長として坪井市長には采配をご期待申し上げたいということで、次の質問に移らせていただきます。

2点目の市街地、特に大字新治地区の社会資本整備、それと、神立停車場線の周辺道路の土地

用途の見直しということで再質問させていただきますが、ご答弁の中でありました準防火地域ということなんですが、これのちょっとメリットを簡単にご説明いただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

準防火地域につきましては、壁等の素材を指定をいたしまして延焼を防止するというようなことで、制限がかかるような内容になります。詳細につきましては、後ほど資料として提出をさせていただければというふうに考えます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

まず、神立停車場線のほうから再度伺うんですが、用途の見直しで第一種住居地域指定ということをご想定されているというご答弁ございました。私もその選択は、住居と各種商売の業種の制限とかが、ほどよくバランスがとれている用途地域かなというふうに思うわけでございます。やはり駅前ですから、駅前のメイン通りとなるわけですから、ただ閑静な住宅街というのには惜しい。それで、商業、いろいろな商業まで自由ということになると、これまた既にお住まいの皆さんのご心配もふえてしまう。そのちょうどいいバランスをとった選択だと思います。

ただし、法律にはどうしても抜け穴もございまして、これでその神立停車場線にかかわるお住まいの皆さんが100%満足するよなということが、どうしてもいろいろな問題も発生してしまうリスクもあるわけですが、1つ例を申し上げますと、私が今、住んでいるところは市街化区域の中でも準工業地域です。国道の1桁の6号線なんですけれども、目の前に住んでいるんですけれども、市街化区域とはいえ、いやもう騒音、振動がひどいということで、もう再三これまで質問しておりますけれども、そういう環境の中でも、だから、私も一人の父親として子育てをする中で、毎朝近ごろは自転車朝飯前にサイクリングをしてくるんですけれども、国道6号については歩道もある程度幅もあり、問題ないんですけれども、いろいろな谷津田のほうをおりてみたり回ってくるわけなんですけれども、近所にラブホテルが2件もございまして、あれだけ近い距離ですから、どうしても自転車のサイクリングコースに適したコースを通れば、そのラブホテルのすぐ脇を毎朝子どもと自転車で歩いているわけですよ。私は別にとにかく、何の無垢な子どもに、この建物は何だと説明したことはないですけれども、でき得るならば本当に、別に悪い設備だとは言っていないよ。もちろん認められて建てている事業の建物で固定資産もたくさん恐らく納めていただいている建物ですから、いいんですが、どうしても、どうしてこの古くからある集落にもかかわらず、この近隣の集落からもうちょっと距離が置けなかったのかなと思うわけなんですよね。何のために建築許可の行政の職員、事務吏員がいて、トータルのバランスを考えて、もうちょっとできなかったのかなと、本当に子どもを育てる父親として、本当にやるせない思いではあるんです。

その趣旨をお酌み取りいただきまして、神立停車場線沿線を第一種住居地域として見直しされた後のイメージを持たれていただきたいんですが、制限は非常にバランスがとれているというこ

となんです、実際に建物が事務所貸し出しとかテナントを建てた場合の用途に関して、どのように市民の不安が出ないように抑制できるのかという、そういう運用が望まれるのかなと思う次第でありますけれども、何かこのテナントを入居が社会的に余り歓迎されないような入居が折しもあった場合に、備えられるというものが何か法を扱われる皆さんの裁量で、あるのかどうかお尋ねしたいんですが、いかがでございましょうか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お答え申し上げます。

ただいまのご質問は、周辺が整備され、そして、立地が可能な状態になった状態で起こる可能性があるということに対して、どうしているのかというふうなお尋ねだと思います。

基本的には社会のルールに沿った対応をしていくというのが柱になってくると思います。もちろん、その時点では本来のような事案があれば、当然関係機関との協議をして対応を引き続きしていくということで、現在は理解をしているもので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

例えば太陽光の事業の許可に関してだって、つくば市でああいう先例が起きて、大分太陽光の事業者も苦勞されておりますし、周辺の地域の不安は一定の排除はできているのかなと思いますけれども、太陽光に関しては地球の核排除とか、せんだって、オバマ大統領と安倍総理が原爆ドームの前で会見されたとおりに、難しいかもしれないけれども、取り組んでいきますというようなことであるわけでごさいます、当市にとってもそういう種々拡大、課題がある中で、副市長にご答弁いただいたようなことも、非常に行政にとりまして難しい事案だと思います。日ごろからも注視、よくアンテナを張って情報を知り得ることが、最小限に抑えるという皆様方のお務めだと思いますので、そういう副市長のご答弁の形で臨んでいただきたいということを願うものです。

あと、神立停車場線には今、消極的な事案から再質問いたしたんですが、もう一つ積極的な事案としてお尋ねしたいところなんです、先ほども申し上げましたとおりに、神立駅舎が建て直し、そして、2町歩の区画、駅前区画整理も行って、さらに、神立停車場線幅員の立派な道路を国道まで真っすぐつなぐという、またとない、かすみがうら市にとっての事業整備のチャンスでございます。

先ほど申し上げたとおりに、駅おりて、ただひたすら閑静な住宅街、コンビニが点々と建っているようなまちでは、やはりまちの魅力というものはないものでして、都市計画、まちづくりという観点からは、やはりそこに住民のニーズに応えられるような、例えば公園であったり、川村さんも質問出していますけれども、また図書館とか、これまで合併前から、特に市街化区域の中では公園やら図書館が欲しいという意見はずっとあって、いまだに子どもから女性の方まで、そういうご意見を聞く機会もございます。

やはり駅前のメイン通りに何かしら、駅前降りたら、あそこの神立駅前にはこういうものがあ



るんだよというイメージづくりが必要だと思います。一つのアクセントがですね、そういうものをやはり行政、ひいてはかすみがうら市長が、市民と道路周辺の皆さんのために土浦市長とご相談になって、何かそういうものをイメージづくり、そして、そのイメージづくりによって市民に夢や希望を持ってもらうということも大変大事だと思います。財源の厳しい、景気も悪い折ですから、じゃ、すぐに10億だ、20億だという予算はないかもしれませんが、ないならないに優良な企業も工業団地の中にいらっしゃるわけですから、そういう筋から公施設でなくても私施設としても何かそのメイン通りに、あのメイン通りにはこれがあるというものをやはり駅前に私としてはぜひ、どこまでできるかそれはわかりませんが、取り組むということは必要だと思いますけれども、市長いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

神立駅舎駅前の区画整理、それから、停車場線、これは大変この整備によってまち、市のイメージは大きく変わると思います。大変私も期待をしております。そういう中で、やはり文化的な面と商業的な活性化と、そういったものがバランスとれた形での地域づくりが求められるわけでありまして、土浦市と協働で進めておる事業でありますので、土浦市とも十分協議しながら、今後いろいろ研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それで、もう1点、大字新治地区の雨水排水のことでお尋ねするんですが、先ほども申し上げたとおり、当市の市街化区域の中で特にポテンシャル、潜在能力、可能性という意味でございしますが、これを有しているエリアだろうと思います。

冒頭の質問の1回目のときに申し上げたとおり、千代田日立グループさんの使用される千代田ハウスの跡地が恐らく2町歩ほどあるのかなと、それに合わせて隣にも2町歩ほどの市街化区域の中に土地があって、合わせて4町歩もある。周辺は下稲吉小学校からスーパーマーケット2つ、病院は内科、耳鼻科、歯科、眼科、それから、四、五百メートル歩けばゴルフ練習場があったり、わかぐり運動公園もあるということで、非常にこれから土地を求められる方にとっては選択肢として、たくさん魅力の詰まった土地であろうとは思いますが、やはり土地の評判のベースというのは、申し上げるまでもなく雨水排水であります。土地選びのときは、もちろん更地は雨の降る日に見に行くという常套手段といいますか、これは大切なことであろうかと思えます。

また、そういうまちづくりの成功例として、つくばみらい市の駅前の区画整理や守谷市の住宅街などは、皆さんもご承知のとおりフラットな地形ではなく、アールのある、勾配のある土地をうまく使って整備され、雨水の排水が十分機能したようなことで、昨今評判としてある住みやすさランキングだと評判につながるわけですから、ぜひ新治地区も暫定的な整備ではなくて、しっかり安定した整備を本来ならば社会資本整備計画として、国の補助などもいただきながら、今現在の遊休地がすぐに動くような形になっていただきたいと思うわけですから、やはりそういう評判が、ひいては地方創生の目指す人口減少抑制策につながるわけですから。

そして、当市のさまざまな評判にもつながるわけですから、まずはこの条件を雨水排水の整備をすべきというふうに思います。

現状は先ほど上下水道部長からご答弁がありましたとおり、計画はあったものの実は雨水排水については、実行されている部分が非常に小さい。汚水処理や下水道はもちろんありますけれども、雨水排水、これがままならない状況であります。さらには、その新治地区の私の申し上げた遊休地の隣の調整区域のほうも、かつては住宅もいろいろ連担制度や既存宅地制度がいろいろ改正になる前は宅地化したような経過もありまして、将来的にはやはり私が先ほどから申し上げている4町歩が、全部もし売れてしまったなら、周辺がいろいろ連担で建たないだろうかと、そういう問い合わせも出てくる可能性もあるわけでございます。

今現状、スーパーマーケット2つもあって、正直言って、事業主からすればもっと住宅が欲しいよとイメージしたと思います。まして出店したときに、ここは小学校もあって病院もあって運動公園もあるわけだから、もっと伸びるんだらうと思って、そこに店出されたと思いますけれども、なかなかそれがままならない状況なのかというふうに思うわけなんです。市長、今回あえて川村議員の関連でお尋ねした前回形もありましたけれども、特に千代田ハウスさんの跡地、日立グループさんからの相談もあると思います。これを応えられるように整備するというのは、神立停車場線のほうにも日立グループさん、土地を持っているんですね。そういう意味では、取引とは言いたくないですけども、そういうことで新治地区を雨水排水ちょっと力入れて、何とか神立停車場線のほうの先ほど言ったアクセント的なものを、シンボリックなものをご相談する一つのきっかけとして、私は非常に有効だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまご指摘のいただいた、まず、日立さんとやはり相談をかけられておりまして、いろいろな法案をしていきたいというお答えをしています。前向きな形で進めております。

具体的には副市長のほうから答弁いたさせます。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、ただいまの点、お答えをいたします。

今、雨水排除の関係でございますが、我々は常日ごろから、いわゆる雨水排除につきましては、特に近年では減災ということをテーマにして取り組んでいるところでございます。

先ほどの事例の件につきましては、答弁を上下水道部長がしてございます。それは当然なことでございますが、それ以後も河川部、水路部については整備を続けていかなければいけないという視点で実行しておりまして、全体として現在は雨水の局所的な見直しを図っているという、先ほど答弁したとおりでございます。それらに沿った速やかな対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。約10分間、休憩します。

休 憩 午前11時01分

---

再 開 午前11時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、引き続き再質問をいたします。

新治地区の社会資本整備に関連して、その地区に隣接します小学校の雨水排水のことをお尋ねしたいんですけども、私が調べた限り、グラウンドも非常に雨水の排水が悪い。運動会的时候は市内の小学校全部、市内に限りませんが、非常に豪雨で苦勞されたかと思ひますけれども、その中でもとりわけ下稲吉小学校のグラウンドの一部は、もう乾いたときには子どもたちの小さい足跡がわあっとたくさんかちかちになった跡が残っているような、もう粘質化したようなグラウンドでして、その下稲吉小学校の雨水排水ひもときますと、非常に流す場所が余りこれだという場所が余りないんですよ。

その学校の敷地内の雨水排水の処理もあるかもしれませんが、それでは到底足りないような現況でありまして、1つ、そういう例を挙げますと、プールの水を交換するときに排水をそのまま栓をあけて流せないという、こういう学校側の引き継ぎ事例がありまして、流すときには県道の反対側の農家の方に水を流すからというような引き継ぎ事項もあつたり、あとはプール自体の開栓をするのではなくてポンプでくみ揚げて道路の側溝に流すというような、余り望ましくないような状況もあるわけでございます。

そういうプールのことは何とかだましましやっていけるのかもしれませんが、グラウンドに関しては、これは子どもたちが大変かわいそうだと思うんですよ。そういう状況、教育長、ごらんになったことございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご質問にお答えします。

先日、下小のグラウンドが議員ご指摘のような状況であるということをお聞きしましたので、たまたま雨が降っていたので、状況がより鮮明にわかるのかなと思ひまして、学校に行きまして見ましたところ、確かに議員おっしゃるとおり排水の不備があるのかなというような状況で、かなりでこぼこしているような状況で、あれが乾くと確かに子どもたちの運動面などに支障を来すのかなという感想を持って見てまいりました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長、下稲吉小学校の整備、もっと坪井市長にも力を入れていただきたいと思ひます。新しい

校舎も建って、今まで自然浸透していた部分が減って、そういう雨の流れも新たにできるわけですから、給食室2億円の予算を確保するならば、こういうものはもっと早く取り組むべきだということをお願いして、もう1点、評判を上げていただくように取り組んでいただきたいと思います。

やはりこの雨水排水、特に千代田地区はいろいろ下稲吉地区、この新治地区もそうなんですけれども、住宅地整備をした後に宅地化が進んだ中でいろいろ雨水排水が課題であったことも事実でありまして、下稲吉に流れる逆川という周辺もいろいろあったかと思えます。こういう面が本当もっと改善が早くできていれば、今は大分よくなっておりますけれども、もっと守谷やつくばみらい市に少しは近づけるような住みやすさの評判がもっとできたのではないかなと思えますけれども、新治地区も隣の地区ですから、下稲吉の逆川の排水、大分苦勞して行政も取り組んできました。特に副市長は、そういう関係部署で部門のリーダーとして采配を振るってきたと思えますので、そういう反省を生かして、もう一度、新治地区とか下稲吉小学校の排水、評判が下がらないように、どう努めていかれるのか一言ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、引き続き雨水の関係でのお話でございますが、全体的にどのように対応を考えるのかということでございます。

議員さんご指摘をされておりますとおり、幾つかの稲吉地区は特に水系がございまして、角来池の方面、菱木川関係、それから、局所的には先ほど言いました下小の関係、そして、逆川の関係と、それから、土浦方面への放流という、そういったところが大枠の中での話だと思っております。

特に逆川あたりでは、まだまだこれから対応しなければならないことが多く残っております。そしてまた、角来方面でも停滞するということがございまして、それらも含めて全体的に雨水プランが、どうこの後変わっていくか、そして、計画をどのようにすればよいかというのは、大きな構想を立てていかななくてはならない。ただ、局所的にまずいところは、なるべく早く手当てをしていくような方向は考えていかなければならないというふうに今、思っているものでございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

川村議員も質問して、今年度継続費用で雨水排水の調査ですか、そういうものを早く納期をまとめていただいて、速やかな対応をお願いしたいと存じます。

次いで、3点目の教育、そして、地方創生の関連について再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の家庭教育の部分についてお尋ねしたいんですが、私は、これまでどちらかというと保健福祉部に幼児教育という関連でお尋ねして、特段の幼児教育に取り組んでいただきたいということをお願いしてきましたけれども、保健福祉部もいろいろ介護初め、国からの事務の対応で非常に大変だと思います。やはり創造的なプラスアルファの部分の事業としては、教育委員

会が家庭教育と密接に幼児教育という部分をつなげて事業に反映させていただきたいというふうに願う次第でございますけれども、1つ、事例をもって再度お伺いしたいところなんです、先般、皆様もご承知のことなんです、国の1億総活躍会議でタレントでもある菊池桃子議員が、PTA活動が働く親に重荷といった発言をされて、これが思いのほか賛同者が多かったという実態があります。これは景気の低迷や女性の社会進出ということで、それとともにPTA、そして、家庭教育事業に求められるニーズというもののギャップからあらわれた評判であろうというふうに私は分析しております。だからといって、PTAの範囲ですね、圧縮かけても、小さくするというわけには、これは到底まいらないのは皆さんもご理解いただけると思いますし、いかに、そういう状況の中で効果的に家庭教育を施すかというのが各自治体にとって、各自治体のそれぞれの状況に合わせた取り組みがなされるべきであろうと思います。

家庭教育という部分では、国の文科省が早くから取り組んで、当市もいろいろコーディネーターを入れたりしたような事業であったり、そういうものは取り組んできておりました。大分私が見た印象ですと、大分手間をかけているな、担当した者は大変だったろうな、まして国の補助がありますから、その後報告やら何やらと、そうなる就非常な家庭教育事業の回転稼働率が悪くなる。やはりもっとライトに気軽に、手軽にというようなスタンスで、来られる対象者の親御さんたちにも気軽に集っていただく、なおかつその集っていただくことが大事でして、いくら内容が一定のものを準備したって、人が来ないことには、その事業効果が生まれなくてございますから、余り重たい内容で来てくださいといっても、仕事で疲れたところに、ちょっとこれじゃなって、働らかれていますお母さん方にパスされてしまいますから、そういう対象のニーズも見ながら、気軽さ、手軽さという部分で参加者にちゃんとしっかり趣旨を伝えて協力いただくというサイクルを、今まで十分取り組んできたと思いますが、そういうサイクルで教育委員会の家庭教育の部分についても、もうちょっと準備とかそういうのを背負い過ぎず、委託できるものは委託して、ディレクターとして、もっと事業のディレクターとして人がたくさん集まって、その空気を一緒に感じ取れるという、そういうイメージを持って取り組んでいただきたいなというふうに思う次第です。

そういうことで効果を発揮しませんと、私が申し上げている愛郷教育ですね、人口減少の抑制策というところになかなか結びつかない。非常に内容、手間暇、ディテールが緻密につくられた事業ではあるけれども、とにかく人が気軽に来ないことには効果がなれないのでありますから、やはりそういった気軽さで、家庭教育という非常に家庭教育でいろいろ悩まれている方にとっては重たいですから、もっと教育委員会としては絶妙なバランスを目指して事業展開される。もちろん各学校も、先生方も含めてやらないとなりませんから、そういう意味で教育長、定義、云々等を聞いたかったんですが、時間もありませんから、そういうスタンスで私はこれからの時代は家庭教育、取り組むべきであろうというふうに申し上げますけれども、間違っていますか、間違っていないか、どうでしょう、いかがでしょう。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんのおっしゃること、私は間違っていないと思います。今後ともたくさん

の関係する親御さんたちが、気軽に学校にお集まりいただいて、子どもたちの教育にどう親がかかわっていったらいいかということ、忌憚のないそういう意見交換の場になればいいのかなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ぜひとも、そこに幼児教育も同期していただければなというふうに思うんですけども、保健福祉部長、そういう横の連携はいかがですか、教育委員会と。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員ご指摘のとおり、今までは大分弱い部分があったかと思しますので、今後は幼児教育が捉えた部分で横の連絡を密にしながら、幼児教育のほうに力を注いでまいりたいというようにところで考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

そして、もう一つ、学校教育という点で、学力テスト、体力テストの結果を本来は我々議会も第三者の優しい目を持ってご提言をしたいところなんですけれども、今の周辺教育行政の中では、なかなかその開示が1番でもなければ、ちまたにうわさが聞こえてこないと思います。

私は、大山教育長がご答弁いただきました、そのテスト結果に基づいて先生方が計画して取り組まれているということなんです、その行政である以上、それがちゃんと効果ができているのかということ、私は優しい目でお尋ねしなければなりませんので、その点をご理解いただきまして、当市は前年比、そのテスト結果の前年比がどうなのか、その取り組まれていることがちゃんと効果が出ているのかということでご答弁いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

26年度比の27年度結果を見ますと、4年生から実施しているわけですけども、その結果を見ますと、26年度から27年度にかけては若干の伸びが見られたというような結果を得ております。それから、中学校のほうでは、26年度の中学2年生が27年度にかけてかなり正答率が伸びて、この結果が大変よかったということは、高校進学の際にもいい結果が出たのかなど、そのように理解しております、議員おっしゃるとおり、その子どもたちの学力向上に努めているということから、少しでもいい結果を出したいということで、その思いが幾らかずつ出ているのかなど、26年から27年度にかけての結果から、そのような考察をしております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私がかねがね教育に関する質問で、もうちょっと独自の算数なり英語なりを展開したらどうだということを言ってきましたけれども、基本的には悪く言えば、教育に関してはどうしても国の下請的なところで教科をやらざるを得ないルールもありますから、そういう中で、先ほど1回目の大山教育長の答弁で、国語は週に3回、1日2時限ある日が3回もある、週に、週5日の中で、これまで教育長の答弁も、中根議員の質問の中でも、私の質問の中でも、もっと理数系に力を入れたい、文科大臣も言っている、そう言ったけれども、実際は学習指導要領のルールで決められて、国語を1日に2時限も今、3回もやっているんですよ。それで、理解能力は上がりますけれども、やはり産業の素材になるものの考えがどうなのかなと、これからオリンピックやTPPが履行されれば、ますます英語や算数やら重要になってくるわけですが、国語ばかりやって作家になる人は中にそういうことでふえるのかもしれないですけども、私としては、やはり国の皆さんの産業を支える少数精鋭であっていただきたいと思うわけです。

うちの子どもも本当にきのうの話なんですけど、算数の宿題を預かってきたんですよ。国語ばかりやっているんですけども、算数の宿題預かってきた。見たんですよ。そしたら、もうこんなに進んでいるのかと思ったんですよ。ということは、私はもっとその前段で算数をもっとシンプルに繰り返すり込むような、違ってもいいのかなと思ったんですけども、ええ、もうこういう考え方をやっているのかとびっくりしたんですよ、小学校1年生が、そういうのが学習指導要領なのかなと思いました。私はもっと、みんなみんな公文へ行ったりしているわけじゃないですから、もうちょっと1足す1とか1足す2とか、1足す3とか、そういうのをずらっと並べたのをまだやっている時期なのかなと思ったら、もうもっと先のことをやっているんですよ。もう足し算、引き算にでも展開できるような、意外と、もうこんなことを算数やらせているんだと、そういうこともありましたので、これは全国基本的には同じことだというふうに理解したいんですけども、少数精鋭の子どもたちがちゃんと少子世代ながらも国を支えていただくような人材に育てるよう、学校教育のほうを努めていただきたいと思うわけでございます。

今回私は、地方創生という関連でのお尋ねしておりますので、再度お尋ねしますけれども、そういう国の学習指導要領をもとに、特別な教育展開できない、それと、教育行政というのは何をやるかという、飯田部長が熱心にやっている学校の整備とか、あとは懸案事項になっております学校の児童生徒数の適正配置というんですか、教員の適正配置、通称、統廃合問題ですね、これ例えて失礼な話かもしれませんが、同じ教員が、茨城県の職員として同じ給料もらうなら子どもの数少ないほうが、これは楽に決まっているわけですよ。子どもの数が少なければ、愛郷教育なんていうのはいくらでも、そういう余裕があると思うんですけども、担任として30人から40人近くも預かった担任としては、これはトイレだ何だなんて、特に低学年なんかは言ったりして、愛郷教育、かすみがうら市いいところだよなんて、そんなことを到底教えられる時間はないと思うんですよ。そういう意味では、やはり適正化の規模を進めるということが教育行政の責任だと思うわけでございますよね。

そういう意味で、市長が総合教育会議の中で、しっかり足を突っ込んで教育長とともに采配を振るいなさいという国の法律が変わったわけですから、まさに愛郷教育を目指すのならば、統廃

合はいろいろなハードルがあったとしたって、それは進めなければならないというふうに改めて申し上げます。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○8番（古橋智樹君）

やはり先生方の現状の組織が茨城県職員という立場もあつたりして、なかなか思うように人間面では市長の意思はいかないところもあるかもしれませんが、統廃合に関しては市長やはり責任が重大でございます。まだまだ熟慮が必要だと言ったら、その先もずっと熟慮が必要かもしれません。市長になったからには仕事は決断です。市長が決めなければ、市民はみんな立ちどまって待っているしかない。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

○8番（古橋智樹君）

市長がやはりここで指針を示す。今まで取り組んできた過去の道義的な決まりごともしち行かなければ政策転換をする、そういう決断が市長の責任であろうというふうに私は思う次第であります。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

○8番（古橋智樹君）

まあどうしても、志筑小学校が場所的に中央でないということをご納得いただけないという判断をするのならば、例えば千代田中学校の場所に千代田小学校を設け、千代田中学校は下稲吉中学校と統合する。そういう政策転換の判断もあろうかと存じます。

市長、愛郷教育のためには統廃合は取り組まなければ、正面から取り組まなければならないわけでございます。今回、田谷さん初め、また質問あろうかと思しますので、事細かにはこの件はお尋ねしませんけれども、統廃合をやはりまとめるということは人口減少抑制策でありませんか、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

古橋議員、それは入っていませんよね。

○8番（古橋智樹君）

お任せします。

○議長（藤井裕一君）

じゃ、続けてください。

○8番（古橋智樹君）

議長からちょっと通告の趣旨から外れているということでございますので、そのように耳にとめていただきたいということを申し上げます。

やはり地方創生の目的のためには、限られた教育予算の中で最善策を簡単に選べれば、こんなありがたいことはありませんけれども、大概にして、この私のような若輩者が申し上げるまでもなく、物事は消去法で最後は選ぶしかない、最善策を消去法で選ぶしかないんです。

それと同時に、今回お尋ねした家庭教育の事業も、こういうものも行革という観念の中で見ながら、もっとコストパフォーマンスを検証するというのも、前年どおりという、前年を検証しながらやるというのはいいんですが、もっと地方創生にどうすれば近道なのかということをご検



証いただくことも必要かと思えます。そういう中では、やはり給食室も自校方式とはいえ、1カ所2億円で四、五百の給食分をつくるというのは、私はちょっと大き過ぎる。あくまでも自校方式でやるなら、こんな2億円は必要ないだろうというふうに思う次第でありまして、後でその見積もりとか設計書をぜひ見たいところであります。

学校の整備事業、そして、生涯学習課でやっているような事業のスリム化、コストパフォーマンスをもっと高める、そういうことも地方創生に密接に効果があらわすべきものであろうということを再度申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと存じます。ありがとうございました。

#### ○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

#### ○1番（櫻井繁行君）

皆様、こんにちは。櫻井繁行です。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

4月14日から断続的に続く熊本地震は、震度7を観測した熊本県熊本地方、阿蘇地方を中心に甚大な被害をもたらしました。熊本地震により被害を受けられました皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。

それでは、平成28年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、本市におけるシティプロモーション事業について質問をさせていただきます。

何かと暗い話題の多い人口問題ですが、昨年、全国の出生数が100万5656人となり、5年ぶりに増加となりました。さらに、1人の女性が生涯に出産する子どもの推移数である合計特殊出生率も1.46と若干の回復を図っております。そのような希望の持てる話題も飛び込んできているところでもございます。

昨年度、人口減少対策と地方創生という我が国が直面する大きな課題に対して、全国の自治体では、それぞれの特徴を生かした、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、創生総合戦略を策定しております。全国の自治体共通の課題として、やがて迎える、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、財政事情の問題などがあるのだと思えます。

茨城県では、昨年10月に人口の将来推計を示す「人口ビジョン」を策定し、2060年の県民の人口見通しを、合計特殊出生率などの改善を前提に、2010年度比74万人減の223万人と、施策の理想的な実現を見込んだ、これも2010年度比でございますが、56万人減の241万人と、2パターンを示し、人口減抑止のため、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

この問題は、我々が住み暮らす、かすみがうら市においても例外ではありません。市の人口は、平成7年10月の4万5288人をピークに、平成22年10月には4万3553人、平成27年10月の国勢調査の速報値では4万2173人と減少を続けているようにうかがえます。

今後の本市の人口は、なだらかに減少に転じると予想がされておりますが、出生率を上昇させる施策や人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少の度合いを抑える上で最も効果的であると思うところであります。

近隣地域を見てみると、土浦市では「つちまる」というイメージキャラクターや首都圏の鉄道

車両等へ中づり広告などを活用し、シティプロモーションを積極的に展開する施策を総合的に推進をしています。

シティプロモーションを進める中で重要なことは、3つあると考えています。1点目に、認知度を上げる施策、2点目に、興味を持ってもらう施策、3点目に、ここを選んでもらい、足を運んでもらう施策。

段階を踏まえた施策を幅広く展開することで、地域産業の振興や交流人口の拡大、定住人口の増加が望めるものではないかと思いますが、1番目として、本市におけるシティプロモーション事業の現状についてお伺いをさせていただきます。

次に、2番目として、シティプロモーション事業の今後の展開についてお伺いをさせていただきます。

このシティプロモーション事業成功の鍵は、いかに大都市など、本市以外の地域に認知度を示すかももちろん大切なことですが、本市に住み暮らす市民が、本当の意味でターゲットになってくるのだろうと考えています。

まず、第1のステップは、市民の愛郷心、すなわちふるさとを愛する心を、いかにかき立てるかではないでしょうか。このかすみがうら市で生活をする住民が本気になれないシティプロモーションでは価値がありません。

また、その一方で、かすみがうら市として、全庁的にチームかすみがうらとして、シティプロモーション戦略を構築することも必要だと考えますが、今後どういった展開をしていくのか、ぜひとも前向きな答弁をお願いをしたいと思います。

次に、3番目として、かすみがうら市・産業能率大学・株式会社筑波銀行の連携協力にかかる協定の締結・取り組み・今後の展開についてお伺いいたします。

私も、ゴールデンウィークの5月3日になりますが、目黒区の自由が丘で開催されたスイーツフェスタに参加をしてきました。

本市と産業能率大学との連携協定については、以前にも説明を受けておりましたが、実際に自分の目で見る自由が丘のまちのイメージは、若者のまち、高級感の漂うまちというイメージどおりのまちでありました。日本最大の商店街組織と言われる自由が丘商店街振興組合は、1,300軒を超える老舗や個性的な専門店、華やかなパティスリーなどの店が建ち並び、常に新しい情報を発信し続けていることを実感させていただきました。

その地に立地をしている産業能率大学も訪問させていただき、学長や本市と直接かかわりのある岩井先生にお会いをし、語らいながら、大学の沿革や各講義室などを案内をしていただきました。

建学の精神は、「マネジメントの思想と理念をきわめ、これを実践の場に移し得る能力を涵養する」としてありますが、自由が丘のイベントも拝見をさせていただきましたが、学生たちが主体的に取り組んでおり、みずからが考え、行動し、地域の中で実践をする。その積み重ねによって社会で即活躍できる人材を育成する。まさに地方創生のこの時代に最も最適な学習をしていると、私は大きく評価をさせていただきたいと思っております。

そこで、これまでの本市とのかかわり合いの中からの取り組みも含めてお伺いをさせていただきます。

次に、本市における防災体制についてお伺いをさせていただきます。

未曾有の大震災である東日本大震災から5年の月日が流れました。あの震災を風化をさせてはいけないし、あのとき感じた恐怖、不安、自然の脅威は、今も心の中に鮮明に残り、改めて日ごろからの市民一人一人の防災に対する意識が大切であると感じております。

2014年8月には、広島市において豪雨に伴い住宅地を襲った大規模な土砂災害、2015年9月には、関東地方北部から東北地方南部を中心にして24時間雨量は300ミリ以上の豪雨と、それに伴う大規模な被害をもたらした関東・東北豪雨、本県においても常総市付近では、堤防決壊により鬼怒川と小貝川に挟まれた広範囲の地域が水没し、甚大な被害をもたらしました。

そして、本年4月に熊本県熊本地方を震央とし発生した熊本地震、一連の地震活動において震度7が2回観測されたのは、日本において地震観測が開始をされた1885年（明治18年）以降、初めてのことでございました。

「備えあれば憂いなし」と言いますが、これまでの我々の想定をはるかに上回る想定外の震災にしっかりと備えなければいけないと考えております。

ましてや、マグニチュード8から9の南海トラフ地震が30年以内に起きる確率は70%とされています。この地震によって、32万人ものとうとい命が失われるとのショッキングな想定もされているところでございます。

我が国において、防災体制の強化、震災発生時の迅速な対応は急務であり、それは本市においても必要不可欠な重要事項であり、本年1月に、かすみがうら市地域防災計画を策定し、さまざまな災害に対し、迅速に対応するマニュアルを作成したところでもあると思っております。

そこで、お伺いをさせていただきますが、まず、1番目に、本市における防災体制の現状についてお伺いをさせていただきます。

続いて、2番目として、自主防災組織についての現状と今後の拡充についてお伺いをいたします。

自主防災組織とは、コミュニティと安心・安全なまちづくりを推進していく中で非常に大事な組織であります。大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も想定されます。自分の身を自分の努力によってく守る（自助）とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し、助け合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと、すなわち（共助）が必要であります。そして、自助、共助、公助が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができると私は考えております。

特に地域で協力し合う体制や活動、それは自主防災組織が担うべき活動の中核であります。本市においての自主防災組織の活動カバー率もお伺いを含めてさせていただきたいと思っております。

次に、3番目として、地域に根差した防災体制の構築に向けた新たな展開についてお伺いいたします。

坪井市長の掲げる平成28年度の施政方針の中にも、自然災害等に対し、いかに準備をし、適切に行動するかを明らかにすることによって、被害を未然に防ぐ、あるいは被害を最小限にとめる防災・減災の考えが非常に重要であると述べられております。今後の新たな展開についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

以上、私からの1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

櫻井議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、本市におけますシティプロモーション事業の現状についてお答えをいたします。

シティプロモーションは、地域住民の愛着度の形成や自治体の知名度の向上、さらには、みずからの地域イメージを高め、地域資源の獲得を目指す活動など、その捉え方は広範囲であるというふうに認識をいたしております。

本市におきましては、市の持続的な発展を図るため、地域の魅力を創出し、効果的な情報発信を行うプロモーション活動を進めているところでございます。

また、昨年の7月には、市の行政組織規則第19条の規定に基づきますシティプロモーションプロジェクトチーム設置要綱を施行し、組織を横断的に構成するプロジェクトチームを立ち上げ、情報の収集発信、地域イメージの創出など、シティプロモーションの推進を担っております。

シティプロモーションは、自治体にはない営業という要素が多分に含まれておりまして、民間団体の活動から学ぶ点も多いというふうに理解をいたしております。さらには、先進自治体の事例も参考としながら、かすみがうら市らしさを大事にして、事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

次の2番、シティプロモーション事業の今後の展開について、3番、産業能率大学・株式会社筑波銀行との連携協力については、市長公室長から答弁させていただきます。

次の2点目1番、本市におけます防災体制の現状についてお答えをいたします。

東日本大震災や関東・東北豪雨、また、最近では熊本地震など、近年、大規模な自然災害が発生をいたしております。

本市におきましては、かすみがうら市地域防災計画に基づき、各種災害に対しまして、市民の

生命及び財産を災害から保護するとともに、地域社会の安全・安心の確保を目指し、対策を図っているところであります。

この地域防災計画では、風水害対策や震災対策、大規模な家事災害など、各種災害に備えまして、災害予防や災害応急対応から復旧・復興計画に至るまで、災害や被害状況に応じて処理すべき業務などを具体的に定めているところであります。

さらに、災害対応を円滑に実行するため、かすみがうら市職員初動マニュアルを作成し、地震発生や気象状況に応じた庁内の配備体制、災害対策本部が設置された場合に運用する各部署への業務分担や避難情報の発令基準など、具体的な行動手順を明確にし、災害発生時には迅速かつ的確な行動がとれるよう職員に周知を図っております。

また、大規模災害時に必要となります災害用備蓄品につきましては、現在、千代田庁舎の防災倉庫を初め、霞ヶ浦庁舎、やまゆり館に保管をしてあります。主な備蓄品としましては、保存水、保存食、簡易トイレ、毛布などを保管している状況でございます。

市内小中学校体育館などの指定避難所には、避難所運営のための備品を保管する防災倉庫を設置し、また、災害時の飲料水を確保するため、下稲吉小学校、霞ヶ浦北小学校及び市内中学校に自家発電装置を備えました防災井戸を設置してあります。

さらに、広域的な大規模災害に備えまして必要な支援及び受援が円滑に実施できるよう、他の自治体や民間企業及び団体などと災害時相互援助に関する協定を締結しまして、広域的な応援体制の強化に取り組んでいるところであります。また、民間企業等と災害時におきまして、物資等の支援に関する協定を締結しておりまして、今年度におきましても協力事業者と締結を予定しているところでございます。

今後におきましても、さらなる防災体制の拡充・強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、自主防災組織についての現状と今後の拡充について、3番、地域に根差した防災体制の構築に向けました新たな展開につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目2番、今後のプロモーション事業の展開についてお答えをいたします。

昨年度におきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでもありますが、シティプロモーションにつきましては地方創生の取り組みを、より効果的に展開するための施策として有効であると認識をしております。地方創生のプロジェクトを補完する形での事業展開も効果的であると考えておりますので、地域イメージの向上、交流人口の増加、定住人口の増加などに寄与できるよう取り組みを進めてまいります。

今年度予定しております具体的な事業の一例をご紹介しますと、地域食材を生かしたプロモーション事業を予定しております。これは東京神田にあります飲食店に、一定期間市の食材や加工品を提供し、おもてなし料理による地域の産品や魅力をPRするとともに、首都圏における

本市の認知度を高め、交流人口の拡大を図りたいと考えてございます。

シティプロモーションにつきましては、本市のような中小規模の自治体単独での取り組みには、ある程度の限界がございますので、こうした飲食店や企業等のタイアップは効果的な手段の1つと考えております。今後とも積極的に取り組み、事業を展開をしてまいります。

1点目3番、産業能率大学・筑波銀行・本市の三者協定につきましてお答えをいたします。

この三者協定につきましては、本年1月26日に協定を締結したところでございます。協定の目的としては、三者が相互に連携をし、それぞれが保有する資源・情報を有効に活用しながら、本市の地域の活性化及び産業能率大学の学生などの人材育成に寄与することと位置づけをしてございます。さらには、この目的達成のために、地域経済の活性化、地域資源の活用、人材の育成に関しまして、現在事業を展開しているところであります。

本年2月並びに3月には、産業能率大学の学生が本市を訪れ、雪入山の自然体験、いわゆるトレッキング体験を初め、市内主要施設の視察に訪れ、その後、地域資源を生かした活性化等のプロジェクトについて議論をいただいたところでもございます。

また、先般、議員にも視察をいただいたように、東京自由が丘において開催をされたスイーツフェスタでは、学生の企画によって本市の地域資源を生かしたオリジナルの商品が販売をされ、本市と地域産品等の情報発信もあわせて行われたところでもございます。

さらには、5月3日、歩崎で開催いたしました帆引き船フェスタにおいても、スタッフの一員としてこの産業能率大学の学生の協力を得ております。

今年度、今後につきましては本市のあゆみ祭り、10月に自由が丘で開催される大イベントとしての女神まつり、そういった連携を予定しておりますが、協定の目的でもあります本市の活性化、認知度のアップについて、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

#### ○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

#### ○総務部長（小松塚隆雄君）

2点目2番、自主防災組織についての現状と今後の拡充についてお答えをいたします。

大規模な洪水や地震、土砂崩れ等の災害が発生した際に大切なことは、被災地の初期対応でありまして、ここで期待されるのが地域に根差した自主防災組織であります。災害対策基本法第5条の規定では、市町村は住民の自発的な防災活動の促進並びに自主防災組織等の充実を図るとしてありまして、この組織がみずから動き、対応する体制づくりが必要であると考えております。

阪神・淡路大震災でも、家屋などに閉じ込められた人のうち約8割が家族や近所の住民に救出をされ、地域の共助の重要性が認識をされたところでございます。

櫻井議員からご質問の自主防災組織についての当市の現状でございますが、平成27年4月1日現在で5組織、世帯につきましては3,983世帯でありまして、活動カバー率については23.7%となっております。

当市において、主に自治会等で構成される自主防災組織では、毎年1回、市の総合防災訓練における避難誘導・初期消火・救出救護訓練などへの参加を初め、自治会等独自に防災訓練や防災

教室などを実施している状況でございます。

自主防災組織の今後の拡充につきましては、区長会総会での説明や研修会等を実施をいたしまして、自主防災組織の結成を促してまいりたいと考えております。

自主防災組織等に対する補助金の交付につきましては、自主防災組織の活動に必要な資機材等の購入に伴う経費やリーダー育成のために実施する、いばらき防災大学の受講料等の助成も行っております。

今後とも、自主防災組織の結成促進、そして、活動の活性化に向け、地域に根差した防災体制の構築をさらに促進してまいりたいと考えております。

次に、2点目3番、地域に根差した防災体制の構築に向けた新たな展開についてお答えをいたします。

大規模な災害が発生した場合に、市民の生命や財産の安全を図るためには、災害対策本部の設置を初め、消防、警察、自衛隊などによる救助活動、避難所の指定や災害情報の周知など、いわゆる公助につきましては行政の責務であります。

議員のご質問にもございましたが、一方で、みずからの命はみずからが守る自助、そして、行政区や自治会など、地域コミュニティ単位で相互に助け合う共助も非常に重要となり、この三位一体によりましてそれぞれの役割を果たし、連携することが防災力の向上につながるものと考えております。

自助につきましては、日ごろから、突然の災害等に備える住民の意識向上や住宅等の再点検、各家庭における備蓄品の確保、こういったものが重要であると考えております。

また、共助につきましては、先ほどの2点目でも申し上げましたが、自主防災組織の設置が非常に重要であると考えてございます。今後においても、行政区等における自主防災組織の拡充に向け、取り組んでまいります。

次に、公助としての本市の今後の取り組みでございます。まず、防災行政無線の整備でございます。千代田地区における難聴地区の解消、また、霞ヶ浦地区については、デジタル化に向けて本年度から実施設計に着手し、早期整備に向け取り組んでまいります。

また、例年実施をしております総合防災訓練につきましては、さらなる訓練内容の充実や市民への意識向上をより一層図ることを目的として、本年度についても中学校単位として実施することといたしまして、下稲吉中学校区を重点区域として、大規模地震による被害を想定した内容を予定しております。

また、本年度におきましては、大雨や地震等による土砂災害を防止するため、土砂災害ハザードマップを作成いたしまして、土砂災害警戒区域周辺の住民の皆様に対し、周知を図っていきたいと考えております。

今後とも、地域防災計画を踏まえまして、関係機関との連携を強化し、大規模災害に備えるための防災体制の確立を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ありがとうございました。

それでは、再び再質問のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、本市におけるシティプロモーションの現状というところから入らせていただきたいというふうに思っているんですが、先ほど市長のほうからご答弁のほうでもございましたけれども、シティプロモーションのプロジェクトチームを設置をして推進を図っていくというふうなお話がありました。こちらに関しましては、新たな試みになると思いますが、どのような活用方法をお考えなのか、まずお聞かせをいただきたいなというふうに思っています。

お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

シティプロモーションのプロジェクトチームにつきましては、若手の職員7名に担当をしていただきました。その中で、かすみがうら市の例えばその情報発信、あるいはシティプロモーションを進めるに当たってのアイデアの検討とか実践とか、こういったことを検討していただいて、それを例えばガイドブック、今ふるさと納税なんかでも返礼品の中に入っています、おもてなし、かすみがうら市からのおもてなしというようなガイドブックをつくってみたり、あるいはポスターを創作してみたりとか、そういった活動をしてきたところでもございます。

このプロモーションの推進に当たりましては、その方針というものをつくりまして、各市の情報の収集、あるいは新たな地域の創出など、地域のブランディング活動の取り組みに進めてまいりたいというふうに考えた次第でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ありがとうございます。

プロジェクトチームということで新たな試みで、また先ほどの答弁の中にもあったように、課と課の垣根を越えて、まさに新しい取り組みだというふうに思っておりますし、非常に僕は評価をしたいというふうに思っています。

また、若い職員さんたちを中心に7名ということでございましたが、職員の皆さんたちも恐らくプロジェクトチームの中でいろいろなことを遂行していく上で、改めて僕たちが住んでいるこの霞ヶ浦という地域のことをよく知る機会、そういうことにもつながっていくというふうに思っていますので、これからもぜひ活発的にその推進を図っていただければなというふうに思っていますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、シティプロモーション事業の今後の展開について再度質問させていただきたいというふうに思っています。

こちら東京神田にある飲食店に市の食材とか地域産品を提供して、地域の魅力をPRして、交流人口の促進等に努めるというふうなお話がありましたけれども、その飲食店、またどのような取り組みになっていくのか、もう少し具体的に聞かせていただければというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）



市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

この都内の飲食店、東京神田にあります「なみへい」という店でもございます。この店舗につきましては、それぞれの自治体が食の交流サロンとして活用をしております。他県では結構多くの自治体が、ここの「なみへい」に参加をしているんですが、茨城県では笠間市と当市だけ、2つの自治体ということになってございます。

この食材を特集をする期間であります、本年の10月を予定してございます。ちょうど本市という秋の味覚が収穫ができるという時期でもございまして、こういった地域の食材がコース料理などで使われることになりまして、さらには9月にはこの「なみへい」の連携店で、「しまゆし」というような千代田区に所在のあります飲食店がございまして、こちらについても旬の果物を中心としたPRの展開事業を進めていくというような予定でもございます。

地域の食材、本市の旬の果物、あるいは地域産物を切り口といたしまして、市のプロモーション活動をこの首都圏においての飲食店を皮切りに進めてまいるといような考えで進めております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

その「なみへい」というところで出店をするということですが、本県に至っては笠間市とかすみがうら市だけということで、これも非常に差別化を図るとい、地域の自治体の差別化を図るところでは非常に新たな試みであるのかなんていうふうに思っています。

また、答弁の中にもありましたけれども、10月というのは僕も非常にいい時期だというふうに思っていますし、それはすごく非常にいいアイデアだと思っています。どんどん市の魅力を発信して行ってほしいし、一歩も二歩も先に行く、そんなかすみがうら市であってほしいななんていうふうに思っています。

認知度を上げる。それも非常に大事であります。きょう、僕、朝、かすみがうら市のホームページをちょっと確認してきたんですけども、ホームページのトップページに都心から車で50分で果物狩りができるというふうに書かれていますよね。これも、かすみがうら市のやはり最大限生かせる地の利であるというふうに僕は思っていますので、ぜひその辺も絡めてシティプロモーションも今後も展開をして行ってほしいというふうに思います。

次に、先ほど1回目の質問でもお話をさせていただいたんですけども、お隣、土浦市においては「つちまる」というイメージキャラクターがございまして。これはもう相当土浦市民には普及をして、浸透をして認知をされているところだというふうに思っているんですけども、我がかすみがうら市において、このようなイメージキャラクターというものは何かお考えがあるのか、その辺をお聞かせいただければと思っています。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今お隣の土浦市の「つちまる」、イメージキャラクターとしていろいろなイベント等にも事業の展開、取り組み等をしている状況でもございます。

イメージキャラクターを活用しての市の知名度のアップ、また、観光誘客の増加というようなご質問かと思いますが、また、日本一に輝いた熊本県の「くまモン」、これは非常にフェースブックやツイッターを活用しながら、熊本県に対しての経済効果というものは多岐にあったというような大きな評価をいただいているところでもございます。

本市でも観光DMO事業の構築に取り組みということでもありますので、例えばその観光DMO事業とあわせた中でイメージキャラクターと相乗効果をつくっていくというようなことも、一つの案としては考えてございます。

いずれにしても、いろいろなキャラクターを使いながら認知度を上げていくというのが大前提のプロモーションの一つの策でもございますので、そういうところも踏まえまして取り組んでまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

僕、以前、かすみがうら市の職員の方の名刺を拝見したときに、その名刺の中に「ホビキング」と、あと「フルーティーズ」というようなキャラクターが記載をされておりました。この辺も何か活用をうまくできるんじゃないのかなというふうに思ったんですけども、何かその辺もし、公室長のほうで何か具体的な案があればお聞かせ願えればと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今、議員のお話があった「ホビキング」と「フルーティー」ちゃんという、例えば霞ヶ浦の帆引き船を引用した「ホビキング」というようなことがあります。もう一つは、千代田地区の果樹を活用した「フルーティー」ちゃんというように、たしか梨と栗とブルーベリーをモチーフとしたイメージキャラクターだったなというふうに記憶をしております。

その中で、私らも名刺の中にはその2つのイメージキャラを入れながら、いろいろなところへ行きまして、例えば企業であるとか、その他の公共団体であるとか、そういった名刺に入れながら、ここが、かすみがうらですよというような形でPRをしているというような状況がありますので、観光協会が作り上げたということでもあります。また、市としても同じ観光協会の中です。ありますから、その辺はお互いに連携をとりながら相乗効果が出るような、そういった方策は進めてまいりたいなというふうには考えております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ありがとうございます。

ちょうど時期として、これから夏になり、そして、秋になり、かすみがうら市にとってもいろいろな果実が実り、そして、あゆみ祭り、そして、11月にはかすみがうら祭と、そういう大きな

イベントが続いていく、そんな時期に来ていますから、ぜひそういうイメージキャラクターをぜひつくって、そういうイベント会場等で子どもたちの新たなにぎわいとといいますか、そういうものを創出をしてみるという、これは環境経済部のほうとの連携にもなるのかもしれませんが、そういうことをぜひ要望させていただいて、新たな展開を望んでいきたいななんていうふうに思っております。

その次になんですが、ちょっと地方創生とも関連はしてくるかもしれませんが、やはりこのシティプロモーション事業を実施していくに当たっては、かすみがうら市の独自性とか付加価値をつけるために、やはり戦略をしていかなきゃいけないというふうには思っています。その辺、どのようなお考えがあるのかお聞かせを願えればなというふうに思っています。お願いします。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

合併後に両地区の一体性をつくり上げる、築き上げるというようなことで新たなイメージをつくったことがあります。それはネーミングとして「湖山の宝事業」と、湖と筑波山系の山に囲まれたそのかすみがうら市で、湖の豊富な資源、それから、千代田地区の果樹を含めた地域資源と、その一体性の確保として取り組んできたわけでもございます。

この湖山の宝につきましては、本当にかすみがうら市を代表とする地域のネーミングの1つでもございます。これまでも観光政策のプロモーションとしてつくり上げてきた、また、取り組んできたところでもございますので、こういった取り組みを主軸として今後もその事業展開、プロモーションとしての事業展開を湖山の宝で進めてまいりたいというふうな考えでございます。

また、ふるさと納税の返礼品等にも湖山の宝というようなことで全国に発信をしているところでもありますので、あわせてシティプロモーションとして統一的にこの湖山の宝を中心に進めてまいりたいという考えでもございます。

**○議長（藤井裕一君）**

1番 櫻井繁行君。

**○1番（櫻井繁行君）**

今の湖山の宝ということが出てきましたけれども、この湖山の宝に関しましては、かすみがうら市の観光ブランド、地の利であったり、また食ですよね、地域産品、その辺の好感度を高めていって、地域の誇れるブランドとして調整を図っていく、そのような位置づけも確かにあると思いますし、ふるさと納税の返礼品に使われているところもあると思います。ただ、対外的なところはある程度浸透はしてきても、なかなかこの湖山の宝というものが市民、今、住んでいるこの体内に向けて、なかなか発信し切れていないところもあると思っています。さらなる広報活動といたしますか、かすみがうらのいいところを、まずはこのかすみがうらに住民暮らし市民の人たちに理解をしてもらって、地域に誇りを感じてもらえるような、そんな施策というか事業になっていけば、連携をとって相乗効果でなっていけばいいと思っていますので、その辺はぜひよろしくお願いをしたい、まず強く要望させていただきたいななんていうふうに思っております。

続いて、今後のシティプロモーション事業、展開を考えていく中では、近隣市町村との差別化

を図るということも、必ずや重要なことになってくると思います。その辺、担当部署といますか、担当としてどのようなお考えがあるのかお聞かせを願いたいと思っています。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

差別化という表現がございませう。先ほど議員の質問の中にも、そのシティプロモーションにつきましては、まず1点目、認知度を上げる施策、2点目といたしまして、興味を持ってもらう施策、3点目に、選んでもらい、足を運んでもらう施策というようなご質問の内容でもございました。まさに、市として目指していきたいまちの実現であるというふうに私は思っております。

本市の認知度、あるいはそのイメージを向上する上で、どのような施策を必要とするか、また、かすみがうら市のファンをふやすというようなことだと思いますが、やはり魅力ある地域資源、例えばかすみがうら市だからできること、価値観をわかりやすく発信をすることが一番大事なポイントでもございます。これからの取り組みを進めいくに当たって、一方的な発信ではなくて、やはり独自性を持った発信をしていく、これがかすみがうら市ならではの他市町村との差別化であろうというふうに考えてございます。

このことを踏まえて、今後も広報戦略に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

まさに、かすみがうら市だからできることというような答弁がありましたけれども、やはりこれは非常に大事なキーワードになってくるのじゃないのかなんていうふうに僕は思っています。ぜひともですが、戦略プランというか、そちらにも反映をしていただいて、早急にそのプラン作成にも取りかかっていただきたいというふうに思います。やはりかすみがうら市だからできること、独自性、アイデンティティーというのはやはり大事なことです。その辺はしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、4月9日、皆さんご存じだと思いますけれども、その茨城新聞の中に「地域競争を制す独自性」という記事がありましたね。これは僕、読んでいてすごくいい記事だなというか、かすみがうら市のPRが少しシティプロモーションの事業がうまくいっているところかなんていうふうに思って、拝見をさせていただいたんですけども、この内容は3月に土浦市が行った土浦シティプロモーション戦略プランの記者会見が行われましたね。その中で、意外と近いウォーターフロントという土浦市の、またそれもキーワードにして、湖畔から庁舎側を撮って、ちょっとそれがヨットなんかを置いて、横浜から見ているような景色を電車に中づり広告で入れているというような内容があったんですけども、これを記事の中に土浦市に隣接をする、かすみがうら市も負けていないというような記事がございました。土浦市もかすみがうら市も同じ土俵に立って、今シティプロモーション、地域戦略を考えているというところで、まさにその独自性というところで評価に値をするし、これからも力強く発信をしていってほしいと思いますし、やはりこういうふうの一つ一つのまちづくりというのは、小さな積み重ねかもしれないですけども、やはり努力は必ず報われる、そんなふうには僕は思っていますので、やはり水面に小石を投げ続けて、

それが伝播をしていく、水面に広がっていく、そんな波状効果というか、そういう効果ができるような運動をともにまちづくりとして、これからも行っていききたいななんていうふうに思っています。

次に、三者連携協定のほうにちょっと入らせていただきたいというふうに思うんですけども、こちらの協定の締結、そして、取り組み、今後の展開について再質問をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、これはそもそも論になってしまうかもしれないんですけども、今回なぜこの協定の締結ということに至ったのか、その辺をまずお聞かせをいただければなんていうふうに思います。お願いします。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

ただいま三者連携の協定に至る経過ということでご質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

何回か委員会等においても、また、全員協議会においてもご説明をしております。平成27年の4月2日にさかのぼります。これはかすみがうら市と市の観光協会、筑波銀行と関東JTB、この四者が本市の交流・定住人口の増加に向けた政策、地域製品の消費拡大と、これに取り組んでいくということで協定を結ばせていただきました。ちょうど地方創生がスタートを切った間もない時期であったというふうに思っています。地方創生に向けた一つの方策として四者連携の中で定住人口を図る、あるいは観光誘客の拡大を図るというような内容でもございます。

この協定に基づきまして、この過程の中で筑波銀行の仲介により東京目黒区自由が丘に拠点がある、先ほどもお答えしましたように、産業能率大学の学生、岩井先生というゼミの代表でもあります。このゼミ20名が本市の地域資源を活用した地域振興策ということで、本市を訪れております。2日間にわたる泊まり込みの研修をしました。その中で、市長初め、私もその大学の学生のいろいろなプロモーションを行った企画案というものをご提言をいただいたというのが1つでもございます。

こういった御縁により、秋には初めて、その女神まつりに、これは自由が丘の大イベントであります女神まつりに参加をさせていただいて、そこで学生と市と一つのブース、あるいは加工業組合の組合長さんを初め、いろいろ産品を出していただいた方々と3日間にわたりブースを出店をしたと、そこで初めて、自由が丘への進出をしたというような状況にもなっております。

それから、地方創生をテーマとした教育の研究、あるいは私どもも何回か大学、あるいは自由が丘の商店街の会長さんを初め、それぞれのその役員の方々ともお会いをしながら、本市の地方創生といいますか、かすみがうら市の情報発信、認定度、そういったものについて話し合いをしております。その延長の過程で、先般の三者の協定があったというふうなわけでもございます。協定に至る経過等につきましては、そういった内容で進めてきたところでもございます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

1番 櫻井繁行君。

### ○1番（櫻井繁行君）

この三者間連携、そうした協定というのは、やはり僕は非常に有効的な手段だというふうに思っています。それはやはり官学金、このそれぞれの専門的な得意分野というものがあると思いますので、おのおのがおのおの得意分野をしっかりと生かして、もちろん地域を救っていく、創生していくんですね。再生ではなく創生をしてく、そのようなしつらえをとっていただきたいというふうに思いますし、先ほど繰り返しになりますけれども、僕は自由が丘のスイーツフェスタにやはり行かせていただいて、非常によかったなというふうに思っています。僕たちより若い世代の20代前半の若者が、本当に目をきらきらさせて地域に貢献をしているというか、そこに自分の生きがい求めているし、やりがいを求めている、そんな事業に携わることができて非常によかったというふうに思っています。

感じるころは、やはりその学生たちも含めて、その人が地域を必要としていますし、地域も人を必要としている。まさに理想的なまちづくりの形が、そこにはあるのではないかというふうに思っています。そのキャパシティーというものは、かすみがうら市ともちろん目黒区の自由が丘、もちろん規模は違いますけれども、もともとの根底にある思い、そういうものは大事にして、僕も一緒に取り組ませていただきたいというふうに思っております。

次に、三者連携についてなんですけれども、こちらの公室長のお話にもたびたびありましたように、市内外に対して発信をしていく、そして、周知をしていくということが、これからも必要になってくるというふうに思っております。この三者協定は、かすみがうら市のまさに今における看板事業、差別化を図る意味でも看板事業であるというふうに思いますし、シティプロモーションの事業を行う中でも非常に表立った、かすみがうら市の特色を生かせる、そんな事業になり得るのだろうというふうに思っております。

そこで、やはりこのかすみがうら市の特色を生かすというところで、今後情報発信についてどのような展開を考えているのか、お聞かせをいただければと思います。

### ○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

### ○市長公室長（木村義雄君）

ただいま情報発信というのは非常に大切なことでもあります。先ほど議員が地域競争を制する独自性というプロモーションの一つの基準を取り上げさせていただきました。それも一つの情報発信、シティプロモーションの事業であるというふうに思います。まずは、その認知度を上げることが、このプロモーションの成功に導く一つでもあるというふうに私は思っております。

ただ、一方的に発信をするというようなことではなくて、先ほどもお答えをしたとおり、やはり市内、あるいは市外にもかすみがうら市として、こういう事業、あるいは市はこういうまちですよ、自治体ですよということは情報発信するということは大変必要なことでもありますし、かすみがうら市を理解をしてもらうということについても、これは重要なポイントの1つであるというふうに考えてございます。

その一つ一つが実り、当市に足を運んでいただく、周りから見て、かすみがうら市はこういうまちなんだよというようなことがおっしゃっていただける、そういうことになればその事業展開が成功の1つになってくるだろうというふうに認識をさせていただきます。そういった取り組みも今

後ますますいろいろな形で対応ができれば、また、取り組みができればというふうに考えておりますので、よろしくご支援のほうをお願い申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

発信をしていく中では、やはりこの現在というか、今いろいろと時代は変わっていますけれども、この時代のニーズに合ったやはり発信をしていかなきゃいけないと思いますし、やはりそういうセンスというか、そういうところも大事になってくると思います。やはり今の時代に合った情報発信というところをしていかなければいけないというふうに思っているんですけども、何か具体的なものがあればお聞かせを願えないかなというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

昨年の7月に新しくホームページを開設をさせていただきました。その開設当時、アクセス件数がパソコン、あるいはスマートフォンを含めて3万件を超えている状況であります。また同時に、ふるさと納税の情報拡散、発信というものも含めて対応をさせていただきましたものですから、公式のフェイスブックもあわせて構築をいたしました。その結果、今、よく市長の日記、市長のところに訪れる方々、あるいは市長がいろいろなところへ出向いて行って、いろいろなご挨拶なり訪問しているという市長の活動でもございますが、一番やはりそのフェイスブックの中で取り上げられたというのが、熊本の地震の支援でもございます。ペットボトル3,300本、6,000リットルの飲料水を送ったということは、1万2000人の方がそれを見えています、フェイスブックで、あるいは市長のところに例えば運動選手が来て、成績を上げたとか、これから例えば世界大会に向かっていくとか、そういう挨拶に来てくれたか方のアクセス件数というか、それは1万人を超えております。一つの構築をしたSNSツール1つにおいても、その大きな方々がそこのかすみがうら市の情報というものを取得している、また、閲覧しているんだなというふうに認識しておりますので、そういう充実というか、さらに手を加えた中での情報発信というものも今後取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

まさにその時代に合ったというところでは、SNSを使ったりフェイスブックを使う、有効的な手段であるというふうに思っています。フェイスブック、僕も拝見しますけれども、市長がどんな活動、どんな行動をとっているのか、また、かすみがうら市としてどんなイベントがあって、市長がどのようなところに出ているのか、そんなこともきめ細かに発信をされていますし、開かれた市政、開かれた議会という部分からでもフェイスブック等の活用をしていただきたいというふうに思っています。

また、ちょっと関連というか、それるかもしれませんが、2019年には茨城県で国体があります。2020年には東京オリンピック・パラリンピックが行われる。まさに、そこにはこのかす

みがうら市から、今まさに高校生や大学生で日々練習をして、そんなアスリートがたくさんいます。やはりその子たちが日本代表になって、そのような場で日の丸を背負って戦う、そんなところも僕は、このかすみがうら市の市民として見てみたいなんていうふうに思っていますし、そういう選手たちが市長のところに来訪訪問に来てくれて、そのアクセス数が1万件を超えている。そのようなところも非常に素晴らしいことだというふうに思っています。

シティプロモーションというのは、総論かもしれませんが、まちの知名度の向上策であるというふうに僕は考えています。地域を愛する気持ちを持って、どんな困難があっても一歩一歩前を向いて力強く歩んでいかなければいけないというふうに思っています。私も微力ながらサポートをさせていただきますので、ぜひよろしく願いをいたしたいというふうに思っています。

続いて、本市における防災体制について再度ご質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず最初に、本市における防災体制の現状についてですが、改めて備品等の数については現在、本市においてどのくらいあるのか、まず確認させていただきます。

**○議長（藤井裕一君）**

総務部長 小松塚隆雄君。

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

主な災害用の備蓄品の保管状況ということでございますが、これは茨城県の地震被害想定調査結果を参考に被害者数を想定をいたしまして、保存水約6,000リットル、ペットボトルにして約3,000本になります。また、アルファ米、ビスケットなどの保存食が約6,000食ということになってございます。また、災害に備えたその他の備蓄品としましては、簡易トイレや毛布、土のう袋、こういったものを常備しております。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

1番 櫻井繁行君。

**○1番（櫻井繁行君）**

ありがとうございます。

備品の数については、その茨城県の地震被害想定調査結果を参考に市として算出をしているところだと思うんですけども、災害時、市民に対してどの程度、その備蓄品によって何日間ぐらい補うことができるのか確認をさせていただきます。

**○議長（藤井裕一君）**

総務部長 小松塚隆雄君。

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

この市民に対してどの程度補えるかというお尋ねでございますけれども、まず、市では平成10年度に茨城県が取りまとめました、茨城県地震被害想定調査結果を参考に、災害時における罹災人口を3,375人というふうに想定をしております。これは人口の7.35%に当たる数でございます。

本市の備蓄の目標量といたしましては、その罹災人口の3日分ということとしておりまして、そのうち購入備蓄、いわゆる常時置いておく備蓄を5%、流通備蓄を95%で賄うということとしております。食料の備蓄目標量としまして、罹災人口3,375人の3日分の食料の購入備蓄5%で



計算をしますと、1,585食が必要ということとなります。この計算上は、現在の備蓄数量で確保はできているという状況でございます。

しかしながら、近年発生しております大規模災害を考慮いたしますと、流通備蓄がすぐに手に入らないことも予想されますので、購入備蓄量について検討する必要があり、また、食物アレルギー対応の食料品なども常備していく必要があるかなというふうに考えております。

茨城県では、平成27年度に茨城県新備蓄計画というものを策定しております。これはこれまでの備蓄計画を公的な備蓄に厚みを持たせる形で見直しをしております。市といたしましても、これらを参考に備蓄目標量を再検討する必要があるかと考えております。

また、乳児の授乳用品ですとか紙おむつ類の整備、毛布の補充や間仕切り段ボールの確保など、さらなる整備が必要と考えますが、保管場所となりますスペースの確保など、課題も踏まえまして計画的な備蓄品の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

まさに、熊本地震においても紙おむつであったり哺乳瓶であったり粉ミルクというものが、実は非常に足りない避難所が多かったようであります。それもSNSの拡散によって迅速に集められたというような経緯もあると思っております。けれども、確かに部長がおっしゃるように、かすみがうら市も保管場所の問題もあるというふうに思っておりますが、改めて備蓄という部分の拡充というか充実を図っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、防災時相互援助に関する協定を締結しているというふうな説明がありましたけれども、近隣市町村、また、他県との連携というのは本市はどのように行っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

災害時の相互援助に関する協定の連携状況につきましては、県内全市町村との協定ということで締結をしております。また、東京都板橋区を中心とした13自治体による協定を初めとする公的機関8団体と、やはり締結をしております。締結した自治体において災害が発生した際には、他の協定自治体等と連携をしまして、被災自治体から要請に応じて物資の提供はもとより職員の派遣ですとか必要な資機材の提供などを行うことといたしております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

先ほど公室長のご答弁でもありましたけれども、熊本地震に対しては本市として19日でしたね、段階で支援物資として水1.5リットルを1,200本、2リットルを2,100本を運んだ経緯があったというふうに思っております。これは非常に迅速な対応だったということで評価をさせていただきたいなななというふうに思っております。

その一方、民間企業とも災害時における支援に関して協定を締結しているというふうなお話でしたが、この民間企業に対しては何団体ぐらいあるのか、また、改めて具体的な活動はどのようなことを行っているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

民間団体との協定でございますけれども、市の建設業協会などの団体ですとか民間機関から成る応援協定につきましては20団体と締結をいたしております。本年度におきましても、民間企業と資機材の提供などについて協定を締結することとしております。

また、ちょっと関連になりますが、福祉避難所の拡充を図るために市内の民間福祉施設との協定、こういったものも進めたいというふうに考えてございます。

この協定を締結した団体、業者の具体的な活動でございますけれども、災害時協定期間が保有する食料品、飲料水、こういったものの提供ですとか労務支援などが主な活動内容となっております。

今お話がありましたように、先日、熊本地震被災地に物資を提供するために災害時に救援輸送の協力を締結しております、茨城県トラック協会土浦支部に依頼し、配送をお願いをしたということもございます。

今後につきましても、災害時に協力をいただける民間事業者等と協定を締結していきたいと考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ありがとうございます。

部長のご答弁の中に福祉避難所の拡充というものがあったというふうに思っているんですけれども、これは熊本地震のときの記事でもちょっと新聞で読ませてもらったんですけれども、やはり災害時というのは福祉避難所のスタッフも不足をするということが言われています。想定もされているし、現実には起きていることだというふうに思っています。施設は十分であっても受け入れを限定をした、少なくしたというような事例もございました。改めて支え手の人材の確保等も拡充とともに、市として努めていっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

次に、自主防災組織について現状と今後の拡充のところに移らせていただきたいというふうに思っています。

自主防災組織の現状の説明がございましたが、本市は茨城県内44市町村あると思いますが、その中でこの自主防災組織としてどのぐらい、どの程度あるのか、どの辺の位置、順位としているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

また、ちょっと確認なんですけれども、さっき聞き取れなかったんで、結成状況はどのくらいあるのか、もう一度お聞かせください。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

結成の状況ですが、平成27年4月1日現在5組織で、世帯から見ます活動のカバー率が23.7%ということとなっております。

県内での状況ということになりますと、44市町村のうちはワースト3位という大変厳しい状況でございまして、県内の平均であります76.6%を大きく下回っているというような状況にあります。こういう状況のため、昨年度は区長会の総会でご説明を申し上げたほか、行政区長や地区公民館、役員等を対象とした自主防災組織結成のための研修会を実施をいたしました。64名の皆さんの出席をいただきましたが、これまでのところ実際に結成に至った団体は1組織ということでございまして、依然低い状況となっております。本年度におきましても、この設置を促すべく、去る5月27日開催の区長会の総会においても説明をさせていただいたところでございます。各行政区からの依頼による研修会を実施するなど、引き続き拡充を促進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ありがとうございます。

ワースト3位ということで、非常に厳しい状況に本市はあるのかなというふうに思っています。県内42位ということですよ。地域柄とかさまざまな要因があるとは思いますが、やはり担当部署として、こちらを早急に拡充に取り組んでいただければいけないことだというふうに思っていますので、ぜひそのように努めていただければと思っています。

昨年の4月時点で自主防災組織の、これは全国平均のほうになりますけれども、全国平均で見るとカバー率というのは81%、今、全国であります。当市が23.7%ですから60%弱ぐらい離れているところがあるというふうに思っています。

ただ、もう一方、問題点も挙がっています。こちらの記事とか読ませていただきましたが、熊本地震においては、災害発生時に自主防災組織が機能しない例もあったようでございます。自分の身を守ることで精いっぱい、救助活動ができなかったという記事を読ませていただきました。確かに、まずは自助、自分の命を守ることが大事だというふうに思っています。また、次のステップに移ったときに公助、そして、共助という連携をとっていただきたいというふうに思っています。

また、機能しなかった一つの要因としては、組織の高齢化が進んでいるという記事も読ませていただきました。その組織では150人程度のメンバーがいらっしゃるそうでしたが、そのうちの3分の2が60歳以上でありました。この辺も鑑みると、市として、ただ単に組織の拡充を図るのではなく、このような問題のところにもこれから新しく拡充をしていくわけですから、しっかりと考慮をして組織の拡充を図ってほしいというふうに思っています。

また、自治会と独自の防災訓練であったりとか防災教室というお話がございましたが、市としての管理、サポート体制はどうなっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思っています。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

この組織の管理、サポートの体制というお尋ねでございますけれども、現在、活動に必要な防災用資機材の購入等の支援策といたしまして、年額2万円を上限に補助金を交付しております。これらの補助は自治会等独自の防災訓練ですとか防災救出などの費用に充てることができるというものでございます。

また、今お話がありましたような状態で自主防災組織の機能を強化するという意味では、やはりリーダーが必要であるというふうに言われてございます。そういったところから自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材を育成するというので、いばらき防災大学の受講料等に対し、1人当たり1万1000円を補助している状況でございます。

今後におきましても、組織の拡充はもとより結成後の組織に対しても有機的に機能し、災害に対応できる実効性の高い体制づくりも重要であると認識しておりまして、支援を講じてまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

○1番（櫻井繁行君）

ありがとうございます。

やはりこの防災ということは、常にいつ起こるかかわからない危険であつたり有事に対応をするというところが、非常に大事なことだというふうに思いますし、より市民の皆様が身近に感じて生活をするということが大事なんであろうというふうに思っています。

僕は青年会議所という団体にいたんですけれども、昔、防災ポケットマニュアルというのをつくらせていただきました。かすみがうら市のほうにあるかどうかかわからないんですけれども、A4ぐらいの紙を折って、みんなが常に市民の人が持ち歩けるといいななんていう、これは県の危機管理課等に監修をしていただいていたものなんですけれども、こういうものをかすみがうら市としても独自につくってみて、ホームページに張りつけて、PDFで誰でもダウンロードができる、そのようなしつらえをしてみることもすごくいいことなのかななんていうふうに思っています。

自主防災組織というのは、防災活動だけを行うのではなくて、一番大事なこともかもしれませんけれども、地域コミュニティとして地域のさまざまな活動、そして、そこに防災活動を組み合わせること、それと同時に消防団や地域のさまざまな団体と連携をすることが活動の活性化や継続、維持、新設に僕はつながっていくのではないかななんていうふうに思っています。つまり、ふだんからの生活であつたり地域での活動の連携や防災活動というものが大変重要であるというふうに思っています。ぜひとも今の現状というのを真摯に受けとめていただいて、改めて防災・減災、これは坪井市長の施政方針にも書かれているところだと思いますので、その考えのもと、市民の安心・安全を守る、明るい豊かなまち、かすみがうら市を構築していただきたいし、そのサポートを僕自身も議会人として支えさせていただければななんていうふうに思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で私の平成28年第2回定例会においての一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。約10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 2時37分

---

再 開 午後 2時49分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

○5番（川村成二君）

皆さん、こんにちは。

初めに、4月に発生しました熊本地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震は、熊本県だけではなく大分県でも被害が発生しました。私の実家は大分県ということもあり、心配でなりません。一日も早い復旧と復興が実現されることを心より願うものです。

それでは、平成28年第2回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進むとして、その対策に国を挙げて取り組んでおります。私たちは、その現状を危機意識として共有し、対処しなくてはならないと考えています。中でも、まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うもので、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指し、全国の自治体が方策を打ち出しています。

当市においては、将来を見据えた「人口ビジョン」を取りまとめ、その目的達成のために「総合戦略」が構築されました。総合戦略の中の重点事業の1つに、地域資源活性化プロジェクトが計画されていますが、そのプロジェクトの具体策として、今年度、第三セクターの設立という形で取り組みがスタートしました。

そうした背景から、1番目に、地方創生に係る第三セクター、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーの事業によって得られる価値の向上に関連して、3点お伺いします。

地域資源活性化プロジェクトは、地域資源を活用し、新たな人の流れを生み出すことをキーワードに、地域の活性化にもつなげていこうとするものと理解しています。この取り組みにより、地域がどのように活性化するのか、どのような形で市へ貢献するのか、言い換えれば市民やかすみがうら市の価値がどのように変わるのかが知りたいところです。

そこで、1点目の質問は、歩崎に建設されました交流センターを活動拠点とし、第三セクターで設立しました、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーについて、事業が求める機能と当市の出資により生み出される価値の向上について、どのようなことを想定しているのかお伺いし

ます。

続いて、新事業のPR（広報）についてお伺いします。

このプロジェクトの進め方の中に、「首都圏への情報発信を強化します」と明記されています。新たな人の流れをつくるための方策として、首都圏への情報発信の強化は理解できますが、地元及び近隣地域、そして、茨城県内への周知などによる人の流れがあって、それに加えて首都圏への情報発信の強化に取り組むことも必要と考えることから、2点目の質問として、新会社の浸透にはPRが不可欠です。来訪客を呼び込むとともに、地元の理解と協力も必要であり、目を引くメニューや地元市民への優遇制度など、種々の方策を構築して情報発信することが肝要です。事業のPRの進め方について、どのように考えているのかお伺いします。

次に、今回の第三セクターは、資本金2000万円で事業が展開されます。その資本金には、当市からの出資金500万円が含まれており、残りは筑波銀行と株式会社ステッチからの出資となります。

例えば、かすみがうら市が単独で事業を展開しようとした場合、出資金以上の成果を得るのは容易なことではありません。しかしながら、今回の第三セクターでは500万円の投資で2000万円の事業が展開されることから、見方を変えれば市の投資に対して4倍の対費用効果が期待できるということにもなります。反面、銀行及び民間が参画することにより、収益性の確保が求められ、しっかりと事業を成功に導かなくてはならないという高いハードルがあります。総務省のホームページには、第三セクターに関する取り組みについて、経営健全化の推進や抜本的改革の取り組みなどの対応事例が多く掲載されています。

そこで、3点目は、第三セクター方式については、事業が失敗した例もあれば成功した例もあります。過去の事例も踏まえた事業展開を計画し、成功に導くために、事業のリスク及びリスク回避にどのように取り組む考えなのかお伺いします。

2番目の質問は、学校統合後のスクールバス停留所を含む通学路の安全確保についてお伺いします。

市内の通学路については、全国で登下校時の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に緊急点検を実施し、平成27年3月には、かすみがうら市通学路交通安全プログラムが策定され、通学の安全確保に取り組んでいると聞いております。

霞ヶ浦地区では、平成26年4月に統合中学校が開校し、平成28年4月には統合小学校2校が開校されましたので、今年度から霞ヶ浦地区全域で小中学校それぞれのスクールバスの運行が始まりました。スクールバスの運行により、通学路の安全確保の対象は、スクールバスの停留所やその周辺を自転車で通学する児童生徒などに目を向け、安全検証する必要があり、かすみがうら市通学路交通安全プログラムの見直しも必要と考えます。

こうした状況を踏まえ、1点目の質問は、中学校及び小学校が統合された霞ヶ浦地区では、全域でスクールバスによる通学が始まりました。通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全確保について、どのように取り組むのかお伺いします。

続いて、スクールバスの運行が始まり、市民の方から「停留所近くに横断歩道が必要ではないか」、また「バスを待つ児童の待機スペースがないのではないか」など、安全面について心配と改善を求める声が届いております。

当市として、初めての経験であるスクールバスの停留所の安全確保については、統合中学校で2年間の実績はあるものの、小学校では低学年児童も乗りおりすることから、格段の安全確保に取り組まなくてはならないと考えます。停留所をあらゆる角度から検証し、その結果を評価点として整理すれば、多くある停留所の弱みが把握でき、計画的な整備案を立てることができると思います。既にスクールバスの運行が始まっていることから、事故を未然に防ぐためにも、早期に整備計画を策定し、具体的な行動を起こすことが必要と考えます。

そこで、2点目の質問は、スクールバスの停留所について、市民から安全を危惧する声があることから、停留所周辺の安全確保のための検証及び整備をどのように推進するのかお伺いします。

3番目の質問は、下稲吉小学校北校舎の活用による下稲吉中学校区の地域活性化についてお伺いします。

現在、下稲吉小学校では、中央校舎と東校舎2棟及び北校舎の代替教室となる校舎の建設が、7月末完成予定の工期で順調に進んでおります。新校舎の建設が完了した後は、中央校舎と東校舎2棟が解体され、駐車場などに整備される計画となっており、これらの整備が終わると下稲吉小学校の施設整備は一段落することになります。

下稲吉小学校区の今後の児童数については、市内小中学校の適正規模化実施計画のデータによると、今後、大幅に増加することなく推移すると予測されており、現在、工事中の校舎を含め既に整備された校舎で児童数に必要な教室は確保できる状況にあります。これらの予測から、下稲吉小学校の一連の学校施設整備の対象から除かれている既存の北校舎については、今後、学校施設の教室として利用する計画がないと聞いております。

そこで、空き施設となる見込みの北校舎については、平成20年に建設され、耐震性も問題ないことから、学校施設としてではなく学区内地域の施設として幅広く活用することを検討することが必要ではないかと考えているところです。

昨年の第2回定例会の私の一般質問の中で、本市の市街地は人口が増加計画にあることを踏まえ、市街地における子育てや教育環境の充実に向けて、下稲吉小学校の北校舎の活用を求めた経過があります。

また、公民館活動については、さきの第1回定例会で条例改正され、平成28年度から各中学校区ごとに組織して事業を展開することになりました。しかしながら、下稲吉中学校区には拠点となる公民館が存在しないことから、事業のみが名目上スタートしているのが実態です。

こうした状況を踏まえ、校舎増築後に空きスペースとなる下稲吉小学校の北校舎については、下稲吉中学校区における図書館や公民館活動事業の拠点として活用することにより、市街化地域のさらなる活性化につながるものと考えています。今後の活用策について、どのように考えているのかお伺いします。

4番目に、わかぐり運動公園の安全点検と整備についてお伺いします。

私は、下稲吉に住居を構え、スポーツ少年団でソフトボールの指導をしていたことや、現在は市のソフトボール連盟に加入するチームに籍を置いていることなどから、わかぐり運動公園をよく利用しています。

運動公園の管理や整備については、平成25年9月議会の一般質問の中で施設のふぐあいが長期間放置されていることに改善を求めたことがあります。このときには、施設管理業務を専門業者

に長期継続契約で委託する体制が整ったので、管理者会議等が行われることから適正に対応できるとの答弁がございました。

その後、運動公園施設の整備が行われた形跡は確認できた箇所もありますが、依然として改善が行われず、先送りされてきた案件もあります。その1つが、わかぐり運動公園のバックネットの改修です。このバックネットは、コンクリートブロックに鉄柱と金網で構成されていますが、鉄柱はさびて穴があき、金網も至るところで穴があいているなど、劣化が著しく、とても安全とは言えません。

つい先日、5月15日に、かすみがうら市ソフトボール連盟主催のソフトボール大会がわかぐり運動公園で行われ、私が所属するチームの試合で、あわや大事故になるような事態が発生しました。その内容は、試合中に打者がファールした打球がバックネットを超え、多くの車が通る市道にまで勢いよく飛んでいったのです。運よく走行する車と車の間にボールが落下し、事なきを得ましたが、もし走行中の車にボールが当たれば、対向車も巻き込む惨事になることも想定された場面となり、非常に緊張した一瞬でした。

このバックネットは、市道に沿って設置された防球ネットより低いことも、道路へボールが飛び出す一因にもなっています。バックネットが劣化していることに加え、高さが低いことも安全性の確保が十分でない設備だと言えます。ソフトボール連盟からも、バックネットの改修と隣接する防球ネットまで高さを確保してほしいとする要望書を市へ提出していますが、一向に対策されないまま放置されているのが現状です。

こうした実態から、1点目に、わかぐり運動公園のバックネットは劣化が著しく、支柱やネットが破損している。ネットの高さも低く、安全確保のための整備計画についてどのように考えているのかお伺いします。

続いて、わかぐり運動公園のグラウンドの整備についてお伺いします。

運動公園の施設管理業務を長期継続契約による業務委託に変わってから、わかぐり運動公園の芝生のグラウンドなどは丁寧に手入れされてきている状況は確認していますが、クレーグラウンド、土のグラウンドですが、土のグラウンドについては、散水やグラウンドのならし、ローラーによる転圧、さらには土質改良として凍結防止や保湿のための補足材の補充など、整備が行われた形跡が見られません。グラウンドには荒れているところもあり、水はけも年々悪くなっていることから、クレーグラウンドの管理に対しては明らかに力が注がれていないと思えてなりません。

そこで、2点目の質問は、わかぐり運動公園のクレーグラウンドについて、定期的にメンテナンスをしなければ寿命や水はけが悪くなり、土の乱れは利用者のけがにもつながります。寿命延長や安全のための点検・整備計画についてどのように計画しているのかお伺いします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）



川村議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、第三セクター事業が求める機能と価値向上についてお答えをいたします。

新会社の株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーは、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点事業であります、地域資源活性化プロジェクトの効果的な実施に向けまして、官民共同出資により設立したものでございます。

新会社は、本市が誇る有力観光資源であります地産のフルーツ、雄大な霞ヶ浦の景色、日本有数のサイクリングコースなどを組み合わせたサイクリングプログラムを運営するとともに、レンコンやワカサギなど、地産の農水産品をふんだんに取り入れた、この地域ならではの皿が楽しめるレストラン、地域の農水産品を直売するマルシェ等、多彩な事業展開を予定しております。

新会社の最も重要なミッションは、このような事業を通じた交流人口の拡大です。サイクリングを楽しんだお客様によるツイッター等を通じた情報発信が新たな訪問客を呼び、かすみがうら市に行けば健康的で楽しい一日を過ごすことができるというイメージが首都圏在住者に定着することで、さらなる誘客効果が期待ができます。また、そのような誘客効果によりまして、かすみがうら市産の農水産品やその他加工品自体への認知度も向上し、それら製品のブランド化を図ることが可能となります。

このように、新会社は地域の観光振興、産業振興に寄与することで、まずは本市の稼ぐ力の向上に貢献することになりますが、それにとどまらず、本市の最終的な狙いは、新会社が展開する多彩な事業を通じまして、本市の豊かな自然環境や農水産品に魅力を感じた首都圏在住者が、生活やビジネスの場を本市に移す定住促進にあります。そのため、新会社の事業展開に当たっては、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられたその他の重点プロジェクト、例えば空き家活用や働く場づくり等と有機的に連動させることで、本市による新会社への500万の出資が、その何倍もの地方創生効果を生み出せるよう努めてまいりますので、今後とも、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、2番、第三セクター事業のPR、3番、事業のリスク及びリスク回避策については、地方創生事業推進担当理事から、2点目、学校統合の通学路の安全確保について、3点目、下稲吉小学校北校舎の活用等について、4点目、わかぐり運動公園の安全点検と整備については教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

[理事 板垣英明君登壇]

○理事（板垣英明君）

それでは、私のほうからは1点目2番、また3番についてお答えいたします。

1点目2番、第三セクター事業のPRについてのご質問にお答えいたします。

新会社の株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーの事業は、主に市域外からの来訪客を対象に展開されることから、それら潜在的な顧客に訴求力を持つテレビ、雑誌のマスメディアを活用した宣伝戦略を、共同出資者である株式会社ステッチやその関係会社である株式会社博報堂、また、サイクリングプログラムの構築にご協力をいただきました株式会社JTB関東とともに検

討しています。また、近年はツイッター等によるロコミ的な情報発信が大きな誘客効果を持つことから、前述の協力企業からも助言をいただきながら、ソーシャルメディアを活用した宣伝活動にも取り組んでまいります。

他方で、交流センターを拠点に展開する新会社の事業は、観光誘客も地域製品の販売促進についても、地域の商工農業者や住民の皆様からのご理解とご協力を得られなければ、成功はあり得ません。したがって、それらの皆様に新会社が地域の商工農業者にはビジネスチャンス、住民の皆様にはレストランやマルシェ及び地元の農水産品を使った食育ワークショップ等を通じた生活の楽しみをもたらすことをご理解いただき、未来づくりカンパニーが地域の皆様に愛され、使っていただける拠点となりますよう、市民を対象にした誘客にも特に工夫を凝らして取り組んでまいります。

同3番、事業リスク・リスク回避策のご質問についてお答えいたします。

当市といたしましても、地域活性化に向け、第三セクター方式で運営されていた事業の失敗例が全国に多々存在していることは承知しており、今回の新会社立ち上げに際しましては、それらの失敗の徹を踏まぬよう、事業の進め方について慎重に検討を重ねてまいりました。その結果として、新会社については株式会社ステッチからの出向者が民間企業のノウハウを生かした経営のかじ取りを担うとともに、中小企業の経営支援に豊富な実績を有する筑波銀行が新会社の財政面を含め経営をサポートいたします。かすみがうら市は、事業の拠点となる交流センターの貸与や地元農商工業者との調整役等、新会社の事業環境の整備を行うなど、共同出資者がそれぞれの強みを生かした支援を行うということで、新会社は設立3年目の2018年に黒字化できるとの事業シミュレーションを行ったところであります。

このように、新会社につきましては事業リスクを極力低減しつつ、早期の黒字化を目指してまいります。一方で、事業の着実な拡大に向けては、多少のリスクも織り込みながら、広告宣伝や新規事業開拓等を積極的に展開していくことが必要となります。

当市としましては、そのような攻めの経営の必要性についても、市民の皆様にはぜひご理解いただきたく、今後、説明に努めてまいります。

以上です。

**○議長（藤井裕一君）**

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

**○教育部長（飯田泰寛君）**

5点ほど質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、2点目1番、通学路交通安全プログラムに基づく安全確保の取り組みについてのご質問からお答えいたします。

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進としまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁から通学路交通安全プログラムの策定が求められ、当市においても、平成27年3月に、かすみがうら市通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の安全確保に努めているところでございます。

霞ヶ浦地区の小中学校では、スクールバスの運行が開始をされましたが、停留所の場所につい

ては、見通しがよく、児童生徒が待機できる場所があるなどを基準としまして、保護者の皆様のご意見も伺いながら、決定をした経緯がございます。しかしながら、事故を未然に防ぐためにも、停留所やその周辺も安全点検する必要があると認識をしております。今年度、スクールバスの停留所を含めた通学路の安全点検を実施をし、通学路交通安全プログラムの危険箇所の見直しを行いたいと考えております。

続きまして、2点目2番、スクールバス停留所における安全の検証と整備のご質問にお答えします。

霞ヶ浦地区の小中学校では、スクールバスの運行が開始され、停留所周辺及び通学路等の安全確保が求められているところでございます。

スクールバス停留所の設置については、見通しのよしあしや待機場所などを考慮して決定しておりますが、安全性については、道路幅員などの状況で場所により相違があることは認識をしております。

議員ご指摘のように、一定の基準に基づき、評価点により点数把握することも有効かと考えますが、まずはその前提としまして、停留所の設定に関する基準をスクールバス運行基準の中で定めたいと考えております。その定義に基づき、安全点検を実施し、必要に応じて注意喚起看板及び路面標示の設置、さらには横断歩道などの整備を関係機関へ積極的に働きをかけ、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目1番、下稲吉小学校北校舎の活用策についてお答えをいたします。

下稲吉小学校北校舎の有効活用につきましては、川村議員さんからは昨年6月議会の一般質問でもご指摘をいただいております。その際には、27年度事業として実施をする公共施設総合管理計画、いわゆるファシリティーマネジメントの中で検討していきたい旨、ご答弁申し上げました。

その後の状況でございますが、昨年度3回にわたり実施をした公共施設のあり方に関する地域懇談会ワークショップにおいて、参加された地域の皆様から活発なご意見をいただき、さまざまな可能性を秘めた施設であるというふうに認識をしております。

現在、整備中であります下小の改築校舎につきましては、工事が完了しますと現在の児童のクラス数が全て収容できる規模でありますことから、普通教室と図工室などの特別教室は、現在の北校舎以外に配置できることとなります。このことから、放課後児童クラブへの貸し出しや下稲吉中学校地区公民館活動の場として有効利用することも可能であると判断しているところでございます。

しかし一方で、今後、社会的要因、例えば開発行為による宅地整備などの変化によりまして児童数が増加した場合における教室数確保の対応を考慮する必要もあるのではないかと、学校側と協議をしているところでもございます。

いずれにしても、北校舎施設の活用につきましては、地域の皆様の意見も取り入れながら、有効に活用する必要があると思いますので、今後も教育委員会所管施設として、ファシリティーマネジメントも含め、対応を検討してまいりたいというふうに思います。

続きまして、4点目1番、わかぐり運動公園のバックネットについてお答えをいたします。

市内のスポーツ施設については、その多くが経年劣化によりまして修繕が必要な箇所が見受け

られることから、平成26年度に修繕が必要な箇所の洗い出しを行いまして、対応策について検討をいたしました。簡単なものは委託業者や自前で修繕し、大きなものは優先順位を決めて、年次的、継続的な修繕に取り組むよう計画を立てましたが、その後も、日々新たな修繕箇所が生まれ、必ずしも計画どおりには進んでいない現状となっております。

お尋ねのわかぐり運動公園A面のバックネットにつきましては、高さも低く、ボールが敷地外に出てしまうおそれがあること、かつバックネット自体の経年劣化もありまして、安全確保の観点から、すぐにでも修繕改修に取り組まなければならない重点箇所であると考えまして、当面の措置として、グラウンド周りに張りめぐらされている防球ネットを延長することでネットの高さを確保できるよう、27年、28年度と財政協議を行っておりますが、残念ながら予算化はされておられません。防球ネット自体も古くなっておりますので、今年度、防球ネットの一部修繕に取り組む予定となっておりますが、バックネットの修繕についても、早急に整備ができるよう財政部局協議を進めさせていただきます。

最後に、4点目2番、わかぐり運動公園のクレーグラウンドについてお答えをいたします。

ご承知のとおり、現在、市内の社会体育施設については、業者への一括管理という形態を採用しております。

川村議員ご指摘のとおり、土のグラウンドの部分については、表面が締め固まった状態であることから、委託業者にグラウンドの表面部をほぐすレーキやローラーがけなどの作業を指示いたしておりますが、解決には至っていない現状でございます。我々としましては、わかぐり運動公園多目的広場と深谷にございます多目的運動広場については、根本的には、根本的には土の入れかえをしなければならない状態であると考えておりまして、グラウンド改修工事について、27年、28年度にわたって財政部局と予算協議をしております。

今後も引き続き協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の第三セクター事業に関連してですが、まず、市長に答弁いただいたということで、この事業に対する市の思いというのが伝わってきたところでございます。

そこで、質問ですが、答弁の中で重要なミッションや最終的な当市の狙いについて説明がございましたが、そうした事業の機能を新会社に求めていることとなります。事業を取り仕切る株式会社ステッチ、そして、行政、そして、筑波銀行のこの三者が共通の認識を持たなければいけないと思います。第三セクターに求める役割、働きなど、何のためにという視点での共通認識の意識合わせというものは、どのように行われたのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

議員が今、ご質問いただきました事業を取り仕切る関係者による共通認識の認識合わせ、これはその新会社の役割、働きなど、何のためにということ、これがまさにその新会社の機能という部分かと思えます。

新会社の機能につきましては、最も重視すべきものは市外からの観光客、それから、市内の住民の皆さんにとって、このかすみがうら市という地域の魅力を最大化することにあると考えております。これを実現するその手段がサイクリングプログラムだと、観光誘客に係る各種事業にあります。

したがって、これらの各種事業自体が新会社の機能というものではないと、機能というのは、それよりもっと大きな概念でこの地域の魅力を最大化することであるということについては、昨年来、当市、それから、第三セクターの共同出資者である事業者とともに、繰り返し協議をいたしまして、共通認識となっております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

共通認識はされているということで安心したわけですが、手段や手法ばかりが先走ってしまうと、やはり目的を見失ってしまうことにもなります。

そこで、新たに生み出す価値についてですが、具体的な価値向上のイメージというんですか、青写真は描かれているのか、どういうイメージがあるのか、なかなか市民のほうはわかりづらいですね、第三セクターつくったというのはわかるんですけども、その辺について何か説明するものがあればお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

具体的な価値向上のイメージについてご質問がありました。新会社がその機能を発揮することによる価値向上のイメージ、幾つかございますけれども、主たるものとしては、観光誘客ですとか6次産業化の進展によって、この地域がこれまで以上にビジネスチャンスのある地域になること、これがまさに地域の価値向上につながるのではないかと考えております。首都圏からの訪問者がふえる、地域のにぎわいが創出されれば、そこには必ず新しいビジネスが生まれてまいります。当市としては、そのような環境が実現して初めて若者の定住促進ですとかUターン、こういったものの増加が見込まれるということで考えておりますし、そういった理念につきましては、今後市民の皆様に対してもきちんと説明を繰り返してまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

そのイメージする青写真が実際に我々の目を見て、写真で撮れるように進めていただきたいと思います。

そこで、公室長にお伺いしたいんですけども、この第三セクターの事業に関しては、交流セ

ンターを拠点とする、要は拠点ですよ、あとサイクリングプログラムということでサイクリングコースも含めた事業展開になります。そうすると、やはり環境整備が整ってなければ、事業として成功も危ぶまれると考えられます。歩崎については、事あるごとに、やはりトイレ等の整備を再三お願いしているし、多くの議員の方も同様の要望をしておりますが、その辺について何か少し動きがあるようなちょっと情報が入ったんですが、その辺に対して何か考えがありましたらお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

やはりその観光DMO事業、あるいは歩崎周辺への観光誘客の誘導というものは、市としても重点的に取り組んでなければならないというふうに考えております。ことし既にもう予算化をさせていただきましたように、まずアスファルトの整備を今年度進めてまいります。駐車場の整備になります。さらには、今、ご指摘いただきましたトイレの整備でもございます。よく議員がトイレだけでも女性客がふえるというのは、常々申し上げておまして、私も常日ごろからその部分は心に秘めているところでもあります。

この霞ヶ浦自転車道につきましては、もちろん茨城県の180キロのサイクリング自転車道を整備をするということでもあります。また、日本一の自転車道にするという意気込みでもありますので、今年度の予算の中でも、ぜひともそのトイレの整備に関しましても県と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ぜひとも早期に実現すれば第三セクターの黒字化も確実に見えてくるのではないかなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続いて、2点目のPR及び優遇制度についてお伺いします。

PRの具体的な方法について、ソーシャルメディアの活用という答弁がございました。これはいわゆるネット環境を利用するというところでございますが、反面、ネット環境が整っていない人も当然市内には多くいらっしゃいます。市外から人を呼ぶことだけ考えれば、それでもいいんでしょうけれども、やはり地元の理解が必要だし、平日のお客さんが少ない時期にも少なからず人が来てくれないと、事業としてはなかなか進まないと思うんですね。そういったネット環境が整っていない人、あるいは高齢者、それから、交通弱者、そういった方もやはり呼び込んで理解してもらおうということが必要になってくると思います。PRだけでいえば終わってしまうんですけども、対象が非常に広範囲になります。その辺についてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ご質問いただきましたPRについては、議員ご指摘のとおり、ソーシャルメディアですとか、

あるいはマスコミュニケーションを活用したPRのみでは届かない人々がいらっしゃる、あるいはそういったことで知ったとしても、なかなか足を運べない方がいらっしゃるということは私どもも認識しております。

ご高齢者の皆様、その大半が交通弱者ということになるかと思いますが、まずはそのご高齢者の皆様に関心を持っていただけるような、目に届くようなメディアということでは、端的に申し上げますと、市から出しております市報、それから、地域で頒布されておりますフリーペーパーを初めとする地域のミニコミ誌、こういったものをうまく活用していきたいと思っております。ミニコミ誌の関連では、そういったものを出している会社とも既にもう接触している部分もございますので、ぜひ従来型の紙媒体によるPRという部分にも力を尽くしてまいりたいと思っております。

その上で関心を持っていただいたご高齢者の方が、じゃ、どうやって歩崎まで足を運ぶのかというところが、正直申し上げます、これは我々の課題だと考えております。市民の皆様ということでしたら、今、乗り合いタクシーがちょうど水族館のところまで延びておりますので、そういったものを活用して歩崎にお越しいただくということを考えております。それ以外の市外からお越しの皆様に対しまして、交通弱者の皆様に対しまして、どのような対応が可能か、今後の課題として検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

PRの進め方ということで行きますと、ITの活用というのが当然想定されます。私、先月ですけれども、東京ビッグサイトで自治体総合フェア2016というのが3日間開かれまして、そこに行っているいろいろ調べてきました。その中のセミナーの1つに、地方創生にITを活用しているという話がありました。その一例を申し上げますと、徳島県の神山町という人口5,700人ほどの小さな町ですけれども、そこは人口が少ないということもあるんですが、ケーブルテレビを地域に導入している。非常に大容量回線を設置したということで、外からの企業の方がそれを見て、あっ、大容量回線がこういう徳島、四国で使えるのであれば、ここに拠点を設けて情報を発信することができるねということで、企業が誘致されたという例があります。それによって東京などの若者がその地域に流入してきたということで、町がにぎわいを取り戻してきたと。そのITの利用というと、どうしてもセキュリティーだとか守りのイメージが強いんですけれども、広く活用することによって攻めの道具にも使えると思っております。

最近では、モノのインターネット、IoTですね、それから、ビッグデータの活用、いろいろな意味でのITの活用ができます。その辺については、申しわけないですけれども、かすみがうら市の行政は余り得意ではない。西山理事が来られたことによって、それを広く生かす機会でもありますので、そういった面でITの活用ということについて、どのようにお考えにあるのかお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

一番身近な市民への情報の伝達というような点かと思えます。今、行方市においてもテレビを活用していろいろな市からの情報、あるいは防災の情報、いろいろな企業の情報といったものを市外の至るところにテレビを通して情報伝達をしているというような例がございます。詳しくはまだ、私のほうでも習得しておりませんが、先般、行方市に出向いたときにいろいろその資料等、あるいは現場のその動きというものを見させていただきました。非常に参考になった次第でもございます。そういったものも今後、検討させていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

あと、優遇制度ということで、市民に対して何らかの還元があれば、もう少し多くの市民が足を運ぶのではないかなということで、答弁の中にも市民を対象とした誘客にも工夫を凝らすとありました。

私の考えとしては、例えば今、市はマイナンバーカードの活用を推進しています。例えばマイナンバーカードを利用することによって割引ができるとか、あるいはポイントカード、あるいは回数券といった制度が考えられると思います。ただ、優遇制度がお客さんだけがメリットあると、どうしてもその事業側がなかなかやりたがらない。お互いがウイン・ウインの関係にならなければいけないので、そういう優遇制度によって付加価値の高い品物が手に入る。そうすると、事業者のほうも、ああ、そこに出品すれば高い値段で物を買ってもらえるということにもなります。手に入りにくいものが買える。そういった特典も一つの優遇制度だと思います。ですので、優遇制度といっても割引だけが優遇制度ではなくて、付加価値を上げる優遇制度というのも考えられますので、そういったことも誘客に対する工夫を凝らすという中に検討されてはいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ご質問の優遇制度でありますけれども、議員のご指摘のとおり、歩崎の交流センターというのは、当然ながら観光誘客の拠点ということで、域外から、市外からのお客様をお迎えする拠点になるわけでありまして、一方で、市民の皆様にも愛されて平常活用していただいて、その地域のシンボルになるような取り組みというものが、そのための優遇制度ということになってこようかと思えます。

議員のほうからは、幾つかの大変示唆に富んだアイデアを頂戴いたしましたので、ぜひとも我々のほうでそういったものが実行に移すことが可能かどうか検討させてまいりたいと思えますが、いずれにしても、新会社の経営上、優遇によるコストの支出、それから得られるリターン、このコストとリターンのバランスをよく検討いたしまして、当然ながら長期的なスパンで考えたときにリターンが多いと思われる方策を積極的に取り込んでまいりたいと思えます。

地域に愛される新会社にならなければいけないということが第一の使命かと思えますので、そういった意味では、繰り返し使っていただけるような工夫というものも必要になってくるかと思えます。そういったところを心にとめまして検討を進めてまいりたいと思えます。



○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

あと、3番目のリスク回避及び事業のリスクについてですが、今コストとリターンという話がありました。やはり今回は利益を上げなければ事業としては成り立たないわけですので、行政並びに職員の関与というのは、そういうところにとっては余り得意ではない。事業の推進、それから、チェック、それから、大きなところとしては改善ですよね、事業が進むによって改善していかなくてはいけないわけですね、原価低減だとか経費削減、効率化、これは民間では当たり前です。でも、そういうことをやっていかなければ成功はないわけですね。そういうことからすると、PDCAというサイクルをしっかりと回さなければいけない。これが一つのリスク回避策になると思いますが、これについてどのように対応していく考えがあるのかお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

PDCAサイクルを回していくということが新会社の経営を早期に軌道に乗せていく上でも不可欠な取り組みであるということで、我々も認識しております。その上で、まずは先ほど議員からのご質問の中でも言及がありました、総務省の第三セクターの運営に関する指針、こういったものも踏まえながら、今後は新会社から毎月私どものほうに提出される事業レポート、こういったものを使って経営状況をしっかりとモニタリングした上で、共同出資者である株式会社ステッチですとか、あるいは筑波銀行、こういった皆さんとともに定期的に開催する経営会議において、新会社に対して必要な指導、監督というものを行ってまいりたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

この第三セクターの質問に対しては最後に、市長にこの事業に対する思いをお聞きしたいんですが、この第三セクターの成功は市長の責務でもあると思います。市長が先頭に立ってトップセールスに汗を流していただきたいなと思うところがございます。

きょうの新聞各紙の中に、一面広告、証券会社の広告がありました。その内容というのは、最近でもテレビでコマーシャルで流れていて、ちょっと興味を持って見ていたんですが、紹介させていただきますと、れんがを積むという仕事がある。目的を知らずに、ただ積むのと、橋をつくっていると知って、それを積むのでは絶対にでき上がりが違ってくるはずだと、このれんがを積むという作業は、行政であり、ステッチという会社でもあり、筑波銀行でもあります。さらには、議員でも、市民でもあります。それらがみんな同じ方向を見ながらブロックを積み上げていかなければ、しっかりしたものにはならないと思います。そのブロックが正しく積まれているかというのをチェックするのも、私は市長の役目だと思います。第三セクターに対する市長の思いを、再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

事業を展開する上で、やはり足元をしっかりと見るということと、先の夢を見てそちらに向かっていくことは、やはり両方必要だというふうに考えています。今回この交流センターを使った第三セクターの事業につきましては、地方創生の大きな目玉の事業がございます。そういった意味では、地域の夢をさらに広がるよう、そしてまた、経営をきちっと管理をしながら、業務を見ながら、成功に導けるように私も私の責任において取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 3時45分

---

再 開 午後 3時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

2番の通学路の安全について再質問をさせていただきます。

スクールバスの運行が始まって、私はバスルートを回ってみました。ちょっと素朴な疑問なんですけど、スクールバスのバス停の標記がないんですね。この標記がない理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまスクールバスのバス停のいわゆる停留所看板というもののお尋ねがございました。

そのない理由ということですが、スクールバスにつきましては、小学校をベースに申し上げますと、18コース、18ルートで66カ所ございまして、その66カ所の中には公民館であるとか地域の施設、商店とか、そういったいわゆる目印のわかる施設もあれば、それ以外のいわゆる道路上という部分もございます。当時、近隣とも調査した結果、全体的に停留所看板を置くというケースが見当たらなかったということもあるんですが、当面は地域の方にはご理解いただけるというような判断をいたしまして、停留所看板等の設置はしていなかったと、そういうような経過でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

答弁の中で、かすみがうら市の通学路交通安全プログラムの危険箇所を行いたいと、通学路の形態が大きく変わったということからだと思いますが、今年度の計画に当初からその見直しはあったんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

通学路の交通安全プログラムを作成した時期は、平成27年3月でございました。しかし、この時期に既にかすみがうら中学校のスクールバスにつきましては運行をしてございました。さらに、霞ヶ浦地区の小学校につきましては、スクールバスの導入、28年度、今年4月でございまして。いずれも、このプログラムには反映されてございません。そういうところもございまして、今般見直しをしていきたいと、そういうふうを考えておるところでございまして。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

先ほどバス停の標記がないことについての答弁では、要は基準は特になんないというふうに分かるわけですが、その答弁の中ではバス停に関する基準はスクールバス運行基準の中で定めたいというふうに分かっています。これはどのように基準づくりを進めていくのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

基準づくりに関してなんですけど、近年、スクールバスの停留所につきましては、子どもたち、利用者側だけの判断ではなくて、通過交通といいたほうがいいかと、そこを通過する自動車の運転者の方からも、よくわからないと、ですから、いわゆる案内看板であるとか、あるいはその停留所をはっきりさせるそのものの看板とか、そういったものを考えてみてはどうかというようなご意見をいただいていることも事実でございまして。

実は、今現在、これは停留所に関しての話になるんですけど、停留所、この小学校の運行開始前、ですから、4月以前でございまして、地域の方々と十分協議をしてその設置をしたという経過がございまして、実際に運行してまいりますと、やはり不都合が、ふぐあいがあるというようなご意見等もいただいております。基本的にこういったものについては学期ごとに調査委員会を設けて、その場で協議するというはもう既に、そういうことでスタートはしておるんですけど、それが結構件数がございまして。もう既に停留所を移動させた箇所もございまして、現在も停留所を移動しようというふうに分かっている箇所もございまして。ですので、この1学期中に、ある程度意見の取りまとめを行って、調整委員会とも協議をしながら、停留所の標記、看板、そういったものを場所によっては、いわゆる道路上、全くの道路上で、逆に言うと何の障害物もないというふうに分かると、そういったようなところ、いわゆる箇所を個別に分かると、予告看板といいたほうがいいかと、そういったものも必要だということも意見もございまして、この1学期終わってから、2学期を前に調整委員会のほうの中で細かく決めていきたいというふうに分かっています。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

ちょっと揚げ足を取るようで悪いんですけど、バス停を移動した箇所もあったということ

ですよね、実態に合っていないと。これは、まさに基準がないからじゃないんですか。市が主体的な基準づくりをしなくてバス停を決めていった結果なんですよ。やはり基準づくりというのが先あって、それに基づいて評価をしてバス停の設置をするということが、やはり進め方としては、1番目の質問にもありましたけれども、PDCAを回すというのは、こういうところも同じだと思うんですよ。

そこで、答弁の中にも注意喚起看板だとか路面標示の設置等、前向きに検討するという答弁がございましたので、それに期待したいわけですが、まず基準づくりを先にやらなければ、スクールバスの運行基準の中での基準づくりですね。それがなければ交通安全プログラムの危険箇所の見直しも進まないと思うんですよ。その両方が一体となって初めて点検ができると思うんですが、そういう考えで物事を進めていくんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

はい、1回目にもご答弁申し上げましたが、まさに基準がいわゆる大まかな部分しかないということなものですから、スクールバス運行基準という大まかなものしかないものですから、これをさらに煮詰めまして細かな基準づくりをしていきたいというふうに考えてございます。よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

基準づくりに当たっては、やはり評価点という数値でわかるようなものも一つの方法だと思うんですね。全停留所を評価点であらわす必要はないと思うんですね。やはりちゃんと整備必要なところを評価点で比較して優先順位を決めるというようなやり方もあると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。要望しておきます。

続いて、3点目の下稲吉小学校北校舎の活用についてですが、答弁いただいたんですが、以前の私の一般質問の答弁と同じで、ファシリティーマネジメントを含めて検討していきたいということで、なかなか前向きな答弁が得られなかったわけですが、もし、その北校舎を地域で活用した場合、どのような課題が考えられるのかということで、何か想定されることはございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

地域に開放されるということは、地域と一体となって子どもたちの育成を目指すという学校という、そういう理想という反面、課題の部分でございしますが、突発的な侵入者、あるいは予想し得ない不審者ということの対応も考えなければいけないというところが、一つの課題となっているところがございます。ですから、いわゆる区切りをするといいたまいますか、敷地内の区切りをするといいたまいますか、あるいは管理者を置くといいたまいますか、そういったものを具体的にどういうふうに設置していくか。近隣を見ますと、牛久市さんだそうですか、1度議会の方々とも

プールの関係で視察に行かれたという話も聞いてございます。その場合には地域の方に開放する関係上、ある程度の学校側の施設の遮断をし、きちんと切り分けて使っているというような実態を見てきたという話も聞いてございます。ですので、そういった部分をどういうふうに整備していくか、あるいは人的配置をどういうふうにするか、そういう話を今後まさに、これから詰めていきたいというふうに考えています。その辺が課題というふうに考えているというところでございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

答弁の中で、今後の社会的要因で児童数の増加も想定しなければならないような答弁がございましたが、改築後は若干教室に余裕があるという認識を私は持っているんですが、実態はどうなんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

改築後の下小の普通教室、この設計につきましては、原則現状の児童数を上回らないというような設計をしてございます。ただし、今回、多目的室を2部屋ふやすなどしております。

今後ですけれども、開発行為等、宅地造成があった場合の対応ということのご心配ということでございますが、これにつきましては、その規模にもよると思っております。今後、自然減として減少する人口と見合いながら判断をしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

その見込みからすると、若干の余裕があるという見方ができる思うんですね。多目的ですから、それを教室に変えるということもできると思います。その想定する増加が、その2クラスで足りなければ北校舎を使わなければいけないので開放することは難しいでしょうということになります。じゃ、それが何年後の先なのかということになると、現時点では予測できませんよね。予測できない中で利用しないと、北校舎をずっと放置するような形になってしまいますので、これは有効な利活用とは言えないと思います。やはり公民館活動を中学校区でやりなさいという方針になっていながら、下稲吉中学校区は拠点がないわけですよ。それに対しては、やはり積極的な拠点づくりを市が、当局がしっかり探さなければいけないんですね。そのことをしないで事業だけ進めていくというのは、やはり進め方に問題あると思うんですね。だから、あんまり先の見えないことを言うよりは、現時点利活用できることを、まず積極的に考えていくべきではないかなと。それから、ファシリティーマネジメントというところで、重ね合わせて検討するというのであれば、そちらの担当とどのように協議を進めるのか、進めているのか、進めていなければ早急に対策を検討すべきだと思うんですが、そういった市の方針はどこが出すんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまの検討状況について、ちょっと簡単に申し上げます。

現実的には児童クラブ、放課後児童クラブの場所が基本的には必要だというような、いわゆるご意見等いただいております、担当部署でもう既に協議をしております。下小の校舎につきましては、夏休みには引っ越しをして、9月には新校舎で授業をとすることは、北校舎は9月には空き教室ということになります。そういったところで、当面、数教室を児童クラブのほうで使えないかというようなことを、ただいま協議をしております。これも占用となってしまうと、固定ということになってしまうと、なかなか利活用という部分がございますので、いわゆる譲り合いながら使うということができないかというところを今、協議をしておりますが、一部は児童クラブのほうで使うと、そのほかについて図書館機能であるとか地域の公民館機能であるとかということ、どういうふうに、一番はやはり職員、管理する職員がいないと、いわゆる譲り合っていくわけなので、その辺を詰めないことには結果的に煮詰まっていけないという部分もございますので、人事配置とか予算配分とかということもございまして、そういったことは今年度詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

詰める課題が多いのはわかるんですけども、新築校舎ができた後は、中央校舎、東校舎解体され、駐車場に整備されます。その整備に合わせて、先ほど北校舎を地域に開放した場合の課題を部長が説明されました。その問題点を解決するにも、その駐車場の整備に合わせてやれば効率的な整備ができると思うんですね。南小学校の問題、いろいろありましたけれども、やはりこの辺、整備に関して並びに北校舎の活用に関しては、地域開放、地域で使うということも含めると、学校教育委員会のところに任せるのではなくて、市が全体としてファシリティーマネジメントとして旗振りすることが必要ではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。これは公室長のほうになりますか、総務部長になりますか、総務部長、一言お願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように、ファシリティーマネジメント、総合管理計画のほうでは本年度は推進委員会も設置をいたしますし、個別計画に踏み込んでいこうというところがございます。そういった中では、いわゆる残すべき施設が非常に多い地域でございまして、比較的その判断は廃校の利活用等とは違う側面があるのかなというふうな認識はしておりますので、本部会議等を通じまして、喫緊の課題として協議をして、ただいま教育部長のほうからもありました課題等を解決しながら、よりよい方向が出せるように喫緊の課題として取り組みたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

庁内でよく連携をとって、スピーディーに対応策を検討していただきたいと思います。

4点目のわかぐり運動公園の安全点検についてお伺いします。

1つ確認したいんですが、グラウンドから飛び出たボールで公道を走る自動車が事故になった場合、この責任というのは当然市が負うことになるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

さまざまなケースが想定されますが、基本的に、第一義的には施設の管理者の責任というふうを考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

実際そういう危険性がありますよということで、安全確保という面からソフトボール連盟のほうから改善を要望してきております。ところが、平成27年度、それから、28年度、残念ながら予算化されていないという無責任な答弁にとれるような言葉で回答がございました。これは財政部局の責任だと聞き取れないわけでもないような言葉になっております。その財政当局としては予算化しなかった理由、あるいは予算化できない理由、今後、予算化するつもりがあるのかどうか、その辺も含めて答弁いただければなと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

これまでいろいろ議員のほうからも修繕等につきましていろいろご提言、ご意見等をいただきました。一番やはり財政の部分からすると、利用面は多い、しかし、財政的な部分もありますし、また、土地の借地というような観点から少し整備が整わなかったというような感じで見てございます。

今、私のほうでも現場のほうは確認をさせていただきました。当初の整備の時点では、子どもたちの体格、また体力面的な部分、あるいは市道6号線の道路の交通事情等もあったかと思えます。しかし、近年のそういった交通事情の多い地区でもありますし、ましてや主要幹線道路というような点もございまして。そういった点からも安全確保という点から、議員のご指摘のとおり、再度財政協議をさせていただければ、そんな思いでおります。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

私個人もそうですし、ソフトボール連盟の思いとしては、5月に大会があり、そういう事故になりかねない事態が発生しました。次の大会は9月に秋の大会が始まります。それまでに解決できれば一番よろしいんですが、時間的な問題もあります。早急な対応をお願いしたいと思います。

続いて、2点目のクレーグラウンド、土のグラウンドの整備ですが、これについても予算協議

をしているけれども、実現に至っていないということでございますが、これについては今後の計画等はあるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

グラウンドの整備、確かに経年劣化も含めた中でグラウンドの状況というのもあります。その点は、まず安全確保という点でバックネットのほうの修繕等は考えてまいります。ただ、グラウンドのほうにつきましては、再度現場を見させていただいた中で対応できる部分、あるいはもうちょっと予算かぶるということであれば、少し一時的な修繕とか、そういったもので対応できるかどうか、よく現場のほうを見させていただいて検討させていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

設備の整備、運動公園なんかの設備の整備ということからすると、ネット等の費用というのは、改修費用ってそうかからないんですね。ところが、グラウンドの整備となりますと、土を入れかえると数百万円単位で費用が発生します。

これ私からの提案なんですけれども、ファシリティーマネジメントの中で公共施設を検討する場合、維持費という面でいくと、土の入れかえというのも検討課題に入るのかな、その費用が一気に発生すると、その年は費用が膨らんでしまいます。それを段階的に時期をずらすことによって、費用の平準化ができるわけですね。この平準化するためには、グラウンドの整備を定期的に行って寿命を延ばしていく、ほかのグラウンドとの整備のスパンを変えていくということで平準化というのが図られていくと思いますので、そういうこともファシリティーマネジメントの中の項目として取り上げていただきたいなと思います。ぜひグラウンドの土の入れかえ等についても、適正な対応をお願いしたいと思います。

最後に、その運動公園の整備について、市長に確認をしたいんですが、施設の現状維持ということについては、実際に設備を見ながら点検することで、簡単に終わるんですけれども、市長の考える中に高齢者の健康の維持増進があるということもあります。それを運動公園を活用することによって、それを補える部分もあります。それをやるためには、運動公園の整備ではなくて改良していかなきゃいけないんですね。高齢者も使えるような設備を追加すると、あるいは環境を整える、そういうことが運動公園の整備の中にプラスされていかなければいけないと思うんですね。そういうことからすると、雨天でも運動公園に来て体を動かせるような、部分的な屋根を設けた屋外の健康管理ができる施設を設けるとか、そういったことを具体的にアイデアを出して整備する、それも運動公園の私は整備だと思うんですね。市長の方針、方策の具体化を整備計画に織り込むということが必要だと思いますが、その辺について市長はどのようにお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

スポーツの役割、非常に年代層も広がってきまして、ニュースポーツも含めて非常に盛んにな



ってきました。これは、市民の皆さんの生きがいつくり、健康づくりともあわせまして、非常に推進すべきことでありまして、そういった中でその施設関係の整備も大変重要だろうと考えています。

きょうは、さまざまな形でご指摘を、また、ご助言をいただきましたので、少し私もそういった事業を推進する立場でございますから、そういったものが円滑に進むよう、いろいろな面から少し調査研究して進めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

私からは、いろいろな問題点、課題等あった場合に、やはりスピーディーな対応、決断をぜひともお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日6月2日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時23分

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

---

平成28年6月2日(木曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君		

---

欠席議員

16番 藤井裕一君

---

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

---

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

(1) 宮嶋謙議員

(2) 設 楽 健 夫 議員

(3) 田 谷 文 子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 宮 嶋 謙 議員

(2) 設 楽 健 夫 議員

(3) 田 谷 文 子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	宮嶋 謙	1. 民意を基本とした市政運営について
		2. 窓口サービスの充実化について
		3. 子どもの貧困対策について
(2)	設楽健夫	1. 政治倫理、コンプライアンス（法令遵守）－不祥事再発防止について
		2. 全市バランスあるコミュニティ作りと文教厚生政策について
		3. 基幹産業である農水産業の将来構想について
		4. 公共交通網の整備について
		5. 観光事業の振興策について
(3)	田谷文子	1. 千代田中地区小学校統廃合計画（場所・時期）に対する市民への説明責任及び魅力あるまちづくり推進のための小中一貫教育導入の早期実現の必要性及び有効性について
		2. 本市の事業計画・業務執行体制の透明性と市民に対する説明責任並びに市民の意向を市政に反映させるための住民投票実施の必要性について

開 議 午前10時00分

○副議長（加固豊治君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、本日は議長から欠席届が出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき、市の一般事務についてたずねる場です。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意願います。また、各種法

令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴受け付けの際にお渡しいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○副議長（加固豊治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

### ○2番（宮嶋 謙君）

皆さん、おはようございます。

また、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。充実した議論になりますことを願いつつ、早速質問に入らせていただきます。

1点目は、民意を基本とした市政運営についてでございます。

1番目として、市政運営においては、市民の声を積極的に取り入れることが肝要だと思われませんが、どのような方法で実践しているか伺います。

坪井市長は、市民協働を市政運営の柱としていらっしゃいます。市民協働とは、市民と行政がともに力を合わせて、かすみがうら市をよくしていこうということだと思えます。そのためにも、市民の声をしっかりと聞き、それを市政に反映させていくことが大前提となると思えます。坪井市政として、市民の声をどうやって酌み取り、それを市政に反映させているか教えてください。

2番目として、パブリックコメントに対する考え方について伺います。

パブリックコメントとは、行政が行おうとする施策を公表し、市民から意見を集める手続のことですが、今日の行政運営において、その方向性が有権者の思いと合致しているのかどうか確認するための大変重要な手法だと思えます。

そこで、パブリックコメントという手法について、市はどのような考えで行っているか。また、有権者からの意見をどう反映させてきたか、教えていただきたいと思えます。

大きな2点目は、窓口サービスの充実化についてでございます。

1番目として、市民との接点である窓口の業務について、よりスムーズな対応が求められていると思えますが、窓口サービスの向上策について伺います。

市民の皆さんから寄せられる苦情について、一般的に多いと言われてはいますが、時間がかかる、たらい回しにされる、何枚も書類を書かされる、相談したことに対して回答がなかなか来ないなどが挙げられると思えます。こうした市民の皆さんからの不満を解消するために、全国では、総合窓口、あるいはインテリジェント型窓口など、ワンストップサービスを基本とした窓口体制をとっている自治体もございます。

こうした中、かすみがうら市では、これら窓口での市民の皆さんからの不満を解消するために、どのような施策をとってきたか。また、今後行っていく予定か、教えていただきたいと思えます。

2番目として、各種申請や届け出の簡素化、受け付け処理のスピードアップのため、電子行政の推進が考えられますが、市の取り組みについてお伺いいたします。

インターネットの普及も進み、オンラインを活用したサービスは当たり前となった今、行政においても積極的に取り入れて、市民の利便性を向上させると同時に、行政としても効率化を図るべきだと思います。これらオンラインの活用も含めた電子行政について、市のお考えを教えてください。

大きな3点目は、子どもの貧困対策についてでございます。

1番目は、市内の生活困窮家庭の子どもの状況について、市はどの程度把握されているか、お伺いいたします。

日本は今、かつての高度成長時代における一億総中流という姿は崩れ、年々格差社会が広がっていると言われております。2012年の厚生労働省の発表によれば、子どもの貧困、つまり平均年収の半分以下の家庭で育つ子どもは、6人に1人という状況に陥っているということでございます。

資本主義社会においては自由競争が基本となりますので、ある程度の経済格差が生じることは避けられませんが、格差が拡大し、貧困が広がることは、社会全体としても決してプラスにはならないというのも、また事実であります。ましてや、責任のない子どもにおいて、学習機会が奪われ、あるいは日々の食事さえままならない状況があるとすれば、その子どもの将来の可能性は大きく狭められ、いわゆる貧困の連鎖から抜けられないという、とても不幸な社会になってしまいます。

そこで、かすみがうら市においては、子どもの貧困はどのような状況になっておりますでしょうか。把握されている内容を教えてください。

2番目としては、子ども食堂など、生活困窮家庭の子どもたちへの支援について、市としてどのように取り組んでいくかお伺いいたします。

全国では、民間ボランティアが中心となって、子どもに無料、あるいは安い料金で食事を提供する子ども食堂が各地で誕生しています。その背景には、ふだん栄養バランスのとれた十分な食事をとれない子どもたちがいる、一日にとれるまともな食事は給食だけという子どもがふえているという悲しい現実があるからです。こうした子どもたちに対し、少しでも家庭的で栄養豊富なちゃんとした食事を食べさせたい、そういう思いが地域住民を動かし、子ども食堂などが誕生しているのだと思われまます。

かすみがうら市内では、日常の食事すらままならないような厳しい状況に置かれている子どもはいるのでしょうか。もしいるとすれば、どうやって救済の手を差し伸べていくべきか、早急に調査検討し、行動に移していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、生活困窮家庭の子どもに対する支援について、市の取り組みについて教えてください。

以上、私の1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお伺いいたします。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

宮嶋議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、市政運営についてお答えいたします。

ご質問のように、市政運営におきまして、市民の皆様のご意見を伺うことは大変重要と認識いたしております。市民の皆様との対話によります市政運営は、私の基本姿勢としているところでもございます。

これまで、各行政区からの要望、区長懇談会や市民提案制度、市のホームページなどに加えまして、市内事業者等を直接訪問するトップセールスを実施いたしまして、幅広くご意見を伺ってきたところでございます。また、昨年度におきましては、選挙権の低年齢化を踏まえるとともに、若年層からの意見を拝聴するという観点から、中学校単位で「市長と語ろう」と題しまして懇談会を実施いたしまして、中学生の視点から、市の将来像を初め、さまざまなご提案をいただいたところでもございます。

今後とも引き続き実施していくとともに、より幅広く意見を伺うための地域を含めた各種懇談会を開催してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、パブリックコメントに対する考え方については市長公室長から、2点目1番、窓口サービスの向上策につきましてもは市民部長から、2番、電子行政推進の取り組みについては市長公室長から、3点目、子どもの貧困対策については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

**○市長公室長（木村義雄君）**

1点目2番、パブリックコメントについてお答えいたします。

本市におきましては、平成19年度にかすみがうら市意見公募手続に関する要綱を制定し、市の基本的政策を定める計画や基本方針、あるいは市民等に義務を課し、または権利を制限する条例等の制定、または改廃等に関し、広く市民の皆様のご意見を募集し、政策形成過程において、その意見を考慮しながら、意思決定を行ってきたものでございます。平成19年の制度導入から平成27年度までの約9年間に、延べ32件の意見公募案件をいたしました。その中で、3件のご意見をいただいたところでもございます。

議員ご指摘の民意を基本とした市政運営を図るためには、さまざまな意見聴取の方法があるべきであると考えてございます。そういう観点の中で、本市においても実践をしてきたところでもございます。住民説明会を実施し、直接ご意見をいただくこともありますし、各行政区長からの要望、あるいは各議員を通して、市民の方々の意見を受けるといった場合もあったかと思いません。

パブリックコメントにつきましてもは、市が策定する重要な計画、基本方針や条例の制定・改廃など、行政課題を解決するための手法等を、ある程度形にした段階で市民の皆様にお示しをする

という、市の意思決定前の情報の公表でもあります。また、市民との協働を図るため、皆さんから寄せられた意見等をもとに、取り入れることができるかどうかを検討し、寄せられた意見に対して市の説明責任を果たし、透明性の向上を図るといったような内容でもございます。開かれた市政運営を目指す一連の手続でもございます。

事案の周知につきましては、ホームページや庁舎等への掲示のほか、広報誌掲載により図ってきたところでもございますが、平成27年度からの月2回広報誌、またはお知らせ版の発行により、紙媒体でのお知らせをすることができるようになり、よりタイムリーな形での周知が可能になったということもございます。今後とも、さまざまな形での民意の市政への反映に努めてまいります。

同じく2番、電子行政推進の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

各種申請や届け出の簡素化、受け付け処理のスピードアップにつながる電子行政の推進につきましては、市民が自宅や会社にながら申請、届け出等の行政手続を行える電子申請・届出システムを積極的に活用することにより、対応する考えであります。

現在運用中の電子申請・届出システムは、市民の時間的・場所的な制約をなくし、時間や交通費の削減など、市民サービスの向上を図るとともに、行政事務の効率化による処理時間の削減を図ることを目的として、県と市町村の共同利用の形態で平成16年に構築をしてございます。簡易な手続及び申し込み機能を運用しているところでもございます。

このシステムは、その後、平成26年に現在の新システムに移行し、クレジット機能への対応及び申請様式の独自の作成機能など、大幅なバージョンアップをし、電子行政を進める上で必須となる機能を搭載しております。

今後の展開といたしましては、番号制度導入により、マイナンバーカードの取得とあわせて、公的個人認証による本人確認情報機能があわせて普及することを想定しております。さらに、行政と市民をつなぐインターネットの窓口ともなるマイナポータルが平成29年に開設することも予定され、そこで市が提供する電子的なサービスがより重要になってくると認識しております。

今後は、県内で共同運用する電子申請・届出システムのメニューの充実を図るため、職員向けの操作研修を実施しながら、窓口で行われる手続を電子的手続で代用できるよう推進をしてまいります。また、電子申請とあわせて手数料の納付が行える機能の拡張についても導入を検討し、より利用しやすいシステムへの改修を進めてまいります。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

市民部長 根本一良君。

[市民部長 根本一良君登壇]

**○市民部長（根本一良君）**

それでは、2番、窓口サービスの充実化についての1点目、窓口サービスの向上策についてのご質問にお答えいたします。

住民票等の各証明書発行や住民異動、戸籍業務等につきましては、千代田窓口センター、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所において、それぞれ業務を行っているところでございます。また、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎での分庁舎となっていることから、それぞれの庁舎にない各課の窓口業

務は、委任業務を受けて業務を代行することにより、市民の皆様にご不便をおかけしないように努めているところでもございます。

しかし、専門的な対応が求められる事務もあり、業務の代行では事足りない場合もございますが、関係各課の一層の連携のもと、よりよいサービスの提供に努めてまいりたいと存じます。

ご指摘の窓口業務のスピードアップや効率化等につきましては、かすみがうら市に合った窓口体制づくりを進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

宮嶋議員、3点目の子どもの貧困対策についての1番、市内の生活困窮家庭の子どもの状況について、市の把握状況の質問にお答えいたします。

生活困窮世帯の子どもの状況につきましては、生活保護世帯では平成28年4月2日現在で、小学生3名、中学生7名の10名でございます。また、学校教育課に申請のある市民税非課税世帯等の準要保護世帯は、平成27年度でございますが、小学生86名、中学生60名の146名でございます。

次に、3点目2番、子ども食堂など生活困窮家庭の子どもたちへの支援について、市としてどのように取り組んでいくかについてお答えします。

子ども食堂は、2012年ごろ東京都内で始まったとされ、昨年4月に発足しました子ども食堂ネットワークによると、食堂は首都圏に少なくとも32カ所あり、半数が2015年に開設してございます。経済的理由で十分食べられない子どもたちに栄養バランスのとれた食事を提供するほか、大人数で食べる機会の少ない孤食を改善する狙いもあると言われており、このような取り組みは全国的に広まりつつあります。

本市では、今年度、新たに生活困窮者自立支援事業の一つとして、生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援や進学などの助言等を行い、学習支援、生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として、学習支援事業を実施することで進めております。これは、いわゆる困窮の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の中学生の高校進学を推進し、貧困からの脱出を図るものでございます。これらの事業を推進していく中で、将来には居場所の提供にあわせ、子ども食堂につながっていければと考えております。

また、現在各地で展開されている子ども食堂は、多くのボランティアの皆様により実施されていることから、ボランティアの人材育成も視野に検討してまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

ご答弁ありがとうございました。



それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、民意を基本とした市政運営について、市長のご答弁でも、市民の意見を取り入れるのは市長の基本姿勢であるというお話をいただきました。ぜひそうあっていただきたいというところなんですけれども、案件によって、特に大きな案件について、民意と必ずしも合っていない状況があるのではないかと。そういう思いから、実はこの質問をさせていただいたわけなんです。

その一つは、千代田地区の小学校統合問題なんです。この統合というのは、統合委員会が休止になって約2年でしょうか、動いていないという状況で、統合の場所についての合意が形成されていないからと、そういうような理由だったかと思うんですけれども、当時、統合委員会では、4小学校区でそれぞれ大きなアンケートが行われておりますよね。その結果、これは平成26年2月の学校統合だよりによりますと、新治小学校区では全戸アンケートを実施して、配付数652に対して回答が558、「志筑小学校がよい」97件、「千代田中がよい」447件、七会小学校区では区単位及びPTAでアンケートを実施して、上稲吉地区では「志筑小学校がよい」という方が1件、「千代田中学校がよい」というのが129件、中佐谷・下佐谷地区では、おおむね「千代田中学校がよい」という意見であったと。清水地区では、志筑小学校が6件、千代田中学校が110件であったと。上佐谷小学校区では、雪入地区は「小中一貫校をお願いしたい」という意見が大勢であったと。上佐谷地区では満場一致で、「千代田中学校併設により小中一貫校にしてもらいたい」と。志筑小学校区ではPTA内のアンケートで、「志筑小学校がよい」51件、「千代田中学校がよい」1件と、こういう結果が学校だよりにも発表されております。

まず、この結果については、市長は把握されていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

アンケートの結果につきましては、私も任期中ではなかったかと思います。

概要については伺っております。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ぜひ詳細についても把握をお願いしたいんですが、圧倒的に千代田中学校の場所で統合を進めてほしいと、そういう民意がこのアンケートでは示されているんですね。ところが、志筑地区中心の反対意見があって、まとまらなかったと。それで、とまっているんだということなんですけれども、民意の大勢は既に示されたと思うのですよね。となれば、その市民の意見を市政に反映するというのが市長の基本姿勢であれば、その実現に向けて、反対の方がいればそちらを説得すると、そういう行動をとっていただくのが、いわゆる市民協働実現そのものだと思うんですけれども、なぜそれをなさらないんでしょうか、伺います。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

学校統合につきましては、当然そういった市民のご意向等を十分尊重するという事は一番で

ありますけれども、教育の今後のあり方、それから将来性、財政、あるいはまた、これまでの議論のいきさつ、そういったものを含めまして、総合的に判断しながら、市民の皆さんのご意見を伺って判断していかねばならないということの中で、慎重に進めているところでございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

この結果自体を市政に反映させるというふうには断言はいただけないですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったアンケートも、大変大きな参考のご意見になってくると思います。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

統合委員会が休止となって、話が2年間とまっている大きな理由と挙げられているのが、場所の合意が得られないということですが、合意の条件については、それぞれ住民の皆さんの100%の賛同が必要ということなんではないでしょうか。その辺はいかがですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細につきましては、教育部長から答弁をいたさせます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

民意というお尋ねだと思います。いわゆる民主主義の中で、多数の意見を尊重するということが一つのルールということは、私どもも十分承知はしてございますが、事は地域の住民感情であったりとか、地域の事柄ということが大きく占めておるものでございます。当然、大きな意見というものは我々も十分承知しておりますが、今の段階では、大勢の皆様にそれなりのご納得をいただくために、現在、地域懇談会を実施しているところでもございますが、基本的には、どういふことになろうとも、大勢の皆様にご理解、ご納得をいただけるようにということで、教育委員会事務局としましても事務を進めていると、そういう状況でございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

もちろん、なるべく多くの方の賛同があつて進めていければ一番いいことだと思うので、その努力されているというのは私もよく存じ上げているつもりなんですけれども、今お話がちょっと出ました、子どもの成長を支える地区懇談会というのが、それぞれの小学校で始まりました。全3回のうち、小学校2つにおいて1回目が終了しましたね。私も両方出させていただきましたが、

市民の皆さんがおいでになって発言される内容はほとんどが、何で2年間も放っておいてあるんだと、もうアンケートの結果も出ているじゃないかと、そういうご意見が圧倒的に多かったかとは思うんですね。

それで、私、拝見をしていて驚いたことがあったんですけれども、講師の長谷川幸介先生が司会進行をされたんですけれども、皆さんのそういう厳しいご意見をたくさんお受けになった後、こう言ったんですよ。私は実は志筑でまとめようと思ったんですが、どうやら皆さんの意見は違うようですねと、こういう趣旨の発言をされたんですよ。これは、子どもの成長を支える地区懇談会、統合という場所決めの話とは衣をかえて、地域と教育のあり方を考えていこうと、そういうアプローチでやるんだと。私も教育委員会ご担当からそんな話を、そこから出発したいという話を聞いていましたが、長谷川先生は、統合問題については2回目以降話し合いをして、最終的には志筑でまとめるつもりだったとおっしゃったんですよ、上佐谷小学校の講演の中で。

これは、以前示されていた市民の意見を無視して、タイトルを統合からはぐらかすようなものにして、民意をゆがめるような講演会を行政が行っているんじゃないかと、そういう疑念を私は持ったんですよ。そうでなければ、市民の皆さんの意見をいろいろ聞くといいながら、自分は志筑にまとめるつもりだったと言うはずないですよ。

学校教育課では、この長谷川幸介先生に、志筑でまとめてくださいと依頼したんですか。

#### ○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

#### ○教育部長（飯田泰寛君）

今回の地域懇談会の開催趣旨、こういったものについて、長谷川先生とも十分協議をいたしました。私どもが申し上げたのは、現在、ご案内のと通りの適正規模化実施計画の内容について協議をさせていただきます。これは、これまでも何度もご答弁申し上げているかと思うんですが、適正規模化実施計画は、最善ではないんですけれども、それに次ぐ次善の策ということで、志筑小学校に統合をとということでまとまっているものでございます。

ですから、今の我々の教育委員会の立場は、志筑小学校に統合するというのを地域の皆様にご理解をいただく、地域の皆様で決めていただくようにご理解をいただくということが現在の状況でございますので、そういったお話は十分させていただきました。

ただ、今回は、私も冒頭、趣旨というか経過説明の中で申し上げましたが、今回の地域懇談会は各学校3回を予定しているわけです。その3回の中の、ただいまもご指摘ありましたが、1回目は地域で子どもたちをどう支えていくかという議論を、2回目には統合の議論を、そして3回目には廃校に関する議論をと、そういうスケジュールで考えてございました。

統廃合の話も2回目ですという手はずではあったんですが、地域の方々が、やっぱり直接的な統廃合の話をすぐにも始めたいと、すぐにもしてほしいというような要望があって、宮嶋議員さんがおいでになったときのような議論であったかと思えます。

ただ、いずれにしても、統合校の位置を決める話につきましても、私どもとしては、まずその前段で、地域が学校とどうかかわっていけばいいのか、そもそも論で大変恐縮ですけれども、まずそこを見直した上で、そこを見詰め直した上で、次のステップでという、そういうことも長谷川先生と協議をしておったということでございます。

長谷川先生のお話が志筑小学校ということになったということは、あくまでも適正化計画の中でうたわれている内容について申し上げたんだというふうに私としては理解しております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

繰り返し聞きますけれども、適正化計画に沿うように市民の皆さんを誘導してくださいと、そういうお願いをしたんですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

長谷川先生は全くのフリーのお立場の先生でございます。前段としまして、状況としては、実施計画のことも申し上げました。ですから、当然そういったことは、十分理解はなさっていたかと思えます。我々は、この議論の中で一つの方向性を見つけていきたいというふうに考えて、先生とも協議して行ったものですので、特に誘導とか、あるいはそちらのほうへというような意図というものは全くございません。ただ、事実関係としての認識はしていただいたというふうには思います。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは、長谷川先生に、これだけ多くの反対があつて頓挫したんだという情報もちゃんと入っているんですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

今回の一番のポイントということで、随分この辺につきましては協議もしました。議事録等もごらんいただきまして、統合委員会等で、いわゆる1校対3校というんですかね、そういった意見の乖離といいましょうか、合意が得られていない状況も協議をしてございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

わかりました。

私は、先ほど申し上げましたとおり、非常に行政側の裏の意図というのが感じられて、非常に憤りを感じたんですけれども、参加された方も同じような思いを持たれていらっしゃいました。ですから、まだこの懇談会、途中ではありますが、ぜひ今後の進行に関しては、本当にフリーハンドで市民の皆さんの意見を聞く場にしていただきたいと、これは強く要望したいと思えます。

それで、参加者の中で、PTAの関係の親御さん、役員さんからの発言もありました。PTAでは各校連携して新たにアンケートをとるつもりだと、こういうふうにおっしゃっていました。

もしこのアンケート結果が出たら、市長はどう判断されますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

十分に参考とさせていただきたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

大きな民意が千代田中学校の位置というふうに示されている中で、決められない、志筑も捨てがたいと、そういうふうに思っている、その大きな理由というのは何でしょうか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

繰り返しの答弁で恐縮です。

我々としては、学区審議会から答申をいただきました志筑小学校という統合校の位置につきまして、当時、教育委員会で決定した経過がございます。ですので、これを丁寧にご説明するという、そういう状況でございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは伺いますけれども、学区審議会に出られていた方からの意見もありました。学区審議会の中でも大きな議論があったけれども、とにかくまとめなくちゃいけないので、ご不満もあるだろうけれども、何とか次善の策という形にするので賛成してくれと、そういう依頼があったと言っていましたよ、当時。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいまのは地域懇談会で発言された方の内容だと思うんですが、私も聞いておりました。学区審議会の議事録を見ますと、確かに、いわゆる志筑小学校への統合は賛成できないというようなことを発言なさっている方も複数おられました。中には、たしか、次善の策というふうであれば賛成できるというようなご意見の記事も見ました。そういったことを勘案した中で、学区審議会の中で総体的にご議論されて出てきた結論だというふうに思います。

ですので、最終的には、附帯条件ということも審議会の答申結果を見ますと記載がございまして、地域への説明によく努めなさいというようなこともありましたので、あくまでも全員が、学区審議会の全員が全て一つにまとまったというのではなくて、いろんな意見といいたいまいしょうか、反対意見もある中で、最終的に意見がまとめられたんだというふうに理解をしてございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

学校統合問題に関しては、後ほど田谷議員さんのほうでもやられると思いますので、この辺にとどめますけれども、いずれにしても、市民の意見を市政に反映するのが基本姿勢だとおっしゃるのであれば、そこを基本に実際に行動に移していただきたいと、それは強く要望させていただきます。

続いて、同じように市民の意見聴取で大切なパブリックコメントについて、先ほど公室長からご説明ありましたけれども、平成20年1月から28年2月まで、市内でパブリックコメント、意見募集を行われたのは31案件、そのうちほとんどが意見ゼロ、提出された意見はありませんでしたというものです。3案件だけご意見があって、それについて、それぞれ1名の方が意見を投げられていると、そういうような状況です。

これ、31案件もパブコメをやって、3件しかない。7年、8年ですか、7年間ですか、3人しか意見をくれなかったと、こういう状況ですね。これは余り意味ないんじゃないですかね、パブリックコメントって。どうですか。

**○副議長（加固豊治君）**

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

パブリックコメントの趣旨というものは、あくまでも市政のいろんな計画等について、市民の皆さんの意見を公募するという考え方で進めているものでもございます。確かにご指摘の意見件数は少なかったということではありますが、そのうちの一つ一つを検証して、計画の考え方、あるいは、ここはこういう形で取り入れていこうということがあれば、その中で反映をしてきたということでもありますので、特に意味がなかったということではなくて、あくまでも市政の計画を公表したということでご理解をいただければというふうに思います。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

恐らくは広報不足だと思うんですね。本当にこれやって、市民の皆さんの意見はどうなんだろうかと意見を聞きたければ、当然しっかりと広報すると思うんですが、今現状、これまでは、ただ形式的に行っていたのではないかと。そう思われても仕方がないような結果になっていると思います。

そんな中で、当市のごみ問題については、霞台厚生施設組合でパブリックコメントが行われて、23人、86の意見が寄せられました。これは、今まで市内で行ってきたパブリックコメントとは全く様相が違いますね。それだけ皆さんの関心が非常に強かったというあらわれだと思うんです。この当市の、私たちのごみ問題に対する市民の皆さんの関心の高さ、パブコメの結果については、市長はどのようにお考えですか。

**○副議長（加固豊治君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

貴重なご意見というふうにご考えておりますが、さまざまなご意見がございますので、そういっ

たものを十分に受けとめていきたいと考えています。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

さまざまなご意見の大半が建設反対、現在の施設の延命をしたほうがいいのかという意見でした。それを反映させていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ施設につきましては、前にもご答弁させてもらっているように、経済的なメリット、それから将来的な安定性、そういった中で、国の助成もある広域化のほうに皆さんご理解をいただいて、現在、今計画が進んでいるわけでありますので、この点につきましては、そういったことをご理解をいただきたいと考えています。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

総合的に判断されたというのは、口癖のように市長はおっしゃいますが、パブリックコメントの結果を見れば、それについては、意見の多くはノーだと。市民全体の意見が反映されるかどうかというのは正直わかりませんよね。私は、そこなんです。ぜひ、こういう状況であるならば、しっかりと情報を開示して、かすみがうら市民に意見をきちんと募集を求めて、意見を求めて、それを市政に反映すべきだというふうに思うんです。市民の理解が得られていないという証拠だと思うんです。

私は、この震台のパブリックコメントの内容をそのまま丸のみしてやってくださいと言っているんじゃないですよ。かすみがうら市として、もう一度きちんと意見のとり直しをしたらどうですか。これだけ反対の意見があらわれているんですから、それは市長の責務じゃないですかと、そういうふうに思うんです。いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまのご質問でございますけれども、具体的なパブリックコメント、今回の結果についてでございますけれども、震台厚生施設組合で実施されている案件でございますので、こちらからの言及につきましては、今のところ差し控えさせていただきたいと考えているところでございます。震台厚生施設組合のホームページのほうに掲載がございまして、現時点におきましては、そちらの紹介のみとさせていただきたいと思っております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

このごみ処理の問題に関しては、震台厚生施設組合の事務だから、それぞれの議会では議題に

するなど。霞台厚生施設組合の議員さんがその話をすると、やるやらないはそれぞれの議会でやってくれというふうに言われて、議論にならないんですね。でも、実際に市民の大切な問題ですから、誠意を持ってお答えいただきたい。

それで、私がお問い合わせしたのは、パブコメの内容を説明してくれということではなくて、反対意見が多かったものですから、市民の意見をきちんととり直してください、それを市政に反映してくださいと、そういうお願いなんです。市長、いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどもお話しさせていただきましたように、意見公募の中で反対の方の意見があったことも私も承知しておりますが、それは私は、一意見というようなことで受けとめておりまして、今後の事業推進の中では当然、いろんな意味で参考にしなくちゃならないと思っておりますが、議会の中でご理解をいただいて、さっきお話しさせていただきましたように、進んでいる事業でございますので、前向きに、よりよい施設づくりを目指して努力していきたいと考えています。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

一意見でなくて、大半の意見だと思いますよ。ぜひ市民の意見をもう一度とり直していただきたい。お願いいたします。

それでは、2点目、窓口サービスの充実化についてに移りたいと思います。

先ほど、一般的な事例といえますか、よく言われるクレーム等々挙げさせていただきましたが、かすみがうら市内ではクレーム、特に市民部になるかと思えますけれども、窓口サービスに関して、何か不満とかクレームとか、そういったものが寄せられている状況はあるのでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

まず、アンケートとか、そういうものは徴収はしてございませんけれども、ただ、ホームページの中で、お問い合わせフォームとかアンケートというものがございます。そういう中で届けられているものはございます。その届けられたものについては、2015年4月6日から2016年5月10日までの案件、メールでございますけれども、21件ございました。

そういう中で、ほとんどがお問い合わせメールということなので、請求の仕方とか説明を求めたものが多いわけでございますけれども、その中に一つはクレーム的なものがございました。内容につきましては、職員はそれなりに説明はしたんですけれども、抜けているものがあるんじゃないですかというようなことで、一つクレーム的なものがございました。それを確認いたしましたところ、活字になっているため、それは省いたようなお話でございました。あと、もう1件につきましては、大変親切にありがとうございましたというようなお礼のものもございます。

それ以外でのアンケートはとっていませんので、これしか材料はございません。

○副議長（加固豊治君）



2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

私も、窓口のご担当にもちょっとお話を伺いましたけれども、そうたくさん苦情が来ている状況じゃないと。むしろお褒めをいただくような場合もあるというふうに伺っています。その場合は、どちらの情報、市民からの意見がお褒めのお言葉があったり、お叱りの言葉があったり、いずれにしても部員の皆さんには回覧をしていると、そんなご報告を私は頂戴しておりますので、ぜひ今後も皆さんの声を反映させていただきたいと思っておりますけれども。

要は、今までのところ、窓口の対応の皆さんの対応がよかった、あるいは努力されている様子がよくわかったというようなことが多いんだとは思うんですね。ということは、ひっくり返していいますと、人によってサービスに波があるといいますか、むらがあるというか、そういうような状況でもあろうかと思うんですね。

それで、私は、特に窓口をあちこち回らなきゃならないとか、書類を幾つも書かなくちゃならないとか、皆さんも、今までずっと市民の方もやってきたもので、改めて苦情にすることではないと思っていらっしゃるかもしれませんけれども、こういうことはできるだけ簡素化して、1カ所で済ませるようなサービスを実現していただくことが、市民サービスの向上と、それから、行政側としての業務の効率にもつながると思うんですね。

それで、一つ、事前にお問い合わせをさせていただきましたけれども、今現状どうなっているか。例えば一例として、ご夫婦がいらして、要介護の老人が1人、子どもが小学生と保育所の5人で転入されたようなケースですね。こういった場合は、今、どういった手続が必要になっていきますか。

○副議長（加固豊治君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

お答えいたします。

5人家族で転入された場合の状況でお答えいたします。

今、宮嶋議員さんが言いましたように、ご夫婦と子ども2人、あと親1人というような5人の家族ということで考えてみました。基本的には、ご家族の転入関係で、市民課で約30分程度、転入届を行います。次に、お年寄りの方は後期高齢者医療関係で、国保年金で10分程度、また、介護保険をご利用の場合は、介護保険の関係で5分程度、また、小学生と保育園児は、俗に言いますマル福関係で、国保年金で20分程度、また児童手当の関係で、子ども家庭課で5分程度で、そのほかに就学等の関係がありますので、これについては、前住所からの異動通知書を預かり、各学校教育課に送付するというごさいます。以上、合計で70分の足し上げでございましてけれども、およそ1時間半程度かかるのではないかとごさいます。以上、合計で70分の足し上げでございましてけれども、およそ1時間半程度かかるのではないかとごさいます。

そういう中で、窓口が実際3つございましてけれども、一つが千代田の窓口、あと霞ヶ浦の窓口、あと中央の窓口ということでございましてけれども、千代田の窓口については、やはり、今言いました課が全部1階のワンフロアにございまして、この手続等については、案内しながら手続をお願いしているということでございまして。また、中央とか霞ヶ浦の窓口においては、委任業務と

というような形で、市民課の窓口で対応できるような、全てではございませんけれども、対応できるような体制を整えているということでございます。

また、質問の中にありました申請用紙の関係でございますけれども、これにつきましては、今言いました中では、市民課で1件、あと国保関係で2件、あと子ども福祉課のほうで1件ということでございます。また、介護、学校関係につきましては、前住所から出された書類を提出するようなことでございます。

また、そのほかに、いろいろな例がございますので、そのほかの関係ですと、国保加入の方、国民年金の方はまた別に必要ですし、マイナンバー、印鑑登録等についても、別にまた必要と思います。また、保育所関係につきましても、またさらに手続が必要になるということで、ケース・バイ・ケースで、いろいろなケースがあると思うんですけれども、以上そういうことでございます。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

ありがとうございます。

現状の確認でしたが、要するに、少なくとも四、五枚、多い人は10枚近く書類を書かなきゃいけないというのが現実だと思うんですね。それぞれに住所、名前を書くわけですね。これ、しかも千代田庁舎で5カ所ぐらい歩いてもらわなくちゃいけないということなので、ここを何とか1カ所でまとめなきゃいけないというのが、ワンストップサービスということで、全国的に導入が進んでいるわけなんですね。

ワンストップサービスというのは、簡単に言うと、自治体の窓口で行われる各種証明書の発行や届け出手続が1カ所で1回で済むと。これは理想の形ですけれども、それを目指して役所の業務を改革して、市民の負担を軽減すると。

当然ながら、現状、5枚、10枚集まってくる書類というのは、各課で保管していると思うので、それがデータベースとして一つに統合されるということは、管理上の問題ですとか作業上の問題についても、非常に大きなメリットがあると思うんですね。これは国の施策とも連動している部分もあると思いますので、一朝一夕に進むことではないとは思いますが、今後そういうワンストップの実現に向けた動きというのは、とる予定があるのかどうか、お伺いできますでしょうか。

**○副議長（加固豊治君）**

市民部長 根本一良君。

**○市民部長（根本一良君）**

先ほども現状をお話いたしましたけれども、まず、現状をもう1回お話しいたしますと、霞ヶ浦と中央窓口については委任業務を行っております。また、千代田業務につきましては、1階フロアで、それなりの課がありますので、そういうことで、親切に案内しながら、それは対応していることでございます。

また、そのようにしているというのは、ワンフロアのが一つございますけれども、また一つには、将来にわたっては、霞ヶ浦窓口とか中央窓口に変更になった場合に、ある程度、自分でできるものとか、そういうものを備えて異動するのが一番だと思いますので、そういう中で、将来の

窓口職員の養成、市民課から言わせれば、窓口職員の養成的なこともありますので、今の形態で私は続けていきたいと考えております。

以上です。

**○副議長（加固豊治君）**

暫時休憩します。

休 憩 午前11時01分

---

再 開 午前11時12分

**○副議長（加固豊治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

市民部長から、現状の形でいきたいというようなご答弁をいただいちゃうと、話がなかなか、ちょっと暗い気分になっちゃいますけれども。例えば所得制限のかかった給付制度なんかを申請するような場合、税務課へ行って所得証明をとって、それをまた別の窓口で提出してみたいな、そういう作業というのがあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○副議長（加固豊治君）**

市民部長 根本一良君。

**○市民部長（根本一良君）**

先ほどもご説明いたしましたけれども、税務課、納税、市民窓口ということで、また、通路を挟んで国保年金とありますけれども、そういう中で、ロングカウンターの中で、やはり税務課、納税、市民課ということで、一連の形で窓口業務を行っているということでございますので、当然、税務課で所得証明をとって、それで市民課というような、学校とかそういうものがございませぬけれども、そういう中で順次案内していく形で進めているところでございます。

また、体のご不自由な方とか、そういう面につきましては、文書化にはなっておりませぬけれども、現場の判断の中でそれなりに対応しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

少なくとも、行政が持っている情報をわざわざ市民にとらせて、また行政の窓口へ渡すという、この非効率ですね。これはぜひ改革してもらいたいんですよね。それ、何のためにカウンターの内側が一つになっているのかね。

今、体の不自由な方ですとか、ご案内の必要な方についてはサポートして、ついて回っていただいているということですが、それを人によるのではなくて、電子化をして、人手をかけないでできるようにすべきなのではないかというご提案なので、いや、現状のままでという認識は、やっぱりちょっと厳しいと私は思います。

それで、特に今後、職員さんも削減の方向ですよね。そうすると、しかも業務内容はふえると。

ご高齢の方もふえて、職員さんの1人当たりの仕事内容はふえるということになりますから、そういう意味でも電子化が必要だと思うので、しっかりとした将来を見据えた機構の改革なんかも、絶対にもうスタートしなきゃいけないと思うんですけども、その辺のご認識はいかがでしょうか。

**○副議長（加固豊治君）**

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

ただいま、電子行政あるいは機構改革といったようなご質問があったものですから、私のほうでお答えをさせていただきます。

確かに、先ほど質問の中にもありましたように、インテリジェント型窓口、私も拝見をさせていただきました。社会保障、あるいはいろんな制度が改革をしていく、どんどん市町村、自治体における窓口が広がっていくというようなことでもあります。また、一方で、マイナンバーカードの制度の普及ということも一つ考えなくちゃいけない。そういった、電子行政をいかに充実をさせていくかということは、今後の市行政にとっても大変重要な点でもあるかと思えます。

また、イコールして、窓口の充実化ということも考えなければならないということでもありますので、総体的な部分での検証というものは必要であるというふうに認識しております。

議員のご提案の中での、多分、福岡県の粕屋町と我がかすみがうら市と、同規模の自治体でもございますので、そういった先進地の事例などを検証しながら、先々の行政の窓口、あるいは充実といった点も検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

先進地のお話が出ましたけれども、やっぱり皆さん同様の課題を抱えていらして、随分研究をされているんですね。

それで、マイナンバーの話が出ましたけれども、これ、納税情報なんかは、いずれマイナンバーを活用すれば、ほかの情報とひもづけで、行政内でも活用できるというふうな話をちょっと聞いたことがあるんですけども、その辺というのはどうなっていますでしょうか。

**○副議長（加固豊治君）**

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

それでは、マイナンバーの充実とあわせて、活用という点でございますが、市外からの転入者が、やはりいろんな手当を、給付をする、申請をする際に、やはり所得の状況というのが、これまでは把握ができないというようなことで、所得証明書、あるいは、いろんな関係する証明書等を添付していただいたということでもありますが、この制度の拡充によりまして、その点は一切必要ないというようなことでもありますので、さらにマイナンバーカードが普及すれば、その点の事務の軽減も図れるし、市民の皆様、窓口に来た皆様にとっても、その点は重複にならないというようなことでは認識してございます。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今後の将来的な話になりますけれども、例えば在宅で証明書を申請して、郵便で自宅に送られると。そういうふうになるには、あとどれぐらいかかるような見通しでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

これまでも電子申請等については、とり行われてきました。大半がインターネットを使ったスポーツ施設の予約システムと、これはパソコンでも携帯でも予約のシステムができるというような状況で、大変これは普及している状況でもあります。

ただ、証明書の発行につきましては、今ご指摘があったように、本人確認をどうするかという点と、手数料の関係が発生いたしますので、これまでも郵便での証明書の送付というものが、確かにこれは多かったという点でもございます。例えばマイナンバーカードが普及して、パソコンにつないだカードリーダー、やがては、研究がされていると思いますが、スマートフォンでもICカードリーダーというものが普及をされていけば、ますます自宅にしながら、いろんな証明書の申請交付ができるという認識はしてございます。

また、その際に、支払いはどうするんだというような点があると思いますが、例えば収納代行システムというものを活用すれば、その中でカード付きの支払いができるということでもありますので、そう遠くない時間の中で、それは対応できるというふうには認識してございます。

私ども、その情報の部分であります。そういった研究もしながら、なるべく今、コンビニでの交付とあわせながらも、そういった手続ができることを検証しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

これはお隣の韓国の事例ですが、韓国というのは電子行政が結構進んでいまして、国連の電子行政サービス調査では、2012年で調査国の中で第1位だったんですね。韓国には、ちょっと参考になるのでご紹介しますが、電子政府法というのがあって、10の原則を定めています。1つ目が国民便益中心の原則、国民の負担と努力を最小化することだと。2つ目として、業務革新先行の原則、電子化する場合は業務の内容そのもの全般を改革すること。3つ目、電子処理の原則、主要業務は原則的に全て電子化すること。4つ目、情報公開の原則、原則として全ての情報はインターネットに公開すること。5つ目として、行政機関確認の原則、行政機関で確認できるものは国民に求めない。それから、6つ目として、行政情報共同利用の原則、同じ情報を何度も別の部署で収集してはならないと。7番目、個人情報保護の原則、8番目、ソフトウェアの重複開発の禁止、9番目、外注の法則、これは、ソフト開発は民間に外注することということですね。10番目として、1から9までの実現に向けた施策を樹立・実行することと、こういうような原則です。

日本は結構立ちおくれしておりますが、いずれにしても、利用者側の立場に立てば、いずれもこういうような原則というのは導き出せることになろうかと思っておりますので、ぜひ庁舎内の業務効率

のアップ、職員さん一人一人の業務効率を高めること、市民の負担を減らすために研究して、取り組みをお願いしたいと思います。

窓口サービスに関しては以上といたします。

3点目、子どもの貧困対策について再質問させていただきますが、ご答弁では、現在、市民税非課税世帯等の準要保護世帯の子どもは、小学生86人、中学生60人、合計146人というお話でしたけれども、学校の現場では、個別に生徒・児童たちの生活状況というのは、どの程度把握されているのでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

学校現場で、子どもたちの食事に関する生活状況の把握というふうなお尋ねかと思うんですが、食事に関しまして調査をしているという、大きな調査をしているというものは、そう多くございませんで、ただ1点だけ行っているものがございます。それは、朝食の状況についてのみの調査でございまして、この調査内容につきましては、小学校5年生と中学校2年生を対象としまして、6月と11月、年2回、学校がある日、これは登校日ということなんですけれども、毎日朝食を喫食、いわゆる食べているかというような調査でございます。

これ、ある学校を例として申し上げますと、27年6月調査になりますが、こちらで小学校が95.2%、中学校で88.6%と、登校日に毎日朝食を食べている小学校、中学校の児童・生徒数の割合ということでございます。

調査はこれだけなんですけど、通常学校で、どのようなことかというお尋ねだと思うんですけども、通常学校においては、児童・生徒の毎日の生活状況を観察するというようなことで、必要に応じて生活面のサポートをしてございます。例えば食事をとらない、いわゆる欠食ということなんですけど、欠食により栄養が不足していると認められる場合には、当然、担当教員が保護者と相談をさせていただくという事態になろうかと思っております。ですが、現在このような児童・生徒は見受けられておりません。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

もし、そういう欠食の子どもがいないということであれば、本当にありがたいことだなと思えますけれども、今ご披露いただいた調査結果については、恐らく貧困問題というよりも、むしろ生活習慣が子どもの育成等にどう影響するかとか、そういうような関連からの調査なのかなと、ちょっと感じましたけれども、いずれにしても、一番生徒に近いということであれば、公の立場で近いといえば、やっぱり学校の先生になろうかと思っておりますので、引き続き、個別に状況を把握していただきたいと思っておりますけれども、そういう学校での情報が、これ、社会福祉課とか子ども家庭課とか、他の部署との連携といいますか、情報共有というのはできているのでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

宮嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。

貧困の世帯、また、それ以外での虐待であるとか、そういった部分についても、連携をとりながら、各種の事業を展開しているというようなことで、実施を今しています。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

ありがとうございました。

そもそもこの質問をさせていただこうと思ったのは、学校、授業はサボるんだけれども、給食だけ食べに来ている子がいるよと。そういうような話から、いろいろ調べてみると、全国的に広がっているんだなということで、その懸念があったもので、させていただいたんですけども、親御さんの努力のいかいもむなしく、十分な収入が得られないと。そういうご家庭もちろんありましようし、あるいは片親の家庭で、十分に子どもの世話ができない家庭もあるでしょう。その場合は、食事代、何か買って食べなさいと、弁当でも買いなさいとって、500円なり1,000円なりのお金を渡されて、ところが、子どもは友達とそれで遊んじゃって、それでちゃんと食事をしていないとか、あるいは、悪いケースだと、おなかすいたから万引きしちゃうと。そういう小さなきっかけから、普通の社会からそれていく道に入ってちゃうと。そういうことは、やっぱりどうしても、その子のためにも、もちろん社会のためにもですが、避けなければいけないと思うんですね。

そういう意味で、公共で食べたい人、ただで配るよというのは、なかなかできるものではないと思うので、やっぱり民間のボランティアを中心に、もしそういう需要と申しますか、そういう状況があるのであれば、ボランティアを中心に活動を起こすべきだと、そういうふうには思うんですけども、いずれにしてもその情報が、行政から、こういう状況なんですよという情報の提供と申しますか、共有ということが、いい活動には不可欠だと思いますので、その辺の体制について伺っているわけなんです。

それで、放課後児童クラブでは、子どもの状況は、そういう生活状況というのは、何か蓄積するようなものというものはあるんでしょうか。

**○副議長（加固豊治君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

特に児童クラブのほうでは、それまでの情報を持っているというようなものではございません。

**○副議長（加固豊治君）**

2番 宮嶋 謙君。

**○2番（宮嶋 謙君）**

わかりました。ありがとうございます。

今年度から中学校区ごとに、生活困窮家庭の子どもたちの高校進学をサポートする学習支援というものが始まるということで、非常にいい施策だなというふうに思っているところなんですけれども、この活動を足がかりと申しますか、例えば食事面のサポートみたいな形というのは、可

能性としてはあるのでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほど来、議員からご指摘をいただいておりますが、さまざまな方からの情報提供というようなことで、学校はもちろんなんですが、社会福祉協議会であったり、民生委員さんであったり、地元の方々であったり、いろいろな方からの情報提供を受けた中で、そういうふうな食事をとられていない児童とかの把握ができるようなことがあれば、事業としては立ち上げることが可能なのかなと。

ただ、それには、先ほど1回目のご答弁でさせていただきましたが、多くのボランティアの皆様がそこに参加していただかなければならないと。食材の提供であったり、居場所の場所の提供であったり、また食事を配るとか、また、ある意味、生活習慣のしつけなどを含めた、ある程度の指導ができるとか、そういったものが一連の流れの中でできるようなシステムが、将来的には望ましいのかなというようにところで考えてございます。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

今お話ありましたように、ボランティアの皆さんの協力がどうしても必要な内容であるということですね。それはもっともだと思います。

市内には、お料理のクラブですとか団体ですとか、お母さん方で作っている同好会ですとか、そういったものもあろうかと思っておりますので、例えば月に1回、市内の産品を使った食事会をやって、子どもたちに食べさせるとか、何か参加しやすいような形で、バランスのとれた食事提供ができればいいんじゃないかなと考えているところです。

今、全国で始まっている子ども食堂は、これは決して毎日やっているわけじゃないんですね。多いところで週2回ぐらい、少ないところでは月1回ぐらい、食材を持ち合って、主婦の皆さんが子どもたちの予約制で、来れる人は事前に電話をするなりして、登録をして、それで、じゃみんな御飯食べようよと、食事会みたいな形でやっているところが多いようですね。ですから、いきなり毎日毎日、給食のようにしなきゃいけないという話じゃありませんので、できることから、ぜひ温かい手を広げて、厳しい状況に1人で陥る子どもが出ないように取り組みをお願いしたいというふうに思います。

以上、最後は要望という形で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

続いて発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）



議席番号3番の設楽健夫です。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、熊本地方におきます大地震により被災された皆様に深くお見舞いを申し上げます。大変困難な状況に陥ることを余儀なくされた多数の方々の身の上を、皆さんとともに心より案じております。一刻も早く復興への道が軌道に乗りますことをひとえにお祈り申し上げます。

それでは、一般質問を通告に従いまして述べさせていただきます。

1、政治倫理、コンプライアンス、不祥事の再発防止について。

平成28年1月1日現在の政治倫理条例の制定は、茨城県44市町村中33市町村と報告され、近隣周辺市町村では既に制定されている現状があります。

昨年、第2回定例議会において、政治倫理条例の制定を求め、その後、定例議会において毎回、特別職の政治倫理条例の制定を求めてまいりました。答弁は、その重要性を認め検討しますとの回答であります。2006年5月21日に当市現職市長が逮捕され、また、2013年11月26日には議員が逮捕されたと。当時の議長は事態を重く受けとめ、しっかりした議会運営を行っていきたいと話し、報道されました。この10年間の不祥事は12件に上っております。この不祥事を繰り返してはならないと思います。

坪井市長がリーダーシップを発揮しなければならない立場にあると思います。坪井市長がリーダーシップを発揮することが求められています。

質問の①昨年6月以降の特別職政治倫理条例の検討経過についてお伺いいたします。特別職、市長、副市長、教育長の3者において、検討された経過のご報告をお願いします。

②不祥事再発防止の28年度方針をお伺いいたします。

1、公金取扱適正化内部監査本年度計画について質問いたします。

2、安全運転管理委員会の設立についての計画と本年度の活動計画についてお伺いいたします。続いて、③物理的な情報セキュリティの課題と対策についてお伺いいたします。

1、セキュリティレイアウトの統一、これはファシリティにおけるセキュリティレイアウトの統一です。クリーンデスク及び文書ファイリングについてお伺いいたします。

2、サーバー・パソコン、USB等、保存媒体の管理についてお伺いいたします。

大きな4番として、情報暗号化等、メールのセキュリティールールについてお伺いいたします。続きまして、2番、全市バランスあるコミュニティづくりと文教厚生政策について。

霞ヶ浦地区の南北統合小学校がスタートしました。南小学校の駐車場等の外構工事が6月29日で終了予定となっております。霞ヶ浦地区では、これまでの地域文化、地域コミュニティの仕組みが大きく変わろうとしています。毎朝毎夕、30台前後の通学バス文化の登場です。また、このことは、千代田地区の小学校統合でも地域が準備しなければならない内容を提供しています。特に、地域における子ども会、あるいは少年団の動きも変化してまいります。

行政、教育委員会は、地域住民に情報を提供し、教育、社会教育、福祉、防災体制の課題を整理していかなければなりません。かすみがうら市の地域コミュニティづくりの構想を示し、地域の理解を得ながら公正・公平に進める必要があります。

以下、質問します。

6点質問させていただきます。

①公民館活動が開始された下稲吉地区公民館の活動センターについてお伺いします。

②霞ヶ浦地区の公民館、今は支館と言われてはいますが、この整備についてお伺いします。

③霞ヶ浦地区介護福祉申請窓口の整備と社会福祉協議会の設立について、その後の進捗状況をお伺いいたします。

④霞ヶ浦南小学校の放課後児童クラブ本施設の設立計画進捗についてお伺いいたします。

⑤閉校小学校の活用について、取り組みが始まっていると思いますが、避難場所を含めた今後の取り組みについてお伺いいたします。

⑥義務教育学校、小中一貫校実施計画の教育委員会における審議状況について報告を求めます。大きな3番です。基幹産業である農水産業の将来構想について質問いたします。

基幹産業である農水産業の担い手の育成や圃場の整備は、市の将来にとって重大な課題となっています。ふえ続ける耕作放棄地の実態把握、高齢者・定年農業者等で支えられている農水産業従事者の10年後の姿を推定し、対策を講じていく必要があります。このことは、具体的な実態把握が前提となります。市の政策について質問します。

①水田、畑の耕作面積、これは霞ヶ浦地区、千代田地区に分けて、現状と10年後の分析について質問します。

②本年度の農水産業活性化策についてお伺いいたします。

3番目に、これからのかすみがうらの農水産業を左右する10年後の担い手のシミュレーションについて、そして、その育成策についてお伺いいたします。

大きな4番です。公共交通網の整備について、特に協同病院の開業に伴う公共交通網の整備について質問します。

①協同病院へのアクセスバスについて、これは千代田地区の方からも、霞ヶ浦広域バスとの接続の手段をとの声も多く上がっていますので、その点も含めて質問させていただきます。

②協同病院へのアクセス道路、特に神立駅東口の道路整備について質問させていただきます。

5、観光事業の振興策について。

歩崎は風光明媚な水郷筑波国定公園の中心に位置します。漁業の安全祈願、あるいは水運のかなめとして、あるいは子ども会の宿泊学習地でにぎわっていた時代があります。また、数年前に出された志戸崎活性化計画においても、交流センターと栈橋は2本の大きな柱でした。補助事業の交付決定通知書にも記載されており、設計委託段階においても栈橋計画は含まれていました。

この栈橋の整備は、観光事業あるいは地域活性化に不可欠のものと思います。かすみがうら市が栈橋設置計画を、その位置づけからもう一度整理し、調査研究を行い、再度具体的に整理し、実施計画を策定し、実行していく必要があるというふうに思います。

質問①、歩崎の栈橋整備計画についてお伺いいたします。

そして、②として、世界湖沼会議、あるいは国体、オリンピックの当市の準備状況について、現状の報告をお願いいたします。

以上、第1回目の質問を終わりとします。ありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（加固豊治君）

ご異議なしと認め、再開は午後1時15分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時45分

---

再 開 午後 1時15分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、政治倫理条例についてお答えいたします。

前回の第1回定例会の答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。

市政をあずかる身といたしまして、倫理の確立を図ることによりまして、市政に対する市民の信頼に応えることは必要であるとともに、特別職という立場は、さらに高い倫理観が求められるものと認識しております。しかし、現在のところ、各分野、部門、各方面の状況を見ましても、これまでの状況と変わらず、ご提案の特別職の政治倫理条例制定の結論には至っていない状況でございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

次の2番、不祥事再発防止の方針について、3番中、セキュリティーレイアウト等については総務部長から、3番中、サーバー・パソコン、USB等保存媒体管理について、4番、情報暗号化メール等については市長公室長から、2点目1番、公民館活動センターについて、2番、公民館の整備については教育部長から、3番、霞ヶ浦地区の介護福祉申請窓口等について、4番、放課後児童クラブについては保健福祉部長から、5番、閉校後の小学校の活用等については総務部長から、6番、小中一貫教育については教育長から、3点目1番、水田、畑耕作面積の現状と10年後の分析について、2番、農林水産業活性化については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3番、10年後の担い手シミュレーションと育成策についてお答えいたします。

耕作面積につきましては、この後、環境経済部長からの答弁とさせていただきますが、将来にわたって減少していくものというふうに推測をしております。一方で、面積の減少幅を最小限にとどめるべく、担い手の育成策につきましては、地域の農業を維持・発展させていくため、緊急かつ最重要課題であると認識いたしております。

このため、特に規模拡大を進める意欲のある担い手に対しまして、各種補助事業の情報発信や制度資金の紹介を通じまして、設備投資を促進することはもとより、茨城県農業会議等関係機関の指導のもと、法人化に向けた支援策を講じてまいります。

次に、4点目1番、協同病院へのアクセスバスについては市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、協同病院へのアクセス道路及び神立駅東口道路整備についてお答えいたします。

ご質問は、平成2年3月、神立駅東部地域整備構想策定調査報告書として、神立駅東部に南北方向の広域幹線がないことから、現在整備が進められております田村沖宿線、将来的には石岡市方面へも伸びる南北広域幹線道路が位置づけてあることに関しての内容かと思えます。

当該整備構想につきましては、本市におけますまちづくりの最も基本となります総合計画に位置づけはされておりましたが、土浦協同病院へのアクセス強化、その整備について、重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

これまでの構想案から鑑みますと、本市内路線を整備するものではなくて、神立東口からの整備は土浦市によるものが多大であること、地域総意の盛り上がりが必要であることなどを踏まえまして、広域連携を念頭に置いて取り組む必要があるというふうに考えております。

次に、5点目1番、歩崎の栈橋整備については地方創生推進担当理事から、2番、世界湖沼会議、国体、オリンピックへ向けましての観光振興策の準備状況につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目6番、義務教育学校、小中一貫校実施計画の審議状況についてのご質問にお答えいたします。

義務教育学校につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、小中一貫教育の一形態である新たな学校の種類として、本年28年4月1日から制度化され、全国で22校が、県内でも2校が開校いたしました。

また、今般の法改正により、小中一貫型小中学校も制度化されましたが、義務教育学校と小中一貫型小中学校との主な違いにつきましては、組織運営では、義務教育学校が1人の校長、1つの教職員組織、一貫型小中学校は、それぞれの学校に校長、教職員組織となり、修業年限では、義務教育学校が前期課程6年と後期課程3年、一貫型小中学校は小学校6年、中学校3年で、教員免許では、義務教育学校が原則小学校・中学校の両免許状を併有、当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能とすること、一貫型小中学校は所属する学校の免許状を保有していることなどの違いがあります。

小中一貫校実施計画の審議状況につきましては、小中一貫教育につきましては、これまでもお答えしておりますように、市としての方針を定めていない状況であります。小中一貫教育につきましては、中1ギャップへの対応、発達の早期化等にかかわる現象への対応、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応などという点から、有効であると認識しているところでございます。

しかし、小中一貫教育につきましては、市全体の教育をどのように進めていくかという観点から整理していく必要があると考えておりますので、引き続き、本市としてどのように小中一貫教育の方針を定めていくか、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目2番、不祥事再発防止の28年度方針における公金取扱適正化内部監査本年度計画についてお答えいたします。

事務を受任しております任意団体数につきましては、平成28年度においては51団体でありまして、前年度に対して3団体の増加が見られたところでありますけれども、会計事務についても、受任をする団体につきましては45団体となっており、前年度からの増減はございません。

27年度においては、7月に任意団体の会計事務について実地検査を行ったところでありまして、会計処理は適正に行われているものと認められましたけれども、平成28年度におきましても、昨年度に実地検査を行っていない団体、あるいは実地検査における指摘事項の改善状況につきまして、計画的に実地検査を行っていくことにより、不祥事の再発防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、1点目2番の2、安全運転管理委員会の設立と行動計画についてお答えいたします。

現在、安全運転管理委員会は設立をしてございませんが、公用車を使用して職務に当たる場合、安全運転の励行、飲酒運転の防止を図り、事故防止に努めることは、社会的使命もあり、また、事務事業を円滑に遂行する上で重要なことと認識しておりますので、安全運転管理者の会議を設置いたしまして、公用車管理規程の改正を含め、整備をしてみたいと考えております。

また、全庁的に取り組む行動計画につきましては、茨城県警察及び一般社団法人茨城県安全運転管理協会等の活動を含めまして、安全運転管理者会議で定めて取り組んでみたいと考えております。

次に、1点目3番、物理的情報セキュリティの課題と対策におけるセキュリティーレイアウトの統一とクリーンデスク及び文書ファイリングについてお答えいたします。

既にご案内のとおり、平成25年5月11日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法が公布されました。番号法では、個人番号をその内容に含む個人情報について、特定個人情報と定義をしまして、この特定個人情報につきましては、個人番号という個人識別機能の高い情報が含まれることから、より厳格な保護措置を講ずることとしておりまして、地方公共団体も番号法の趣旨を踏まえた対応が求められております。

このようなこともございますので、行政事務の取り扱いをする上で、情報の漏えい等の防止をすることは、特に重要であると認識いたしております。

セキュリティーレイアウトの統一につきましては、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎ともに、庁舎の執務スペースと来客スペースをカウンター等で区分し、また、執務スペースへの出入りを、関係者以外の立ち入りを禁止する看板等を設けているところでございます。その他の施設では、執務スペースの配置や広さの制約もあり、理想的なレイアウトに統一することはなかなか難しいところがありますので、工夫により対応してみたいと考えております。

なお、個人情報のみならず、行政文書については、市文書事務規程により、秘密に属する文書

は特に注意を払って取り扱い、他の者の目に触れる場所に放置してはならないとされておりまして、文書を机の上には放置せず、文書がみだりに取り扱われないように努めているところでございます。

また、文書ファイリングにつきましては、必要な文書を必要に応じ即時に利用できるよう、系統的に分類、整理、保管及び保存を行いまして、不要文書として廃棄するまでの一連の文書管理の仕組みを定めました市のファイリングシステムにのっとりまして、文書の適正な管理と効率的な文書事務を図っているところでございます。

次に、2点目5番、閉校小学校の活用と避難場所を含めた今後の取り組みについてお答えいたします。

ご質問をいただきました閉校小学校を初めとする公共施設の有効活用につきましては、既にご案内のように、平成26年度に策定いたしました公共施設等マネジメント基本計画に基づき、具体的な実行計画を策定し、計画を推進することとしております。

昨年度におきましては、特に地域的な施設のあり方について、地域づくりやコミュニティなど、市民生活の視点でのワークショップを開催してまいりました。この中で、今後の地域づくりを進めるために、地域住民による自主的な取り組みに加えて、関係団体や企業などとの連携によって、既存の施設を有効に活用したいといったご意見も頂戴してまいりました。

市といたしましても、ご質問にありました公民館活動の場、福祉の窓口、児童クラブ施設、避難場所などのように、さまざまな施策や事務事業が抱える課題の中には、閉校施設など既存施設の有効活用によって解決できるものもあるのではないかと考えております。このようなことから、本年度においては、こうした課題を踏まえた施設の再編や活用策について、使えるものは使い切るということを基本といたしまして、具体的に検討していきたいと考えているところでございます。

この中でも、特に霞ヶ浦地区の閉校施設につきましては、地域の皆様の関心も特に高いものと理解しておりまして、先導的な取り組みとしまして、廃校活用ニーズ調査を実施することとし、現在準備を進めているところでございます。このニーズ調査におきましては、地域のご意見に加えて、課題解決のための公的利用の可能性などを整理しつつ、民間事業者のほか、地域の各種団体の皆さんなどにも活用の担い手の候補として調査にご参加いただく機会も設けながら、廃校の活用に当たっての現実的な条件を整理いたしまして、有効活用につなげていきたいと考えております。

また、避難所としての対応につきましては、想定される災害の種別、避難者数、避難所までの距離などを考慮いたしまして、また地域の皆さんのご意見等も伺いながら、耐震化をする社会体育施設等としての活用とあわせまして、避難所として活用したいと考えており、廃校活用ニーズ調査の実施に当たっては、このような現状も踏まえて進めることとしております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目3番、サーバー・パソコン、USB等の保存媒体管理のご質問にお答えいたします。

基幹系システムのメインサーバーにつきましては、システム事業者のデータセンターと接続をしながら利用している状況でもございます。このデータセンターにつきましては、地震、風水害等の災害に対する対策、生体認証による厳格な入退出制限など、堅牢制を確保しております。また、機器の故障に関しては、システム機器を二重化し、対応している状況でもございます。

庁舎内に設置してあるサーバーにつきましては、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外しができないように固定をしてございます。サーバーに直接アクセスする入退出者を記録管理し、安全性を十分確保しているという状況でもございます。

パソコンにつきましては、基幹系及び情報系の端末を各事務机、またはカウンターに設置しておりますが、持ち去りを防止するため、ワイヤーなどで固定をするなどの対策を講じている状況でもございます。

USB等保存媒体につきましては、保存データの暗号機能つきのものを運用しており、各部署で使用するこれらの情報媒体については、施錠可能な場所に保管をしながら、セキュリティーを確保している状況でもございます。

1点目4番の情報暗号化メール等のご質問にお答えいたします。

県及び県内市町村とのメールでのデータ交換の際には、自治体専用に安全を確保し整備したL2WAN内の電子メールで行われております。そのメールに添付されるデータにつきましては、県を初めとして、パスワードによる暗号化機能を利用したものが多くなってきている状況にあります。

市においても、データを強制的に暗号化するのではなく、暗号化ツールで職員みずからが重要情報を暗号化して送信する方法で運用しております。受信するデータの安全性を確保する方法としては、データが内部に入る前に確認する方法と、取得したファイルを開くときに確認する方法が一般的で、二重にセキュリティーチェックが行われております。

ところが、メールの添付データが暗号化されてしまうと、受信する側としては、内部に入る前のチェックがかからないこととなり、セキュリティーが低下することもありますので、全て暗号化する他の自治体の運用が最適であるとは限らない場合もあると考えております。

こうした懸念につきましては、本年度中にメール受信を含め、県内の自治体が利用することとなる県域のセキュリティークラウドシステムが構築をされますので、その中で、より高度なセキュリティーを確保した中で、メール送受信及びインターネットを利用する方法で対応してまいります。

次に、土浦協同病院のアクセスバスにつきましてお答えいたします。

行方市、土浦市駅を往復しております霞ヶ浦広域バスが、直接土浦協同病院に乗り入れをしているところですが、移転開院後の状況を見ますと、病院の乗降者は堅調に伸びており、通院する方々の重要な足となっております。今後は、こうした利用者のニーズを把握しながら、利便性の向上に向けた取り組みとして、広域バスの拡充等についても具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年度策定いたしました市地域公共交通網形成計画におきまして、JR神立駅からの土浦協同病院へのアクセス路線の促進といたしまして、施策の一つとして位置づけをしております。

現在、この区間に公共交通は運行されておりましたが、土浦市はもとより、石岡市からのアクセスとしても重要な路線であると認識しております。公共交通の運行につきましては、交通事業者の動向を注視しながら、関係機関への要望などが必要であると考えております。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

**○教育部長（飯田泰寛君）**

私からは、2点目の1番と2番のご質問にお答えいたします。

まず初めに、下稲吉中学校地区公民館の活動センターについてお答えいたします。

新しい公民館の形として、今年度から中学校区ごとに地区公民館を設置し、事業展開しておりますが、社会教育施設としての公民館が設置されていない下稲吉中地区につきましては、28年度からの新規事業ということでもあるために、当面の間は、地区内にあります既存の施設を活動場所と定めました。まずは組織づくりや一部の活動など、ソフト的な分部を先行してスタートさせ、その後の活動状況を見ながら、現有の公共施設いずれかを下稲吉中地区公民館の活動拠点として位置づけできればと考えております。

ちなみに、今年度の下稲吉中地区公民館のソフト事業につきましては、働く女性の家、大塚児童館、大塚ふれあいセンター、勤労青少年ホーム、下稲吉中学校と、事業によって活動場所は多岐にわたっておりまして、その活動拠点としての下稲吉中地区公民館の場所は、さまざまな可能性があるのではないかと考えております。

続いて、2点目2番、霞ヶ浦地区公民館及び支館の整備についてお答えいたします。

霞ヶ浦地区につきましては、公民館組織の名称が霞ヶ浦中地区公民館、その活動拠点は、あじさい館に位置する霞ヶ浦公民館でございます。また、支館は、その霞ヶ浦中地区公民館という組織の支部的組織の意味でありまして、建物をあらわしているものではございません。

市内全域において、中学校区ごとに地区公民館を設置し、事業展開していくという市の方針に基づきまして、昨年度末で廃止となりました霞ヶ浦地区小学校ごとの6つの地区公民館施設、こちらにつきましては、地域住民の強い要望等もございまして、旧地区公民館という形で再条例化をし、施設を存続しております。これは、あくまでも財産調整室が進める市内全域での公共施設の適正配置として、市内の全体的な計画が決まるまでの暫定的な利用というものでもございます。

旧地区公民館施設については、支館の活動拠点となっていることが現状でありますことから、霞ヶ浦地区公民館が暫定的に管理を行っておりますが、建物の恒久的な取り扱いについては、公民館のみで検討しているものではございませんで、廃校となった霞ヶ浦地区の学校施設とあわせて、全庁的に検討を進めていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**



設楽議員、2点目3番の霞ヶ浦地区介護福祉申請窓口の整備と社会福祉協議会設立についてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦地区介護相談窓口につきましては、平成28年6月から平成29年3月までの期間、毎月第4木曜日に、あじさい館で臨時相談窓口を開設することといたします。介護や予防、サービスなど介護保険に関する相談と、配食サービス、軽度生活支援、福祉タクシーなど高齢者福祉サービスに関する相談を受け付けます。また、会場では、介護認定申請や配食サービス事業利用申請などの受け付け、緊急医療情報キット配付等を行うこととしております。

今回は、介護保険や高齢者福祉に関する部分の相談窓口となりますが、開設期間中の相談内容等を検証し、他の福祉関係窓口も含めまして、検討の上、次年度以降の窓口開設について、組織や人事体制など、関係部局との検討をしてみたいと考えております。

臨時窓口の開設にあつては、ご不便をおかけしている皆様に気軽に相談等に来ていただけるよう努めてまいります。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、霞ヶ浦地区における地区社協組織整備につきましては、さきの第1回定例会でお答えしましたとおり、本年度、行政区役員などを対象とした説明会を小学校区単位で開催を予定しておりますが、現在、議員紹介にもありました土浦市社会福祉協議会での先進事例研修を昨日の6月1日に行ったところでございます。今後、その結果を取りまとめ、報告があるものと思います。

また、他市の先進市事例なども参考に、内部協議を行いまして、課題を整理した中で、小学校区単位の説明会を開催しまして、地域の実情に合った組織体制の構築を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2点目4番、霞ヶ浦南小学校の放課後児童クラブ本施設の設立計画進捗状況についてお答えいたします。

本市の霞ヶ浦地区児童クラブにおきましては、平成28年4月の霞ヶ浦地区小学校統合に伴い、南北両小学校内の余裕スペースや敷地内施設、近隣施設などの活用を図った児童クラブの開設を行っております。

現在の児童クラブ受け入れ態勢は、南小学校児童は、小学校敷地内のランチルームの一部を借りて、1クラブ定員40名、さらには第一保育所の余裕教室を活用し、3クラブ定員25名が2クラブと定員20名が1クラブを開設しているところでございます。また、北小学校児童は、小学校敷地内の武道館において、定員40名を3クラブでございますが、開設いたしまして、霞ヶ浦地区の児童クラブの再編を行ったところでございます。

ご質問の霞ヶ浦南小学校の放課後児童クラブ本施設の設立計画進捗についてでございますが、再編後の公設児童クラブは、本年4月1日現在で、定員110名に対しまして、入会の手続をした児童数は率にして99%、109名でございます。また、現に利用している児童数は、日平均で率にして45%程度、49名程度で、低い状況であるとも捉えているところでございます。

現時点では、児童クラブの開設後間もないことから、今後の数値的な変動も考えられ、その推移、特に夏休み時の利用状況や民間児童クラブの会員動向や、それらの要因を分析する必要があるものと考えております。さらに、霞ヶ浦地区の小学校の統合による影響が、児童クラブにどのような影響があるかを調査したいと考えております。

また、同時並行的に、施設整備を行う場合の施設場所や施設規模、さらに財政等の課題に対し

まして、調査を進めることとしておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

**○環境経済部長（田崎 清君）**

3点目1番、水田、畑耕作面積（霞ヶ浦地区・千代田地区）の現状と10年後の分析についてお答えいたします。

まず、水田の耕作面積の状況につきましては、霞ヶ浦地区が1,586ヘクタール、千代田地区が747ヘクタール、合計2,333ヘクタールです。このうち、水稻の作付面積は、霞ヶ浦地区が905ヘクタール、千代田地区が511ヘクタールで、合計1,416ヘクタール、60.7%となっております。

次に、畑の耕作面積につきましては、霞ヶ浦地区が1,989ヘクタール、千代田地区が1,345ヘクタールで、合計3,334ヘクタールとなっております。

10年後の水田、畑の耕作面積につきましては、過去10年間の減少率で算出しますと、水田の耕作面積では、霞ヶ浦地区が1,427ヘクタール、千代田地区が672ヘクタール、合計2,099ヘクタール、10%の減少が予測されます。また、畑の耕作面積では、霞ヶ浦地区が1,670ヘクタール、千代田地区が1,130ヘクタール、合計2,800ヘクタールで16%の減少が予測されます。

さらに、水田と畑を合わせた全耕作面積では、5,667ヘクタールから4,899ヘクタール、13.6%減少するものと推測されます。

3点目2番、本年度の農水産業活性策についてお答えいたします。

農業分野につきましては、全国的にも年々農地の遊休化が進んでおります。市としましては、農地の再生化に向け、引き続き、耕作放棄地再生利用対策事業を推進してまいります。

畑の営農につきましては、昨今、スローフードとして注目を集め、市内でも栽培面積が維持されているサツマイモの規模拡大を土浦地域農業改良普及センター等、関係機関との連携のもと、推進しているところでございます。市内の卸業者の中には、生産から加工、販売までを手がける動きも見られますことから、農業団体や企業の6次産業化に関する情報も積極的に発信し、支援してまいります。

また、水田の利活用では、担い手の確保・育成とともに、遊休化させないことが重要と思われまます。市としましては、主食米の需要が減少する中、食料自給率の確保も踏まえて、引き続き飼料用米の作付支援を行うこととしております。

さらに、農地中間管理事業を推進し、担い手への農地集積を進めるとともに、当該事業を実施する地域や担い手に優先的に配分される農地耕作条件改善事業などの圃場整備事業、今年度から本格的に実施される産地パワーアップ事業など、国補事業の活用を促し、農業用施設の整備や機械の導入を進めていくこととしております。

次に、水産業分野につきましては、特に霞ヶ浦産のワカサギは本市の特産品であることから、人工孵化放流事業の実施や、水産加工品についても特産品キャンペーン事業等を引き続き実施してまいります。霞ヶ浦の豊かな水産資源を守り、特産品による地場産業の活性化を図るため支援をしてまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、5点目、観光事業の振興策についての2番、世界湖沼会議、国体、オリンピックの当市の準備状況についてお答えいたします。

世界湖沼会議につきましては、2018年に茨城県での開催が決定されております。さらには、2019年に茨城県内でのいきいき茨城ゆめ国体、翌年の2020年には東京オリンピックと、3カ年にわたり大きなイベントが開催されます。その中でも、茨城県で開催される国体は我が国の最大のスポーツの祭典であり、37の正式競技や公開競技などが開催されます。

本市は、デモンストレーションスポーツとして、ふれあいグラウンドゴルフとペタンクの会場に選定されております。全国から多くの競技関係者や応援者が本県を訪れることが予想されることから、来県者を本市に誘客することが地場産業の振興、地域経済の活性化につながる絶好の機会であると考えております。

これらの機会を、かすみがうら市の魅力を国内外に発信できるチャンスと捉え、本市が発祥の地であります帆引き船を初め、果樹観光の受け入れ態勢や観光施設の充実などに努め、本市の魅力を十分にPRしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○副議長（加固豊治君）**

理事 西山 正君。

[理事 西山 正君登壇]

**○理事（西山 正君）**

議員ご質問の5点目1番、歩崎の栈橋整備計画についてお答えいたします。

議員からお話がありましたとおり、本市といたしましても、広い霞ヶ浦の中で特に景勝にすぐれました歩崎の湖畔については、首都圏からの観光誘客を進める上で非常に有力な観光資源になると考えております。特に、これから同地の交流センターにおいて展開してまいりますサイクリングプログラムですとかレストラン事業、こういったものと、水辺の環境を生かしたアクティビティ、遊びですね、こちらを連動させることによって、大きな集客上の相乗効果が得られるのではないかと考えているところでございます。

例えば、歩崎の交流センターがサイクリングプログラムを楽しむ来訪者の拠点となって、食事ですとかお土産、休憩場所等を提供する一方で、湖畔でカヌーや釣りなど、水に親しむレクリエーションを楽しむために同地を訪れる皆様も、交流センターの場は大きな利用者のパーセンテージを占めるのではないかということで、大変期待しているところでございます。

つきましては、このような水辺の環境を生かしたレクリエーションと交流センターで展開される各種の事業を有効に連動させる上で、ご質問いただきました栈橋整備につきましても、本市といたしまして、想定される用途、観光需要などなどをしっかりと分析いたしまして、それらの用途・需要に見合った整備のあり方というものを年度内を目途に検討してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力よろしくをお願いいたします。

以上です。

**○副議長（加固豊治君）**

3番 設楽健夫君。

**○3番（設楽健夫君）**

それでは、まず初めに、政治倫理条例の特別職のリーダーシップということで、県内33団体中、近隣市町村の制定状況について報告をお願いします。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいま詳細な資料が手元にありませんので、大変恐縮ですが、後ほど資料として提出させていただきますと思います。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

よろしくお願いします。

それでは、次に、昨年6月からということになりますので、平成25年6月4日、前市長が議会に提出いたしました政治倫理条例、これについての検討経過について、報告ができますれば、よろしくお願いたします。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご質問のいろんな検討の状況でもございます。担当といたしまして、各自治体等、あるいは各関係機関等の調査の上、いろいろ検討してきた経過がございます。先ほど市長の答弁にもありましたように、残念ながら制定の経過には至っておりませんが、そういった検討の経過というものはさせていただいたところでもございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

これは当時、加固委員長のもとに、さまざまな弁護士との対応を含めて慎重に検討してきた経過でありますし、試算でもあるというふうに思いますので、特に提出されている検討経過について、何が問題で、何がすぐ上程できない条件になっているのかということについての検討をお願いしたいと思います。市長、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えを申し上げます。

我々特別職につきましては、法で、そういったことにつきましても縛られているわけでありまして、当然、我々がそういった倫理条例をつくる場合は、議員さん方の立場もございまして、そういったものとあわせての形になりますから、特別職だけで先走ってというのは、私もどうかなという、そういう考えの中で、一つは考えているところでございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

市長、町長が、33条例の提案案件で、市長がリーダーシップを発揮して提案している市は、鉾田市、河内町、八千代町、利根町、つくば市、水戸市、こういうところで市長が提案をしているという実例があります。こういうところについてもぜひ検討されて、リーダーシップを発揮されるようお願いしたいと思いますが、市長、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

この件につきましては、先ほどお話ししましたように、議会の皆様方の立場と同じような立場でありますので、そこの合意をつくった中でやっていく必要がございますので、十分にその辺を踏まえて、調整と検討をしてみたいというふうに考えています。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ちょっと飛びましたけれども、同じく合併前、霞ヶ浦町で、平成13年6月25日付で政治倫理条例が制定されています。合併後、この条例についてはそのままになっていますけれども、この点についても、ぜひ検討して、合併自治体のよきところについては、霞ヶ浦町の政治条例であるからということではなくて、検討していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今ご提案をいただきました、各方面、先ほど先進の自治体の例なども挙げていただきました。以前の霞ヶ浦町の政治倫理条例、そういったものもよく調査をしながら、再度検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願い申し上げます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

それで1年も経過してきておりますので、具体的なところで検討を、ぜひ開始していただきたいなというふうに思います。

私も、この平成25年6月4日に提出されている政治倫理条例の具体的な検討結果についても、再度、質問内容の中身も整理しまして、具体的に検討課題を提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、不祥事再発防止の28年度方針についてですが、先ほど公金取扱適正化内部計画について、3月議会で指摘事項のあった文書で通知し、是正の報告書の提出を求めるという答弁がありました。この点についての回答をもう少し具体的にお願したいと思っております。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

指摘事項を文書で出しまして、報告を求めるといような形で、本年度の实地検査から適用させていきたい、そういうお答えをしたというふうに記憶してございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。

それでは、本年度7月から実施していかれるということで理解してよろしいですか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

さまざまな会の総会がぼちぼち開かれております。決算終了後という目安で、7月というような設定をしておりますので、本年度におきましても、その時期を基本といたしまして、実施していきたいと考えております。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

安全運転管理委員会の管理について質問させていただきます。

市の公用車の現状の管理台数は何台ですか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

職員が使用します公用車は、現在、合計123台となっております。内訳としましては、千代田庁舎が37台、霞ヶ浦庁舎が45台、その他出先で41台というような状況でございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

総務のほうで管理をしています、昨年の交通事故と違反の年間の報告をお願いします。人身事故、対物事故、自損事故、総台数で結構です。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

平成27年度の状況でございますと、公用車での事故が13件、私用車での事故が17件で、合わせて30件の事故報告がございました。人身事故はありませんで、全て物損事故でございました。自損が公用車で1件、物損が公用車で12件、私用車は17件全て物損事故となっております。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この事故報告書の提出についてのルールはございますか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

職員服務規程の中で報告を義務づけております。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

事故後何日以内に提出という規程ですか。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時05分

---

再 開 午後 2時06分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

服務規程の中では、速やかにその旨を所属長に報告しなければならないということでありまして、特に日数等の定めはございません。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この事故報告によって、現状では人身事故の報告という重大な事故が報告されていないということですが、この事故の再発防止に対して、事故報告を受けた後の安全運転管理委員会の再発防止策のルールはございますか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

交通安全運転管理者に関しましては、10人ほどおりますけれども、各所属長の中で管理者となっております。必ずしも事故報告が安全運転管理者等に通知をされるものではございません。その部分につきましては、総務課の人事担当のほうで保管をしております。

よって、その事故の状況が交通安全管理者たる所属長の交通安全の指導等に反映されていくというのは、必ずしもそういう状況ではございません。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

事故後の再発防止策については、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、安全運転管理委員会の管理範囲ですけれども、特別職の方の安全運転管理はどの

ようにされていますか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

安全運転管理者も、一般職の各所属の中で選定をしてございます。また、ただいまお尋ねのありました事故報告につきましても、あくまで一般職の服務に関する規程の中の定めでございますので、特別職に関する規定は特にございません。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

特別職の方も安全運転管理という意味では、平らかに安全運転態勢を整えていく必要がありますので、この点については、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

先ほどの事故報告後、速やかに安全運転、登録されている管理者を通して、再発防止につながっていく体制をぜひ整えていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまの提言につきましては、十分に前向きに検討させていただきたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

物理的な情報セキュリティの課題に移らせていただきます。

庁舎に係る関係者以外の立ち入りを禁止しますの看板が出されていますが、いつ設置されましたか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本年度の当初の時期で、正確な日付は記憶にございませんが、新年度早々には設置をしております。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

カウンターの中に応接セットが配置されています。物理的なセキュリティのところですが、どのような条件で、中の応接セットに案内をしていくということが周知徹底されていますか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

カウンターの内部の応接セットへの来客ということは、まああることかと思いますが、そこに



つきましては、現場の判断で対応をしているというような状況でございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

これは通常、接遇とセキュリティーということで、必ず中に入るときには、市民の方が見えられた場合には、必ずそちらのほうに姿勢を向け、挨拶に出ていく。そして、中に入る場合には、必ず帯同ということで、また、正確には、中に入られた場合には、どなたが中に入られたのかという形での記録を残していくというのが、一つの情報セキュリティーと接遇の基本になっていますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、先ほど報告がありましたサーバー、PC、USBの保管の管理台帳の有無についてお尋ねします。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

各端末にはそれぞれ番号も振っておいて、それぞれがどの課に、どの職員に貸与をしているかという点につきましては、台帳なり管理をしているところでもあります。

また、サーバー等につきましては、これは情報政策室、サーバー室内での入退室もきちっと管理をしておりますし、常に施錠がされているという状況でありますので、この点につきましては厳格な対応をしているということでございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

サーバーの管理台帳は存在しているということですね。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

もちろん備品でありますし、管理はされておりますし、また、サーバー室への入退室の管理、記録簿等についても、誰が何時に入ったかという点につきましては管理をしております。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

先ほど、クリーンデスクの取り組みについての言及がちょっとなかったかのようにも思いますけれども、クリーンデスクの基本的な考え方について答弁をお願いします。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

デスクの上をきれいにする関係でございますけれども、該当しますのは、市の文書のファイリングの規程でございます。このファイリングの規程の中では、全て公用の文書を簿冊により管理

をすることによって定めてございますし、私物等が散乱しないように管理をするということもございます。規定としては、そういうようなことで規定をしてございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

先ほどパソコンの管理がありましたけれども、通常、これだけ情報が電子化されてきますと、保管・保存媒体の盗難とか、そういうものに対する対策が社会的には強化されてきています。そういう意味では、パソコンのワイヤーでのつなぎとめるというブロック、あるいはデスクトップ以外のノートパソコン類については、退庁時にきちっと鍵、施錠がかかる場所に保管していくというのが基本になりますけれども、そういう意味では、クリーンデスクというふうに言った場合には、書類等及び電子媒体について、施錠のかかる場所にきちっと保管をし、そして退庁するということが基本と、通常はなってきますけれども、この点についてはいかがですか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

まず、庁内の端末、いわゆるパソコンの台数でございます。

情報系、個人に職員に貸与している部分では407台、それから窓口等の基幹系で97台、合計504台の端末があるということ、まずご認識をいただきたいと思っております。

先ほどのご質問の中で、例えば、答弁もありましたけれども、ワイヤーを使いながら固定化をしているというのが現状でもございます。退庁時に、例えばその507台の端末をロッカー等に保管するというのは、今の庁舎のスペース等も含めて、少し無理な部分もあるかなというふうに想定してございます。その分、例えばデータが外部に流出しない、取り出せないというようなことで、暗号化対策をしておりますので、その対策として、そこは十分に確保しているというふうにご理解いただきたいと思っております。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

このクリーンデスクと言われるノートパソコンの管理については、確かに保管庫だとか、そういうものを準備していくという、そういうものがありますけれども、基本は、デスクの施錠ができる引き出しの中に格納するとかいう形で、暫時そういう体制を進めていくという手法をとって、全体としてセキュリティーを強化していくというふうに、通常は進めていきますけれども、ぜひその検討については、よろしくお願ひしたいというふうにお願ひをいたします。

続きまして、先ほど文書について、もうこの点については終わりますけれども、文書ファイルの機密管理規程の中で、個人情報にかかわる問題については、その区分を明確にして、そして保管をし、チェックをしていくという体制を、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思いますが、総務部長、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

市の文書事務規程の中では、議員ご指摘のような文書の重要性という意味では、保管年限の区分が該当するかというふうに思います。保管の年限につきましては、永年、10年、そして5年、3年、1年というような形で区分をされております。その上で、1年の文書以外は、2年を経過後に、文書管理の担当となっております総務課のほうに引き継ぎをいたしまして、書庫に厳重に保存するというような決まりとなっております。それまでの間は、各部署の書庫等、書棚等に保管しているというような状態となっております。

この保管は、各所属長の責任において管理をするわけでございますが、先ほど、特に申し上げましたマイナンバー関係の書類等に関しては、施錠できる保管庫にというような取り決めとなっております。それ以外の文書についても、全て施錠のできる条件には難しいと思いますけれども、厳重な管理をするような決まりとなっておりますので、こういった点も再度確認してまいりたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

そのルールと整理については、よろしくお願ひしたいと思います。市民の大切な情報を守り抜いていくということですので、よろしくお願ひします。

続きまして、2番、全市バランスあるコミュニティづくりと文教厚生政策についてに移ります。

1番目の、最大の市民の人口が集中している下稲吉、あるいは常磐線両地区の、この地区の公民館活動が始まりました。先ほど、活動場所については、公共施設、女性の家とか、活動の内容によって使っていくということになっておりますけれども、先日、川村議員からも質問がありましたけれども、最大の地域で公民館が存在しない、あるいは図書館が存在しない、これをどうしていったらいいのか。ここに人が集まってくるわけですから、その点については、大切な質疑であったというふうに思います。

私は、暫定的にせよ、この新しく始まった公民館活動の活動する人たちが会議をする場所をきちっとやはり定めて、きょうは向こう、きょうはこっち、あしたはこっちというふうにならないように、ぜひ、基本的な活動場所はここというふうに固めて、そして活動を支援していくという体制。それで、先日質問があった公民館、あるいは図書館等について、準備をしていくということをしていく必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

公民館の活動の拠点というようなご質問であったかと思ひます。

私もまさに、この拠点化というものが、一番重要な部分を占めるのかなというふうに思っております。公民館活動につきましては、講座等をやる、室内で行う場合もございましたら、外でのレクリエーションということもありまして、活動場所は非常に多岐にわたっております。しかし、公民館の役員の方々からのお話では、やはり定期的な交流サロンの会場地、こういったものの必要性というものを強く要望をいただいております。

いずれにしても、今年度からのスタートということですので、まだ初年度ということもございませぬ。我々も一番大きな課題ということで、活動拠点ということを考えております。昨日、川村議員さんにお答えしました下小の北校舎の、いわゆる多目的利用というんでしょうか、そういったことは非常に、譲り合って使うということが一番重要でございまして、今後のモデルケースともなるのかなというふうに考えています。

できるだけ、皆さん方のご意向に沿った中で活動場所を提供できるような、そういったことを今後進めていきたい、検討していきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。

会議連絡場所、この設定を、働く女性の家が多く使われているという話はお聞きしていますけれども、そういう連絡場所で、ここで推進しようとしている方々の集まる通常の連絡場所、会議場所については、ぜひ配慮をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

何といつても、やっぱり連絡場所だというふうに思います。今現在は、ご承知のように、それぞれの施設を間借りするといひましょうか、事業によって、講座によって、その部屋の1室を借りて事業するということとございませぬので、あくまでも拠点という形ではございませぬので、そういったものは一番重要というふうに考えておりますが、当年度、今年度につきましては、課題ということとで考えているという状況とございませぬ。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

活動場所はさまざま移動していくと思うんですが、連絡場所については、固定した形で定めていくということが必要かというふうには思ひませぬので、よろしく検討をお願いしたいと。

続きまして、3番の霞ヶ浦地区の介護等申請窓口についてですが、それに先立ちまして、包括支援センターの基本的なあるべき姿、人口何名に対して何カ所とか、そういう規定があるというふうには聞いていますけれども、説明をお願いします。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

おおむね当市とございませぬと、6,000名に1カ所というようなところとございませぬ。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

そうしますと、当市における包括支援センターは、あるべき姿としては、霞ヶ浦地区、千代田

地区、あるいは下稲吉地区というふうにありますけれども、想定されるあるべき姿としてはどう  
いう配置になりますか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

旧霞ヶ浦地区、千代田地区というような振り分けをしますと、これは5月のものでございます  
が、人口から見ますと、霞ヶ浦地区が約5,450名、千代田地区が6,440名程度というようなこと  
になっておりますので、おおむね旧町地区での振り分けが望ましいのかなというようなところでは  
考えてございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

高齢者の人口分布からしますと、ひょうたん型の市になっていますけれども、霞ヶ浦地区に1  
つ、あるいは千代田地区のほうに1つという形になっていくというふうには思いますけれども、  
そうなりますと、来年度に、霞ヶ浦地区の市民の申請窓口は週1回、千代田地区の方は週5  
回、余りにもやっぱりアンバランスな状況というふうになっていますので、この点については、  
もう少し両霞ヶ浦地区、千代田地区の高齢者の方が、あるいは身障者の方の申請、あるいは窓口  
で相談していく、そういう体制について、もう少しやはりバランスのよい体制を整えていって  
いただきたいと思います、いかがですか。

○副議長（加固豊治君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今年度6月から行います臨時窓口、それらの状況によって、次年度以降の対応を考え、検討し  
てまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

市長、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま部長が答弁したとおりでございます。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

アンバランスになっているというふうに思いますので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいな  
というふうに思います。

続きまして、4番の放課後児童クラブの件ですが、この点についても、先日、新治小学校に

懇談会で参加させていただきまして、児童クラブを見させていただきましたが、非常にすばらしいものができていたと。これは、どういう設置形態でつくり上げていくのかということについては、少子化ということもありますし、どういう形で進めていくのかというのは、検討を要する課題というふうに思いますけれども、霞ヶ浦地区に児童館はありません。そういう意味では、また、放課後児童クラブは、南小学校は暫定的という形になっています。この点については、本施設の、今は仮施設というふうに言わせていただければ、本施設の整備をどういうふうにしていったらいいのかということについて、やはり年内に方向性を出していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

**○副議長（加固豊治君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

先ほど、放課後児童クラブの利用人数等についてお答えをさせていただきましたが、今後の夏休みの利用状況等を踏まえまして、児童クラブについては方向性を出していきたいというような考えを持っています。また、児童館につきましても、それと並行しまして、検討していきたいというようなところで考えています。

**○副議長（加固豊治君）**

3番 設楽健夫君。

**○3番（設楽健夫君）**

あと、2番のほうに入りますけれども、先日、千代田地区の懇談会がありましたけれども、霞ヶ浦地区において、明治以来、百数十年つくられてきた地域文化、地域コミュニティが再編成を余儀なくされようとしてきています。これはどういうことかということ、地域の中で小学校単位にPTA組織があった、具体的に言えばですね。その中に、PTAの役員の中には必ず、集落から選出とリンクしている校外指導員という方が設定されていまして。その方が子ども会の育成会を担当していました。ところが、統合によって、この校外指導の方が、必ずしも今までの体制どおりにはなってきていません。当然そうなると思いますけれども、そういうことを含めて、今後、霞ヶ浦地区の支館活動、区長会との連携のあり方を含めて、地域のコミュニティをどういうふうにつくり上げていくのかということについては、行政と教育委員会と、あわせて慎重に、やはり実態を把握して検討を進め、そして、地域のコミュニティ、支館活動を今後どのように進めていくのかということについて、ぜひとも慎重な検討と施策を打ち出していくようによろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがですか、教育長。

**○副議長（加固豊治君）**

教育長 大山隆雄君。

**○教育長（大山隆雄君）**

この前、コミュニティ推進委員会議に出席してまいりました。そこでも、今設楽議員さんがおっしゃったような要望が出ておまして、今後とも、これまでの活動を継続していくことによって、地域のコミュニティが守られるのではないかなというようなご意見が出ていましたので、私もそのような考えでございます。

**○副議長（加固豊治君）**

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

6番、義務教育学校、小中一貫校の審議状況についてに入らせていただきます。

千代田中学校区の統合委員会の会議録の中に教育長の発言があります。学区審議会の時点で、また計画づくりの時点で、小中一貫教育を進めていくことは打ち出しておりました。連携型で進める。ただし、千代田中学校に併設となったときには、同じ敷地ですので、もっともっとさらに進んだ一貫教育を進めようという考え方でございますということを、市民の前で教育長が明らかにされています。

このことについては、重要な発言ですので、教育長、引き継ぎ事項でもあるというふうに思いますので、具体的な検討については、時間がありませんので、土浦、あるいはつくばにおける小中一貫校の基本的な方針、6つ、7つ、8つと定められて、全国のサミットも開かれています。そういう中で、かすみがうら市が、教育委員会が検討もしないと。これからの子どもたちをどのように育てていくのかということについて、余りにも後手に回っていくということになっていくと思います。

これは、統合問題だとか、いろんな問題がありますけれども、一貫教育のことについては、やっぱり全国的にも相当数の形で研究が進められ、そして対応策、カリキュラム、中1ショックに対して、どういうふうに対応していくのかということが定められて動いていますので、これはぜひ引き継ぎ事項として捉えて、取り組んでいていただきたいと思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの設楽議員さんのおっしゃっている趣旨、大変ありがたいと思っております。市内全ての小・中学校が小中一貫校で始まるような状況が、早くそういう状況になることを願っております。そういう見通しがついた中で、はっきりと小中一貫教育についての本市としての方針を打ち出したいと、このように考えております。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

次回に継続質問とさせていただきます。

4番の公共交通網の整備について、協同病院のアクセスバスについてですが、下稲吉地区の方からも、あじさい館の図書館を使いたい、あるいはお風呂に入りたい。協同病院まで行けば、あるいは土浦駅まで行かなければ、あそこに行けないんだというような話もよく聞きます。

霞ヶ浦広域バスとの接続ということも含めて、先ほども答弁ありましたけれども、関東鉄道に聞きますと、白鳥踏切の拡幅工事ですか、これが、このバス路線を進めていく上での重要な課題としてあるという話も聞いていますけれども、ぜひとも土浦市と協議を進めていただいて、かすみがうら市としても、協同病院へのバス路線ができるだけ早く神立駅からつながっていくように取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

昨年度、公共交通の形成網計画を策定していることでもございます。今年度、それを具体的に  
するための再編実施計画、これを今策定して、これと同時に、関東運輸局のほうへの路線の確定  
といったものを申請していくというような工程になっております。

いろんな市民からのご要望、あるいは社会の状況等がございます。現在、公共交通バスの乗り  
入れで、とりあえず対応させていただいておりますが、道路事情の状況の開通とか白鳥線の開通、  
おおつ野までの開通とか、あるいは、そういった道路事情の変化によりながら、いろいろ対策は  
練っていかなくちゃならないというふうに考えておりますので、その点、制度を使いながらも、  
やはりそういった困難な課題があるということもありますので、そこはご理解いただきたいなど  
思います。

○副議長（加固豊治君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時35分

---

再 開 午後 2時48分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆様、こんにちは。

改めまして、熊本地方の地震によりまして被災されました皆様方に、また、お亡くなりになり  
ました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、哀悼の意を表したいと存じます。一日も  
早い復旧・復興をお祈りいたしております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ごろ、少子化に対する意識調査で、経済不安、雇用不安、そのほか、仕事と子育てを両立す  
る環境整備のおくれが要因として浮かび上がったとの報告がありました。日本では、少子化に関  
心が集まったのは89年、今から27年も前になります。この年、出生率1.57と戦後最低に落ち込み、  
1.57ショックと呼ばれましたことは、皆様方も記憶に新しいことかと思えます。育児休業法、現  
育児介護休業法（92年施行）や少子化社会対策基本法（2003年施行）など法制度を整えたが、少  
子化に歯どめはとまっていない状態です。

そのような中、15年、出生率は1.46と2年ぶりに上昇したことは喜ばしい限りです。ただ、人  
口維持に必要な2.07には遠く及ばず、安倍首相が掲げますところの1.8にも及びません。少子化  
に歯どめをかけるには、仕事と出産、子育てが両立できる環境づくりが欠かせません。女性が仕



事を続けられるための支援策が鍵を握っていると思われま

す。それでは、質問に入ります。

大きな1番の千代田中地区小学校統廃合計画（場所・時期）に対する市民への説明責任及び魅力があるまちづくりの維持のための小中一貫教育導入の早期実現の必要性及び有効性について。

①番、霞ヶ浦地区の小・中学校の統廃合が本年4月完了した一方、千代田中地区の4小学校の統廃合計画、統合等の場所及び時期が市民に対し依然として示されない中、統合対象の千代田中地区4小学校ごとに懇談会を実施していくとのことですが、市民への周知の回覧には、懇談会の目的は、主に地域コミュニティの観点から、子どもたちの成長を支える地域づくりに置かれており、統廃合を含むとしておりますが、統廃合が一時的なものではなく、かすんだものとなっております。

懇談会の真の目的は何か、市民への説明責任の観点から、統廃合についてどのように説明を果たしていく考えなのか、市長の考えをお伺いいたします。

霞ヶ浦地区の小・中学校の統廃合が完了しました。子どもたちも父兄の皆様方からも、そして市民の皆様から、よかったとの称賛の言葉、肯定的な意見が出ております。すばらしいバランスのとれた校舎、運動設備、やる気十分のすばらしい先生方、まさしく適正規模化にマッチした児童数、国と県とも同じ施策、マニュアルのもとでスタートできましたこと、私もともにうれしく、満足しております。

今回、千代田中学校地区の懇談会がスタートしました。「子どもの成長を支える地区懇談会」と題しております。どうして千代田地区のみの懇談会なのでしょう。私は、この回覧が回ったとき、不思議に思いました。児童・生徒の減少は霞ヶ浦町も同様に進んでおりましたのに、不思議でなりません。

2番にいきます。

ことし4月には、義務教育学校、いわゆる小中一貫校教育制度が施行の運びとなり、全国で新たに22校、県内でも2校が開校し、小中一貫校教育校は全国的な潮流となってきている状況に対し、市長の考えをお伺いいたします。

小中一貫校教育の設置は、自治体の裁量に委ねられておるわけですが、市町村の判断による決断で県内で2校開校となりましたのは、皆様方ご存じのとおりでございます。つくば市の春日学園義務教育学校は、既に2011年に開校しております。この4月から、水戸市の国田義務教育学校が開校になりました。1年生と7年生が手をつないで仲よく入場している写真が新聞紙上で報道されておりましたのをごらんになった方が大勢おられることと存じます。

校長先生のお話によると、子どもの発達段階に応じた4・4・1制を独自に導入してきた、教員が子どもの成長段階をより理解できるようになった、どういう子どもを育てていくか、学校の考えも反映しやすくなったと分析されておられました。

春日学園義務教育学校は、私も見学したことがございますので、よく存じております。規律ある、また活気ある学校でした。4・3・2制を採用しており、4年生の意識が旺盛で、下級生の手本となる意識が高まっており、学力の向上や中1ギャップの解消も見られ、教育の充実感も高いと、小中一貫教育の成果を強調されておられましたのがとても特徴的で、また、私の心に響いております。

今後計画されていくでしょう小中一貫校は、つくば市で併設型で3校、土浦市で1校と、ますますふえていくものと思われます。当かすみがうら市も、この小中一貫校教育をよりよく考えていただきたいと希望しております。

3番目、千代田中地区の4小学校地区の急激な少子化の進行は、統廃合後の存続をも危機的な状況にあります。この課題を一日も早く解決するための有効な手法、今後の対策について、市長の考えをお伺いいたします。

次、4番目として、千代田中地区の小中一貫教育校導入により、魅力ある学校づくり並びに子育て世代に魅力あるまちづくりと本市の活性化につながる事業として、統廃合とあわせて早期実現を図るべきと考えますが、その必要性及び有効性について、市長の考えをお伺いいたします。

大きな2番として、本市の事業計画・業務執行体制の透明性と市民に対する説明責任並びに市民の意向を市政に反映させるための住民投票実施の必要性について。

1番として、霞ヶ浦町と千代田町が合併して10年が過ぎた今日、霞ヶ浦地区と千代田地区の均衡と活力ある発展を望む市民にとって、教育環境を初めとして、極めて不本意な施設執行状況にあります。具体的には、本年度の施政方針の中で、従来から懸念・課題となっている千代田中地区の4小学校統廃合と小中一貫校教育導入の課題は全く触れられておりませんが、懇談会後の今後の計画について、市長の考えをお伺いいたします。

統合対象の千代田中地区4小学校単位で、統廃合の課題を明示しない拙速な日程による講演を中心とする懇談会を既に実施しておりますが、施政方針と事業執行の適合性が図られておりません。本市の事業計画、業務執行体制の透明性と市民に対する説明責任が問われるプロセス、内容ではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

2番目に、懇談会の実施に当たっては、多くの市民参加への周知の徹底並びに、現状と課題をわかりやすく説明する責任並びに、できるだけ多くの市民の意見を聞き、さらにはサイレントマジョリティーを念頭に、多くの市民が望んでいる意見を反映させるための適切な手だてを考え、実行すべきではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

統廃合に関する平成25年のアンケートでは、大多数の市民が「千代田中敷地内もしくは隣接地に統合を望んでいる」との結果については、市はどのような評価をし、行政に反映させようとしているのか、市長の考えをお伺いいたします。

平成25年度にアンケートを実施して、既に結果が出ているものと思っていました。2年間の時間のロスタイムは、霞ヶ浦町と千代田町の千代田中学校区の子どもたちの間に大きな格差が生じておるわけです。今さらながら、この春にきちんと同時に統合が行われることが常套手段であり、必要に迫られた新治小、上佐谷小の耐震工事、七会小も含めた3校のエアコン設備などなど、一番に子どもたちのことを考えて、行政のかじ取りをしてほしいと切に願うところであります。

3番目として、公立小・中学校の統廃合は、住民投票を行うべき重要案件であることは明白であると思いますが、住民投票を実施する考えはあるのか否か、市長の考えをお伺いいたします。

以上で、私の第1回の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、統合に係る懇談会の周知の方法、目的、内容等については教育部長から、2番、小中一貫教育については教育長から、3番、千代田地区の少子化の課題については保健福祉部長から、4番、小中一貫教育の必要性和有効性については教育長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目1番、講演を中心とする懇談会を開催しようとしている本市の事業計画、業務執行体制の透明性と市民に対する説明責任についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、千代田地区4小学校の統合については、統合校の位置の問題で、統合委員会において休止という判断がされたもので、関係する地域全体の問題として、慎重に対応する必要があるものと認識しているところであります。

このため、地域全体の問題として、これまでも学校統合問題、地域と学校の研究や地域コミュニティに精通しており、本市におきましても地区公民館の立ち上げなどに携わっていただいております大学の准教授を初めとした先生方をアドバイザーとして、地域コミュニティという観点から、学校の統廃合を含め、今後の地域をどのようにしていくことがよいのか、講演という方式ではなくて、グループ討議などの手法によりまして、地域の皆さん方にいろんな角度から検討していただいて、小学校統合の参考にさせていただくよう計画しているものでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2番、懇談会の周知の徹底と多くの市民の意見反映、加えまして、平成25年度のアンケートをどのように行政に反映しようとしているのかについてお答えいたします。

地区懇談会につきましては、地区の回覧以外にも、学校に係る皆様にもお知らせをさせていただいているところでありますので、多くの地域の皆さんに参加していただけるものではないかというふうに期待しているところでありまして、4つの地区全体の将来について、貴重な意見をいただけるとありがたいというふうに考えているところであります。

また、平成25年度のアンケートで、大多数の市民が「千代田中敷地内もしくは隣接地に統合を望んでいる」との結果について、どのように評価をし、行政に反映しようとしているのかとのお質問であります。平成25年度のアンケートにつきましては、統合委員会の中で、各地区の委員さんがアンケートなり座談会を行うなど、それぞれの方法で意見を集約した結果、志筑小学校を除く3小学校区におきまして、千代田中学校がよいのではないかという意見が多かったということで、その後の協議が平行線となり、統合委員会が休止となったものでございます。

平成25年度の協議の中では、3地区対1地区という構図となりまして、それ以上の進展が見込めないことになったものであります。学区審議会の協議を経て計画された経緯もありますので、この4小学校区が円満に、同じ地区の仲間として地域づくりができるよう努めることが大切であり、今般の地区懇談会での意見等を参考にさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、3番、住民投票を実施する考えについてお答えいたします。

千代田地区4小学校の統廃合についての住民投票を実施する考えがあるかとお尋ねでありま

すが、小学校の統廃合については、廃校となる小学校をどうするのかという問題や、小学校を中心として構築されてきた地域コミュニティをどのように保っていくかなど、地域として重要な問題でもございます。地域の皆様が納得した中で進めることが大切であるというふうに考えてございまして、住民投票により判断することは適当ではないというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

次に、1点目2番、小中一貫教育校は全国的な潮流となっている状況に対する考えについてのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育については、学校教育法等の一部を改正する法律が本年28年4月1日から施行されました。議員ご指摘のとおり、4月に義務教育学校として、全国では22校、県内では水戸市の国田義務教育学校とつくば市の春日学園義務教育学校の2校が開校いたしました。また、別々の小・中学校が9年間一続きのカリキュラムで学ぶ一貫型小中学校も全国で115件、小学校231校、中学校115校の組み合わせで開校したとのことでもあります。

一方、文部科学省で実施した小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査によりますと、小中一貫教育を行っていない1,513市町村区の54%が、義務教育学校を含む小中一貫教育について「検討予定はない」と回答している状況もありますので、本市における小中一貫教育のメリット、デメリットなどを考慮しながら、方針を定めていく必要があるものと認識しているところでございます。

続いて、1点目4番、千代田中地区の小中一貫教育校導入により、魅力ある学校づくり並びに子育て世代に魅力あるまちづくりと本市の活性化につながる事業として、早期実現を図るべきと考えますが、その必要性及び実効性についてのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、中1ギャップへの対応、発達の早期化等にかかわる現象への対応、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応などという点から、有効であると認識しているところでございます。

しかし、これまでもお答えいたしておりますように、小中一貫教育につきましては、市全体の教育をどのように進めていくかという観点から整理していく必要があると考えておりますので、引き続き、本市としてどのように小中一貫教育の方針を定めていくか、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、1点目1番としてお尋ねをいただいた千代田地区における小学校の地区懇談会に関

する周知方法や目的、内容、こちらにつきましてお答えいたします。

ただいま市長からも答弁がありましたように、目的としては、統合委員会が一時休止となっていることから、実施をするものでございます。その内容ですが、次代を担う子どもたちを支える地域を今後どのようにつくっていくべきか、教育専門家の先生方をアドバイザーとしてお招きし、グループ討議やミニシンポジウムなどを織りまぜながら、地域の皆さんに今後の学校のあり方を考えていただいて、ご意見をお伺いすべく開催するものでございます。

そして、その周知方法につきましては、対象となる地区の皆様に開催チラシを回覧させていただくとともに、関係する小・中学校と保育所及び幼稚園の児童・生徒の保護者の皆様に案内チラシを配付させていただきました。また、PTA役員や学校運営協力員、民生委員などの学校関係の皆様や関係地区の区長さん、コミュニティ推進員、青少年相談員などの地域活動をなされている皆様、さらに市議会議員の皆様に同様の開催案内をさせていただきました。多くの皆様のご参加をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

**○副議長（加固豊治君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

田谷議員さん、1点目3番、千代田中地区の4、小学校地区の急激な少子化の進行に係る解決策の手法に対するご質問にお答えいたします。

日本における人口減少が顕在化する中で、特に急激な少子化の進行は、本市の地域づくりの根幹にかかわる大きな課題であると認識しております。これらに対処するため、昨年度から、子ども・子育て支援事業計画に沿った事業を実施しているところでございますが、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかを随時検証しながら、子育て家庭の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、出生数の減少に歯どめをかけることも重要であることから、本年度において、不妊治療費の助成の拡充、新たに市民子育て支援員の活動支援や子ども専用アプリの活用などによりまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しているところでございます。

こういう取り組みには、中長期的な視点から継続的に取り組むことによって、少子化対策の効果があらわれるものと考えております。

以上、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

**○7番（田谷文子君）**

ご答弁ありがとうございました。

それでは、1項目1番の質問から再質問させていただきます。

今般の懇談会ですけれども、新治小学校は、坪井市長も横瀬副市長も母校であると伺っているんですけれども、地区の皆さんと、重要なまちづくりの柱である子どもの成長を支える地区懇談会でしたので、私はご一緒に、市長も副市長もおいでになって、皆さんと膝を交えて話していた

だけなのかなと思って期待しておりました。いろいろご都合はおありでしょうけれども、新治地区の皆さんのご意見を、市長さん、お伺いになりましたでしょうか、その懇談会の模様を。伺っていますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

全体的な雰囲気とか、そういったことについては伺っております。詳細についてはまだ聞いておりません。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

同じ質問を副市長さん、いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

市長がおっしゃったとおり、同じでございます。私もそのような状況でございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

この懇談会、2回ほどしましたけれども、教育長はどのように感じましたか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

当初、教育委員会のほうで描いていた方向とは大きくさま変わりした内容であったと、このように感じております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

飯田部長、いかがでしょうか。一番最前線にいて感じたことを、皆さんの前でお話してください。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まずは、多くの参加者においでをいただきたいということでご案内をしたのですが、実質的には、新治小学校で21名、これは傍聴者の方も含めてでございますが、上佐谷小学校で25名という出席者でございました。こちらに関しましては、会場内から、参加者が少ない、広報活動が不足しているのではないかとというようなご批判をいただきました。

それと、ただいま教育長からもございましたが、我々としましては、当初、子どもの置かれている現在の社会状況、それから学校環境を考えるということから議論を進めていきたいというこ

とを想定してございました。その上で、2回目の懇談会で、学校統廃合を議論のテーマに据えて、最終となる3回目には、小学校の廃校活用にもテーマを広げていくと、こういう3段階での議論を4つの学校ごとに行うことを想定してございました。しかし、多くの参加者の皆様から、この懇談会の趣旨に対しまして、統合の議論から始まるべきだというご意見をいただきました。また、強いお叱りを受けたということも事実でございます。

一方で、会場からは、少数意見ではございましたが、子どもの成長を考えるというテーマなので参加をしたと発言される方が両小学校で見受けられました。

我々としましては、残る2校でございますが、こちらは6日と7日になるわけですけれども、についても、まずは丁寧な説明をするとともに、真摯に意見を賜ってまいりたいというふうに現在も考えておるところでございます。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

**○7番（田谷文子君）**

今、飯田部長がお話ししましたとおり、いろいろなご意見が出ました。先ほど来、一般質問の冒頭でお話しさせていただきました、子どもの成長を支える地区懇談会とありましたものですから、私は、どうして千代田中地区だけなのかなと不思議に思いましたし、でしたら、もっとメインタイトルを率直に変えていったほうがよかったのではないかな、今回のお叱りみたいなものなかったのではないかなという気がしました。

それと、私も2カ所出席させていただきましたけれども、今まで何度か、何十回となりますか、一般質問をこの統廃合の問題でしてきましたけれども、私の質問していることが本当に全部網羅されているような、そういうふうな市民の皆様方からの心強いご意見を頂戴しまして、何度かくじけそうになりましたけれども、また私も頑張ろうと、そういう気持ちになったことも確かです。そのぐらい、市民の皆さんのご意見を反映したいという気持ちが私もあります。

それで、先ほど来、宮嶋議員さんの、民意を市長は反映していく方向だということで伺って、安心したんですけれども、これから、今市長の答弁をいただいて、円満に解決していく方向性が見られたという場合は、民意を尊重していく方向性でいくんでしょうか。ちょっと市長に質問する前に、冒頭お聞きしたいなと思います。

**○副議長（加固豊治君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

市民の皆様、さまざまなお意見のある中で、当然民意、それから多くの意見、これは大変尊重しなくちゃならないと思います。また、その反面、サイレントマジョリティーというように、物を言わなくても意見を持っている方もたくさんおられます。それから、地区統合についてのさまざまな考え方というか、総合的にいろんな角度から検討する必要もあります。そういったものを考えて判断しなければなりませんので、そういったものも含めながら考えてまいりたいというふうに考えております。当然、そういった多くの意見については、判断の基準の一つになってくるといふふうに考えています。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長さん、本当に、雲に巻かれるようなご答弁なものですから、民意を反映する、皆さんの意見を尊重する、熟知して考えますということで、即答というのはなさらない方なのかなというふうに感じました。やっぱり市のトップであります市長ですので、これは本当に、この方向性でいこうと思った場合は、市民の皆さんが期待していますし、即答していただけるのがいいんじゃないかなという気がします。

それで、講師の皆様方の先生方のお話は、私のほうからちょっと述べさせていただきますので、お聞き願いたいと思います。

長谷川先生が内容の概要を申し上げたんです。それを本当に忙しく、速記じゃないですけども、メモをとってまいりました。懇談会の開催に当たり、広報活動を計画的・積極的に行い、幅広く多くの地域住民の参加をできる限りふやす努力をすることが必要であり、できるだけ多くの地域住民の意見を聞くことが懇談会を有意義なものにつながること、最終的には4校全ての保護者のアンケートをとることが必要であること。2つ目に、統廃合について、これまでの経緯、課題等について、ジャンル別に系統立てて、市民が共通認識を持てるような資料の提供が必要であること。3番目に、統廃合の課題は統合校の場所の問題であり、千代田中、志筑小、それぞれのメリット、デメリットの対照表を記載し、資料として提供していただき、検討すべきであること。4つ目に、子どもたちのことを第一に考えて、地域の将来像、人口減少、少子化対策、都市計画上の市街化調整区域の弊害、児童・生徒の適正規模化等として、まちづくりのあり方の観点から、教育問題として、あわせて総合的に判断すべきだとのことでした。

先ほど来、飯田部長がお話ししておりましたとおり、長谷川先生方3人、外岡先生も鈴木先生も、教育長が話をしておりましたとおり、途中から、統廃合の問題が一番大事な問題で、時間がないから、統廃合の問題を具体的にポイントを絞って話そうじゃないかという市民の皆さんのご意見から、懇談会はそちらのほうを向いてお話しすることになりました。

こういう話が出たんですよ、実はこの会議の中で。約20年前、志筑小学校の校舎の老朽化に伴う建てかえの話題が浮上してきた際、たくさんの反対があったにもかかわらず学校移転を強行したことが、第一のボタンのかけ違いだったとおっしゃっていた方がおりました。その点はいかがでしょうか。そういうことがあったんですか。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

お尋ねの件は、志筑小学校の移転を、新地面といいたいでしょうか、新しい土地に移転する際の、いろんな意見があったというようなお話かと思えます。私、これに関して、詳細はちょっと存じ上げていないんですけども、場所の意見ですから、長年、明治以来の学校の意見ですから、いろんな意見があったのかなということは、想像にかたくない部分でございますが、詳細にはちょっと承知しておりません。よろしくお願ひします。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。



### ○7番（田谷文子君）

私も、その要望書があったということは、ちょっと耳に挟んでいましたので、今回、その要望書の写しをほしい旨を要望しましたところ、回答が参りまして、保存期間切れで回答ができません旨の文書で回答がありました。

これは、私の経験からも、まだ千代田中地区の小中統合校ができていないという過程の中で、そういう大事なものは、例えば永久保存なり、苦情申告じゃないですけども、私も苦情申告等やりましたけれども、苦情申告等の中につづっておくものじゃないかなというような気がしたんです。ですので、こういう大事なものは、破棄するとか見失うとかということが、もし要望書があったにしたら、おかしい話じゃないかなという気がするんです。ですので、今お話しさせていただきました。

要は、統廃合が28年4月に霞ヶ浦地区と千代田地区と両方できなかつたということは、その小学校の移転のことが一番の問題じゃないかなという、私なりに考えをまとめました。要は、19年から20年の間に、国も県も統廃合をしていこうという、そういう機運が高まってきて、それで、今の志筑小学校は4回も設計変更して、そして、今の小学校が17億円もかけてでき上がったわけでしょう。そして、要望書というのは、旧小学校の跡地に、旧小学校に、要はだんだん子どもが少なくなるから、その小学校でいいんじゃないかというようなことだったような要望書だったようにお聞きしています。

ですので、途中から、統廃合のために建てた小学校じゃないのが、途中から統廃合を志筑にしようという、そういうことで来てしまったことが、今回の統廃合をおくらせている原因じゃないかなということなんです。

それで、この懇談会の席も、教育長も部長さんもおいでですから、おわかりのとおり、こういうふうにおっしゃってましたでしょう。第一ボタンのかけ違いだったと、そういうふうに市民の方は、おっしゃっている方がいるんです。ですので、重大な問題じゃないかなというふうな感じがしています。

そうじゃなくて、志筑小学校が、そのまま建てかえのために使用して、そのまま継続していたのならば、あるいは中学校あたりにできたのかなと思っています。そうしたら、耐震のこともなく、エアコンをつけることもなく、それは子どもたちのためですけども、それより何よりも、子どもたちが一斉に統廃合ができて、新しい校舎で新しい友達と有意義な切磋琢磨できる、すばらしい小学校に、お互いに格差がない、そういう小学校ができたんじゃないかなと思って、私はすごくそれが残念で、何十回も統廃合の問題を一般質問させていただいているわけですので、私の思いもお酌み取りいただきたいなと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

それから、市民の皆さん、おっしゃってましたけれども、統廃合のこれまでの経緯、今後の課題について、その書類は、今度の2回目の懇談会の席では用意していただけるのでしょうか。

### ○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

### ○教育部長（飯田泰寛君）

2回の懇談会の席上で、参加者の皆様から、過去の経緯をつぶさに調査したい、ですから、統

合委員会の経過、学区審議会の経過をよく知りたいというふうなご意見をいただきましたものですから、ただいま、今考えておりますのは、各学校に一定部数のコピーを用意して、お配りをして、これを自由に閲覧してもらおうというようなことを考えておまして、その準備をしております。ですから、できれば2回目の懇談会には間に合うような形で、準備をさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

**○7番（田谷文子君）**

その資料を実際に見ながらお話しすると、より具体的で、より話が進むのじゃないかと思って楽しみです。

それから、それともう一つ、千代田中、それから志筑小、それぞれのメリット、デメリットの資料を提供すべきだというようなお話も出ていましたけれども、それはいかがでしょうか。

**○副議長（加固豊治君）**

教育部長 飯田泰寛君。

**○教育部長（飯田泰寛君）**

ただいまのメリット、デメリットの話は、会場でコーディネートしていた長谷川先生が会場の中の皆様の意見を聞いた上で、そういうことならメリット、デメリットを協議したほうがいいのではないか、そういった意見に基づくものかと思います。

我々としては、資料はおつくりすることは可能ですが、基本的には、統合委員会の中でもアンケートを、当時25年のアンケートを行っております。その中で、統合委員会の資料でもメリット、デメリットの資料は提示をしておりますし、さらに、志筑小に建てる場合の建設費、千代田中に併設する場合の建設費、これがアンケートのベースになったと思うんですけども、そういったものは既に地域の皆様に配られて、実施をされたというふうに思っております。ただ、もう一度ということであれば、同じ資料を用意させていただきたいというふうに思います。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

**○7番（田谷文子君）**

そういうことは一番大事なことですので、用意していただきたいなと思っております。前教育長のときに、そのシミュレーションを、要は千代田中あたりで小中一貫校、いろいろなシミュレーションが出ていた、その資料も、私も議会の皆さんもいただいておりますので、それはよくわかっているかと思うんですが、今回は市民の皆さんにもよくわかっただけのような資料を提出していただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願います。

集まる人数が少ないということで、どの辺まで通知を出していただいたのかということになると、相当数を出していただいているわけですね。それでも20人足らず、20人が多いか少ないかの問題はありますけれども、熱心な方が20人集まっているよということでもあろうかと思うんですが、もっと大勢の方に集まっただけのような、要は子育て真っ最中のお母さん方に集まっただけのような、そのような運び方というのをしたらいいんじゃないかと思うんですけど

も、飯田部長、いかがでしょうか。

**○副議長（加固豊治君）**

教育部長 飯田泰寛君。

**○教育部長（飯田泰寛君）**

会場で当日、まさにそういったお話をされる方が大勢ございました。我々としても、なかなか手だてがないというのが実情でございまして、これはコーディネートしていただく長谷川先生から強く要請をされた部分でございます。また、会場で当日、長谷川先生のほうからも、当日の参加者に対して、いわゆる連れ立って、次回は連れ立っておいでいただきたいというようなお願いをしていたかと思えます。

ちなみに、平成24年に各小学校単位で意見交換会をやったかと思うんですよね。そのときの佐谷小学校の参加者が32人というふうに記録されております。これよりも少ない人数でありましたので、少なくとも前回以上の参加者が得られるような、そういった広報をまた考えていきたいというふうに思います。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

**○7番（田谷文子君）**

先ほど来、宮嶋議員も冒頭おっしゃってございましたけれども、いろいろ先生方は疑問に思っているような、この懇談会が、何か歯に物が挟まっているような、そういう感じで、率直に物が言えないような、そういう感じだったんですよ、実はね。それを私も異様に感じたんですけども、市のほうからは、行政のほうからは、こういうふうに進めてほしい旨のお話とかはなされたわけではないんでしょう。

**○副議長（加固豊治君）**

教育部長 飯田泰寛君。

**○教育部長（飯田泰寛君）**

2つの会場とも、私のほうで趣旨の説明、経過も含めてさせていただきました。その際に、できれば私個人としては、行政色を薄めたいということは申し上げたかと思えます。講師の長谷川先生のリードで、フランクな形で議論を深めていただきたいというようなお願いをしたかと思えます。

あと、具体的なお話が出る出ないの件でございますけれども、私は会場の中におりまして、いろんな意見が出たようですけれども、その中でも、最終的に3人の先生方は、参加者、いわゆるグループワークに参加された皆さん一人一人からご意見を頂戴するような、そういう形もとって会を進行していたのも事実だと思います。そういった意味では、先生方のリードというか進行ぶり、こういったものに今後も大いに期待したいというふうに思っております。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

**○7番（田谷文子君）**

ありがとうございます。

これから、まだ統廃合の懇談会は続いていくわけですが、上佐谷小の場合、副市長さん

も真ん中辺からおいでになっていただいたんですけども、市民の皆さんと膝を突き合わせてお話ししてみようという気は、市長、ございますか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当然、市民の皆さんといろいろ懇談会をするというのは私の姿勢でありますので、そういうことは考えておりますが、公務の関係、それから統合等の話につきましても、私の一言は影響が大きいと思いますので、そういったものについては、フランクに意見を皆さんから出してもらう意味でも、決して出ることだけがいいことではないのかなという感じはしております。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長の考えでありますので、市長さんの考えのとおりいったらいいんじゃないかなと思うんですけども、なるべく市民の皆さんのお話を聞く、そのようなことも大事じゃないかなと私は思いました。

それから、施政方針に何らこの統廃合のことが、一番大事なことだろうなと思っているんですよ。それが触れられていなかったのはなぜでしょうね。市長の意見を聞かせてください。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在、市全体で子どもたちが少なくなる中で適正規模化、これは私も大変重要な課題だというふうに考えております。前市長からの引き継ぎで、霞ヶ浦地区についてはまとまって、千代田地区についてはこういう状況になっておりますが、こういったものについては、施政方針の、ことし1年間の中での結論を出すような形には入っていなかったかもしれませんが、姿勢としてそういった方向で、統合に向けて、皆様方のご理解をいただきながら進めていきたいという思いは持っているところでございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、2点目に入ります。

小中一貫校教育の潮流についての質問に入らせていただきます。

先ほど来、ちょっと国田義務教育学校と春日学園義務教育学校のお話は触れさせていただきましたが、これから、つくばもあと3校、小中一貫校として新築の計画がなされていますし、土浦も新治の第一に小中一貫校として計画されているんですけども、ここずっと私が質問している限り、市長も教育長も、この小中一貫校に関しては、何ら触れることを強要しないというか、なるべく触れたくないというか、そういうふうに私は感じているんですよ。

ですけども、千代田中学校があと3年も過ぎますと、適正規模化には全くのっておりませんね。中学校は1学年3学級以上、9学級が理想だと。そういうふうなことでですけども、1学年

1学級になっちゃうような、千代田中学校をどのようにしようと思っていますか。市長にお聞きします。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

具体的に教育部長から答弁をいたさせます。

○副議長（加固豊治君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

懇談会の席上も、そういったご意見が出ていました。それは、現に部活動が成り立たないのではないか、子どもの好きな部活にいけない、そのために千代田中学校ではない学校に行ってしまう子どももいると。そういう現状に対して、ご不満と申しましょうか、あるいは不安であったり、そういったことを申される方が既にございます。

我々としまして、実はこの懇談会も会が進めば、小学校ばかりではなくて、当然、千代田中学校という議論にもなっていくのかなというふうに想定をしております。ですから、そういったことを、当事者の方々でもございますので、今後の懇談会の中で、そういったものも含めて、ご議論を深めていただければというふうに考えているものでございます。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私もこの懇談会に出席させていただいて、本当にびっくりしました。千代田中学校が今、飯田部長がおっしゃっていましたが、部活が成り立っていないという方向性は聞いていました。ですが、実際、父兄の皆さんから、うちの子どもはバドミントンがやりたいから石岡の中学校に通っているとか、あるいは、バレーボールがやりたいから千代田中に行っているんですよ。そういうふうな具体的なお話を聞きますと、ますますこれはスパイラルですよ。そしてまた、私立の中学校なりに行かれるお子さんも出てくるかと思うんですよ。

そうしたら、あと3年なんて言わないで、すぐにも1学年1学級になるような、そういうふうな千代田中学校をほっぽっておくんですか。千代田中学校が千代田村発足以来、千代田中学校として発足したのが、今の千代田中学校だと思うんです。それで、人口がふえて、下稲吉に中学校ができたということですので、その元祖である千代田中学校がこのような状態であるのに、小中一貫校を由緒ある千代田中を守るためにも、今がチャンスだと思うんですよ。それをチャンスをみすみす逃していくんですか。今、小学校の問題より中学校の問題が、本当にクローズアップされているんじゃないかと思うんですよ。そういうふうな中で、悠長に構えていられないと私は思います。

ですので、小中一貫校、由緒ある中学校を守るためにも、中学校を小中一貫校になさるようなことを考えたらいかがですか。

私、これ、読ませていただきました。そうしたら、こういうふうに書いてあるんですよ。学区の見直しをしても、今後継続的に進めていくような話を書いてあるんですね。5年間で適正規模

化が完了しないときは、次の5年間を第2期計画期間として継承するものとします。第2期計画期間においては、児童・生徒数の推移や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じ学区を見直して検討することとしますと、そういうふうでこれ、書いてきているんですね、きっちり。それなのに、そのような方向性をとらないんですか。教育長、これはきちんとこの間、委員会でともに語ったお話なんですけれども、この点いかがでしょうか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

かすみがうら市小・中学校適正規模化実施計画に基づいて進めてきたということ、その中で、とりあえずそういうことも視野にあったかと思います。今、田谷議員さんがおっしゃったような、千代田中学校の生徒数の減少ということが現実味を帯びてきているという。ただ、適正規模化実施計画の中では、小学校を先行するという形で進めてきていましたので、その時点では中学校のことまでは考えに一応入れていなかったということが、今回は、今おっしゃったようなことが新たに大きな課題として出てきたということで、大変難しくなっているのかなと、そういうふうに認識しております。

○副議長（加固豊治君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時50分

---

再 開 午後 4時00分

○副議長（加固豊治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、もう一つだけ、この2点目の問題でお聞かせ願って。

教育長は、中1ギャップの解消を、どのような方向性を持ってご指導なさっているんですか。

○副議長（加固豊治君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

今まで、どちらかというと、小学校と中学校の交流というのが、私などの世代もそうだと思うんですけども、小学校は小学校で、中学校は中学校でというような、そういう方向で進められてきたのかなと。ところが、やはり、そういうことでは不登校の生徒が生まれる、あるいは友人関係でトラブルを起こすと。そういうような、やっぱり心のありようというようなものが問われてきているのかなと。そういうことで、今、私のかすみがうら市教育委員会では、小・中連携、これをできるだけ、できる限り小・中連携を進めてほしいということで、行事等の交流ですか、そういったこととか、あるいは中学校から小学校に出向いて行って、中学校はこんな学校生活を送れるんですよというような、そういう説明を生徒からしてもらおうと。そういうようなことで、

少しでも小学生が中学校へ行って、いわゆる中1ギャップというようなことに陥らないようにする方策はとっているところでございます。

以上です。

**○副議長（加固豊治君）**

7番 田谷文子君。

**○7番（田谷文子君）**

ありがとうございます。

それでは、中1ギャップの解消に向けて、教育長さんのご指導をよろしくお願いします。

次、大きな1番の3番に入らせていただきます。

先ほど来、金田部長さんのほうからお話がありましたけれども、少子化の進行を和らげるために、あるいは、このようなことをやっていますよというような話をお聞きしましたけれども、うちの孫もやまゆり館で、今お世話になっています。あのような施設、あのようなやまゆり館での趣あるやり方は、お母さんたちが、要はすごく不安に、子育てをしているお母さんたちというのは、自分の子どもがどのような程度なのかということもすごく心配で、集団の中で子どもを遊ばせたり、集団の中での子どものあり方を見たりということがすごく大事じゃないかなと思って、有効な手段ではないかなと思って聞かせていただきましたので、今後ともよろしく願いいたします。

それで、私の要望なんですけれども、市長さん、ちょっと読み上げますので、よろしく願いします。

私が提唱している千代田中地区ならではの魅力ある小中一貫校教育の開校とあわせて、子育て世代の支援等による教育環境の整備・充実の施策を積極的に展開していくことにより、学区外の児童・生徒を初め、周辺都市等からの移住者を呼び込み、人口減少と少子化現象に歯どめをかけ、児童・生徒の増加、さらには千代田中地区の活性化につながる有効な手段としての有効性を認めていけたらいいなと思っているところです。

再三にわたる質問に対し、市民の思いを代表して、今回こそ正面から坪井市長の考えをお聞きしたいところではありますが、私の考えをちょっと述べさせていただきますと、子育て世帯に対するさまざまな支援施策、これまで訴えてきた支援等、児童・生徒に対する給食費の無料化、医療費の無料化、所得制限の緩和もしくは撤廃、それと今回の検討事項、他市からの転入に伴う住宅購入支援、固定資産税の減免など、子育てをしやすくする環境づくりをしていかないと、子どもはふえないし、かすみがうら市に移住してくるご家族もないのではないかなと思うんですけれども、市長、この辺、私の意見とさせていただきたいんですけれども、この意見に対してのご感想はいかがでしょう。

**○副議長（加固豊治君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

田谷議員のほうから、少子化対策につきましてのさまざまなご提案いただきまして、大変心強く感じております。

大変、一朝一夕にできるものではありませんし、これは日本全体の問題でありますから、非常

に難しい課題だと思うんですが、やっぱりこの地域を魅力ある地域にして、特に仕事づくりなんかが一番基本になってくると思いますので、そういった面では、今度地方創生も始まりますし、そういったものを通しながら、よりよいまちをつくっていきたいと思いますので、今後とも議員さんのご指導、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

実際のところ、道路を挟んで、何度もお話ししていますとおり、土浦とかすみがうら市では、医療費の無料化も所得制限がありますので、その辺でやはり、かすみがうら市に住む若い世代が少ないのかなと思っていますし、人口減にもなっているのかなと思いますので、どうぞ定住人口をふやす策を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきますね。

大きな2番の1番にいきたいと思うんですけれども、1つ目として、今回の懇談会は、統廃合という市民に大きな影響を及ぼす重要な事業の一つであり、パブリックコメントに値する重要事業と考えますが、パブリックコメントを実施する考えはありますか。市長にお伺いいたします。

○副議長（加固豊治君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

パブリックコメントにつきましては、午前中、宮嶋議員のご質問にお答えしておりますが、市政の政策形成過程における、いろんな市からの計画等についてのパブリックコメントは、そういう目的でもありますので、統合関係、いろんな市民、地域の住民の方々も入るわけですから、その部分については、そういう意見を聴取したということでもありますので、パブリックコメントについては特段考えてはおりません。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

パブリックコメントを実施する考えはないとお話でありますけれども、やはり、公共性を持って市民からのお話を聞く、あるいは市民の意見を市の行政に反映していくということは、市長の考えでもありますことから、その方向性も、また私の願いでもありますので、届けていただきたいと思います。よろしく願いします。

次に、千代田中地区の4小学校統廃合の最も大きな課題である統合校の場所の問題は、小中一貫校の課題とあわせて、本市のまちづくりの大きな柱として、総合的に考える必要かつ合理的であると考えます。これまで行われた懇談会の多くの市民の皆さんの意見、声でもあります。行政サイドの都合により一方的に決めつけてきた、これまでの住民不在のやり方を軌道修正し、できるだけ多くの市民の意見を聞いた上で、サイレントマジョリティーを念頭に置いて、多くの市民が望んでいる意見を反映させる努力が必要であるということではないかなと考えるところです。市長の考えをお聞かせ願います。

○副議長（加固豊治君）



市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市政を進める上で、多くの市民の皆さんの意見を取り入れる、意見を聞く、これは当然のことです。そういった中で、私は、政策を判断する基準として一番大事なことは、そういった手法に合わせまして、多くの市民の利益を、どちらが利益になるかという、そういう視点だと思います。そこで判断をする。そんなことで行政を進めていきたいと思っています。

さまざまな課題があるかもしれませんが、皆さんと議論をしながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともご協力をお願い申し上げたいと思います。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私も、ちょっと頭に入ってこなくてすみません。多くの利益と申しますと、具体的にはどのようなことですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

政策を判断する、右とか左とか判断する、あるいは何をやるかと判断する場合に、判断する基準として、やっぱり広い市民、個人的な、例えば私のためとか、職員だけのためとか、一部の人がじゃなくて、なるべく広い市民にとって利益になるような、そこを優先するという判断の基準を持って進めていきたいというふうに考えています。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私のためではなく、広い市民の意見をもとにした政策的な基準を大事にしていく、そのような利益と申しますと、今回の統廃合の問題では、市民の皆さんの意見を今懇談会で聞いている最中ですが、市民の皆さんの意見が、市長の考えている考えと例えば異なった場合には、市長はその市民の意見を尊重するような、市民の利益のために市民の意見を尊重するような方向性に向いていくんですか。

○副議長（加固豊治君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、例えばの例で申し上げました。今回の小学校の候補地につきましても、これは市民の皆さんのご意見を伺うということは当然ですが、それと同時に、市にとって、あるいは子どもたちの教育にとって、将来の学校のあり方にとってということで、いろんな角度から検討して、よりよい姿を求めなくちゃならないというふうに思っていて、結果ありきでは決してございません。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君。

## ○7番（田谷文子君）

結果ありきではないというお話を聞いて安心しました。千代田中学校の子どもたちが今少なくなつて、1学年1学級、何度も再三話していますけれども、そのようなところにありまして、今、千代田中学校は空き教室がたくさんある状態ですので、もし小学校を統合するというような場合には、市民の意見が千代田中学校に、あるいは千代田中学校あたりにという、そのような意見でまとまったような場合には、千代田中学校がいていますので、ぜひ市民の利益を考えていただいて、市長の決断を待っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番の3番目に入らせていただきます。

先ほど来、住民投票のことは考えていないようなお話であったように記憶しているんですけども、市民の意見を尊重していくということで、住民投票のあり方については、私もこの場では申し上げられませんので、市民の皆さんの潮流に乗っていきたいなと思っておるところですので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、講師の先生方がおっしゃっていた言葉をもう一度お話しさせていただいて、終わらせていただくんですけども、長谷川先生と外岡先生とおっしゃっていましたのは、市民の質問に一つも回答していなかったんじゃないかというようなことをおっしゃっていたんですよ。行政が市民の質問に一つも回答していなかったから、だから2年間のブランクがあって、アンケートの結果、千代田中あたりにということであったのに、それと、市民の皆さんからは、何で懇談会なんかやるんだと。私もそれは思いましたけれども、もうアンケートの結果は決まっているのに、今さら何で懇談会をやるんだというような、開会前にそのように発していた方がおりましたので、そのことも市長の耳に届いていったほうがいいんじゃないかと思って、お話しさせていただきました。

それから、長谷川先生がおっしゃっていましたのは、意見の取りまとめをして公開すること、要は公にすること、正確な情報を市民の皆さんに公開しなさいということでした。それから、統合が出尽くしていない、再度市民の意見を聞く場として、この懇談会の場はいいことである。だから、市民の皆さん、多くの皆さんにお集まりいただいて、統合が出尽くしていないから、もっとお話ししなさいというようなこともおっしゃっていました。

それから、志筑小と千代田中のあたりに統合した場合は、比べられる資料をそろえなさいということで、先ほど来、飯田部長が、これはそろえますよということでしたので、よろしく願いいたします。

それと、子どもと親の立場で、アンケートをもう一度とったらいんじゃないかというようなことも話されてきました。それから、回覧板を回しただけではなく、回覧板を回しただけでは人は集まらないから、現在子育て真っ最中の親の話も聞きなさいというようなことでした。

それから、学区審議会、統合委員会の会議録をオープン化するというので、これも飯田部長がオープン化するというので間違いありませんね。よろしく願いいたします。

今回この懇談会、私、時間の許す限り全部出席させていただいて、また私の考えも、よくまとめたいなと思っておるところです。子どもたちの将来のために、子どものために、そして市民の意向を聞いて、きっちり進んでいきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一番先に子どもたちの思いを考えていただいて、市民の声に耳を傾けていただいて、順調に落

ちつくところに落ちつくように、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（加固豊治君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

---

○副議長（加固豊治君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日6月3日定刻より、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時20分

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

---

平成28年6月3日(金曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員

9番	小松崎誠君	14番	小座野定信君
----	-------	-----	--------

---

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

---

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 矢口龍人 議員

(3) 来 栖 丈 治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 佐 藤 文 雄 議員
- (2) 矢 口 龍 人 議員
- (3) 来 栖 丈 治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	佐藤文雄	1. 広域ごみ処理施設建設問題について
		2. 公共交通システムについて
		3. 国民健康保険について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 上下水道事業について
(2)	矢口龍人	1. 本市のまちづくりの主な課題と柱となる有効な施策について
		2. 本市の総合計画策定及び本市のまちづくりの柱となる事業並びに地方創生事業について
		3. 本市における新規就農者支援及び農業後継者の育成体制並びに農業の将来像について
		4. 向原土地地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書に対する今後の対応について
(3)	来栖丈治	1. 仮称地域まちづくり協議会の創設について
		2. 農業政策の現状と新規就農者の支援、対策について
		3. 農地を活用した定住促進について
		4. 地域の宝である子どもの教育と保護者の手助け政策について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、小座野議員につきましては、広域議会の臨時の監査に出席することを許可いたしましたので、欠席となりますことを申し添えます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき、市の一般事務についてたずねる場であり、したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意願います。また、各種法令等を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴受け付けの際にお渡しいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

### ○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

初めに、熊本県を中心とする地震災害によって犠牲となられた方々、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。現在、日本共産党は、被災者支援を初めとして、復旧・復興支援に全力を挙げているところでございます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

#### 1、広域ごみ処理施設建設問題について。

そもそもごみ問題の解決の基本は、3R及び拡大生産者責任を進めることであり、とりわけ、ごみをもとで出さない、繰り返し使うことによってごみの排出を抑えるという2Rを強めることが最重要課題だということは、国の法律等で明記されていることであります。決して焼却処理優先ではありません。

問1、当市のごみ減量と資源化の取り組みについて、改めて伺います。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ減量化目標を、1人1日当たりのごみ総排出量を平成25年度比、1,044グラムですが、平成41年度までに約10%、940グラム削減、資源化率については、目標を平成25年度比20.3%で、平成41年度までに23%を目指すとしています。これは余りにも低い目標だと前回指摘しましたが、まともな答弁はありませんでした。

そこで、改めて伺います。

平成26年度の環境省の統計によれば、1人1日当たりごみ排出量は947グラムで、資源化、いわゆるリサイクル率は20.6%ですが、国の廃棄物処理施設整備計画では、平成29年度、26%が目標とされています。当議会が昨年視察研修した福岡県の大木町では、リサイクル率は63.9%となっています。これでは、当市が真剣にごみの減量化・資源化を図っていくという姿勢は見えません。改めて答弁を求めます。

問2、現有施設の延命化、いわゆる長寿命化と新治地方広域事務組合について改めて伺います。

私は基本的に、新治広域事務組合の環境クリーンセンターをできる限り長持ちさせる、そして、ごみの減量を徹底的に図りながら、炉の改修も含めて、できる限り維持管理が徹底できるように

すれば十分だと主張してまいりました。

前議会の一般質問で、新治広域環境クリーンセンターの精密機能検査の結果も特に異常は見られない。2010年、平成22年ですか、これに出された長寿命化手引による検証が必要だと要請しましたが、市長は、決して長寿命化を検討しないとか、それから新治を使わないとか、そんなことを頭からやったわけではない。客観的な状況の中で総合的に判断して、市民が将来まで負担を少なく、こういった形でできるだろうかという中で現在の広域の判断をしたと答弁しました。

そこで、お伺いしますが、まず一つ、新治広域事務組合環境クリーンセンターの長寿命化の検討はしたのですか。

2、また、総合的判断と言いますが、同組合の解散に向けた協議や同施設の解体費用や財産処分など具体的な内容も示されない状況下で、総合的な判断はできないのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

問3、霞台厚生施設組合の基本構想への意見公募にかかわって、市長の見解を伺います。

霞台厚生施設組合がことし1月22日から2月11日に行った一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)の意見公募には、23人の方から提出がありました。これらの意見公募について、市長の見解を求めます。

問4、新たな広域ごみ処理施設建設への震災復興特別交付税の利用について、市長の見解を伺います。

4市町による新たな広域ごみ処理施設建設の財源について、霞台厚生施設組合は、循環型社会形成推進交付金に加えて震災復興特別交付税を活用するとして事業計画を変更、第1期計画を焼却施設に加え、マテリアルリサイクル施設を同時に整備する方向を打ち出し、平成32年度で竣工、前倒しし、推し進めようとしています。当初計画の事業費総額が132億円だったものが、変更後、172億円に膨れ上がりました。

しかし、復興特別税は東日本大震災の被災者救援の財源確保を目的にした税金であり、それを財源とする震災復興特別交付税は、当然被災者救援に使うべきであり、震災とは無縁のごみ処理施設建設に用いるものではないと考えます。市長の見解を求めます。

問5、住民不在の広域ごみ処理場建設について、改めて伺います。

4市町による広域ごみ処理施設建設について、前議会の一般質問で私は、一昨年7月の市長選挙で坪井氏が市長に返り咲きを果たした後、急展開したが、市長選ではごみ処理広域化を公約に上げていない。加えて、昨年の市議会議員選挙でも、私を除いて候補者の誰一人として、ごみ処理広域化について言及または公約を上げていないと指摘して、選挙後開かれた昨年の3月定例議会に提案された霞台厚生施設組合への加入について、広域化先にありきで住民に正確な情報が提供されていない。議論を尽くし、その上で、住民投票で決めることも視野に入れるべき課題だとして、拙速な加入に反対いたしました。

その上で、昨年10月、私が実施した独自市民アンケートの結果を示し、ごみ処理広域化及び新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターの延命化による利活用も含めた当市独自のアンケート調査を改めて全市民対象に実施するよう市長に求めました。しかし、市長は、議会でも十分ご議論いただいて判断をいただいております、やるやらないのアンケートの必要はないと答弁しました。

しかし、ごみ問題は、住民とともに考えなくてはならない重要な問題です。市長は、議会の同

意があれば、住民に是非を問わなくても問題ではないというお考えですか。改めて市長の答弁を求めます。

大きな2番目、公共交通システムについて伺います。

公共交通網の計画の当面の対策についてお伺いいたします。

当市では、持続可能な公共交通網の形成に向けて地域公共交通網形成計画を策定し、ホームページにて公開いたしました。しかし、運転免許を返上した高齢者を初め、車を持たないいわゆる交通弱者にとっては、公共交通システムの改善は喫緊の課題でありますし、そしてニーズとなっております。

そこで伺います。計画期間である2016年度から22年度間の当面の対策はどうなっておりますか。答弁を求めます。

大きな3番目の国民健康保険税について。

問1、国保税の引き下げについて、改めて伺います。

政府は、国民健康保険の低所得者の多い保険者対策として、2015年度から約1700億円の財政措置を行いました。厚労省はこれについて、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果と記しています。私は、各市町村の国保会計に投入された1700億円の支援金の活用で保険税の引き下げを求めましたが、市長は、1人当たりの保険給付費が伸びており、一般会計からの赤字分を繰り入れている状況には変わらないとして、保険税の引き下げを拒否いたしました。

しかし、当市の国保税の均等割額、これは人头税とも言えるものでありますが、医療分とプラス後期高齢者分の合計は3万円です。県内でも7番目に高くなっています。私は、改定前の均等割額2万5200円に引き下げることは可能だと考えますが、当市の保険税は県内で何番目に高いかを含めて答弁を求めます。

問2、国保加入者の無保険状況について、現況を伺います。

負担能力を超える国保税を払えず、保険証を取り上げられて、手おくれで死亡する人が後を絶ちません。国保は皆保険制度の最後のとりです。保険証の有効期限が切れて無保険状況の国保加入者は、現在何人おられますか。また、無保険状況解消への取り組みについて答弁を求めます。

大きな4番目、子育て支援について。

問1、市立さくら保育所の閉所問題について、市長の見解を伺います。

市立さくら保育所の廃止時期について、坪井市長は2月5日の保護者説明会で突如、政治的な判断と称して、保護者の同意もなく一方的に、さくら保育所を平成30年3月末で閉所すると通告いたしました。私は、一昨年の市長選挙での公約違反は明らかだと厳しく批判しましたが、まず一つ、公約違反について、市長はどのように考えているのですか。

2つ目、閉所時期の判断について、市長は、市の置かれているさまざまな問題などを考慮し、苦渋の決断をしたなどと答弁しましたが、明快な理由は示していません。また、さくら保育所の設置場所を借地にした理由もあわせて、市長の具体的かつ明快な答弁を求めます。

問2、中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化（窓口負担なし）について伺います。

茨城県は、ことし10月から所得制限の緩和を打ち出しましたが、この措置によって、所得制限による医療福祉費の非該当者となっている方は何名になると想定していますか。また、県の措置



によって、完全無料化にはどれくらいの財源が必要となりますか。

私は、今こそ所得制限なしの医療費完全無料化を子育て支援・少子化対策として位置づけて、思い切って踏み込むべきではないかと考えます。あわせて、高校生18歳までの医療費無料化拡大は考えていないのか、市長の答弁を求めます。

問3、就学援助制度の活用の現況について伺います。

就学援助制度は、憲法26条の教育を受ける権利、義務教育はこれを無償とするを具現化したものであります。今、子どもの貧困が社会問題となっている中、私は、経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように、必要な保護者に情報が届き、十分な援助が受けられる制度への改善が不可欠だと強調し、保護者への就学援助制度の徹底した広報と拡充を求めてまいりました。

学校教育課は、今年度は新たな取り組みとして、新入生の保護者説明会において制度の概要を説明するチラシを配付し、概要を説明したとのことですが、前年度と比較して申請数は伸びているのでしょうか。答弁を求めます。

また、新たな拡充策として、新入学児童・生徒への準備金の入学前の支給を提案しましたが、教育部長は、近隣自治体の導入事例は見られないことから、本市においては慎重に判断と答弁しました。このことは、先進事例がなければ当市はやらないとも受け取られますが、困難となる理由について答弁を求めます。

大きな5つ目、上水道事業について伺います。

問1、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画（水道ビジョン）と県の水のマスタープランとの整合性について、改めて伺います。

茨城県は、十分に水が余っているのにもかかわらず、過大な長期水需要計画、いわゆる水のマスタープランを作成し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を国とともに推進しています。

一方、県から水の供給を受けている当市を初めとした関係市町村は、水道料金の引き下げを県に求めています。県企業局は、今、水道会計は黒字でも、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発が完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむ。市町村など水道事業者とは実施協定を結んでいる。その協定を満たすには水源開発は必要だ。もしこれ以上水が要らないのなら、協定の変更が必要としています。

当市の水道事業計画（水道ビジョン）と県のマスタープラン、この整合性について前議会でたどりましたが、上下水道部長は、県の水需要予測と本市の実績値とは乖離している、いわゆる離れていると、こう答弁し、検討が図られていくものと思っていると答弁をしていますが、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業が完成すれば、本来の契約となっている実施協定に基づく県水を受水することになります。結果的には安価である地下水を放棄することになり、水道料金の引き上げは避けられません。

当市の水道事業計画と県長期水需要計画の乖離を是正するには、当市の実態及び計画に合わせた実施協定の変更が必要だと考えますが、答弁を求めます。

問2、下水道課と水道課が一緒の事務所に入ったことによる上下水道部が今後目指す方向性について伺います。

当市は、平成27年度に水道課に下水道課が加わって上下水道部になり、今年度、上下水道部として水道事務所に統合配置されました。私は、窓口が一本化されるという点では評価しています

が、上下水道部が今後目指す方向性について答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、ごみ減量と資源化への取り組みについて、2番、長寿命化と新治地方広域事務組合については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の3番、霞台厚生施設組合の基本構想についてお答えいたします。

意見公募手続きにつきましては、市民の声を聞く手段の一つとして、霞台厚生施設組合が基本構想策定時に実施し、23名の方々から86件のご意見をいただいております。

主なものとしましては、「広域化ありきではなく既存施設を有効活用すべき」「まずは3Rを推進すべき」「広域化は無駄遣い」等、主に事業を見直すべきとの意見をいただいております。また、意見公募と同様に、できる限り多くの方々のご意見等を反映するため、これまでに住民説明会、広報紙やホームページによる紹介、住民アンケート及び議会議員の皆様へのご報告等に努めてきたところでございます。

霞台厚生施設組合が実施いたしました住民アンケートの結果におきましては、ごみ処理広域化により期待されるものとしましては、54.8%の方が「コスト削減を期待する」との声が寄せられておりますほか、「処理施設が遠くなると不便だが、コストを削減できるなら仕方がない」と回答された方が62.9%でございました。

私は、市政をあずかる者として、地方自治法第2条第14項にございまして、最少の経費で最大の効果が得られますよう努力すべきものと考えているところであります。

ごみ処理に関しましては、ライフラインと言っても過言ではなく、市民生活には欠かせない行政サービスの一つとなっております。事業を進める上で、賛成意見だけではなく、意見公募の結果のように反対意見が寄せられていることもございますが、市民にご判断いただくために必要な情報公開を引き続き努力した上で、議会制民主主義の考えに基づき、市民の負託を受けられた議会議員の皆様方にご説明とご判断をいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。ご了承のほどお願い申し上げます。

次に、4番、ごみ処理施設建設に伴う震災復興特別交付税の利用についてお答えいたします。

震災復興特別交付税につきましては、平成27年6月24日の復興推進会議決定において、平成28年度以降につきましても震災復興特別交付税が措置されることが決定いたしております。国におきましては、平成28年から5年間を東日本大震災被災地の復興・創生期間と位置づけるとともに、自治体負担の軽減策として、対象事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担分の95%を震災復興特別交付税により措置するものとしていただいております。

本市の茨城県につきましても、東日本大震災の被災団体として位置づけられております。被災地の復旧・復興を支援するために、東日本大震災復興特別会計に位置づけられた循環型社会形成

推進交付金を活用し、総務大臣が認めた経費について、地方負担額の95%が震災復興特別交付税により措置されるものであります。これにつきましては、本年3月に霞台厚生施設組合におきまして策定されました一般廃棄物処理施設整備基本構想概要版にてお示ししているところでございます。

市といたしましても、広域化を行うことによりまして、財政メリットを十分に生かし、市民サービスに転換してまいります。今後におきましては、財政措置を活用し、市民負担軽減を図りつつ行政運営を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5番、住民不在の広域ごみ処理場建設についてお答えいたします。

私が市長に就任するまで、かすみがうら市議会においては、ごみ処理の広域化については取り上げていなかったということでもありますので、改めて、そういう点も含めてお答えいたします。

ごみ処理の広域化につきましては、国と都道府県、市町村が一丸となって、再編・統合の広域化を推進するため、周辺自治体と協議を重ねてきたものでございます。

ごみ処理広域化のメリットにつきましては、今後多くの自治体におきまして焼却施設の更新が見込まれる中で、多額の施設建設費の財源確保をする点でも、また、建設・維持管理のスケールメリット、環境面など、さまざまな面で、住民サービスの向上、さらには、ごみ処理体制の基盤強化が期待されると考えているところでございます。

私は、平成26年7月にかすみがうら市長に就任し、このような状況を踏まえまして、3市1町による枠組みにおきまして十分に議論を行っていく必要があることから、さまざまな状況を見据えまして、時期を逸することなく対応してきたところであります。

いずれにいたしましても、広域化はそれぞれの市の決定事項に属しておりまして、議会での議決事項でありますことから、議員各位のご理解のもと、一昨年年第1回定例会におきまして議決を賜ったものでございます。今後とも、構成市町との意見の調整、あるいは住民の皆様に対する情報の公開というものは、広域化を実現するために必要なことであるということは十分に承知しているところでございますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

次に、2点目、公共交通網計画の期間中の当面の対策については市長公室長から、3点目、国民健康保険については市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目1番、さくら保育所の閉所問題についてお答えいたします。

その中で、1点目、公約違反とのご指摘についてであります。佐藤議員からは前回の定例会においても同様の質問をいただきまして、その際にお答えいたしました。私は、就任前の混乱を踏まえまして、選挙公約の一つとして、さくら保育所の廃止については、保護者の皆様のご意見をお伺いし、その合意のもとに廃止時期を決定することを掲げさせていただいたところであります。

市長就任後、父母の会、保護者説明会等において、混乱を生じたことに対しましておわびを申し上げますとともに、市としての保育行政の進むべき方向性を申し上げてまいりました。そうした中、保護者の皆様方からのご意見、ご要望を受け、さらにアンケート調査などを実施するなどして、公約でもあります合意形成のもと、閉所を考え、努めてまいりました。

全ての保護者の合意形成は得られませんでした。市の置かれているさまざまな問題等を考慮いたしまして、私といたしましては、苦渋の決断であります。平成29年度末の平成30年3月31

日をもって、さくら保育所を閉所することを決断したところであります。今後は、転所に該当する保護者の皆様、児童に対して、不安のない転所ができますよう対応させていただきたいというふうに考えております。

2点目の市の置かれているさまざまな問題についてでございますが、1点目としましては、平成16年度から、国・県からの保育行政に対する財政支援が公立から民間事業者等の支援へと移行し、公立保育所の効率的な運営と良好な保育環境を保つためには財政的に厳しく、市全般の行財政改革を進める中で、市民意識の変化、年齢別の人口動態を含め、計画的に推進することが重要であること、2つ目といたしましては、市が現在、公共施設等マネジメント計画を策定し、総量縮減と機能複合化を推進する中で対象施設としていること、3つ目としましては、保育士の減少による適正な配置が困難なことなどが挙げられます。これらが主な要因であります。

次に、2番、医療費の完全無料化については市民部長から、3番、就学援助制度の活用の現況については教育部長から、5点目、上下水道事業については上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

1点目1番、当市のごみ減量化の取り組みについての1番、当市のごみ減量と資源化の取り組みについてお答えいたします。

ごみ減量対策と資源化につきましては、各自治体によって地理的条件や産業構造、人口、行政規模などの社会的要件により、それぞれ違いがございます。

議員ご指摘の本市のごみ排出量及び資源化率につきましては、平成27年3月に策定いたしましたかすみがうら市一般廃棄物基本計画において定めております。

目標値の設定につきましては、国の方針及び茨城県において策定されました第3次茨城県廃棄物処理計画の方針に基づいているものでございます。

ごみ減量化及び資源化に係る具体的な施策といたしましては、これまで生ごみ処理容器購入者に対し、設置費用の助成を行ってまいりました。さらに、普及促進を図るため、本年度より補助率2分の1を4分の3に引き上げ、普及活動に努めているところでございます。

また、平成12年の循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入されておりますことから、新治地方広域事務組合とも連携を図りつつ、わかりやすい情報の発信に心がけてまいります。

今後につきましても、ごみの減量化・資源化を推進し、かすみがうら市における循環型社会形成の実現に向けて努めてまいります。

次に、同2番、現有施設の延命（長寿）化と新治地方広域事務組合についてのご質問にお答えいたします。

新治地方広域事務組合環境クリーンセンターは、平成7年の建設から20年以上が経過しております。3年ごとの精密機能検査報告書では、稼働年数を考慮し、施設の更新、長寿命化のいずれ

かを検討しなければならない状況であるとの総合所見でございます。

本市単独で現有施設の長寿命化を行う場合、国の要件であります人口5万人、または面積400平方キロメートルを満たしておりません。市長就任の平成26年7月当時、国・県の指針により、新治地方広域事務組合の構成市である石岡市や土浦市が先行して広域化や長寿命化を検討するなど、独自の歩みを進めてきておりました。

そのような状況のもと、本市におきましても、ごみ処理の広域化により、循環型社会形成推進交付金、震災復興特別交付税の活用が見込まれ、市の財政負担の軽減、建設後の維持管理費の軽減等に寄与するものと考えております。

今後におきましては、ライフサイクルコストの観点から、交付金を含めた広域化を生かしたメリットの享受、将来における運営費削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成31年度で協定期限を迎えます新治地方広域事務組合のその後についてのご質問でございますが、新たな広域ごみ処理施設につきましては、平成32年度竣工に向けて、現在準備が進められているところでございます。平成32年度以降の新治地方広域事務組合の協議等につきましては、各構成市の進捗状況に合わせて協議していくこととしておりますので、構成市との協議が調いましたらご報告してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

2点目、公共交通網計画の期間中の当面の対策についてお答えいたします。

昨年度におきまして、市地域公共交通網形成計画を策定しているところでもございます。この計画は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープラン、いわゆる基本計画の役割を果たすもので、地域の取り組みが計画的に進められることで、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることを目的としております。

計画の内容といたしまして、10項目の施策を掲げ、計画期間は平成32年度までの5カ年間において取り組みを進める予定としておりますが、今年度におきましては、この計画の実施計画に当たる地域公共交通再編実施計画の策定作業を進めているところでもございます。この再編実施計画では、基本計画で掲げた施策のうち、重点プロジェクトとして位置づけをしました施策を中心に、具体的な検討を進める予定でおります。

この内容でございますが、神立駅アクセス路線の新設、霞ヶ浦広域バスの拡充、デマンド型乗り合いタクシーの再編、交通結節機能向上として公共交通との連携を図るとしてございます。本市の公共交通の課題解決による新しい交通体系の構築に向けた取り組みとしております。早ければ、来年度の後半から実証運行を行うなど、再編に向け事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

それでは、3点目1番、国民健康保険税の引き下げについて改めて問うとのご質問にお答えいたします。

当市の均等割額は県内で何番目に高いかでございますが、当市の均等割額は、医療分が2万2000円、後期高齢者支援分が8,000円、介護分が1万円となっております。平成27年度の状況ですと、医療分と後期高齢者支援分を合わせた額が3万円となり、県内で高い順で7番目となり、さらに介護分を合わせますと4万円となり、県内で12番目ということになります。また、保険料についてですが、平成26年度における1人当たりの調定額は9万4091円で、県内で高い順で15番目となっております。

なお、国の支援金を活用しての保険税の引き下げということではありますが、平成26年度と平成27年度の保険基盤安定繰入金、支援分でございますけれども、比較しますと、国・県分合計で4000万円の増額であり、4月1日の被保険者数で割り返しますと、約3,200円の影響額となります。しかしながら、平成26年度の1人当たりの療養諸費用額は30万9149円で、県内で6番目に高く、1人当たりの保険給付費は伸びており、一般会計から赤字を繰り入れている状況に変わりはありませんので、現段階で保険税の引き下げを行うことは難しい状況と考えております。

3点目2番、国民健康保険について、国保加入者の無保険状況について現況を問うにお答えいたします。

平成28年3月末の国民健康保険被保険者証交付状況ですが、未納のない世帯が6,051世帯、1万484人で、未納のある短期被保険者証世帯が928世帯、1,698人です。そのうち、前年度に未納があり、有効期限が6カ月となっている世帯が371世帯、679人、前年度以前にも未納があり、有効期限が1カ月となっている世帯が557世帯、1,019人です。そして、宛てどころなしで16件、不在などの受け取り期間経過による返戻が150件ありました。その後、再通知等を行い、38件を窓口で交付しております。短期被保険者証の交付状況を前年度と比較しますと、6カ月、1カ月合わせての数が2,009世帯、372人減少しております。

4月当初は全ての被保険者へ保険証を発行しておりますので、保険証がないという方はおりませんが、未納の解消が図られませんが、分納などの納付をいただいた上で保険証の交付となります。また、4月末の時点で、有効期間1カ月の短期被保険者証の方で、未更新の方が337世帯、453人となっております。未納により更新手続きが行われていない方についても、急な病などの場合においては、納付状況を問わず、随時、短期被保険者証を発行するなどの対応をしております。

短期被保険者証については、税の公平・公正の観点からも必要な措置であるというふうに認識いたしております。今後とも納税相談などを通して、それぞれの状況に合った対応を心がけてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、4点目2番、総合的な子育て支援について、中学卒までの医療費完全無料化についてのご質問にお答えします。

医療福祉制度については、必要な医療を容易に受けられるようにする目的から、ゼロ歳から中学生までを対象とした小児医療福祉費を子育て支援策として位置づけ、事業を行ってきたところ です。

中学生までの医療費無料化については、平成28年3月に茨城県医療福祉対策要綱等の改正が行われ、ゼロ歳から中学3年生までを対象とした小児及び妊産婦医療福祉費の所得制限額が引き上げられることから、当市の医療福祉費支給に関する条例の一部改正を今議会に上程させていただいているところであります。

具体的には、これまで所得制限額が393万円であったものが622万円に、扶養1人当たりの加算額が30万円であったものを38万円に引き上げるものであり、この所得制限引き上げにより、県の試算でも、おおむね9割の方が受給対象になると見込まれております。

今回の改正に伴う小児及び妊産婦の医療福祉費については、県補助分、市単独分の外来自己負担等の市負担増額は1年間で約1000万円と見込まれ、また、中学生までの完全無料化の財源については、今回の改正に妊産婦も含まれたことにより、約4200万円が必要になると見込まれます。今回、対象者の拡充が図られることとなりますが、中学校卒業までの医療費の完全無料化、高校生までの医療費無料化拡大については、財政健全化を進めている中、市単独での完全無料化は厳しいと考えております。今後も県補助拡大に向けて要望を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員、4点目1番の中で、さくら保育所の設置場所がなぜ借地になっているのかについてお答えいたします。

現在のさくら保育所が借地での整備に至ったことに関する経緯につきましては、調査をしましたが、交渉記録などがなく、不明でございますが、当時の第三保育所、現在の稲吉ふれあい公園でございますが、その同一敷地内での建設するスペースや、また、同一敷地内での建築工事を行うことによる児童への危険性など、さまざまな課題を考慮した中で、十分な保育業務を運営することを念頭に近傍での建築を考え、現所在地に平成4年に建築をしまして、平成5年に開所されたものと考えられます。

また、土地の購入は、現有地及び周辺の地価額がまだ当時は高く、財政的にも購入が難しかったのかなというようなことで考えられます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、4点目3番、就学援助制度の活用の現況についてとのご質問にお答えいたします。

これまでも議員からは、たびたび就学援助制度についてのご質問をいただいておりますが、子どもたちが安心して就学できるよう、対象となります保護者の皆様にこの制度を活用していただきたく、ホームページへの掲載、児童・生徒全家庭へのチラシの配付、新入生の保護者説明会な

どにおいて概要を説明するなど、制度の周知に努めまして、利用の促進に努めているところでございます。

申請数の前年度比較とのお尋ねでございますが、28年度申請は所得が確定します6月以降ということでございますので、現在集計ができておりません。また、過去10年とのお尋ねでございますが、データとしては平成19年度以降分しか持ち合わせておりません。申しわけございませんが、ご了承をお願いいたします。

平成19年度の利用状況ですが、要保護8名、準要保護120名、合わせまして128名の認定で、全児童・生徒数に対する割合は3.44%でございます。その後は、20年度から27年度まで、割合だけ申し上げますと、3.51、3.75、4.61、5.37、5.37、4.53、4.58、4.69という状況でございますが、減少した時期もありますが、総じて増加傾向にあるかと思えます。

続きまして、3月にお答えした慎重判断の件に関してでございますが、入学前に早期支給する場合は、確定申告書の写しを遅くとも2月末には提出していただき、暫定的に所得判定をした上で決定する方法もあろうかとは思いますが、この場合、認定の最終確定をするためには、前年の所得が確定する6月に再度申請していただくという、いわゆる二度手間の問題が生じてまいります。仮に転出であるとか所得変更というような事態になってしまいますと、今度は返還を求める、そういう事態ともなってまいります。このようなことが、導入市町村が少ない理由ではないかと見ております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 堀口家明君。

[上下水道部長 堀口家明君登壇]

○上下水道部長（堀口家明君）

5点目1番、当市の水道事業計画と県マスタープランとの整合性についてのご質問にお答えします。

水需要予測の比較につきましては、茨城県長期水需給計画は、1人1日当たりの最大給水量が平成32年で450リットル、同年度の本市の水道ビジョンでは362リットルとなっております。長期需給計画が88リットル多い予測となっております。

長期水需給計画の見直しにつきまして、県に確認いたしましたところ、平成25年予算特別委員会において、橋本知事が計画の見直しは行わない旨の答弁を行ったとの回答でありますことから、予測の差は是正されないものと判断しております。

また、本市の自己水源であります地下水の採取につきましては、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく県の許可が必要となっており、採取量が定められております。このことから、地下水以外に自己水源を持たない本市は県上水の受水も必要であることから、実施協定の変更につきましては、慎重に対応する必要があると考えております。

続きまして、5点目2番、上下水道部が今後目指す方向性についてのご質問にお答えします。

下水道事業につきましても、民間的経営手法を導入すべきとの考えのもと、平成32年4月からの公営企業化を目指しております。このことから、既に公営企業会計を取り入れている水道事業と組織を一体化したことによって、下水道という公共性の高い事業に一層の企業性を発揮させ、



経済性・効率性を最大限に高めて事業経営を図ることとしています。

また、組織統合による市民サービスの向上等を図りながら、ライフラインの機能強化及び公営企業として効果的・効率的な運営を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、再質問をいたしますが、私はこれまで、かすみがうら新聞というものを出しまして、定例会ごとに皆さんに広報をしてまいりました。

まず第1に、これは平成26年の第4回定例会、このときですが、新たな無駄遣い事業が急浮上、広域ごみ処理施設建設問題ということで、坪井市長が広域ごみ処理施設建設に意欲的だというふうに書いて、いわゆる石岡、小美玉、かすみがうら、茨城町、これが平成33年、2021年に供用開始するんだというような、そういう流れが出ているということを指摘して、私は、建設先にありきは問題だと、現有施設の改修で十分だと。それは、環境省が、ごみの焼却炉の耐用年数は一般的に20年だが、建物は50年程度耐用年数であり、各種の設備機器は補修すれば健全度を回復することができるというふうに述べていることを指摘しております。

特に、この広域ごみというのは何回か、坪井市長が市長になって、広域の新治広域事務組合のときにも質問いたしました。特に、常陽新聞の記事が2014年8月28日付で、かすみがうら市が復帰したということについてただしましたが、これについては全くまともな答弁をしなかったんですね。現時点で、新聞記事のような新施設の設置場所やスケジュールは決定事項ということにはなっていない。決定事項以外の具体的内容を掲載されており、情報の発信元が不明な状況だと、こんなことを言ったんですね。

とんでもないことですよ。私は、この常陽新聞の記者にも確認しましたし、当時今泉さん、副管理者でしたが、彼もまともに答えなかった。こういうふうに、もう既に私が広域事務組合のときにこの問題をただした。しかし、それについては答弁を避けている。こういう姿勢は、いわゆる広域ごみ処理問題が全市地域に十分に知らせていないという問題があるわけですね。

これは、私は、このごみ処理施設の建設の問題についても厳しく批判したわけでありまして。私はこういう問題があるよということで、昨年1月に市議会議員の選挙があったので、この問題をテーマにして、無駄なこういう広域ごみ処理施設建設は必要ではないというふうに言ったわけですね。ところが、この問題を指摘したのは私だけだった。坪井さんだって、市長選のときには何もおっしゃらなかったでしょう。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答え申し上げます。

市長選におきまして、正式な公約としてごみ処理は入れておりませんでした。話題として出していたことは記憶いたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

話題というのは、前議会で指摘したでしょう。話題じゃなくて、ああいう坪井さんを応援しているグループが出したチラシじゃないですか。その前に、岡崎議員が6月の定例議会で、いわゆるシナリオが全部準備されたような一般質問をやったわけでしょう。そして、それを決議を上げた。これは政争の具にするなというふうに私が言って、ところがそれがチラシになって、政争の具になったということでしょうよ。

ただ、私が言っているのは、あなたが公約もしないのに、そういうことがあったというふうに白々しい答弁をするから問題なんですよ。じゃなぜ、ああいう広域の事務組合のときに、私の質問にまともに答えないでいたんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

正確な記憶は覚えておりませんが、答えなかったということは、正式にまだ決定していなかったものだというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

正式に決定したら遅いじゃないですか。正式に決定したらもう、広域ごみ処理場建設ありきで議決して、そして市民に押しつけるということになっているんじゃないですか。

これ、ごみ問題というのは、何回も言いますが、市民が協働して、ごみの減量化とか資源化とか、どうするかということをおみんなで考えなきゃいけないんですよ。特に土浦なんかは、長寿命化をやりながら、前にも指摘しましたが、生ごみをメタンガス化する、あの日立セメントのところでそういう生ごみを有効活用する、こんな取り組みをやっていることも紹介しましたでしょう。ところが、そういうことも全く考えていないというところに、私は問題があるというふうに思うんですよ。

組合の加入の問題についても、広域ごみのあり方が十分に議論されないままになっているということを私は指摘しました。そして、この背景にアベノミクスがありますよと。特に大手メーカーが、プラントメーカーです。このプラントメーカーが実際には、このごみ処理の施設を修繕していく、取りかえていく時期、こういうところでいろんな問題があって、いわゆるごみ焼却メーカーの談合体質も告発したわけです。ですから、私はそういう、市民に十分に知らせないままでやるのが問題だというふうに言っているわけです。

それから、これは、ごみの減量・資源化に対する問題については、ごみ焼却、これを発電計画、ごみを燃やして発電する、サーマルリサイクルという名前でプラスチックまで燃やしちゃう、これでは減量化にならないよというふうに言ったけれども、実際には市長は、熱源に変えるのは別に特別問題ないというふうに言ったわけでしょう。ところが、ごみ発電の背景に、廃棄物メーカーの、いわゆるプラントメーカーが、ごみの収集・広域化推進による高効率廃棄物を発電施設に転換するという、こういうのを国に要望していたわけですよ。こういう背景がある、そのことも

指摘したわけですね。

それで、いわゆる長寿命化について十分に検討もしないで、新治広域事務組合の環境クリーンセンター、これをお払い箱にするのかというふうに言っても、まともに答えていないじゃないですか。平成31年度まではこのままでいくよというふうに言っただけだと思うんですね。

それから、新たに高効率ごみ発電については、これは、いかに燃やして、ごみ発電をするとすると、ごみが足りなくなると。これは、ひたちなか、東海のあの現地の声から、そのことを紹介したわけでしょう。ごみ問題の解決にならないわけですよ。

この問題があつて、私は、住民に知らせなきゃいけないということで住民アンケートをとった結果、3市1町による新たな広域ごみの処理建設については、現有施設、これを改修すればいいというのが82%。132億円、賛成だというのは7%。それから、建設の是非は住民投票で問え、この問題についても市民にアンケートを独自にやりましたら、賛成が73%あったわけでしょう。こういうふうな広報活動を全くしていないじゃないですか。

まず、広域で進めるかどうか、議会で決める前に、一体市民にどれだけ知らせましたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししましたように、市として決定いたしましたから、当然これは行政だけでできるものじゃありませんから、最終的には議会のご判断をいただいたわけでありまして、その間、さまざまな形で知らせてきたつもりで私はおります。決して、最終的には議会の皆さんの了解を得られなければならない事業でありますので、そういう点につきましては、広報しながら、説明をしながら、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていませんよ。広報していないでしょうと。議会でみんな、どの議員も、私を除いて、広域ごみの問題については何ら触れていないんですよ。あなたも触れていない。そして、去年の3月に議決して、押しつけているんじゃないかと言っているんですよ。その前にきちっと広報したかという質問に答えていないじゃないですか。

今だって、私は一生懸命やって、こういうふうに広報していますが、私が配りながら対面すると、なかなかこの問題を、説明して初めてわかる、こういう現実があるんですよ。ごみは日常の問題じゃないですか。だから、私は強くこれを指摘しているわけでありまして。

このごみの問題については、特に90年代の建設施設が建てかえる時期になった。1990年にダイオキシン対策ということで全国に集中整備された焼却炉が建てかえる時期になる。特に、環境省の資料によれば、2015年度予算案の説明資料を見ますと、全国1,188施設のうち、約半数が築25年を超えて、15%が278ですが、30年を超えている。こういうことで、築20年あたりから大規模改修、延命化の措置が必要になって、30年程度で建てかえる時期を迎えるのが多いと。それで、多額の予算確保や立地などの調整を伴う、こういう建てかえの話は、その前の5年から10年前から行政内部で議論が始まっていると。

私たちは、市民も私自身も、議会議員である私も、もう既に1998年当時から国が、大型で広域化をなさい、それに指示を出して、県がその10ブロックの中で広域化の枠組みを決めた、こういう流れになっていたわけでしょう。そして、事務レベルでどんどん、審議というか検討を重ねていたわけじゃないですか。水面下ですよ。全く住民はわからないままです。

ところが、これが急に明らかになるということ自体が問題だということなんです。建てかえる、そして大規模改修する、これは逆に、ごみ減量の推進の絶好の機会だということなんです。そのごみをどうするか。私が前回強調しましたように、広域化先にありきじゃないんだよ。2000年の、いわゆる循環型社会形成推進法、この法律は、3R、特に2Rが重要だというふうになったわけじゃないですか。焼却炉優先じゃないというふうに強調したわけですよ。

そもそもごみ問題の解決は、何回も言いますように、焼却炉中心じゃないんですよ。いろんなごみの減量をしている取り組みが、土浦を紹介しましたが、山形の長井市というところでも、住民と自治体が協働によって、ごみの減量と資源化を図りまして、農業の発展と結びつけることに成功して、生ごみ処理がまちの活性化の原動力になっているんですよ。

こういう農業も復興させるという、優良な農産物の育成に大いに貢献している。さらに、鹿児島、大木町はもう既に皆さんに、このパネルですが、大木町は生ごみでしょう。紙おむつまできちんと分別する。今、こういう紙おむつが普及していますので、こういうものも生ごみも全てやっているんですね。これがやっぱり大事なことなんです。土浦もやっていますよね。それから、この前、湖北環境衛生組合の見学会があって、私は行けなかったんですが、ここでは給食の残渣を生ごみとして利用している。ご存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

---

再 開 午前11時21分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正がありますので、発言を許します。

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

訂正させていただきたいと思います。

内容は、短期被保険者証の交付状況を前年と比較しますと、6カ月、1カ月合わせての数が二千幾つと言ったらしいんですが、209世帯で372人減少しておりますということで、訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

それでは、答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

---

再 開 午前11時23分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

湖北環境衛生組合の堆肥化のことかと思えますけれども、存じております。できたものにつきましては、無料で地域の方々に配っているという話はお伺いしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

こういうし尿処理と、それだけだと堆肥化できない。給食の残渣をまぜてやると、これが堆肥化できるということで、給食の残渣400キログラムをコンポストにするというふうな形で、「大地のいぶき」という粒状の肥料にして利用しているそうです。これは需要が多くて、3カ月待ちだということになっているんですね。

ですから、私が言いたいのは、生ごみもそういうふうなやり方をとれるでしょうと。とにかくパブリックコメントの中だって、生ごみについては全く家庭の責任にしているんですよ。家庭がやることだと。だから、環境経済部長も言ったでしょう。コンポストか何かですか、その分を補助していますというふうなやり方だけです。やはり行政も本気になって取り組むという形でやらなければ、話にならないということですね。

これは、ごみは燃やしても減量につながらないという非常におもしろいパネルなんですね。これは、茨城町の山井宗秀さんという方が作成しまして、提供を受けたんですが、この中では、とにかく今のごみの問題については、燃やせば減量できるというふうに思っているというのは、あくまでも錯覚だと。焼却前と焼却生成物の合計は質量は同じだと、質量保存の法則、これがあるわけですね。特に、焼却すれば減量できるということは、煙突から排出される分を無視して、焼却残渣にのみ注目しているからだということですね。

事実、環境省の資料によれば、一般廃棄物では79%が、産業廃棄物では58%が大気に放出されている。逆に焼却残渣は、それぞれ21%、42%という数字だそうです。焼却してもそれほど減量にはつながらない、こういうことなんですね。特に、焼却は化学反応なので、焼却しますと、焼却炉内の化学反応が複雑、ごみの種類やその成分の組織が時々刻々変動するので、事実上制御不可能であると。焼却は有害な物質をつくり出す悪魔の物質変換作業にほかならないと、こういうふうには指摘しているんですね。ですから、ごみを燃やして新たな有害ごみをつくる。

今、地球温暖化の問題があります。こういう中では、できる限り焼却をしない。ごみは出すもの、燃やすもの、そして最後は埋めるものという、そういう社会通念を払拭して、ごみをふやさない社会を構築するということが、住民と、それから行政と、そして市民グループが協働で取り組むということが求められているということなんですね。

そういうことで、何か燃やしてしまえば解決するような、目の前から物がなくなればいい、こ

れでは大量消費、大量廃棄という、こういう今までの概念から抜け出していかなきゃいけないというふうに思うんですね。

実はこれ、新治広域事務組合の収集カレンダーですが、これも私は初めて気がついたんです、指摘を受けたので、教えていただいたので。いわゆるペットボトルというのは1なんですね。そのほかは、プラスチック容器とか発泡スチロールとかカップラーメンとかシャンプー容器、その他、それは2、3、4、5、6、7というふうに細かく分けて、これもプラごみのような形で収集できるということになっているんですね。

そういう意味では、新治広域事務組合も非常にいい取り組みをしている。ところが、一方では、こういうことをやっていないでしょう。霞台厚生施設組合も、茨城美野里組合ですか、あれもやっていないんですよ。そして、プラスチックを燃やしてしまったら、今言った質量の法則、それと、有害な物質がどんどん発生する、地球温暖化にも反するという三重悪になるということなんですよ。これが今大事なことだというふうに思います。

これもびっくりしたんですが、世界のごみの焼却施設の3分の2、7割とも言われていますが、この小さい国で、何と焼却施設が7割もあるということがインターネットでも出ています。これは一資料であります、日本が焼却炉の数が1,893、アメリカが168、フランスが100、イタリア51、ドイツ51。こういうふうに焼却炉、日本は小さいものまでどんどん燃やしちゃうという、そういう文化になってしまっていると。ですから、これは、やはり考え方を変えていかなければならないというふうに思うんですね。

加えて、震災復興特別交付税の問題については、当初はなかったでしょう、この話は。いつから出ましたか、震災復興特別交付税については。これは、議会在決議して、そして、霞台厚生施設組合になってからじゃないですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

広域ごみ処理場の補助の事業につきましては、当初、循環型の交付金でやる予定でございました。途中から、そういった有利な支援策もあるということで、震災復興特別交付税という名前だと思いますが、そういったこともあわせて計画の中に入れていこうという、そんなことで、途中からそういったものを加えたものだというふうに理解いたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あと、霞台厚生施設組合の全員協議会でも、周辺整備とか、それから施設の移転の問題とか、あとはメーカーに尋ねて、実際にはあの場所は狭いんだ、周辺の道路の整備もやらなきゃいけない、中継ステーションも跡地を利用してやる、どこまで膨れ上がるかわからない。そして、解体費用については、今後研究します、調査しますという話でしょう。

解体費用は、私が前に指摘したように、龍ヶ崎塵芥組合の中では、大変な環境を保たなきゃいけないということなので、トン当たり2000万円かかるわけですよ。そうすると、簡単に積算したって、3つの施設を解体するには膨大なお金がかかる、これが全然見えていないんですよ。全

体像が明らかにならない。これでは、どこまで膨れ上がるかわからないというものじゃないかというふうに思うんですね。

実際には、これは市民オンブズマンで、ごみ焼却炉談合の住民訴訟の一覧です。ここに日立造船を初め、かなり日立造船が談合の対象になっているんですね。私が指摘しました新治広域事務組合も日立造船、そして霞台厚生施設組合も日立造船。

今、新たにわかったのもあるんですね。これはどういうことかという、朝日新聞の5月3日付に、「静脈産業 東南アジアへごみ処理・リサイクル、大手が進出」、こういう記事があったんです。静脈産業というのは、製品を供給する製造業を動脈に例えるのに対して、産業廃棄物や使い終わった製品などをリサイクルしたり、負荷が少ない形で自然に戻したりする産業を静脈に例えた呼び名だというふうに言っているんですね。ここでもかなり海外に進出しているということが言われています。

それと、これも実際には、台湾で受注している中身は、実際の価格と比べると4分の1ぐらいでやっているというのが実態だということなんですね。これは、同じように、日立とか下妻とか阿見なんかでも、ごみ焼却炉の談合問題で提訴したという事実もあるわけです。

いずれにしても、徹底したごみの減量化・資源化、これを図りながら、今の焼却炉の延命化を図ることが必要なんですね。頭からやらないというふうに言っていないよと言っていたが、全く検討していないんじゃないですか。そのことについてちょっと、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在の新治から霞台に移行するに当たりましては、やっぱり、例えばランニングコストの問題とか、それから当然、新治単独ですと……

[佐藤議員「検証していないでしようと言っているの」と呼ぶ]

○市長（坪井 透君）

そういったものを含めて……

[佐藤議員「何もやっていないでしよう」と呼ぶ]

○市長（坪井 透君）

いや、そんなことございません。

そういったことで、コストの問題等も含めて、概要ですけれども、比較した中で判断をしたというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

時間がありませんので、さくら保育所のほうの問題にいきたいと思います。

市長は今回、さくら保育所の問題について、合意形成に至らなかったけれども、今回閉所を決めたというふうに、苦渋の決断をしたと言いますが、保護者会が逆に苦渋の決断を迫られているんですよ。ですから、保護者の会の皆さんが臨時総会を開いて、そして署名活動に取り組まざるを得なかった。

今、請願が出ていますが、この1300という、こういう請願について、市長はどう思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

保護者の皆様方の請願につきましては重く受けとめ、待機児童が出ないような形で今後対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

公約違反だという認識はありますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

保護者の皆様方から前任者時代に請願が出ていた内容も伺っておりますので、そういった内容を十分に加味した形での猶予期間をとって、今回閉所に向けたわけでございまして、その点につきましては、私は公約違反だというふうには考えておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

公約違反ではないと。だって、きちっと合意を得た段階でやるというふうに言っているわけじゃないですか。特に、平成25年9月25日には、市立さくら保育所の維持継続を求める意見書を市議会が議決しているんですね。このときには、保育を受ける権利を尊重し、市長及び執行部のみで廃止時期を決定するのではなく、現在入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を合意形成することと書いてあるんですよ。そして、新設される民間の保育所については、応募する保護者の不安を解消する観点から、詳細な説明を丁寧に行い、説明責任を果たすことと。3番目が重要なんです。仮にさくら保育所の設置管理条例を提案する場合、この時期については、上記2点が合意形成された後に提案することとなっているんですよ。そういうことが認識されていないで、公約違反でないという言い方は、余りにもひどいんじゃないですか。政治家として最大の裏切り行為だと私は思います。

特に、公約を信じていたという父母の会の皆さんがいます。そして、市側が7割というアンケートの制度を見直しているのかと、それでも合意というのかと、こういう声です。現市長が苦渋の決断をなさったならば、閉所に向けての5年の定義を、なぜ前市長時代からの年数にカウントしたのか。現市長が判断なさったそのときから5年をスタートにするべきだと、こういうふうにも言っています。

市側はこの閉所の問題で、現状2年後の対応を考えているのか。こういう問題が出されていますが、これについてはどういうふうに思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。



○市長（坪井 透君）

保護者の皆さんにとっては、子どもさんが保育所にいるわけでありますから、ご苦勞も多いと思います。それを私どもは、閉所に当たっては不安を取り除いて、そして待機児童が出ないような形で、万全を尽くして閉所に向けてやっていきたいというふうに思っております、その点につきましては、ご理解をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

意見書も無視するという立場ですよ。今、借地の問題についても回答がありませんでした。副市長、当時現役の職員だったと思いますが、なぜさくら保育所が借地だったかというのをご存じじゃないですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

私は、その内容については承知しておりませんが、先ほど福祉部長からお答えしているようなところは、想像するところだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わかぐり保育所は、当時議員だった方の土地を購入しましたよね。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

わかぐり保育所は、借地ではなかったかというふうに理解しております。現在は市の所有だとは思いますが、当時の話としては、借地ではなかったかなというふうに理解しているところです。これは定かではありませんで、調べないとちょっとわかりませんが、そういう状況だと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、これは議員さんが絡んでいるという問題まで、情報としては来ております。

いずれにしても、どうしても言わなくちゃいけないことが山ほどあるので、非常に困っているんですが、保護者に対する回答がありますよね。この中で問題なのは、さくら保育所になっていた乳児保育をわかぐり保育所に新たに受け持つことができると思いますということがありますが、これは議会に話をしていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをさせていただきます。政策的な部分でのお答えになると思いますが、閉所の中で、いかに公としての責任を行っていくかという点で、内対的にはそういう考えをしているところでもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんですよ。議会に全く説明していないでしようと言っているんだよ。さくら保育所の保護者会にそんな話を出したんでしよう。

○議長（藤井裕一君）

時間です。

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

---

再 開 午前11時46分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

皆さん、こんにちは。

冒頭でございます。4月に発生しました熊本県を震源とする大規模な地震によりまして被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方々にも心よりお悔やみを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1、本市のまちづくりの主な課題と柱となる有効な施策について。

①地方自治体の共通の課題となっている少子高齢化と人口減少の進行に伴う対策と、並行して地域経済の活性化が求められている中、本市のまちづくりにおける主な課題を明確にした上で、その課題を解決するための施策を精査・選択し、これらの事業に集中して取り組むとともに、積極的に事業を推進することが必要であると思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

要するに、市の地域経済の活性化のための本市の課題及びまちづくりの柱となる選択と集中による事業推進に対する市長の思い、考えをお伺いするわけでございます。本市のまちづくりの大きな課題と解決する施策として、どのような考えを基本に置いて、選択と集中による事業を展開しようとしているか、市長にお考えをお伺いします。

②国では、新3本の矢として、第1に、名目GDP600兆円するということ、2つ目に、希望出生率1.8の実現、3つ目に、介護離職ゼロにすることの3つの対策、目標を発表されました。一方、本市としては、選択と集中の観点から、3点に絞って目標を定めるとすれば、課題と対策

に対する目標はどのようなものになると考えておりますか。市長のお考えをお伺いいたします。

要するに、本市としての選択と集中の観点から、大きな柱となる3点に絞った施策目標について、どのようなものになると考えておりますか。市長の考えをお伺いいたします。

2、本市の総合計画策定及び本市のまちづくりの柱となる事業並びに地方創生について。

①本市の総合計画策定に当たり、本市の課題を整理し、持続可能なまちづくりを推進するためには、1つ目として、人（人材）、もの（資産・資源）、金（財源）を最大限に生かす工夫と市民参加の仕組みづくり、2つ目として、情報の共有化、3つ目として、行政の透明性の向上、4つ目として、協働の仕組みづくりであると言われております。その考えをもとに、総合計画を策定し、まちづくりの柱となる事業を位置づけることが必要ではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

要するに、持続可能なまちづくりを推進するためには、4つの理念、考えに基づき、総合計画を策定し、本市の課題を解決するための柱となる事業を位置づけ、事業を展開していくことが必要と思いますが、坪井市長の現在策定しようとしている総合計画、ひいては進めようとしているまちづくりの理念、考えをお伺いいたします。

②地方創生事業として位置づけしている筑波銀行、産業能率大学との三者協定内容及び第三セクターの創設に係る事業について、平成27年度の戦略から、本年度は事業段階に移っているとの施政方針ですが、事業内容のポイント及び今後の見通しについて、市長のお考え、見通しをお伺いいたします。

3、本市における新規就農支援及び農業後継者の育成体制並びに農業の将来像について。

①本市における新規就労者支援体制についての現状に対する課題について、市長のお考えをお伺いいたします。

新規就農者については、純粋な新規就農者、いわゆる新規参入組については、農業を営むための基盤がないわけですから、現在の支援体制では2世の後継就農者との支援体制の厚みと変わりがない状態にあります。新規参入の新規就農者に対しては、農地の紹介や農業機械などの支援体制にめり張りをつけて、さらなる支援体制の充実を図ることを必要としていることなど、課題は多いと思いますが、本市における新規就労者支援体制についての現状に対する課題として、市として取り組むには、今後どのように考えておりますか。市長のお考えをお伺いいたします。

②課題に対する積極的な支援体制を整備するとともに、新規就農者のほか、2世農業後継者を含めた育成体制の整備が急務となっていることについての認識について、市長のお考えをお伺いいたします。

地方における急激な人口減少と少子化の進行に相まって、TPPに見られるグローバル化と農業後継者不足など、農業を取り巻く環境は、休耕農地、荒廃した農地が加速してきており、一層厳しくなってきております。現時点で積極的な支援体制に取り組みなければ、手おくれになることは必至です。既存の農家の後継者不足対策としての2世農業後継者の支援を初め、特に新規就労者に温かい手を差し伸べることがぜひとも必要ではないでしょうか。

③本市の農業の将来像について、どのようなグランドデザインを描いているのか、市長のお考えをお伺いいたします。

本市の農業を将来にわたり夢と希望を持って永続的に続けられる環境を整えると同時に、新規

就農者を含めたやる気のある後継者をどのように支援し育てていくか。本市の農業の将来像をどのようにランドデザインを描いているのか。市長のお考えをお伺いいたします。

4、向原土地区画整理事業に対する支援を求める請願書の今後の対応について。

①平成26年第1回定例会で採択された請願書についての今後の対応について、市長の考えをお伺いいたします。

平成26年第1回定例会で採択された請願書については、組合としても市としても一定の整理ができたことと思いますが、本市としては今後どのような取り組みを行うべきと考えておりますか。市長のご見解をお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再会は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、本市におけますまちづくりの課題と解決するための施策についてお答えいたします。

少子高齢化と人口減少の進行、地域活性化につきましては、まさに全国自治体が抱えております大変大きな課題でありまして、人口の東京一極集中への是正、あるいは人口減少のスピードを穏やかにするため、それぞれの自治体において総合戦略を策定して、実践が始まったところでございます。

本年の施政方針でも触れましたが、本市においても昨年末に、かすみがうら市まち・ひと・しごと総合戦略を策定したところでございます。この中には、若い世代の子育て支援策や新たな仕事・雇用の創出など、さまざまなメニューを用意しております。現在は、国の交付金などを活用しながら、地域振興を図るための事業に着手しているものも一部ではございますが、これからさまざまな分野で調査研究などを行いまして、事業効果などを見きわめた上で、場合によっては一般財源を活用しながら、選択と集中が必要であるというふうに考えております。

次に、2番、課題・対策に対する目標について。

2点目1番、総合計画策定とまちづくりの柱となります事業について。

2番中、筑波銀行・産業能率大学との三者協定につきましては市長公室長から、2番中、第三セクターにつきましては地方創生事業推進担当理事から、3点目1番、新規就農者支援体制については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、支援体制の整備、新規就農者のほか、2世農業後継者を含めました育成体制についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、農業を取り巻く現況は、農業従事者の高齢化に伴う離農の増加や後継者不足などから、農家数の減少、栽培面積の縮小、耕作放棄地の増大など、本市のみならず、全国的に大きな課題となっているところであります。

ご質問の新規就農者及び2世農業後継者の育成支援につきましては、これからの本市の農業振興策として重要な、取り組むべき課題であるというふうに認識しているところであります。新規就農者支援につきましては、特に若い世代の発掘、就農への誘導、その後のフォローアップなどにより着実な定着が図られますよう、希望者との綿密な相談や制度支援に努めてまいります。

2世農業後継者支援につきましては、規模拡大や所得向上を目指す意欲的な方に農業経営改善計画を作成していただきまして、認定農業者への登録など、各種制度を活用した支援に努めてまいります。

次に、3番、本市の農業の将来像についてお答えいたします。

本市の基幹産業であります農業の振興につきましては、恵まれた自然環境のもと、地域の特性を生かしました農産物の生産が行われております。その中でも、本市の主要品目であります稲作や梨、栗、柿などの果樹類、レンコン、サツマイモなどの野菜類などが栽培されております。

農業は本市の基幹産業として位置づけられているところでありますが、先ほどご答弁したとおり、農家数の減少や後継者不足、耕作放棄地の増大など、さまざまな課題があります。本市の今後の農業振興において、魅力ある農業、活力ある農業を目指し、規模拡大を進める意欲のある農業者の把握、育成支援、農業に興味・意欲のある若い世代の発掘による新規就農支援、既存農家の後継者支援、さらには法人化に向けた支援など、さまざまな支援策を講じてまいります。

農業担い手の人的確保とあわせまして、恵まれた農地を最大限利活用するなど、農家の経営の安定・所得向上につながる農業振興策を進めてまいります。

また、農産物の生産から加工・販売といった6次産業化を支援し、付加価値をつけた商品の販売などによりまして、本市の知名度と魅力を全国に発信していきたいというふうに考えております。

次に、4点目、向原土地区画整理組合事業の請願書についてお答えいたします。

向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願につきましては、議会の採択を得ていることから重く受けとめております。あわせて、組合の早期解散の必要性についても認識しております。

これまで、今後、賦課金徴収や歳出を抑える等、組合の自発的な資金計画への自助努力を行いまして、最終要望額が確定されてから判断をしたい、そのときは議会の総意も条件としたいと答弁しております。

現在、組合員から、解散に不可欠な賦課金徴収を進めているというふうに伺っているところで

ありますが、組合側におきましても、最終要望額を確定させられる段階じゃないというふうに思われます。今後、組合のさらなる努力に期待をいたして、現時点では静観したいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

**○市長公室長（木村義雄君）**

1点目2番、国が発表している新3本の矢を当市に置きかえた場合に、どのような目標になるかというご質問にお答えいたします。

1つには、国は名目GDP600兆円として、女性や高齢者、障害者の雇用拡大、地方創生の本格化を目指しているところでもあります。創生総合戦略に掲げたアクションプランを着実に実施していくことが、本市としても重要であると考えております。

2つは、今年度は総合計画の策定を進めており、議員にも審議会等でご議論をいただいているように、広く市民からのご意見を取り入れて、具現化を図っていきたいと考えております。今後の社会情勢を見据えた希望に満ちあふれた計画となるよう、策定を進めていきたいと考えております。

3つとしては、昨年度人口ビジョンを策定し、人口の将来の展望が厳しい状況となっていることを再確認いたしました。人口の将来の方向性としては、安定した雇用の創出、交流人口の増加とUターン促進の促進、若い世代の結婚・出産・子育て支援、安心な暮らしを守り地域連携と定住促進への取り組みの4つの方向性を大きな柱としているところでございます。こういった方向について推進をしていきたいと考えております。

2点目1番の本市の総合計画につきましては、今年度で第1次の計画期間が終了となることから、平成29年度を初年度とする第2次計画の策定につきまして、現在、市の内部組織といたしまして策定委員会を設置するとともに、計画の諮問機関であります審議会への諮問を行うなど、作業を進めているところでございます。

また、市民まちづくりアンケートやまちづくり会議などにより、市の行政運営に対する評価や要望の調査、直接の意見や考えをこれまでも拝聴してまいりました。基本構想の素案が整理され、既にお示しをさせていただいているところでもあります。精査をいたしまして、改めて議案として提案をさせていただく予定で進めております。

現在、具体的な作業といたしまして、基本計画の策定作業に取りかかるところでございますが、実質的な施策となりますので、いろいろなご指摘の内容を踏まえまして、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

ご質問のうち、三者協定に関しましてお答えいたします。

先日の櫻井議員にもお答えをさせていただきましたが、この協定は本年1月26日に締結したところでございます。三者の相互連携によりまして、それぞれが保有する資源や情報を有効に活用し、本市の地域活性化及び産業能率大学の学生の研修、人材育成に寄与することを目的としております。この目的達成のために、市の認知度の発信や地域資源の活用、人材の育成に関しまし

て、これまでも事業を展開しているところでもあります。

その中で、イベント等における連携協力はもとより、産業能率大学からの地域資源の活用に関する企画のご提案をいただき、これに基づく事業の実現化に向けた取り組みを進めているところでもございます。今後ともご支援をいただきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

[理事 板垣英明君登壇]

○理事（板垣英明君）

それでは、私のほうからは、2点目2番、第三セクター創設に係る事業内容と今後の見通しについてお答えいたします。

第三セクターである株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーの事業内容としましては、この7月より、本市が誇る観光資源を組み合わせたサイクリングプログラムの提供と、地産の農水産品をふんだんに使った料理を提供するレストラン及び地域の農水産品を直売するマルシェ等の運営開始を予定しております。また、それとあわせて、新会社の事業展開に関する市内外の認知度・注目度を高めるため、マスメディアやソーシャルメディア等を活用した集客活動にも力を入れてまいります。

このように新会社は、まずは首都圏からの観光誘客を重点的に行ってまいります。以降の展開としましては、単なる観光誘客にとどまらず、サイクリングプログラムやレストラン事業を通じて得られましたユーザーの反応等を考慮しながら、地域資源を活用した商品開発を進め、これをEコマース等により首都圏の消費者に売り込むという地域商社的な販路開拓事業も行ってまいります。

なお、以上の事業を推進するに当たり、新会社は、これらの取り組みを同社単独で進めるのではなく、観光協会を初めとする地元関係機関ともしっかりと連携・協調することで、観光DMOとしての機能を発揮し、地域を挙げたかすみがうら市ブランドの確立に努めてまいりますので、今後ともご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

大きな1番の……

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時44分

---

再 開 午後 1時44分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

3点目1番、本市における新規就農者支援体制についての現状に対する課題についてお答えいたします。

新規就農者支援体制につきましては、市と土浦地域農業改良普及センター等、関係機関との協力・連携・情報共有のもと、就農に意欲のある方々への相談支援及び国の給付制度であります青年就農給付金の活用を促し、就農の定着化を図っております。

また、年齢要件等により制度が活用できない方々につきましては、茨城県農林振興公社が実施しますニューファーマー育成研修助成事業の活用などにより、就農希望者の支援を実施しているところございます。

農家の高齢化による離農や後継者が見込めないなどにより、特に梨など果樹栽培が盛んな千代田地区につきましては、梨園の経営・存続が困難な状況が見受けられます。

農林業センサスにおける千代田地区の梨の栽培農家数のデータを見ますと、平成17年度には231戸の農家がありましたが、22年には192戸となり、5年の間に39戸、16.9%の栽培農家が減少している状況であります。平成27年に調査が実施されましたが、調査結果はまだ公表されてはおりません。しかしながら、減少傾向は変わらないものと推測されます。

今後も減少傾向が予測されることから、その手だてとして、市、JA土浦、普及センター等の連携のもと、現状把握に努め、新規就農者や意欲のある農家等へ継承するなど取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1番の1と2でございますけれども、答弁の内容からしますと、まちづくりの全体的な将来像が見えておりません。具体的な指摘を挙げさせていただきますと、施政方針の中でも大きく4項目に分けて記載されている中で、神立駅周辺の地域のまちづくりについては、神立駅前等の区画整理事業の進捗状況を踏まえ、事業内容等に積極的に触れておる一方で、本当に活性化対策が必要とされております肝心の千代田中地区においては、具体的な政策については全く触れられておりません。どう考えても片手落ちではないかというふうに強く感じておりますが、このことに対して、市長はどのようにお考えがあるか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

神立駅前の区画整理、それから橋上化、停車場線、この前の古橋議員の質問でもお答え申し上げ



げましたが、本市としては大変大きな事業でございまして、地域の用途変更などを含めまして、今回の開発を地域振興の大きな起爆剤にしていきたいということで考えているところでございまして、環境が変わることによって、施策と一緒に、状況も明るさが出てくるんじゃないかなというふうに私は期待しているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長、私が申したのは、千代田中地区がこれといった具体的政策がないと、ますます人口減少が進んでいくということで、調整区域に対して政策として掲げるものがないのかどうなのか、その辺をご確認したくてお話ししたわけでございますけれども、お話いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

千代田地区農村部につきましては、大変自然環境豊かな地域で、主要産業は農業でございます。そういう中で、目玉の仕事がないんじゃないかというふうなことでありますが、基本的には農業振興が中心になります。それに合わせまして、例えば地域の特産品をもう少しブランド化を進めたり、それから販路の拡大をしたりしながら、何かつくれば地域が振興するというものではなくて、もっともっと地道に、農業なんかを中心に地域振興を図っていくことが大事なのかなというふうに思っています。そういった面で、矢口議員の期待にはなかなか応えられないのかもしれませんが、そういった地道な活動を通しまして、地域づくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

昨日も田谷議員から、千代田中地区についての政策課題についてお話がありましたけれども、千代田中地区はこの何十年か、昭和46年以降、都市計画上、市街化調整区域の指定の弊害や市の模索もあって、地域全体がほとんど進展しておりません。同じ千代田地区でありながら、下稲吉中地区と対比した場合に、少子高齢化が急速に進んでいる状況でございます。特に小学校の統廃合の問題だけでなく、統廃合後の小・中学校の存続の危機も叫ばれつつあります。

こうした千代田中地区の地盤沈下が急速に進んでいる危機的な状態の中で、これをとめる対策として、どのような地域づくりがあるのかなというふうに、やはり非常に重要なことですので、やはり市長の、この地域をこれからどういうふうなまちづくりをしていくんだということを私はお尋ねしておるんですけれども、なかなか答えがないというような状況なのかなというふうに思っております。いいです、答えはないようです。

今年度から中学校区単位で、コミュニティづくりを初め公民館活動、それから旧小学校の跡地利用の調査なんかも始まりましたけれども、各地域における協働によるまちづくり活動を推進するとともに、各地域をネットワークで結び、地域が相互に連携を取り合い、必要に応じて合同で事業を実施するなど、市街地を形成している下稲吉地区とは別な形のまちづくりをしていくべき

じゃないかなど。特に、千代田中地区、霞ヶ浦中地区をこれからも持続可能な地域としていくのであれば、やはりきちっとした政策を掲げて、まちづくりを進めるということが必要だというふうに私は感じておりますけれども、市長はどんなふうにお考えか、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

人口減少の時代に入っていますので、確かに千代田地区の政策のこともあるかもしれませんがけれども、時代の流れもございます。そういう中で、人口が減っても地域のコミュニティが維持できるような形での仕組みづくり、そういったものが大変大事だと思っています。公民館活動なんかもその一つかもしれません。

それから、地域を市民協働で守るといいますか、各方面から。そういったものの仕組みづくりをしながら、みんなで地域を支えていく、そういったものの仕組みづくりと意識づくりを進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ぜひそういうことも、やっぱり施政方針等の中でも位置づけをしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、児童・生徒の急激な減少によりまして、千代田中学校の存続も危ぶまれているという中で、千代田中地区の多くの市民が、千代田中の存続並びに千代田中地区の活性化のための政策の柱として、千代田中へ小中一貫校ですか、義務教育学校ですか、を開設してくださいというような、地域住民の皆さんがそういう待ち望んでおることに対しまして、市長はどのようなふうにお考えか、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

矢口議員、通告外……

[矢口議員「通告外じゃないでしょう、これ、だって」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

質問ではなくて……

[矢口議員「通告外じゃなくて、問題は千代田地区の問題ですから、千代田地区の存亡が人口減少等によって、それでどうするんですかと、これからどうしていくんですかというお話ですから、別に外れていないと思いますよ」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時55分

---

再 開 午後 1時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

学校の統廃合、これは千代田地区、千代田中のみならず、それぞれの学校が、本来は子どもを維持して残していくのが理想でございます。統合が一番いい形じゃないというふうに私は思っています。ただ、少子高齢化の中で、適正規模化の道も、やっぱりやむを得ない形で進んでいると考えています。

千代田中学校につきましても、当然そういったことで、私自身も母校でもございますし、地元の学校でございます。これと一貫教育が、人口、生徒増と直接つながるかどうかわかりませんが、そういったものに存続ができるような形で、それは理想としてよい形だというふうに私は考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長も理想だということですので、理想に近づけていってもらいたいというふうに思います。

それでは、大きな2番の1に移りたいと思います。

先ほどお話しした持続可能なまちづくりを推進するために必要な4つの理念の中で、情報の共有化と行政の透明性の向上の必要性を挙げましたが、ことしの5月23日の新治小学校を皮切りに始めた統廃合のための地区懇談会の開催に当たり、地域住民との情報の共有化を図ることができる資料がない中で懇談会が実施されておりますが、地域住民は困惑して懇談会に参加していません。こうした市民との情報の共有化と行政の透明性の向上の観点から、大きな問題となっていることに対し、市長はどういうふうにお考えか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

情報を特別隠しているつもりはございませんし、公開だけはいつでもしたいと思っています。

具体的には教育部長のほうから答弁いたさせます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

地域懇談会において情報がなかなかないというような、確かにそういったご意見をいただいてもございます。これは、昨日も田谷議員さんのご質問にもお答えしましたが、過去の委員会、学区審議会であつたり、あるいは統合委員会であつたり、そういったものの会議、会議を、いわゆる一種の議事録でございますが、そういったものもでございます。これを地域にお配りして、ごらんいただく中で、また議論を深めていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市の姿勢が、情報の共有化とか、それから透明性ということを出しているから、ならばやはり、きちっとした形でもって、そういう協議のできる資料はそろえるべきというふうには思います。

先ほど佐藤議員からもお話がありましたように、やはりきちっと公にして議論するものは議論するというにしておかないと、何か水面下で事が進んでいるようにやはり見受けられますので、これは市長の政治姿勢からすれば全く逆の話だと思いますので、この辺はきちっと開示するものは開示して、それで議論をしていただきたいというふうに思います。

それから、懇談会の中で、地域住民の皆さんが共通認識に立って統廃合の課題を協議している中で、必要な情報が全くと言っていいほど提供されていないというふうなことで、怒りの声が上がっておりました。今後、地域住民の皆さんが求めている必要な資料を提供することと、それから、多くの住民の皆さんに参加を求めるということについて、今後どのようにするおつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

情報提供という観点に關しましては、先ほど答弁したとおりでございます。

それから、多くの参加者を集めるというようなことではございますが、これも昨日、田谷議員さんのほうにもお答えしました。いろいろな媒体を使って周知をしたんですが、結果的にはご承知のような参加人数であったということです。コーディネーターの先生からも、今回参加された皆様に、どうかお友達を連れ立って、また次回も参加していただきたいというようなご依頼もしました。また、改めて我々のほうからも、やっぱり何といても一番は、現在学校に通われている保護者であったり、あるいは、幼稚園といいましょうか、保育園といいましょうか、今後学校へ入学されるような方々の保護者、そういった方々に、また改めてご案内をしてみたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうですね。きちっと情報公開していただいて、参加者を募っていただいて、有意義な討議ができるように、そういう場所を提供していただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、大きな1番の2の地方創生事業についての再質問をいたします。

筑波銀行と産業能率大学との連携協定により、東京・自由が丘へ本市の自治体の情報の発信と特産品の販売ですか、それから人口交流とか、それから学生との人材育成などを目的としておりますが、具体的に本市のメリットといえますか、どのような経済効果があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

本市におきましては、これまで大学との連携というものは行っていなかったというか、なかなかそういうことができなかつたというような状況でございます。

先般こういった協定が結べたこと、ましてや、前の櫻井議員にもお答えしたように、国内で最大の商店街の組織、1,300店舗ある自由が丘の商店街であります。そういったことで、例えば地域の産品が、スイーツのまちと言われる自由が丘で商品化される、それが地元へ戻ってきてフィードバックをするというようなことも一つのメリットでもありますし、議員が今お示したような経済効果というものを、大きく販路の拡大とか、それから地域産品の拡大とかを目指しているわけではありません。一つには、かすみがうら市のプロモーションをどうして、どうやって自由が丘のほうに発信をするか。また、地域産品をフィードバックしていくかということで進めていきたいという考えの中から、こういった協定になったわけであります。

今、例えば栗の話になりますが、自由が丘の第1号店、これは日本でスイーツとしてモンブランをつくったお店、これは第1号店でございます。その栗は何を使っているかというのと、やはりイタリア、フランスの栗を使っているような状況であります。そこで、栗の名産地としてのかすみがうら市からの和栗が商品化される。またそこで戻ってくるというようなことは、生産意欲にもつながると。そういったことを期待して、進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

説明いただきましたけれども、かすみがうら市の特産品というのはどのようなものを示すのか、お答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

特産品は多々あるかと思えます。フルーツ関係にしても、ただいま申し上げました栗にしても、スイーツの材料となるもの、あるいは食材と提供されるもの、そういったものは、特産品としての扱いと私は認識しております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、続きまして、かすみがうら未来カンパニーにつきまして再質問させていただきます。

今年度にあつて、拙速に第三セクターによる会社の設立によりまして、事業が開始しようとしておりますが、いきなり従業員15名ものスタッフをそろえて、自転車で走る楽しさとフルーツを堪能できる体験型観光の魅力をPRとしておりますが、これまで会社設立に伴う事業を展開するに当たりまして、具体的にどのような準備をしてきたのか、市長より答弁いただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

歩崎交流センターを核としました新会社の事業展開などの経過ということでご質問をいただきましたが、ご案内のとおり、本市におきましては、霞ヶ浦湖岸沿いに自転車道を有しております、多くのサイクリストが訪れるということをご承知のとおりでございます。

その中で、自転車を活用した活性化の一つの手段として、これまでもかすみがうらエンデューロ等も開催してきましたが、あれは一過性のものでございますので、せつかくの資源でございます。こういったものを使った事業として、今回、民間の力、ステッチという会社、それから筑波銀行等のご支援をいただいて、そういった民間力を使った地域振興策というようなことで検討した内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、今お答えありましたように、自転車を利用しての見積もりですけれども、年間を通して5,000人もの利用者を想定するというので、季節的な変動とか天候を考えると、過大な数字ではないかなというふうに思います。

また、消費してくれる金額についても、同様に課題であると感じております。単なる数字合わせをしたというふうに思いたくありませんけれども、自信を持っている数字なのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

事業シミュレーションのご質問かなと思います。

これは一つは、私どももあの施設を使った、地域の振興を含めた大きな挑戦だというふうに考えております。その中で、首都圏在住のターゲット層の人口と昨年実施をいたしましたアンケート調査の結果、そして、それを試算した結果によりまして、サイクリングプログラムの実施が3年目で利用者5,000人という数字は実現可能な数字かなということで、そういった中から算出したシミュレーションでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

サイクリングプログラムに関しまして、1人1万円という料金設定がされておりますけれども、どのようなプログラムを提供する予定でおられるのか。大変今人気の高い大阪のUSJですか、あれなんかは、ワンデーパスのチケットが7,400円とか、東京ディズニーランドでも6,900円という値段でございます。相当内容の濃いプログラムでないと集客できないのではないかなというふうに、大変心配しておるわけでございます。ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ご質問にお答えいたします。

1万円という価格設定でございますけれども、この価格に含まれるものとしたしましては、自転車のレンタル料金、それから、実際に自転車に乗る方への保険料、それから、訪問する先々で食事を召し上がっていただくわけなんですけれども、こちらの食事代等々、関係するもの全て含めまして、1万円ということで価格設定させていただきました。

この1万円につきましては、それが妥当な価格かどうかということと事前に、先ほど市長のほうからも言及がありました消費者へのアンケート調査において、1万円払ってでもプログラムに参加したいと思いませんかというところで確認をとりました。その結果、この1万円の価格設定でも十分なお客様が確保できるというめどが立ちましたので、かような価格設定にさせていただいております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

例えば、家族4人で来た場合に4万円かと思うんですよね。なかなか今、家族で4万円使って遊びに行くというのは難しいかなと。たしか、ターゲットはファミリーとか若い人というふうなことだと思ったので、どうなのかなというふうに変心配しております。

それから、水郷筑波広域レンタルサイクル事業ですか、ここにあるように、この事業は県と一緒にやるんでしょうけれども、これは1日、貸し自転車が1,500円なんですよね。ですから、そこからいくと、残りの8,500円という数字を、先ほどおっしゃったように食事代とか、私は4キロ、レンコンをお土産に持たせるとか、サツマイモを持たせるとか、そんなことも考えたんですけども、いずれにしても、そういうことであれば、仕入れになるわけですよね。ですから、当然経費の部分で割合が高くなると思いますので、その辺のところもしっかりと見積もりをしていただかないと、採算がちょっと厳しいんじゃないかなと。

先ほどお話がありましたように、アンケートをとったり何だりして、1万円でも十分できるという自信がおありのようですけれども、できるだけ必要経費を減らして、それでお客さんの負担を少しでも少なくすることが、やはり事業成功につながるんじゃないかなというふうに思いますので、十分その辺検討していただきたいというふうに思います。

それから、次に、フルーツを堪能していただくための協力観光農園については、どの程度の関係者との協力体制が整っているのか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

サイクリングプログラムの実施に向けまして、既に千代田地区におきましては、千代田観光果樹協会とレジャー農園会、そして、霞ヶ浦地区におきましては、ブルーベリーですとかイチゴの主要な生産農家の方々にご相談を申し上げました。皆様のほうからは、観光交流人口の増加につ

ながるのであれば前向きに協力をしましょうということで、お返事をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、観光客を呼ぶための市内の観光ルートはもとより、広域的な連携による観光ルートについては、どのような観光ルートを構築しているのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

現在予定しておりますサイクリングプログラムの観光ルートにつきましては、これまでご説明させていただいた機会もあったかとは思いますが、まずは市内の観光果樹園ですとか、史跡ですとか、本市の特徴を生かした観光スポットを自転車をつないでいくということで、市内を中心に検討しているところでございます。

ただ、5月26日付の常陽新聞でも報道されておりますけれども、この6月にも、桜川からつくばを通りまして土浦市をつなぐつくばりんりんロード、自転車道ですね、こちらと、歩崎のほうも経由しまして潮来市に至る霞ヶ浦自転車道が土浦市内で接続されるという予定になっております。県の土木事務所に確認いたしましたところ、間違いなく6月中旬に接続がされるということでございましたので、そうしますと、こういった広域の観光インフラ、サイクリングロードをうまく生かして、桜川からつくば、土浦、そして、私どもの市域を通して潮来のほうまで抜けるような広域の観光ルートということも視野に入れまして、今後、サイクリングプログラムの計画を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

県の今おっしゃいましたサイクリング事業と我が市のDMO事業とを結びつけるということが、何かちょっと私には、想定というか、想像つかないんですけれども、例えば桜川のほうから自転車で来た人が、かすみがうらに来て、DMOのそういうサイクリングのプログラムにのって消費してくれて、潮来まで行っちゃったということだか、何かその辺の感覚がちょっとわからないんですけれども。また、DMOのかすみがうら市のサイクリング事業とこの県のサイクリング事業は、分けて考えたほうがいいかなと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。整合性といいますか、そこをちょっと説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）



お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、広域のサイクリングコースと、今回予定しております私どもの、とりあえずは市内を対象にしたサイクリングプログラム、なかなか整合性がとれないのではないかと  
いうご指摘かと思えます。

私どもといたしましては、先ほどお話ししましたように、まずは市内で展開するという  
ことと考えておりますけれども、いずれは、例えば隣の土浦、それから行方のほうまで、私  
どものサイクリングプログラムで足を伸ばすルートとして検討してまいりたい。それがな  
かなか、つくばですとか桜川のほうまで広がるのかということ、そこまでは簡単に申し  
上げることはできないかと思えますけれども、少なくとも、隣接する地域も含めたサイ  
クリングプログラムということの検討は可能ではないかと考えております。

それから、何よりも私どものほうが新会社で展開いたしますのは、サイクリング  
プログラムだけではございませんで、ご承知のとおり、歩崎の交流センターで行いま  
すレストラン事業、マルシェ等々の事業もごございます。そういったもののお客  
様としては、サイクリングプログラムに参加する方々のみならず、今申し上げまし  
たような広域のサイクリングコースを通過するようなお客様、これらの皆様が全  
て対象になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうですね、確かに交流センターのレストランにお寄りいただいて、食事して  
もらうということはいいいことですし、そういったお客さんを、やはりレスト  
ランのほうで昼食をしていただかないと、経費が大変でございますので、そ  
ういう多くの人に利用していただきたいというふうに思っています。

3年目で黒字化を目標としておりますが、予想外に稼げなかったりとか、一  
時的に多くの赤字が発生することもよくあります。そこで重要なのは、いつか  
好転すると夢を見てただら続けることではなくて、さっさと改善方法を考  
えたり、時には見切りをつけることも重要であると思えます。時間とお金  
を無駄にしないためにも早く判断したほうがいいわけでございますので、こ  
のような経営判断をどういう時点で行うのか、お話をいただきたいと思  
います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

新会社への本市の稼業に関します経営判断のタイミングでございますけれども、  
これまでも市議の皆様方にご説明させていただきましたとおり、私どもといた  
しましては、事業シミュレーション上、3年目には黒字化できるのじゃないか  
と見込んでいるところでございます。したがって、3年目というところを  
一つの区切りといたしまして、経営判断することになるかと考えてお  
ります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

3年後に経営判断するというのは非常に、何といいますか、もっとやはり事業は、私は3カ月に1回ぐらいずつ点検をして、それで、何らかの結論を出しながらいくということが、やっぱり必要なんじゃないかなど。行政の仕事じゃなくて、これは株式会社なんですから、何が何でも黒字にするんだという意気込みでやらないと、3年もたっているうちに雪だるまになっちゃいますよ、もし事業としてうまくいかない場合ですね。でなくて、どんどんやはり、常に改善を求めながらやっていく、市長も会社を経営しておりますから、当然そういうふうなことは理解されておるといふふうに思いますので、市長からもその辺のところ、もっとやはり、厳しい経営環境の中で事業を興していくという、とにかく企業ですから、利益を上げると、利益を上げるために最善を尽くすということだと思っておりますので、その辺、市長からちょっと一言お話しいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご指摘のとおり、この事業につきましては、一つはやっぱり経営をしっかりして黒字化させるということが一つの目標であります。もう一つは、やっぱり地域振興、地域のブランド化、そういった政策的なもの両方ございます。

今言ったように、大きな経営の判断は3年後でありますけれども、当然、経営会議を続けながら、日々、毎月点検をしながら、改善するところは改善する、そんなことで進めていくというようなことで考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この事業は、すごくいろいろ多彩にわたっている事業になっているというふうに思います。ですから、そういう中で、利益がとれるもの、とれないものというのがすぐ出てくるんじゃないかなど。ですから、利益の出ないものは手を出さないのが本来いいんじゃないかなどは思うんですけれども、行政でやるものとDMOでやるものというのは、やっぱり区別したほうがいいんじゃないかと思うんですね。全部これDMOでやろうという、私は相当、不採算の事業が中にあると思うんですよね。それはどこまで精査したのかというのは、もし精査しているのであれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

ご指摘の内容につきましては、市がやるべきものと、それから新会社が行うものと、これはきちんと区分を分けて、それぞれつかさつかさで行うべきではないかというご指摘だったかと思っております。

これまでお話の中で出てまいりました広域観光ルート、広域のサイクリングロードを活用した観光誘客の話、それから新会社が行いますサイクリングプログラム、ほかレストラン事業など、この中について若干整理をさせていただきますと、広域のサイクリングロードを活用した観光誘客ということでは、茨城県が主体になりまして、沿線の自治体と協力をして、広域のレンタルサイクル事業というものを行っております。これは、私ども市役所のほうも一部協力しておるわけなんですけれども、こちらのほうは行政が主体となって行っていく。それから、先ほど来お話ししておりますサイクリングプログラム、レストラン、マルシェ、こういったものについては新会社のほうが行っていくということで、一つ整理をさせていただきたいと思っております。

ただ、それぞれ事業を実施する主体は異なっておりますけれども、恐らく議員もお気づきのとおり、内容としてはかなり近い部分があるかと思っております。お互いの連携のもとに相乗効果を生んでいける部分もあろうかと思っておりますので、それぞればらばらに展開するのではなくて、そこは、自治体が行う事業、それから新会社が行う事業、うまく連動させて、相乗効果を狙っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

バランスよくやっていっていただきたいなというふうに思います。

地方創生事業は、西山理事、国のほうからおいでになって、トップで今活躍なさっておりますけれども、未来づくりカンパニーですか、それとか、それから地方創生担当部署に丸投げするようなことはなく、やはり全市、全職員が一丸となって、この事業に本気で取り組んでいただきたいというふうに思います。

とにかく、多くのお客様が本市においでになるわけでございますので、対応を間違えると、二度と足を運んでももらえないような事態が想定されます。自分たちもこの事業に出資しているんだということを肝に銘じて、皆さんでこの事業に挑んでいただきたいというふうに思います。

市長は、この事業にもし失敗したときには責任をとるというふうに申しておりますので、ここは市長にリーダーシップをとっていただいて、必ず成功させるという強い決意を述べていただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

交流センターが、ああいった形で施設ができて、そして、この地域の人口減少が進む中で、やっぱり地域を少しでも元気にしたい、地域振興を進めたいという中で、今回、サイクリングプログラムを中心とした事業として展開するわけでございます。

先ほどお話ししましたように、私は大変大きな挑戦だと思っています。ただ、地域の皆さんの夢をかけて、やっぱり精いっぱい事業として展開しながら、活性化に向けて努力させていただきたいというふうに考えておりますので、ご支援のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時27分

---

再 開 午後 2時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、次に、大きな3番の再質問に移りたいと思います。

まず、①の新規就農者支援体制についてですが、現在の支援体制は、新規就農者といっても、農業を既に行っている親の2世後継者に対する支援をする場と、全く新たに新規の就農する双方を同一の土俵にのせて、一くくりにして支援をしている現体制に対し、私は問題を提起しておるのでございますけれども、このことに対し答弁していただいておりますので、再度ご答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

初めに、新規就農者支援に関しましてお答えいたします。

就農への意欲のある方々への相談支援、さらには制度を活用しての支援に努めまして、就農への着実な定着がされるよう実施しているところでございます。

次に、2世農業後継者に対する支援についてお答えいたします。

規模拡大や所得向上を目指す後継者の方に今後5年後の計画を作成していただき、認定農業者への登録による制度支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

1回目の質問のとき、青年就農給付金について詳細な説明をお願いします。それと、あわせて、ニューファーマー育成研修助成事業についてもお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ご質問にお答えいたします。

まず、青年就農給付金につきましては、45歳未満で就農することなどの諸条件はございますけれども、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、就農前の研修を受けようとする就農希望者に最長で2年間、年間150万円を準備型として、県が実施主体となりまして給付するものでございます。

また、新規就農する方に対しましては、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、経営開始型といたしまして、市が実施主体となりまして、年間上限150万円、夫婦受給の場合には1.5倍を給付する事業となっております。今現在、10名の方が受給されております。

続きまして、次に、ニューファーマー育成研修助成事業につきましてお答えいたします。

先ほどの青年就農給付金が年齢要件等で受けられない就農希望者が原則1年間研修を受けようとする際、受け入れ農家側に月額で10万5000円以内を助成する事業でございます。その中で、就農希望者の方は、受け入れ農家から研修手当の支給を受けながら、農業者として自立するための技術や経営感覚を習得することになります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、かすみがうら市の新規就農者の状況について、過去3年間の就農実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

本市の新規就農状況につきましては、学卒者や他産業からのUターンによる就農者でございます。平成25年度で5人、26年度で6人、27年度で7人という実績となっております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、千代田地区の梨の栽培農家の現状が報告されましたが、ここ10年間で2割の梨農家が離農しているのが現状であります。ご夫婦で専業農家として、果樹や野菜、稲作で長い間生計を立ててきましたが、後を継ぐ後継者がいないとのことで、精魂を込めて栽培した梨の木を根元から伐採し、あわせて梨棚の解体をしております。事前に離農することがわかれば、新規就農者に営農を研修していただき、その後、営農を引き継いでもらうこと、また、農業機械や生産資材などの有効利用を図ることも可能ではないかなというふうに思います。

そこで、意向調査を実施すべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

まず、梨農家の方々につきましては、議員ご指摘のとおり、高齢者や後継者が懸念されるなど、経営の継続が難しくなる農家があるかと思えます。本市の基幹産業を維持・継続していくためにも、果樹農家への意向調査等ができるよう、今年度、土浦地域農業改良普及センターやJA土浦などと協議し、次年度の実施に向けた準備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

最も大きな課題の一つ、ある程度認識されているようでございますけれども、農業振興の取り組みとして位置づけするだけでなく、上位のまちづくり構想の大きな課題の中に農業振興の大きな課題として位置づけしていただきたいと思っております。本市まちづくりの活性化のための大きな課題の一つとして、新規就農者に対する温かい施策と休耕地、荒廃した耕作放棄地に対する具体的な施策について何ら答弁をいただいておりますので、この点について、再度市長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

農業の中で後継者が残っている地域、あるいは作物を見て、例えば、具体的にレンコンのように、やっぱり所得のあるものなんですね、実際には。ですから、やっぱり一番基本は、生産者の仕事というのは、物を生産してつくって、売って初めて生計を成り立たせる仕事でありますから、物をつくるのが仕事でありますので、つくったものを売ると。それが安定して収入になれば、おのずと後継者が出てくるというのは、これは自然の流れでございます。

そういったものをいかに政策としてできるかということもございますけれども、大変大きな課題であります。やっぱり特産品の育成とかブランド化とか、ちょっと抽象的かもしれませんが、そういったものを地味に積み上げる。そして、最近、農業の傾向として私が感じるのは、やっぱり認定農業者のような形で、これまでのばらまき政策から、ある程度やる気のあるところに国の、あるいはまた市町村の支援をしようという方向になってきていますから、そういった大きな農家の方が最近はより大きくなってきて、逆に、これまでやっていた方々がやめていく、高齢化してやめていくという、そういった二極化が進んでいるような気がいたします。

ですから、やっぱり形態として、これから変わってくるだろうと。そういったものを後押しできるような仕組みづくりと、それから政策等を、市町村だけではできませんので、国の制度なんかを使いながら、いろいろ研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

次に、大きな3番の③本市の農業の将来像についてでございますけれども、答弁の内容については、従来どおり具体性に欠ける答弁でしたので、具体的な施策を織りまぜてご答弁を願いたいと思っております。

答弁の中で、さまざまな支援をするとの答弁がありますけれども、何ら具体的な内容がありません。答弁の中で、新規就農者の支援についても、後継者の支援についても、どのような具体的

な手当てを持って支援していくかが問われているのであり、今答弁されたことは、単なる現状と課題を語っているだけだと思います。

新規就農者の支援については、石岡市では新規就農支援センターを開設するなど、耕作放棄地や遊休地を積極的に登録してもらえるような窓口を、ホームページ上も含め、市役所に窓口を開設し、低廉もしくは無料で貸し付けるネットワークを構築し、支援体制を整えることや、後継者に悩んでいる農家の相談窓口をあわせて開設し、数年後、耕作放棄地となる前に貸し出しを促すような貸す者と借りる者のネットワークの仲立ちをすることなど、具体策を示されてしかるべきだというふうに思います。再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほどご質問の中で、石岡市の参考事例をご紹介いただいているかと思えます。

当市におきましても、就農を希望する方への相談に対応するために、農林水産課及び農業委員会事務局におきまして相談窓口を開設しているところでございます。必要に応じまして、土浦地域農業改良普及センターやJ A土浦の担当職員によります相談も実施し、栽培品目の選定から研修、農地の確保、資金の準備まで、少しでも相談者の不安が解消されるよう、相談業務に努めているところでございます。

今後につきましては、相談窓口等につきまして、広報誌やホームページなどを活用し、制度支援の内容もあわせまして、広く周知を図ってまいります。

また、農地の貸し手、借り手のマッチング事業といたしまして、農地中間管理事業を引き続き推進しまして、農地の遊休化を防止するとともに、担い手農家への集約・集積、さらには新規就農者等への農地の確保が図られますよう、耕作放棄地の縮減に向け取り組んでまいることとしております。ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほど新規就農者の実績報告をいただきましたが、年に5人から7人とのことでございます。ほとんどが2世の農業後継者で、純粋なる新規の農業者はほとんどいないというのが状況でございます。

地域活性化を目的に三者協定を結んで、目黒の産業能率大学等とも、学生さんなんかにも、かすみがうら市で就農してくれるようなお話も、これだけ自然環境に恵まれた中で、農業をやりたいという方もおられるかもしれませんので、そういうチャンスをぜひものにしていただいて、それにはやはり支援体制をきちっとしておかないと、新規就農者を育てる、農業問題の解決にもつながりますので、ぜひこういった取り組みも、地方創生ということで考えていっていただきたいというふうに思います。

次に、農作物の生産から加工販売といった6次産業の支援についてでございますけれども、付加価値をつけた商品の開発、販売の手だてとして、知名度と魅力を全国に発信するとの答弁をい

ただきましたけれども、発信する手段については全く触れておりませんが、どのような具体的な方法で発信しようとしているのか、具体的方法について答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

市内で生産から加工・販売といった一連の産業活動を手がける団体や企業との情報収集、支援、さらには情報発信に努めまして、かすみがうら市の名を全国的に発信していきたいと考えているところでございます。

特に、本市のブランドであります湖山の宝推奨品につきましては、平成27年度末で認定数18点で、今後につきましても引き続き、地場産品を使用した推奨品をふやしていくとともに、ふるさと応援寄附における返礼品の活用などによりまして、広く本市の農産品を使用した商品を市ホームページ等によりPRしていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今、湖山の宝の奨励品とのお話でしたがけれども、その奨励品の中に、広原畜産さんの蓮根豚というのが紹介されておりますけれども、この蓮根豚というのは、登録商標とかブランドとして認定されているのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまご質問いただきました蓮根豚についてお答えいたします。

蓮根豚につきましては、湖山の宝推奨品の一つということになってございます。

市として推奨するに当たりまして、かすみがうら市推奨品認定要領というものを定めておりまして、年に1回募集してまいりました。今年度につきましては、2回募集する予定としてございます。この認定の審査会がございまして、こちらには6名の方をお願いしているところでございます。

蓮根豚につきましては、本年3月4日、2品目を追加いたしました、そのうちの一つということになります。この認定を受けますと、湖山の宝のロゴマークを使用することができるというものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

レンコンはご存じのとおり、土浦、霞ヶ浦地区が日本一の産地であることは、皆さん承知のとおりだと思いますけれども、そのレンコンを食べて飼育した豚を地域の特産品として売り込むと



いうことは、私はすばらしいことだなというふうに思っております。

しかし、蓮根豚は、広原畜産のオリジナルということになるんですかね。どの程度管理されているのか、おわかりになれば、お話しいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいま、私のところには認定の要領というものがございまして、その認定基準に当てはまるということで推奨したと、そういうところかと思えます。それ以上の資料は持ち合わせてございません。申しわけありません。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

豚肉の有名なブランドとしては、鹿児島黒豚とか、それから、東京のTOKYO Xとかという有名な豚肉があると思えますけれども、これに関しては、生産管理、品質管理、出荷管理という厳密な管理の中でブランドを守っているということもございますけれども、日本一のレンコンの産地でございますので、今、市内の養豚業者さんも、国際価格に押されて大変な状態でございますけれども、そういった中で、蓮根豚をかすみがうら市で奨励して、地域の特産品として普及活動をするというようなことも、地方創生にとっては重要な部分なんじゃないかなというふうに思えますけれども、担当部としてその辺のお考えはありますか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

蓮根豚のいろんな普及とPRとかというようなところでございます。

いろんな養豚農家も市内には数多くある中で、特に蓮根豚につきましては、もちろんふるさと納税の返礼品にもなっております。先般いろいろ話をしているように、ホームページでの拡散、あるいはフェイスブックでの拡散とか、あるいは自由が丘における産業能率大学とのコラボによる蓮根豚のオリジナル商品の拡大とか、現在そういった取り組みをしているところでもございます。市のホームページ、あるいはフェイスブック等で情報拡散ということであれば、議員の今ご指摘のある広く普及啓発につながっていると、私はそういうふうに認識しております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

蓮根豚の生産を広原畜産からノウハウをいただいて、それを市内の養豚業者に普及させるということなんですよね、私が言っているのは。その辺に関してのお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

私個人としての思い入れもございますが、飼育方法については、それぞれ餌の内容も違うし、例えば出産して飼育、それから出荷というまでの工程は、それぞれノウハウを持った技術があると思いますので、いろいろそのノウハウの伝授の仕方というものは、個人個人が持っているものでありますので、その辺はどうかというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

確かに広原さんが確立させて、今ブランド化したというふうなことなんでしょうけれども、いずれにしても、もっともっと、鹿児島黒豚とか東京のTOKYO Xとかというのは、これはDNAまで管理して、きちっとやっているというようなことですが、蓮根豚はいいと思いますよね。ぜひそういう面で、地域を挙げてそういう生産ができるようになれば、1社のものではなくて、それを広く公開していただいて、そういうのを推進していったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、市長はどうですか、その考えに対しましては。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ブランド化を進める上で、いろんなケースがあると思うんです。小さい個人ブランド、ローカル地域のブランド、全国ブランドありますけれども、その生産量等によって、そういったものをつくっていくわけでありまして、私もレンコン、現在は広原さんだけの独自の技術ということでございますが、広原さんの協力を得て、例えば、出荷量をふやすために何かして、少しずつふやしていくと。そういった手法も、当然、始まった広原さんの協力がなくちゃできないことでもありますけれども、そういった方法についても少し話をしながら、研究してみたいなというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よろしくをお願いします。

それでは、最後に、大きな4番の向原土地区画整理事業に対する支援ということに対しての再質問でございますけれども、これは、時間が経過すればするほど借金の金利がかさむというような弊害も大きいのしかかってくると思いますので、これまでの経過を十分踏まえて、英断を下す時期が来ていると思います。市長に見解を求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

向原につきましては、地権者もそうですし、私ども市としても、長く指導してきた経緯もございます。そういった中で責任も感じております。

今回、地元で当面の登記等の自己資金を集めて対応しているという話を伺っていますので、その辺の整理ができて、ある程度のめどが立った時点で、当然市のほうにもいろいろ協議をする機

会が出てくると思いますので、そういった中で、早期に解決できるように、市としても道義的な責任がございますので、そういったものを感じながら、関係者の皆さんの不安を取り除きながら、終結に向けて努力していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

皆さん、こんにちは。

最初に、4月14日からの熊本地震で被災された多くの皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。

地震による死者と関連死を含めまして69人がお亡くなりになり、1,668人が重軽傷を負い、住宅全壊、半壊、一部損壊を含めまして7,682棟、今なお1万人近い方が避難所生活を余儀なくされ、行方のわからない方も1人と、甚大な被害をもたらしました。被害者が一日も早い日常を取り戻すとともに、熊本地方の復旧・復興を心からお祈りするものであります。

早速、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、（仮称）地域まちづくり協議会の創設を提案させていただきます。

全国各地で地方創生総合戦略が策定され、当市でも今年度から事業の実践が繰り広げられます。

当市の近年の歴史は、千代田3カ村、出島6カ村で昭和の合併が行われました。古くから、地域の田畑、山林、河川、湖沼などの特徴を生かしながら、生活のため働いてきた祖先、地域ごとに誇りとする歴史や産業があり、助け合いの文化や生活のルールがあり、顔の見えるおつき合いがありました。その中心に小学校があり、役所が存在したことと思います。

昭和29年から30年にかけて、日本の全国に新制中学校をつくる考えから、8,000人程度の人口で1校の中学校を新設する、それが昭和の合併の考え方でした。平成の合併は、自治体が財政的にやっていけない、自治体を大きくしないと効率が悪いなどから、国・県から広域合併の範囲が示され、土浦市、石岡市、新治郡で相談が始まり、人事交流なども行われましたが、結果として、千代田、霞ヶ浦2町合併により、かすみがうら市が誕生したという流れと存じます。

市制施行後は、自治体として必死に市行政としての仕事を行い、霞ヶ浦、千代田両町の事務事業の調整作業や各種団体の連絡調整、住民の交流などもここ10年盛んに行われてきました。その成果が2月、市制施行10周年の式典で発表され、確認されました。

そんな中で、千代田、霞ヶ浦両町のバランスや財政の効率化などから、新市建設計画に沿って実践されてきた保育所の民営化、小・中学校の統合、消防団の再編成、公民館の再整備など評価

される一方で、そのためにまた新たな問題を引き起こしています。

千代田にお金が使われちゃう、あるいは、出島に人が余り住んでいないのに、あんな道必要ないだろう、またその逆に、やゆする話も当然あります。職員からも地域住民からも聞いた生の話の一つです。2町合併は本当に難しいなということを感じた瞬間でもあります。

人間のつき合いは、いいところを見てつき合うようにと教えられてきましたので、私自身は大変よい方と知り合い、私の周りには、前に述べたようなことよりも、千代田町時代よりも、あるいは霞ヶ浦町時代よりもよくなった点を強調して話される方もたくさんおります。

そのような背景の中で、新しい価値観が必要ではないか。市民協働、新しい公共といった、進むべき、目指すべき方向であります。私が今回提案するのは、市の抱える高齢者や子育て支援の問題、防災・防犯対策など諸課題に対しても、地域の実態により認識も異なり、処方箋もまた違うものが考えられます。往々にして、霞ヶ浦だ、千代田だと比較することや批判するのではなく、地域ごとに話し合いを持って、地域コミュニティを生かしながら、あるいは再構築していきながら、住民の役割、行政のやるべきことを明らかにし、住民力によるまちづくり、市民協働のまちづくりを前進させる方策としても有効なものです。

旧村あるいは小学校区に（仮称）地域まちづくり協議会を創設する提案をしているわけですが、小学校区というのは、旧七会村には七会小のほか市街化区域が多く、下稲吉地区内に2つの小学校があります。その観点から、小学校区の範囲でという意味でございます。住民による住民のためのまちづくりが実践され、加えて、地方創生の根幹であるまち・ひと・しごとを地域ごとにつないで、市地区版の地方創生戦略へと発展させることも可能になる政策です。市長の見解をお伺いいたします。

次に、農業政策の現状と新規就農者の支援、対策についてお伺いいたします。

私は農家生まれで、幼いころから両親の働く姿を見ながら、また、その手伝いをしながら育ちました。農業の大変さは十二分に知っているつもりですし、長い間仕事として農政にかかわり、さまざまな作物をつくり、生活を営んできた地域の先輩・後輩とのかかわりを持ってきましたので、その苦労ややりがいなどについても承知しています。

米の生産調整は昭和40年代から始まり、集落での調整など慎重に行われ、集落内の集団転作など盛んに行われてきた時代もあります。この地域は粟の大産地でありましたし、全国2番目の産地として本県が知られる梨栽培も、土浦市、石岡市、かすみがうら市を合わせますと、今なお県内で2番目の産地ブロックでもあります。

平成に入り、畜産関係は急激に減少し、最近では全国的に後継者の不足から高齢化が進み、農地の荒廃、遊休化した農地は地域の問題に発展しています。米の価格は平成26年産から急激に下落し、採算性が崩れ、担い手の不足は深刻さを増し、農村景観の維持などの面で緊急の課題となっています。国もさまざまな法改正等で、遊休農地、荒廃農地の対応に乗り出しています。

近年は、レンコン栽培の採算性が合うということで、荒廃した水田が少しずつ耕作され始めてもおります。そのような背景の中で、農地、集落の維持を今後心配する声が日に日に増している状況であります。

農業政策に入っていきます。

1つ目として、市の農業従事者や耕作面積の推移、現状の水田、畑の耕作面積についてお伺い

いたします。

2番目として、新規就農者の推移と現状の支援策についてお伺いいたします。

3番目として、市の魅力であり、栽培面積の多い稲作、レンコン、梨、栗を中心とした果樹苗木などがこの地で有名ですが、また経営として成り立ってきた農業です。しかし、収入減少から職業が変化し、担い手の不足から農地の荒廃が進んでいます。今後、地域での生活や農地景観を守っていくためには、集落内の連携や新規の就農者支援などが重要と考えます。市の対策をお伺いいたします。

次に、農地を活用した定住促進についてお伺いいたします。

平成20年、日本の人口調査において7万9000人の人口減少が確認され、その後、毎月減少し、減少率も大きくなり、人口減少元年と言われています。

平成26年9月、内閣府にまち・ひと・しごと創生本部が設置されました。消滅可能性のある市町村とか人口問題が大きくクローズアップされた時期です。

平成26年9月と11月に、人口に歯どめをかける政策について質問させていただきました。空き家は古くなれば問題となり、活用されれば貴重な資源になると意見を申し上げていますが、地方創生総合戦略が実践に移り、人口減少を抑制するためには、人口をふやす政策が一番重要であります。そのため、定住促進の政策はかなめになると考えています。

当市の売りとして、広大な土地があり、首都圏から70キロメートルの位置に立地し、鉄道、高速道路でアクセスの優位性もあります。何とか当市の資源を生かしながら、定住促進をさらに図っていききたいとの思いからお伺いいたします。

1番目として、市として行っている定住促進とその成果についてお伺いいたします。

2番目として、都会から地方への移住を希望される方の報道を耳にします。近隣では、旧八郷町などはテレビで取り上げられるほどであります。家庭菜園を楽しみ、当市の魅力を感じながら暮らしてもらいたい、そんな願いを持っております。三世代がともに暮らせる農地つき住宅により定住促進を図ることについて、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、地域の宝である子どもたちの教育と保護者の手助け政策についてお伺いいたします。

子ども・子育て関連三法が、平成27年4月から本格施行されました。これらの法律改正等は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する趣旨からです。

当市においても、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付及び小規模等への地域型保育給付が創設され、また、幼保連携型認定こども園の許可指導が内閣府に一本化され、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけがされ、加えて、財源措置も施設型給付に一本化されたと聞いています。さらには、地域の実情に応じた子ども・子育て支援という位置づけで、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の充実などが始められ、当市においても実践に移っております。

3月末に新聞でこんな記事を目にしました。福井県美浜市で外国語指導助手A L Tを小学校に配置し、保育園にも週1回出向く計画で、幼いころから外国の遊びや紙芝居といった活動の場で英語に触れてもらい、小学校と保育園の連携強化、学力向上につなげる狙い、あわせて独自の教育プログラムがまちの売りの一つになり、人口減少対策にもつながればというような内容でした。

本市の子どもたちに対する市の支援の実情など、お伺いいたします。

1番として、市の就学前の子どもたちは、その多くは私立の幼稚園児、公立・私立の保育園児、昨年4月からは、これらをミックスした形の認定こども園から小学校に上がる方が大半と思われる。就学前教育の重要性や課題について耳にしますが、どのような問題で、当市ではどのような対策を講じているのかお伺いいたします。

2番目として、市では子育て支援として、ソフト、ハード両面から子育て世代の支援策をさまざま実施していますが、その自己評価と今後の方針についてお伺いいたします。

3番目として、英語教育が小学校から始まりますが、ALT活用を広げ、就学前教育にも取り入れていくことについて、市の見解をお伺いいたします。

以上で私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時21分

---

再 開 午後 3時33分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、（仮称）地域まちづくり協議会の創設についてお答えいたします。

市民活動の仕組みや市民活動を活性化していく組織のあり方については、さまざまなご意見をいただきながら、行政との連携を図りつつ活動していくことが肝要であるというふうに考えております。

ご提言の地域まちづくり協議会につきましては、地域の特性を生かしながらまちづくりを進めていく上で、有効な手法の一つというふうに認識いたしております。設立に当たりましては、各行政区、地区公民館組織など、既存コミュニティとの調整も必要と考えておりますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目1番、農業従事者や耕作面積の推移等について、2番、新規就農者の推移と現状の支援策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3番、集落内の連携や新規の就農支援等についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、市内全域にわたる稲作地帯や霞ヶ浦湖岸のレンコン栽培、耕作地の特性を生かした果樹園は、古くから本市の基幹産業である農業の中心でありました。

しかしながら、農家の高齢化や後継者不足などから、特に畑や樹園地で遊休化が進んでおりまして、周辺の農地はもとより、地域の景観を損ないつつあることは、とても残念なことであります。

市といたしましては、水源の涵養や自然環境保全などによりまして、農業の持つ多面的な機能を維持していくことは大変重要なことというふうに考えております。農地・水路等の保全活動に対しましても、引き続き交付金事業を推進していくとともに、地域単位の活動によりまして、荒廃した谷津田などの再生を促し、規模拡大を目指す農家や新規就農者に活用していただけるよう支援してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、3点目、農地を活用した定住促進につきましては市長公室長から、4点目1番、就学前の教育等につきまして、2番、子育て支援の評価と今後につきましては保健福祉部長から、3番、ALTを活用した就学前教育については教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

4点目3番、ALT活用を広げ、就学前教育にも取り入れていくことについてのご質問にお答えいたします。

小学校における英語教育については、平成23年度から、小学校5・6年生で年間35単位時間の外国語活動として、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的に開始されました。次期指導要領では、平成32年度から、小学校3年生からの外国語活動の開始と5年生からの英語教科化を検討しており、英語教育の重要性が増しているところでございます。

本市での英語指導助手（ALT）の活用につきましては、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上などを目的とし、小学校の外国語活動と中学校の英語科授業の時間に配置しているところでございます。

ALTの活用につきましては、本市では、民間業者への業務委託により、英語科などの学校の授業での活動を委託しておりますが、ALTの活動事例では、小・中学校の外国語教育や自治体の国際交流事業に携わるなど、地域レベルでの活動を行っているような自治体もあるようですので、他自治体の活動事例の検討を行うことも必要であるものと考えているところでございます。

また、ALTの活用を就学前教育にも取り入れていくことについての見解ですが、現在は小学校の高学年で外国語活動を開始しているものが、今後、中学年から前倒しされることとなりますことから、小学校段階での外国語教育をどのように対応していくかも今後の検討課題であると考えているところでありますので、今後の小学校での取り組みの検討に合わせ、就学前の対応についても考えてみるに値するものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

2点目1番、本市の農業従事者や耕作面積の推移、現状の水田、畑の耕作面積についてお答えいたします。

農業従事者につきましては5,906世帯で、耕作面積は平成27年度末、水田と畑を合わせまして5,667ヘクタールでございます。農林業センサスによる推移につきましては、減少傾向になっております。また、現状の水田、畑の耕作面積につきましては、水田耕作面積が2,333ヘクタール、畑の耕作面積が3,334ヘクタールとなっております。

続きまして、2点目2番、新規就農者の推移と現状の支援策についてお答えいたします。

本市の新規就農者の推移につきましては、学卒者や他産業からのUターン就農等について、過去10年間で年平均7人の新規就農がございました。平成27年度の新規就農者数は7人で、そのうち2組は夫婦での就農となっております。栽培品目といたしましては、露地野菜のレンコンで2人、サツマイモ、夫婦で2人、キャベツ、夫婦で2人、ジャガイモ・落花生で1人となっております。

就農者の支援策であります。市といたしましては、農林水産課と農業委員会事務局に相談窓口を開設し、支援を行っております。特に、独立農業を目指す45歳未満の就農希望者につきましては、技術のありなし、栽培品目、機械設備や農地の確保状況など、相談いただいた内容を踏まえまして、将来的に自立した営農が可能となるよう、土浦地域農業改良普及センターと連携して、青年等就農計画の作成を支援してまいります。

さらに、就農後の定着を図る観点から、青年等就農資金や青年就農給付金制度を引き続き推進してまいります。

また、45歳以上で技術習得が必要な方の支援といたしましては、ニューファーマー育成研修助成事業の活用を促すとともに、市内の先進的な農家には受け皿となっただけのよう、基盤整備を含め、就農者がスムーズに農業経営を展開していけるよう幅広く支援してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

#### ○市長公室長（木村義雄君）

それでは、3点目1番、市として行っている定住促進策とその成果についてお答えいたします。

本市における定住促進策につきましては、平成26年度から本格的に実施いたしました空き家バンク制度がございます。この約2年間の中で5件の成約実績がありますが、傾向といたしましては、神立駅周辺の物件の割合が高く、郊外の物件が少ないといった状況でございます。登録件数を増加させるため、これまでいろいろな制度の周知に努めてきたところですが、修繕が必要な箇所、あるいは、相続が完了しておらず権利者が確定していない、そういった要因により、登録件数が伸び悩んでいるのも事実でもございます。

しかしながら、登録に至った物件につきましては、住みたいという要望も多く寄せられ、高い確率で成約をしている事実からも、市の空き家対策の需要が確認できたことは一つの成果であると考えております。



本市は、生活の利便性が高い神立駅周辺の市街地と自然豊かな農村地域という居住環境においては、対照的な二面性を持った自治体でもございます。農村地域の中でも霞ヶ浦に面した湖岸沿い、筑波山麓など、大変バラエティーに富んだ環境がございます。ただし、市外から移住を考えている方に幅広い選択肢を持っていただくためには、市内全域の居住可能な空き家の掘り起こし作業は不可欠でもございます。今後は、有利な財源等を活用しながら、物件の発掘に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目2番、三世代がともに暮らせる農地つき住宅により定住の促進を図ることについてのお答えをさせていただきます。

本市も含めたほとんどの自治体が人口減に直面しており、定住促進については、どの自治体においても最重要課題の一つではないかと考えております。市創生総合戦略におきましても、基本目標の一つに位置づけ、持続可能なまちづくりを実現するため、アクションプランの策定を含めた事業推進に着手をしてきたところでもございます。

先ほど申し上げましたとおり、本市には豊かな自然があり、あわせて環境がよい中、議員のご提案のとおり、家庭菜園等を楽しみながら、大家族でゆとりある暮らしができる住宅は、大きな魅力の一つになると認識しております。

現行の空き家バンク制度の枠組みを生かしながら、新たな物件の発掘に努め、既に制度化したリフォーム補助に加え、小型農機具等の購入補助なども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

来栖議員4点目の1番で、就学前教育の重要性や課題について耳にしますが、どのような問題で、本市ではどのような対策を講じているのかの質問にお答えいたします。

ご指摘の就学前教育の重要性につきましては、国を挙げて子育て支援が行われる中でも、大きな課題になっていると認識しております。

昨年5月に政府与党が取りまとめました「幼児教育の振興について」と題する提言では、幼児の発達の状況や特性などを踏まえ、5歳までに身につけるべき内容、とりわけ小学校以降における学びとの連続性を図る観点等から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化することが必要としております。

これまで、就学前の児童が小学校へ移行する際の保育から教育への連続性の確保につきましては、保育所においては保育所児童保育要録、幼稚園においては幼稚園幼児指導要録、また、認定こども園では認定こども園こども要録として就学校へ提出し、子どもの育ちにかかわる事項を引き継いでいるところでございます。

また、保育現場における取り組みとしましては、就学前教育の重要性を認識し、多様な視点からの保育指導としまして、内容の一部でございますが、児童の年齢や能力に合わせての視点から行っている指導がございます。椅子に座っていただけるか、指示がわかり行動ができるか、文字が読める、書ける、また食育、好き嫌いなく食べることができるか、箸やスプーンなどの使い方、

また挨拶、マナー、それらのものについて、主に指導しているところでございます。

また、小学校との連携としては、小学生との交流会、小学校の見学、さらに保育士と教員の懇談を実施するとともに、就学してから不安がなくスムーズに生活ができ、授業に集中できるよう、保育士も見通しを立てながら保育をしている状況でございます。

続いて、4点目2番でございます。本市でも子育て支援としてソフト、ハード両面から子育て世代の支援策をさまざま実施していますが、その自己評価と今後の方針についてお答えいたします。

これまでの保育のあり方を大きく変える保育制度の転換と言われる子ども・子育て支援新制度が施行され、1年が経過しました。本市においても、この制度を実現化する子ども・子育て支援事業計画を作成し、平成31年度までの5年間にわたり、多様な事業を実施していくこととしております。

現時点では、初年度の予算の決算を含め、事業効果の検証までは至っておりませんが、今後、決算を踏まえた分析を行い、各事業の効果を検証するとともに、市子ども・子育て会議にお諮りし、ご意見を伺いながら、本市の地域に合った子育て支援策を講じてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

行政区公民館、既存のコミュニティとの調整が必要と。全くそのとおりであるというふうに思っております。

地域のまちづくり協議会、これについてでございますが、霞ヶ浦地区は合併前から旧村単位で公民館活動が行われて、地区の区長会の組織も継続し、保育所があり、小学校がその中心にあったわけです。合併後、私の住む下大津地区を例に挙げ説明しますと、旧村単位で区長会の運営資金がなくなって、保育所が民営化、統合され、地域からなくなりました。本年4月から小学校が統合となりました。地区の公民館は、支館の形で組織は残していただきましたが、館は暫定使用というようなことで、ご配慮をいただいているということだと思います。

何もなくなっちゃうというような批判の中で、合併したらという話がよく出ますが、それだけが問題ではなくて、資金はなくなっても、地区の区長会は年に何度か連絡調整を行ってきましたし、この4月にも、坪井市長も出席いただいた総会が開かれたわけです。しかし、小学校の統合により、急激に横の連絡調整が地域から消えていくのではないかと気にする意見が多く聞かれます。

消防団も5部ありましたが2部に再編され、区長さん、行政区と消防団のつながりが希薄になっています。部内で、消防団を中心に区長さん方と行ってきた消火器の使い方とか消火栓の使い方といった訓練は行われなくなってきております。消防団も、水出しや点検は従来どおり熱心に行っています。福祉の問題なども、民生委員さんはさまざまな活動、調査がふえた中でも、熱心になさっております。公民館も下大津小との合同運動会がなくなった分、活動が多少少なくなる

可能性はありますが、引き続き地区のコミュニティの中心になっていくと考えられます。

私が言いたいのは、縦割り行政が地域を襲っているという点です。地域の防災力、防犯力を上げていこう、地域で高齢者や子どもを見守っていこう、自主防災組織、自主防犯組織をつくっていかなければならない。ボランティアの要請、ボランティアなくして福祉の問題は解決できない。消防団のなり手の不足、独居や高齢者世帯が多くなり、民生委員さんが調査などで訪問し切れない。今言ったような問題があり、しかし横のつながりがなくなっている地域では、これはこうしよう、あれはこうしようとか調整する機会がなくなって、その矛盾は行政へとフィードバックしていく、そうなるのではないかなと考えます。

さまざまな行政課題に対して、住民と協働してその解決に当たる話し合いの機関として、下大津に公民館、区長会、消防団、民生委員さん、助成会の皆さん、若者の組織、それぞれの代表者などから、地域の連絡会のような形で、横の調整を目的とした組織をつくって行って、市長がよくおっしゃられている市民協働のまちづくりの中心に据えていただけないかという私の提案です。

動き出せば、人口減少問題どうしようか、何かよい方策はないかといった相談、自主的に行うこと、集まることで、下大津の未来地図づくりなどにもつながっていくことが可能かと考えます。霞ヶ浦地区には、地区コミュニティを守っていこうとする公民館が今は動いていますし、地区内の区長会もつながっています。千代田地区においては地域の小学校が残っています。地区社協などで区長さんや民生委員さんがつながっています。ここ一、二年がチャンスではないかと思えます。市長のお考えを再度お伺いしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変心強い、地域を守るといいますか、地域力を保持するような、そういったご提案をいただきまして、大変心強く感じております。

来栖議員ご指摘のとおり、大変今、そういった意味では、いろんな分野で小学校、公民館等の役割が少しずつ、特に霞ヶ浦地区につきましては、廃校になったりする中で、地域力が低下しているというふうに考えております。

そういう中で、防災とか福祉とか防犯とか、さまざまな地域を支える力というのは、まさしく共助の力といえますか、市民みずからが地域を考えて地域を守っていく、その力になっていくわけでありまして、大変重要な役割を果たしていくと思っております。なおさら、人口減少の時代の中で、行政もそこまでなかなか手が回らない面も出てくるわけでありまして、そういうときに、まさしくその力が役割を果たしていただけるわけでありまして、そういった組織づくりにつきましても、ご提案いただいたような形で、前向きにさまざまな見地から研究してみたいというふうに考えておりますので、ご指導のほどお願い申し上げたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

行政の一員として仕事をしてきましたし、地域の一員として生活も私はしているわけです。一

生懸命頑張っている職員の姿を目にしてきましたし、何かひっかかると、千代田か出島かといったケースにも何度か私も出くわしています。2町合併の難しさ、弊害を味わったことも少なくありません。どうにか矛先を変える、新しいフィールドに持っていく、そのためにはということで、昭和の合併以前の村単位に、まちづくりの基礎組織としてまだあるコミュニティを維持しながら、地域の住民による未来地図を描いていただき、誇りを持って地域づくりに励んでいただき、できれば地域づくりを競っていただき、賞賛し合っていたきたい。

今、千代田地区内は、中学校区内に公民館活動を構築中であります。社会福祉法第21条の組織づくりが行われていて、中学校区の範囲でコミュニティ推進委員さん方が熱心に活躍をいただいていると聞いています。まちづくり全般の動きには、公民館活動には法律上の限界もあり、土浦市などでは公民館のほか、コミュニティ推進は区長さん方と分けて、まちづくりに取り組んでいると聞いております。坪井市長にはご研究をいただきまして、市民協働のモデル事業として、1つか2つから始めていくことをお考えになっていただきたく要望いたします。

宮崎県に綾町という町がありまして、町内で27の自治公民館を設置して、まちづくりを担ってもらっているところがあります。秋に27の自治公民館で、おのおのお祭りをやっていらっしゃる、これがユニークで、町自体が観光客や移住者にウエルカムで、ここ20年程度、7,000人から7,500人の人口を維持しているということを知っています。みんなが頑張ろうという共通認識ができ、協力体制ができれば、内在する人身、人の知恵と働きができれば、活気が生まれ、人口減少に歯どめをかけている、そんなまちがあるわけです。人は、当かすみがうら市も、人的財産は負けていないと私は信じております。人材を生かしたまちづくりに、さらに強力に取り組んでいければなというふうに願っております。

続いて、農業問題でございます。

さっき、部長のほうからご報告いただき、まことにありがとうございます。農林業センサスで減少傾向とのことでありますが、どの程度の減少率になっているのか。また、水田と畑、それぞれの1世帯当たりの面積について、お伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

10年前の耕作面積と比較いたしますと、ここ10年間で約13%の減少率となっております。

また、1世帯当たりの面積につきましては、水田で約40アール、畑で約56アールとなっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

続いて、2番目に移ります。

就農者の支援についてに入りますが、全くの新規就農者の場合、必要な土地購入とか借り受け

をして、新規就農が始められる面積が必要かと思いますが、どの程度かお伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

農地法第3条においてでございますけれども、耕地面積は50アール以上となっているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

農地法関係で、第3条第2項の5として、別段面積として下限面積を定めることができることになっているかと思えます。また、細かくは農地法施行規則の第17条の1項で示されているというふうに思えます。50アールよりも下げて就農できる可能性がある条文かと思えますが、その点について、農業委員会でご理解してもらって、当市に当てはめてどうかというようなことを確認したいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

農地法第3条第2項第5号ということでございます。農地の所有権、地上権、使用貸借権、賃貸借権等によりまして農地の権利を取得して、その後、耕作すべき農地の合計面積というのが、北海道が2ヘクタール、それ以外の都府県では50アールという規定がございます。

それで、この規定されている面積を農地法の規則第17条関係で、いわゆる別段面積、下限面積というものを決めることができます。その施行規則の17条関係で、下限面積の基準というのが具体的に何項目か規定されております。

一例を申しますと、具体的には、自然的条件から見て、営農条件がおおむね同一ということが認められている地域とか、そういうことがあります。また、そのほかにもございますが、茨城県内でも、県北部のほうの市町で設定されているところがございます。設定されている場所ですが、いわゆる中山間地域といいたいまいしょうか、そういうところの市町が設定をしております。

本市の農地の権利取得ということでございますが、この50アールにつきましては、優良農地の確保及び効率的な農地利用を図るという観点から、そういうことで、規則のほうで50アールという規定が決定されているという認識をさせていただきます。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

全体からいうと、数字を先ほどお聞かせいただいたので、50より下げる要素というか、全体の中ではないかと思うんですが、農業委員会の中で、例えば旧地区とか集落ごととか、地区ごとに何十アール、何十アールというようなことをやっている市町村もあると聞きますので、そういった確認などはされたのかどうなのか、確認をしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

やはり農林水産省のほうでも、農林業センサスというものを使って、これは具体的に申しますと、本市の場合には旧地区、旧村単位というんですか、旧村単位の旧地区という形での経営面積なり農家戸数というのが、そのほかにも基準にはなっております。ただ、本市の場合は全体で、山間地域という指定はございませんので、全体で考えているという認識をしております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

次に、就農者支援策についてですが、青年就農資金や青年就農給付金、ニューファーマー育成助成事業など、国や県の制度支援かと思いますが、本市における単独の支援策や新規就農者に対してのかかわりについてお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

現時点におきましては、市単独での助成・補助などによります制度支援につきましてはございません。しかしながら、土浦地域農業改良普及センター、JA土浦、近隣自治体の農政担当課及び農業委員会事務局によります土浦地域就農支援協議会が組織されておりますので、就農相談への対応のスキルアップや適切な指導・助言を行ってまいるところでございます。

さらに、就農前後の不安定な時期の現状把握に努めまして、関係機関が一体となって研修機関の紹介や青年等就農資金、青年就農給付金制度等の普及促進を図るなど、地域の就農者に対しましてのサポートを幅広く引き続き進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

それでは、次に、3番のほうに移ります。

農地の保全活動に対する交付金事業について、その内容と、これまでの実績などについて教えてください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

**○環境経済部長（田崎 清君）**

ご質問の交付金事業につきましては、多面的機能支払交付金というのがあります。目的といたしましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮がされるように、地域の共同活動に係る支援を行いまして、地域資源の適正な保全管理を進めるとともに、一方で農地の集積を後押しする内容となっております。

交付金事業には、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の2種類がございます。

まず、農地維持支払交付金につきましては、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ作業などを対象としたものでございます。また、資源向上支払交付金につきましては、水路・農道などの軽微な修繕、景観形成、施設の長寿命化を図るための事業を対象としております。交付金の種類及び地目により交付額が異なりますが、負担割合につきましては、国が2分の1、県4分の1、そして市が4分の1となっております。多面的機能支払交付金は、平成26年度からの事業となっております。

続きまして、交付実績につきましては、平成26年度は取り組み組織数14団体でありましたが、平成27年度は4団体多い18団体でございました。また、交付額につきましては、平成26年度、7654万4000円に対しまして、平成27年度は2959万6000円多い1億614万円でございました。率にして39%の増加となっております。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

4番 来栖丈治君。

**○4番（来栖丈治君）**

次に、地域単位での活動による農地の再生とはどのような内容なのか、お伺いいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 田崎 清君。

**○環境経済部長（田崎 清君）**

お答えいたします。

具体的には、耕作放棄地再生利用対策事業を有効に活用していただきたいというものでございます。農業委員会事務局による荒廃農地調査によりまして、再生利用が可能な農地で、10アールにつき10万円以上の再生作業が必要となる場合につきましては、国費及び市費上乘せによりまして、10アール当たり8万7500円が助成されます。実際の作業を地域の皆様の手にお願いし、再生を図っていただいた農地につきましては、これを地域の農業者の方々にご利用していただく仕組みづくりに取り組み、耕作放棄地対策とあわせ、地域の景観・環境保全に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

4番 来栖丈治君。

**○4番（来栖丈治君）**

ありがとうございました。

次に、農地を活用した定住対策というようなことで、2回目の質問をさせていただきます。

空き家バンクの説明は受けましたが、市の進めている定住対策は空き家バンクだけなのでしょうか。現在進めている千代田地区内の市街化調整区域内の地区指定であったり、これまで霞ヶ浦町で進めていた優良田園都市であったり、市街化調整区域の地区指定であったり、そういったものも含まれるのではないかなと思います。そちらの答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

霞ヶ浦地区において、優良田園住宅につきましては、平成13年4月に4地区、区域指定制度は平成15年7月に16地区、491.7ヘクタールの指定をしております。現在、千代田地区において、区域指定制度導入を目的に、集落の実態調査を平成27年度から2カ年の継続事業で着手をしております。

進捗状況といたしましては、一定の場所、範囲は示されたところでございますけれども、土地利用上の検証や他法令による制限精査等を行っているところでございまして、現時点における暫定指定地区13地区を見出し、通常指定可能7地区、人口増加区域で検討を要する3地区、有効面積が確保できない2地区、おおむね50戸以上の建築物が連檐している要件が困難な1地区となっております。

今後、多くの指定範囲の確保を図りたいと考えますので、再度現地確認を行い、それらの結果を踏まえ、地域説明会、都市計画審議会への諮問、議会報告を経て、来年2月の指定を目途としてまいります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

今、千代田地区については事業を進めているというようなことではありますが、霞ヶ浦地区で13年と15年に地域指定をした集落等というのは、地図上に落としてあったり、またネット上で公開したり、そういった作業はされているのかどうか確認をさせてください。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

まず、市のホームページのほうには掲載はしております。

なお、霞ヶ浦地区の16地区の区域指定制度につきましては、霞ヶ浦庁舎都市整備課のカウンターに配付をしておりますので、ご確認はいただけるような状況は整っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

坪井市長から、人口減少を抑制するためにあらゆる手段を講じていく、今、人口ビジョンや地方創生の総合戦略を策定中であるときの話であります。伺っております。



私は26年に質問した折に、人口減少の歯どめについてというようなことを質問させていただきました。その折は、空き家バンクのお話しかなかったわけであります。そこで、今、かすみがうら市の進めている定住対策という形の中で、ほかのこともあって、もっとやるべきこともあるのかなというような思いを持って聞いた次第であります。

公室長からのお話の中で、空き家バンク、6件登録があつて5件が成約というような、成約率は高いというようなことを報告いただきました。また、リフォームの補助であるとか農機具の補助もしていくと。それはいいんですが、私の評価は全く別です。成約は自然な取引であつたのであろうというふうに思うんですけども、そのときの答弁でも、求める側は多いんだけども、登録する物件がないんだよと。なかなか市民の理解が得られないで、登録できないでいるんだよという説明ではあつたわけですけども、担当部でやる、あるいは、やれるべきことはあるのかなというふうに思います。

税務課の固定資産の税を送る際に、そのときも1回話ししたことなんですが、空き家の適正管理に対する法律ができた折、その連絡とあわせて、空き家バンクの情報を税務課から送付しているというような作業が一つふえていると思います。

私としては、前に区長さんにお世話になって、空き家の登録というか、空き家の調査をしてもらった。216件ほどの登録をしてもらった。それは総務部でやった仕事なんですけれども、市長公室と連動して、連携してやっていってもらいたいというような要望をその際したと思いますが、できればその216件、区長様方から調査いただいた中の1割とか2割とかが、ネット上で空き家バンクに登録されるというのが理想なのかなということを私は感じております。

幾ら5件、成約率が高いという評価をしても、実際に投資もそうですけれども、県の宅建協会とか筑波銀行さんとか、パートナーにご協力をいただいて、仕事を始めているんだと思うんですね。ホームページの開設やら先進地の視察やら、経費もかかっているはずであります。ですから、もっと何とか創意工夫が必要ではないかということを考えております。どうでしょうか。

**○議長（藤井裕一君）**

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

確かに議員のご指摘のとおり、総務部においては、空き家の危険度の調査という形で、いろいろ地元の区長さんにもご協力をいただきながら、調査をした経過がございます。

空き家を使う、有効活用するという点でございますが、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、なかなか権利が設定されていない部分、あるいは、余りにもリフォームにお金をかけなくちゃいけないような空き家とかというのも現状にはございます。今、成約がされているという物件につきましては、そんなに費用をかけなくても居住ができるというような内容のものは、私のほうでは登録をさせていただいて、それで定住化を図ると、移住をしてもらうというようなことで、政策的に取り組んでいるところでもあります。

先ほど議員のほうからもお話がありましたように、例えば宅建協会、あるいは地域の不動産業者、各行政区長さんにもかなりの説明をしてきましたし、都内の移住フェア、そういったところで、ふるさと回帰センターあたりにもご説明をしながら、職員が出向きながら説明をしてきたというようなところでもございます。

そういった点も踏まえて、どうしたら空き家の登録が今後もできるかということ、少しまた再度検証しながら、1件でも多いバンク制度の成果といいますか、登録に向けた努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

少子高齢化で核家族化が進んでいて、若い人たちと別に暮らすというのが、今の普通の形かと思えます。私の近くでも、集落が30くらいの小さな集落で、あと10年ぐらいたつと半分くらいになっちゃう可能性があるかなと心配している人もおりますし、やはり利便性の高いところに住むというような傾向はあろうかと思えます。

市内で古い団地などは、40年くらいたつのかなと思うんですが、7割程度が高齢者世帯、独居の方も少なくない。土地がそんなに大きくないので、近くに子どもが住んでいればいいんですが、なかなか行政区の維持が難しいというようなことも言うておりました。人口が一気にふえると、一気に今度は問題化していくというのが、30年、40年後に来るというようなことかと思えます。

私、何を言いたいかというと、広い土地に子ども世帯が家庭を持って暮らせる、スペースのある土地を取得できれば、みんなで住むことが可能ではないかなと。そのためには、今のことでいうと、きっと空き家などを最初にお買い上げするのが、そういうのでは一番、広い環境で暮らすことができ、かすみがうら市の自然を楽しむことができるのかなというようなことを考えています。

私、ちょっと調べてみたんですけども、えびの市というところの話なんですけど、空き家と荒廃農地、遊休農地をセットにして、登録・販売しているところがあります。空き家に付随する遊休農地などが課題になっていたんだらうと思いますが、空き家対策の特措法が施行され、何とかなくてはと、そこの市の政策部局が調べたんでしょう。雲南市を参考に、農地法第3条第2項の5の関係で、農地法施行規則の第17条第2項に、荒廃した農地に限られるかもしれませんが、農業委員会にお願いに行き、その条項を活用して、空き家プラス1アール以上の農地つきで販売、賃借を実施しているというものです。

この事例が参考になり、地域にアクションをさらに送れるのではないかと、空き家登録の伸び悩みにお役に立てないかと、かすみがうら市の財産を有効活用につなげていけないかというようなことを私は考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

お尋ねの農地法施行規則の第17条の第2項ということでございます。

農地の利用状況及び将来の見通しから見て、新規就農者を促進するために適当と認められる面積ということが、そういう条文にはございます。同規則の中で、いわゆる遊休農地と言われるものは、農地が相当程度存在するとあります。そういった地域は、高齢化、兼業化率というのが著しく進みまして、農地の有効な活用が図られないと。そういった判断をした場合は、そういったところで、同法の中でも17条の第1項第2号で10アール以上という面積の規定がございます。し

かし、議員さんおっしゃるように、17条の第2項では、10アールを下回るということも可能であるという認識はしてございます。

全国の中で、先ほど言われた宮崎県とかの例があるということは承知はしております。ただ、こういったものは、下限面積の設定をされておまして、空き家に附属した特例のような運用をされているのかなと思っております。

本市の場合に、参考例で遊休農地の割合というものを申し上げますと、毎年、農地法の30条関係で農業委員さんに調査をしていただいておりますが、平成27年度の実績の実面積というのが5624万976平方メートル、うち遊休農地というのが419万4832平方メートル、率にしますと7.45%ということになっております。農地法の施行規則の第17条の要件に当てはめた場合には、本市は該当しないというふうな認識しています。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

市長公室のほうでは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

遊休農地の有効活用というようなご質問かというふうに思っております。

都市と農村の交流、農地を使った交流というような内容かなと。それで、一つの地区の活性化がその中で図られれば、これにこしたことはないというふうに感じております。

よく特区制度を活用しながら、家庭菜園つき住宅というような例もございますし、いろんな検証をしなくちゃならないというようなところでもあります。総合戦略の中でも、そういった都市と農村を結ぶような交流事業と、定住化を促進していこうというような事業の位置づけ等もございますので、制度の諸問題等もありますけれども、そこはやっぱり、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

私は、三世代でゆとりを持って、このかすみがうら市に住んでもらう。伸び伸びと子どもたちを育ててもらって、当市のすぐれた教育、郷土愛を育む教育を受けてもらって、人材を養成して、その成長した子どもたちが、当市の未来、将来のリーダーとして、また地域を支えてもらう。そういう人の循環をつくっていけるようなことが、地方創生、長期的には頭とお金を使った成果につながっていくものだと思っております。

今のやりとりをお聞きいただきまして、坪井市長はどのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地域をつくっていく、地方創生を含めまして、やっぱりさまざまな地域のアイデア、創意工夫、そんなものを生かして、これからの地域を、人口減少時代を少しでも緩やかにしながら、活力のある地域をつくっていくために、行政としても全力を挙げて努力しなくちゃならないという思いはしているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

かすみがうら市の人口減少を少しでも抑制して、定住促進を図っていけるような、坪井市長に強いリーダーシップを要望させていただきたいと思います。

最後になります。

子どもたちの子育て支援の関係ですが、平成28年度で5歳児対象となる就学前児童について、その人数と保育所等の施設への入所数について、内訳等わかっているならば、お示しいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えいたします。

28年4月1日現在の5歳児の子どもの数でございますが、343名でございます。そのうちの大半の子どもに当たりますが、保育所、幼稚園、これは市内・市外の施設に限らずでございますが、340人の子どもが入所しているというようなことでございます。残りの3名については、これらの施設に入っていない、利用していないというようなところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

2番目のことに移ります。

近年は、社会生活の変化により核家族がふえたことから、家庭内でのしつけに不安を抱えている保護者が多く増えており、子育て支援の中で保護者への手助け政策が必要と思われませんが、本市においてどのような対策が講じられているか、お聞きしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほど1回目のほうでもご答弁をさせていただきましたが、保育所、幼稚園では一般的なしつけを行っているところでございますが、本市の子ども家庭課内にございます子ども未来室におきまして、養育の支援訪問事業として、養育が必要な家庭に対しまして、そのお宅を訪問し、指導・助言を行っている事業がございます。

また、本年度から、あわせまして、昨年度に支援員さんを育成したものでございますが、市民

子育て支援員が本年度から活動を開始してございます。市民子育て支援員は、昨年度、脳科学研究を取り入れた子育てに関する研修等によりまして知識を習得していただき、出産・育児に伴う不安を持つ世代の支援を行うというようなこととございます。また、支援員さんの中では、これまでみずからの子育て経験を生かした、しつけにかかわる助言や指導もあわせて行っているというようなところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

それと、発達障害等の養護が必要と思われる子どもに対しまして、早期の発見や早期の対応により相当の効果があると聞きます。これらへの対策は講じられているのか、確認をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のように、昨今、発達障害による児童の数がふえているような状況でもございます。そんなふうな乳児、児童につきましては、早ければ早いほどの指導等がいいというようなことも言われておりますので、早期の発見によりましての専門的な対応での効果ができるというようなことも言われております。

子ども未来室においては、乳児家庭全戸訪問事業、また、乳幼児健診事業などで発見されました養育支援が必要と思われるような家庭、また若年夫婦等の保護者に対しまして、保健センターとの連携によりまして、保健師、心理士、保育士などが、養育や育児に関する指導・助言を行っているところでございます。

また、さらに、保育所、認定こども園など市内11カ所の施設を、年3回になりますが、訪問をさせていただき、ゼロ歳から6歳までの乳幼児に対する発達相談などを実施しまして、多様な場所での早期発見、早期対応を行い、支援をしているところでもございます。よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

子育てをする保護者間の孤立というか、そういうものを防ぐために、交流の場の提供も必要と思われるが、当市の場合どのようなになっているか、確認をしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のご質問につきましては、子育て支援事業としまして多様な事業を展開しておりますが、困り事の相談は保育士が対応しているところでございます。これは、保育所、認定こども園などでございますが、そのほかに、角来地内にありますやまゆり館、こちらのほうの施設

では、保護者、特に若いお母さんなどの結びつきを持たせるような施設を運営してございまして、同世代のお母さんと乳幼児が集まりまして、乳児などを対象にしまして、子育てに関する悩みなど、子育てを通じての心配事や悩み、お互いの立場での理解、共有できるようなものなどがあるかと思いますが、そういうふうな中から、いろんな問題とか悩みを解決する場所として、多くの方に利用されているところでございます。

また、昨年度、平成27年度の子育てサロンの利用者数でございまして、乳幼児が1万456名、保護者が9,097名、合わせまして1万9553名の方が利用されてございます。1日当たり平均約81名の方が利用されているというようなことで、好評を得ているというようなところで感じております。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

大変好評だというようなことでございますね。ありがとうございます。

最後の問題になります。

就学前にALTを位置づけられないかというようなことなんですけど、私、いろいろと調べていきましたら、前に東京都や神戸市なんかでは、きちんと位置づけしてやっているというようなことで、私、県内の情報は、県に聞いてもちょっとわからなかったものですから、情報は持ち合わせていません。

以前、霞ヶ浦町のときに、子育て広場という、生涯学習課で今事業を、子ども支援の事業を、親の支援という位置づけでやっているものがあるんですけど、親子でお祭りをやるときにALTに参加要請をして、その当時もきつと業務委託、今とは違うかもしれないですけども、業務委託で対応していたんだと思うんですけど、謝礼みたいなことで、ハロウィーンというんでしたっけ、外国のお祭りのときのアドバイスなり参加なり、そういったものをいただいたという経過があったというふうに聞いてございます。

ぜひとも大山教育長には、教育委員会で相談をいただきまして、経費が大きくかかるという場合には慎重に検討していただきたいというふうに思うわけですが、地域の宝である子どもたちの教育計画にぜひとも加えていただきまして、私が育った時期とは今は違います。語学を受け入れやすい環境をつくっていただきたい。その取り組みを通して、幼保小の連携がさらに図られ、当かすみがうら市の教育面でのPRにつなげていただきたいというふうに要望をいたす次第であります。

私、以前に市川の住民の方から、こんなことを言われたことがあります。教育関係者に会ったら言ってほしいんですけども、箸の持ち方と鉛筆の持ち方、これだけは先生方にきちんと見てほしい、頼んでほしいんだと。おばあちゃんなんですけど、娘なら孫に対して言いやすいんですけども、なかなか言うのが難しい。学校の先生でも箸をきちんと使えなかったり、鉛筆の持ち方が使えない人もいるようだ。今の孫たちは、日本人として国際社会に出ていったときに恥ずかしいと思うと。若い夫婦は仕事が忙しくて、見られない方が少なくないようだというような内容でした。

本日の茨城新聞で、就学前教育の記事が載っておりました。学問そのものではなく、しつけ、生活習慣など、人間の基本を勉強するような教育が就学前として望ましいと。そのような記事を目にして思い出したものですから、この機会に教育長に加えて要望させていただきたいと思えます。答弁は結構です。

坪井市長を初め、大山教育長、各部長の皆様方には、丁寧なご答弁まことにありがとうございました。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議規則第10条第1項の規定により、明日6月4日及び明後日6月5日の2日間は休会とします。

次回は、6月6日定刻より、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時45分

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

---

平成28年6月6日(月曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副 市 長	横瀬典生君	土 木 部 長	渡辺泰二君
教 育 長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理 事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理 事	板垣英明君	教 育 部 長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消 防 長	井坂沢守君
総 務 部 長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市 民 部 長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻井清
〃	補 佐	神野厚
〃	係 長	小池陽子
〃	係 長	齋藤邦彦

---

議事日程第5号

日程第 1 一般質問

(1) 中根光男 議員

日程第 2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて



- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第 37 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 38 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 39 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 40 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）  
議案第 41 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 42 号 災害対応特殊救急自動車の取得について  
日程第 3 議案第 43 号 市道路線の認定について  
日程第 4 請願第 2 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問  
(1) 中根光男 議員  
日程第 2 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第 37 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 38 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 39 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 40 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）  
議案第 41 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 42 号 災害対応特殊救急自動車の取得について  
日程第 3 議案第 43 号 市道路線の認定について  
日程第 4 請願第 2 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

---

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 小中学校に看護師配置について
		2. 住宅の照明LED化に対する一部補助について
		3. 改正公選法が成立し、今回の法改正により、自治体の投票所が新たに設置できるようになるが、認識について
		4. 認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

おはようございます。

平成28年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

4月に発生した熊本、大分地震により多くの方々が被災され、今も余震が続く中、避難所生活をされている皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

当市においても、万一の災害発生に備えて建物や構造物の安全性の向上、防災施設の整備、必要物資の整備、避難・救援対策を総合的に実施しなければなりません。そのためには、防災意識の啓発や自主防災組織の育成などのきめ細かな施策も重要であります。国民保護法が施行され、有事における総合的防災施策も具体的に検討していただきたいと思っております。

さらには、広域による相互援助体制のさらなる推進も図る必要があります。市民の生命、財産を守るため、計画に基づいて防災力の強化も重要であります。また、有事における迅速な広報活動、情報伝達についても、問題点を検討する必要があります。

以上の点を心して推進していただきたいことを強く要望いたして、一般質問に入ります。

最初に、小中学校に看護師を配置についてお伺いをいたします。

4月1日施行された障害者差別解消法を踏まえ、文部科学省は、これまで特別支援学校を対象としていた看護師の配置補助について、新たに公立の小中学校を加えました。近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、公立の小中学校では、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どもがふえております。

文科省は、2016年度予算に看護師配置事業として7億円を計上いたしました。国は、地方自治体に対しまして3分の1を補助する内容となっており、学校に配置される看護師は、たんの吸引や経管栄養などの医療行為を実施するほか、医療的ケアが必要な児童に携わる教員の指導や保護者の相談対応、主治医との連携などを行うようになっております。公立の小・中学校における医療的ケア体制の整備に取り組むことが急務でございます。

1、特別支援学校を対象としていた看護師の配置補助について、新たに公立の小中学校への配置についても補助することが決定されましたが、内容の認識についてお伺いをいたします。

2、配置する場合の実態調査について。

3、今後の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、住宅の照明LEDに対する一部補助についてをお伺いいたします。

阿見町では、住宅にLED照明を設置する際の費用を一部補助する事業が好評を博しております。開始から1年が経過し、年間500件を目標にしておりましたが、それを大幅に上回る979件の申請があり、今年度は2倍となる事業費1000万円を計上いたしました。町によりますと、高齢者世帯から申請が相次いでいるとの話がありました。LEDは、蛍光灯に比べて5倍長持ちするとされ、照明を交換する負担を軽減できますし、またこの補助は、町内の家電販売店や電気工事店で購入した場合に限るとしてありまして、家計の負担軽減や地域活性化に大いにつながっているとのことであります。

当市としても、阿見方式を参考に導入するのか、また別の視点でひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また障害者の世帯を対象とした独自の取り組みについて導入するのか、検討した上で結論を出していただきたいと思っております。

1、補助制度については多くの市民から要望があり、実施に向けた取り組みについて建設的な答弁を求めます。

2、実施する場合の参考例として、阿見町は1年前より実施しており、家計への負担軽減、地域活性化へとつながっておりますので、実現を前提に検討していただきたいと思っております。

次に、改正選挙法が成立し、今回の法改正により自治体の投票所が新たに設置できるようになるが、認識についてをお伺いいたします。

国政選挙や地方選挙の投票率向上のため、駅やショッピングセンターなどに設けられる共通投票所でも投票ができるようにする改正公職選挙法が、4月6日、成立いたしました。今回の参議院選から適用されることになっております。

今回の法改正により、自治体は既存の投票所に加え、駅や商業施設など利便性の高い場所に共通投票所を設置できるようになり、各投票所をオンラインで結び、選挙人情報を共有することで二重投票を防止する内容となっております。このほか、これまで原則として認められなかった18

歳未満の児童・生徒の投票所への同伴を解禁いたしました。改正前は、幼児、やむを得ない事情がある者としていた要件を大幅に緩和いたしました。今回、選挙権年齢の18歳以上の引き下げにより、若者の投票率向上の観点から、自治体の対応が求められているところであります。

国政選挙や地方選挙の投票率向上のため、駅やショッピングセンターなどに共通投票所を設置して投票できるようになるが、自治体は既存の投票所に加え、利便性の高い場所に設置できますが、検討しているのかどうか、お伺いをいたします。

2、今後の具体的な取り組み計画についてお伺いをいたします。

次に、認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入についてお伺いをいたします。

兵庫県の播磨町は、音声ガイドに従って物忘れや認知症の疑いをチェックするタッチパネル式の機器を導入いたしました。高齢者から好評を博しているとのこととあります。チェックは、消えた言葉をすぐ入力する言葉の即時再認やきょうは何曜日かを確認する日時の見当識、違う角度から見た図形を選ぶ図形認識など計8問、15点満点で結果が示されるようになっており、12点以下の場合には、物忘れが始まっている可能性が疑われますとメッセージが表示されるとともに、地域包括支援センターへの相談も促すようになっております。認知症の早期発見や予防にも役立つものと思っております。

1、認知症の疑いや物忘れのチェックは必要であり、地域包括支援センターや市役所、その他公共施設に設置することで早期発見でき、市民の安全が確保されると思いますが、認識と必要性について。

2、機器の調査及び今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、小中学校への看護師配置については、教育部長から答弁をさせていただきます。

次に、2点目、住宅照明LED化に対する一部補助についてお答えをいたします。

議員ご提案の住宅用LED照明への助成は、地球温暖化対策として照明の省エネルギー化を支援することによって、家庭におけます電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制が図られ、期待される効果としては、消費電力が少ないことによりCO<sub>2</sub>排出量の削減や電気代負担の軽減、照明の寿命が長いことによるごみの減量化、省エネルギーの照明を導入することによりまして節電意識の高揚等、多くの効果が期待されているところであります。

本市におきましては、地球温暖化対策の一環として、市民への新エネルギー導入を促進するために、設置費用が高額な住宅用太陽光発電システムの助成を行ってきたところであります。現在は、住宅リフォーム資金の助成制度によりまして、引き続き太陽光発電システムの導入を推進しているところでございます。

家庭向けの省エネルギー、省CO<sub>2</sub>対策につきましては、LED照明もその一つではございますが、ほかにも省エネタイプの家電製品が多数ありますので、近隣市町村の動向を見ながら長期的な展望に立って考えてまいりたいと考えています。ご理解をいただければというふうに思っております。

次に、3点目、公職選挙法については総務部長から、4点目、認知症チェックに係るタッチパネル機器については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

**○教育部長（飯田泰寛君）**

私からは、1点目、小中学校の看護師配置に関する3点のご質問にお答えをいたします。

まず、制度内容の認識についてのお尋ねがございました。

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。ご案内のとおり、この法律は国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定められているものでございます。全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としているものでございます。

この法律を踏まえまして、議員ご指摘のとおり、文部科学省はこれまで特別支援学校を対象としていた看護師の配置補助について、新たに公立の小中学校も補助の対象といたしました。これは、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、公立の小中学校で日常的に、例えばたんの吸引、経管栄養などの医療的ケアの必要な児童・生徒がふえている現状に鑑み、安全・安心な体制を整備するための看護師を配置する市町村に対しまして、国及び県からそれぞれ費用の3分の1の補助金が交付される制度であると承知をしております。

次に、配置する場合の実態調査についてのご質問にお答えをいたします。

議員からのご質問をいただきまして、この5月末に市内の公立小中学校に通う児童・生徒を対象に、医療的ケアを必要とする児童・生徒がいるか、学校に聞き取り調査を実施いたしました。現在のところ該当する児童・生徒はおりませんでした。

最後に、今後の具体的な取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

全国的に、医療的ケアが必要な児童・生徒の公立小中学校への就学希望者は、高まる傾向にございます。当市におきましても、現在は該当する児童・生徒はおりませんが、今後就学を希望する児童・生徒が出てくることも考えられます。安全・安心な教育の充実に向けまして、必要性を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

中根議員のご質問3点目、共通投票所の設置並びに今後の具体的な取り組み計画についてお答

えをいたします。

議員ご指摘のとおり、公職選挙法の一部を改正する法律が平成28年4月11日に公布されまして、7月に予定をされております参議院議員通常選挙から、選挙当日において既存の投票区とは別に、市内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる、いわゆる共通投票所を設置することが可能となったところでございます。

駅の構内やショッピングセンターなど、頻繁に人の往来がある施設に設置をすることで、有権者にとって利便性の高い投票所で投票できるようになり、投票環境の向上にもつながるものと認識をしております。投票環境及び投票率の向上という観点からは、この共通投票所の設置のみならず、商業施設等への期日前投票所の設置なども挙げられ、どちらも有効な方策であると考えております。

期日前投票所につきましては、茨城県内でも既に北茨城市選挙管理委員会で商業施設内の駐車場に期日前投票所を設置している事例があり、昨年度中に労働団体から設置促進に関する意見を頂戴したこともありまして、先月、選挙事務担当者が視察調査を行っております。

なお、今後の具体的な取り組み計画についてでございますが、共通投票所の設置に当たりましては、特に二重投票を防止するために投票所間で有権者の投票済み情報を共有する仕組みを構築することが必要不可欠でありまして、投票当日の投票所数は市内33カ所と多いことから、投票所間のネットワーク構築が課題となっております。

今般の参議院議員通常選挙におきましては、共通投票所を設置するには検証するまでに時間がかかることから、それ以降に安全性を確保できるネットワークの構築を十分に検証するとともに、地域の実情などを踏まえながら工夫を凝らし、選挙人が選挙を身近なものとして感じ、明るい雰囲気の中で投票できる環境が整えられますよう、十分に調査研究をまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

#### ○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員4点目の認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入について、1番の認識と必要性、次いで2番の機器の調査及び今後の取り組みについてご質問にお答えをいたします。

厚生労働省では、認知症の人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進総合戦略を策定されており、その中でも65歳以上の高齢者の4人に1人が、認知症の人またはその予備軍とも言われております。今後、さらに増加すると予想される認知症の予防には、早期発見、早期治療が重要であることから、議員ご指摘の本人みずから手軽に認知症の疑いをチェックすることは大変大事なことと考えております。

タッチパネル式の機器につきましては、出題される問題に答えるだけで脳の健康状態を気軽にチェックできることから、操作性や設置に係る経費面など調査を行いまして、市民の方が利用しやすい設置場所を検討し、認知症の疑いのある人を早期に発見し、適切な支援につなげていくとともに、認知症を正しく理解していただけるよう、努めてまいりたいと思っております。

以上、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、小中学校に看護師配置についてでありますけれども、これは間接的な情報で私も確認はまだしていませんけれども、医療的ケアに近い子がいるという話も伺っておりますので、詳細についてはまた後で個人的に詰めていきたいと思っておりますので、この辺はまたよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2番目のLEDの一部補助についてですけれども、阿見町に私も何度も連携なり、連絡をとりました。そういう中で、阿見町は1年前から一部補助を実施したという経過がありまして、茨城県ではまだ最初であります。第1号であります。しかしながら、阿見町の天田町長の話によりますと、やはり町民からかなりの要望があったということで要望書なり、また議会からもそういう声が上がって、議会でも本当に必要性を認めた中での予算の組み立てに至ったという話も伺いましたけれども、やはり阿見町では、特に高齢者の要望が多かったという話も伺いました。

これは、期間として約3年間の期限を区切つての一部補助なわけでありまして、当市は本当はどのくらいの予算が必要なのかなど、少ないのか多くなるのか、まったく予想がつかなかったらしいんですけれども、思った以上に市民から要望がございまして、4,000円以上が補助対象になるということなんですね。上限がマックスで2万円、例えば10万使用したとしても2万しか補助金はないという内容にはなっておりますけれども、やはりこの予算の件でもどうしたらいいかということ考えたそうであります。

そういう中で、私は今、市長からの答弁で近隣の市町村の動向とか、これは執行部の決まり言葉でありまして、近隣の町村の動向ということは、裏を返せば結果的にはすぐやらないという、また長期的展望なんていうのは、いつやるかわからないというような、そういう逃げ口上の答弁にしか私には聞こえません。

天田町長の話によりますと、やはり政治的決断とっては大げさな話でありますけれども、財源をいかにして確保するかというのがまず大事だと申していました。私が、一応財源をどこから生み出すのかという提案をしたいと思うんですが、まずこれは私が前から提案し、執行部にも話していることなんですが、土地の借り上げ料、これが高水準に推移しているわけです。これをやったら、LEDの何倍もの財源が生み出せるんですね。これは、1カ所だけやったらまずいんです。やるんだったら市全体、総体の土地の借り上げ料の見直しをやるべきなんですね。これをなぜやらないのか。私は、いろいろと貸している人との関係で難しい問題も生じているのかと思っておりますけれども、やはり緊迫した財政状況の中では、どこかで切っていくしかない。自主財源をいかに確保していくのかというそういう原点に立っていないと、私は濡れ手で粟の金が出てこないと思うんです。だから、そのようにやはり努力をしていくこと、また不用額もかなりの金額の不用額がある。やはり、不用額が多いということは、市民サービスの低下ということなんですね。

そういうことで、やはり財源をいかに生み出していか、こういうことをまず努力するという

ことが大事なんです。あとは、補助金の公平性ということも大事だと思います。それから、私は阿見方式を100%取り入れるというばかりじゃなくて、かすみがうら市独自の、例えば補助金上限を1万だって私はいいと思うんですよ。そのように、やはり独自の工夫をして、余り財政に負担がかからないようなそういうことを試行錯誤して、実現可能なことを模索していく。これが、私は執行部の責任であり、使命であると思うんです。

ただ、財源が厳しいからという話をされますけれども、厳しいのは私も承知の上であります。厳しいからこそ、私はいかに財源を捻出していくかということが原点になれば、市民サービスの低下につながってしまうと思うんです。これ、民間企業だったら大変ですよ。倒産になっちゃいますよね。やはり、民間だって必死になって、いかにして利益を上げていくか。大企業でも、大変な赤字続きの企業がたくさんございます。そういう中で、親方日の丸のそういうような行政というのは、なかなかそこまで真剣になって捉えないところがあると思うんですけれども、そういうふうなことも含めて、ぜひとも市長これ、私はきょう、あしたやれという意味で発言しているわけじゃなくて、私も定期的に市民懇談会を年6回ぐらい行っております。そういう中で、60名以上、多いとき80名ぐらい参加されますけれども、そういうもとに、私は市民の声を代弁して一般質問している内容が多くなっております。

やはり、小さな積み重ね、現場の不満、そういう小さなことに応えられることは応えていく、これが私は大事なことなのかなと思うんです。大きなことも大事ですよ、確かに。大きな枠も大事なんですけれども、ちょっと努力すれば実現できるということに対しては努力するという姿勢、これが市民から見ていかに頼もしくて、また本当にありがたいかということだと思うんです。そのほか、補助金制度はたくさんございますけれども、私は今すぐ、きょう、あしたというんじゃないで、創意工夫してそういう財政との話し合い、また財源の確保も含めてぜひともこれは実現したいと、私は決意をしていることでもありますので、市長に再度またどのように、長期的展望と言うんだから市長は今すぐやらないという答えだと思うんですけれども、私が今話したことに対してどのように感じているか、再度伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

中根議員の住宅LED補助に対する大変力強い熱意の感じられる再質問でございます。

ご案内のように、去年は公共の街灯6,000灯以上全部LEDにしまして、環境の面あるいはまた省エネ、CO<sub>2</sub>削減、いろんな意味でその必要性は感じるところであります。そういった中、すぐに難しい課題もございます。それは、確かに阿見のように先験的にやることによって話題性、それから先駆性という面で非常に有効な面もあるかと思っておりますけれども、補助金の必要性とかそれから妥当性、有効性、公平性、そういった視点に立って、さまざまな形からちょっと研究をさせていただきまして、どんな形で対応ができるのか。それも含めて研究させていただきますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）



それでは、いろいろな形で協議、検討していただいて、やはり財政に負担のない補助金制度の確立をお願いしたい。これは、要望として申し上げておきたいと思います。

次に、3点目が改正選挙法の件でありますけれども、この件について、改正選挙法が成立して、今回の法改正により自治体の投票所が新たに設置できるようになるが、認識についてお伺いしますという内容で質問させていただきましたけれども、まず、土浦市はイオンモールに期日前投票所を今回設置する内容になっております。土浦市の場合には、土浦市のスペースがありましたから、割と予算のほうも100万かからないでできたという話も聞きました。五、六十万なんですかね、割と安い予算で設置できるという話も伺いましたけれども、かすみがうら市の場合には、なかなか設置場所も難しいんですが、私の提案としては、まず今回どうしても間に合わないということでもありますけれども、これは具体的に協議、検討されたんでしょうか。ただ、最初から、頭からやらない、今回は見送りだという考えでそのように結論を出したんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほどお答えをしましたように、北茨城市の事例を調査するなど、検討は続けてまいりました。議員ご指摘のように、土浦市で設置をされます期日前投票所が、ショッピングモールの建物内に設置をされるということでございます。建物の一角を借用する場合の設置費用ということでは、約50万円というふうにお聞きをしておりますが、一方でプレハブを設置する方法ですと、そのプレハブのレンタル料が発生するということが見込まれております。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それで、今回どうしても間に合わないということであればやむを得ないと思うんですが、提案といたしまして、私としては、設置場所については千代田ショッピングモールあたりが一番若者が集いますし、また地域的、場所的にも一番私は適当ではないかと、個人的に判断をしているわけですけれども、市のほうは、その設置場所については、そういう検討なりはされていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員のご指摘のように、市内の商業施設ということでは、千代田ショッピングモールは代表的な商業施設ということが言えようかと思います。この場合も、やはりプレハブの設置が必要になるかなというところと、あと設置数を見ますと、本市と同規模の市ですと、おおむね合併前の市町村数を設置しているような例が多く見受けられますけれども、本市では旧町地区として両庁舎で実施をしていたところ、中央出張所を追加しまして現在定着をしております。この中央出張所との位置の関係もございまして、設置数と位置、こういったところも慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

場所については、できれば私は千代田ショッピングモールが、これは私個人ばかりじゃなくて、何人かの人にも伺いました。アンケートとまではいきませんが、20名前後だったと思いますけれども、ショッピングモールに来られた若い人、18歳から20歳前後の方々も、特に若い方に私は個人的に伺いました。そうすると、千代田ショッピングモールあたりが一番買い物も来るし、若者が集う場所だから割といいんじゃないですかという声が大半でありました。

だから、私はこの千代田ショッピングモール、次の国政選挙、地方選挙に向けた準備態勢というのを、オンラインも含めて今からやれば十分間に合うわけでありまして、予算のほうも十分確保できると思いますので、そういう中で次の選挙に向けた準備態勢をお願いしたいと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

北茨城市の商業施設の例でございますけれども、こちらの投票所の場合は、既存の投票所のうち交通アクセスなどの課題があり、投票者が少なかったことから、幹線道路に面した商業施設内にプレハブを設置いたしまして、移設という形で期日前の投票所を設置したということでございます。

ただし、本市の場合は、中央出張所がある程度期日前の投票所として定着をしているという現状がございますので、その辺との兼ね合いもございます。地元の意向等も確認をさせていただきまして、検討をさせていただければと思います。よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

これは、要望として最後に申し上げますけれども、やはり今回選挙法が改正されまして、18歳が選挙投票に、二十前じゃなくて18歳以上になったわけですね。ということは、やはり若者の投票率がどれだけ向上するかという部分が、一番これはポイントになると思うんです。今回の選挙が終わった後、データをいただきたいと思うんですが、18歳の方で何名ぐらい投票したというのは、大体データのほうで出ると思いますので、やはり投票率の向上という観点で私は話しているんでありまして、気軽に、そして気を使わないで投票に行けるという若者のそういう心理を考えた場合には、私はそういうことも一つの策かなと思いますので、その辺も再度慎重に検討していただいて、聞き取り調査も含めて、どうか決定をしていただきたいと思います。

次に、4点目、認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入についてですけれども、やはりこのタッチパネル機器を導入する場合に、市内私は最低でも4カ所は必要なのかなと、あとは状況を見てまたふやしていくということも大事でありますけれども、まず千代田庁舎、そして霞ヶ浦庁舎、あじさい館、そして働く女性の家と、最低でも4カ所は必要じゃないかと思うので、やはりこの機械を導入する場合であっても、リース方式を導入すれば月数万で多分足りるのかなと私は思いますので、部長、この辺調査をお願いしたわけですが、今後の取り組み

みとそれから機器の状況、簡単で結構ですから伺います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、中根議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、費用のほうなんですけれども、この手の先ほど紹介のありました町のほうでの機器につきましては、買い取りですと約50万かかるというようなことでございます。また、あとリースにつきましては、これは制約があるようなんですが、5年間の使用というようなことが条件になっているようなんですが、その場合、1台月1万1000円程度というようなことでございます。

また、中根議員さんがご指摘をいただきましたことにつきましては、高齢者のみならず若い方にも、日常生活の中で物忘れが多くなったと思うようなとき、またそういうようなときに身近なところで手軽に自己判断ができれば、自身の健康状態を考えるきっかけにもつながり、また早期の治療、予防にも役立つものと捉えて考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、機器の導入を前提に、これはリース方式でお願いしたいと思うんです。幾らでもないですから、リースだったらね。そういう形で、これはやはり予防にもつながりますし、市民の健康にもつながっておりますし、介護予防にもつながっていくと思うんですね。

だから、私も物忘れが非常に進んでいる状況だと思うんですけれども、15点のうち12点をとらないと、これは物忘れが始まっているというんですから、非常にハードル高いですね。私は10点もとれないのかなと思うんですが、そういう中で、自分の今の実態がこの機器によって非常に把握できると思うんです。だから、市役所なりあじさい館なり、用事があって来たときに、簡単に操作できて、簡単に自分の今の状況というのが把握できますので、今の自分はこういう状況なんだ、そのことによって地域包括支援センターに相談に行ったり、また医者に相談に行ったりとかというような事前の対策ができると思うんです。

だから、費用対効果の観点から見た場合には、非常に安い費用で効果は大であると、私はこのように思っておりますので、どうかこれは導入を前提にお願いしたいと思うんですが、市長、どうですか。どのように思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、金田部長から答弁させていただきましたとおり、いろいろ前向きな検討をさせていただきますので、そういうところでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

前向きということはやるということですので、ぜひとも機器導入を早急に手配していただいて、部長、責任を持って、そして早く配置していただいて、入ったら私一番でやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

---

再 開 午前10時51分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 2 承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号の10件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案質疑について、まず本会議での議案質疑は1回と、2回目、3回目はないということになりました。そういう意味では、答弁のほうは十分に市民にわかるように説明していただきたい。2回目、3回目にならないように、逆に十分な説明を求めたいと思います。

まず最初は、承認第3号であります。

承認第3号については、よくよく見ましたら、新旧対照表がございました。この新旧対照表を見ますと、不服申し立ての件がありました。そして、もう一方は審査請求という文言があります。これは、改正前は「他の書類の提出（不服申し立てに関するものを除く）」ということ、今度は、改正後は「他の書類の提出（審査請求に関するものを除く）」というふうにあります。これについて、不服申し立てと審査請求にかかわるものということについて答弁を求めます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

それでは、新旧対照表で他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く）を他書類の提出（審査請求に関するものを除く）とあるが、この意味を問うということでお答えいたします。

行政不服審査法の全部を改正する法律が、平成28年4月1日施行されることに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じ、専決したものでございます。行政不服審査法に基づき、市税条例において、これまで不服申し立て制度として異議申し立て及び審査請求の手続がありましたが、法

改正に伴い、不服申し立て手続が審査請求に一元化されたことにより、条例を改正したものでございます。市税に関する不服申し立てにつきましては、改正前において弁論、反論及び口頭陳述が行われており、今後も同様に対応するものでございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、2つ目が、納税証明書の交付手数料、固定資産税の課税台帳の閲覧の手数料、固定資産課税台帳に記されている事項の証明書の交付手数料の徴収についてであります。

これも、新旧対照表を見ました。この中で、行政庁が賦課した税を確認申請するもので、本来は手数料を払う必要がないというふうに思うんですが、改正前は手数料が200円とあります。改正後には、この手数料の金額が記されていないんです。説明をいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

お答えいたします。

これまで、市税条例18条の4において納税証明書の交付手数料を、また73条の2において固定資産課税台帳の閲覧手数料を、また73条の3において固定資産課税台帳に記されている事項の証明書の交付手数料を1通につき、あるいは1回につき200円徴収することで定めておりましたが、市手数料条例にも税の証明書に関する手数料として同様の記述があったため、市税条例においてかすみがうら市手数料条例で定めるところによりと改正し、整備したものでございます。

なお、平成27年9月市議会第3回定例会において、かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例案が可決されたことにより、税の証明に関する交付手数料等は、各種証明書と同様300円となっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

300円に引き上がるということなんですね。

それから、専決処分の承認第4号であります。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中ではありますが、これは国民健康保険税の課税限度額及び所得の少ない被保険者に対して課税する保険税の算定に係る見直しを図るものだと思います。この中にも書いてありますが、基礎課税の限度額を52万から54万、後期高齢者支援金分を17万から19万ということで、これは69万から73万になるわけですね。4万円が追加されるということになると思うんですが、そういう意味では、この対象枠がふえるということになる。一方では、5割軽減、2割軽減の対象の方がふえるということになりますが、具体的にどのくらいの対象人数と負担額になるのか、説明をいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

それでは、国保税の改正に伴う影響等についてご説明いたします。

まず、国保税の医療分でございますけれども、52万から54万に改正するというところでございます。平成27年度データにおいて、課税限度額の52万円の世帯は149世帯ありましたが、課税限度額を54万円にすることによって、141世帯が課税限度額の54万円となり、残りの8世帯は52万円から54万円の間の課税額となり、総額で232万4500円の課税増額となる見込みでございます。

次に、後期高齢者支援金課税等につきましては17万から19万ということで、平成27年度データにおいて、課税限度額の17万円の世帯は150世帯ありますが、課税限度額を19万円にすることによって、129世帯が課税限度額の19万円となり、残り21世帯は17万円から19万円の間の課税額となり、総額で257万5500円の課税増額となる見込みでございます。

以上、介護分の減となる6万3500円を含めての合計で483万6500円の増額となります。また、今回の介護分は変更がありませんでしたので、あわせてご報告いたします。

また、国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減措置についての影響についてご説明いたします。

7割、5割、2割というような基準がございますけれども、7割の基準額33万円については変わりがないので、5割と2割の軽減に対してご説明いたします。

平成27年度データにおいて、5割軽減世帯は878世帯ありますが、軽減基準額を算出する被保険者数に乗ずる金額を26万から26万5000円に改めることによって、5割軽減世帯は890世帯となり、総額55万7625円の課税減となり、2割軽減世帯は797世帯ありますが、軽減基準額を算出する被保険者に乗ずる金額を47万から48万円に改めることによって、2割軽減世帯は815世帯となり、総額31万6550円の課税減額となる見込みです。

平成27年度は、7割軽減が1,639世帯、被保険者数で2,341人、平成28年度が、5割軽減で890世帯、被保険者は1,802人でございます。2割軽減では、815世帯で被保険者が1,712人ということでございます。影響額としては、87万4175円の減額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

なかなか書き取れないので、後でデータを出していただきたいと思いますが、簡単に言うと、いわゆる課税をふやした分は、限度額をふやした分はかなり大きな金額になるけれども、低所得者対策のほうの5割、2割については、大した金額ではないということがわかったのかなというふうに思います。

それで、お尋ねしますが、地方税法は枠法と言われておりまして、標準課税率や限度額を決めております。その限度額を超えなければ、問題はないわけでありまして。条例改正は、必ずしも実施しなければならないというものではない。そういう意味で、限度額の4万の引き上げは、ますます高額な負担に被保険者を追いやるものだというふうに思います。そういう点では、被保険者

同士のやりくりでは限界があるというふうに私は思っているのですが、市長は今回の課税限度額の引き上げについてどのように考えていらっしゃるか、見解を述べていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

[「市長に言っているんだよ、市民部長はいいよ、市長に答えを求めるよ  
うにちゃんと言っているんだよ、市長だよ、市民部長はいい、市長です」  
と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員に申し上げます。

地方自治法第104条を根拠とする議長の議事整理権によりまして、市民部長に承認4号の議案質疑に対する答弁者と指名をいたしました。

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

佐藤議員のご指摘のとおり、地方税法とまた地方税法施行令においては、限度額というような表記、またはその額を超えることはできないというような形で、そのうちであれば法には適用するというような解釈になろうかと思えます。

ただ、個人的に市民部長の見解といいましては、実際のところ県内を見渡しましても限度額を採用しているところが全てでございますので、その状況のほうをご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議長、そういうふうに越権行為をやってはだめだよ。市長に求めているんだから、市長の見解をきちっとただすために私は議案質疑を出しているわけですから。非常に国保税の問題は大きいんですよ。一人一人の賦課限度額のほうがどんどん上がっているという事実があるから、市長どうなんですかというふうに求めているんですよ。2回目の質疑はありませんから、次に行きます。

議案第40号のほう、これは平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）にかかわるものでございます。

美並小学校の施設統合環境整備事業に係る特定財源の過充当等に伴う繰上償還についてということですね。これは、茨城新聞の6月4日号に記事が掲載されておりました。非常に一般の市民にとってはよくわからない、私自身も十分に理解ができていないんです。そういう意味では、これまでも美並小学校の施設整備の問題では、鉄筋不足だとか、それは鉄筋不足に加えて照明の器具の違いだとか、それからコンクリート不足の問題だとか、ずっと一連で問題が出ているんですよ。そうしたら、今度これまた問題点が出たわけでしょう、この繰上償還をしなくては行けない。これに対して、わかりやすく具体的に説明をしていただきたい。

それとまず、具体的な説明と同時に責任の所在ですね。時系列で見たときに、県教育庁の財務課と協議しているんですね。そういう意味では、県や国の責任というのにもかかわってくると思

ますので、責任の所在についてまずお答え願いたい。

それから、今後の対策、そして連続する設計ミスとあわせて、これも問題ですので、市長の見解をお伺いいたします。

以上。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第40号、かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）でご提案をしました市債の償還についてでございます。

先般の全員協議会でもご説明をしたとおり、この地方債の過充当に至った原因としては、学校施設環境改善交付金補助基準の認識誤りに起因をしております。また、その発見をする際のおくれと、政策経営課が担当する地方債の申請手続に必要な情報の共有と連携ができていなかったということを考えてございます。同時要因につきましては、議員各位から建築設計等においてもさまざまなご意見、ご指摘があり、加えて今回のような事態が起きたということは、決してあってはならないというふうにとめております。

今後の対策としましては、事業計画や事業費などのチェック体制も前年踏襲という名の考え方を改め、精度の高い事務を遂行するよう、財政の担当にも指示をしたところでもございます。また、各担当部署には、事務執行体制の再確認と事業における財源の十分な認識、補助基準の十分な理解と内容の徹底した精査について、注意喚起をしております。そういったことを直ちに組みながら、今後の再発防止策について徹底をするということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

[「市長の答弁は」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

先ほども申しましたとおり、地方自治法第104条を根拠といたしまして、議長の議事整理権により、市長公室長を議案第40号の議案質疑に対する答弁者に指名をいたしました。

[「議長、今具体的な説明等を求めているので、全協の話をしてもしようがないんですよ、具体的にどうなのかというふうに、市民がわかるようにしてくださいよ、そのために本会議があるんです。よろしく願います」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号の10件は、議長を除く全議員で構成する平成28年第2回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。  
暫時休憩します。

休 憩 午前11時13分

---

再 開 午前11時31分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に平成28年第2回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に田谷文子君、副委員長に櫻井繁行君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

日程第 3 議案第43号 市道路線の認定について

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第43号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、所管の産業建設委員会に付託をいたします。

---

日程第 4 請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第141条第2項の規定により、平成28年第2回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、明日6月7日から15日までの9日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、6月16日定刻より各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時34分

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

---

平成28年6月16日(木曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

---

議事日程第6号

日程第1	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得について
- 日程第 2 議案第43号 市道路線の認定について
- 日程第 3 請願第 2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書
- 日程第 4 平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書
- 日程第 5 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得について
- 日程第 2 議案第43号 市道路線の認定について
- 追加日程第1 議案第44号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 請願第 2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書
- 日程第 4 平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書
- 追加日程第2 発議第 1号 市立さくら保育所に関する決議（案）
- 日程第 5 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

次いで、諸般の報告を行います。

総務委員会から会議録が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

---

日程第 1 承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号の10件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君。

[平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君登壇]

○平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年6月6日に付託されました承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号について、6月7日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第2号、承認第5号は異議がなく、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、承認第3号、承認第4号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により承認すべきものと決定いたしました。

議案第37号、第41号、第42号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第38号ないし議案第40号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっております10件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託しておりますことから、先例により委員長報告に対する質疑は省略いたします。

○議長（藤井裕一君）

これより承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、承認第2号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、この承認案件は、行政不服審査法の改正に伴い、税条例を改正するものでありますが、地方税法についても異議申し立て制度をなくします。

旧法の行政不服申し立てには、1、異議申し立て、2、審査請求、3、再審査請求の3種類がありました。異議申し立てがなくなり、審査請求だけになると、処分庁や不作為庁への不服の権利が狭まり、これには私は反対です。

また、納税証明書の交付手数料、固定資産税課税台帳の閲覧手数料、固定資産課税台帳に記されている事項の証明書の交付手数料の徴収について言えば、行政庁が賦課した税を確認、申請するものであり、本来申請者が手数料を支払う性格のものではありません。本来は無料とすべきであります。今回の改正で、手数料が200円だったものを300円に引き上げるもので、私は反対であります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第3号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、承認第3号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、かすみがうら市国保税条例の一部を改正する条例、これは、国民健康保険税の基礎課税額などにかかわる課税限度額について、1、基礎課税額にかかわる課税限度額を現行52万円を54万円に引き上げる。2、後期高齢者支援金等賦課額にかかわる課税限度額を現行17万円を19万円に引き上げます。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、1、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行26万円を26万5000円に引き上げます。2番目に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行47万円を48万円に引き上げるものであります。

市当局の調べによりますと、負担額増が483万6500円、軽減額87万4175円となっております。5割・2割軽減の対象者をわずかに広げますが、この程度では、高く払えない状況は変わりはありません。

平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりましたが、その時点では、介護分課税額を含めますと、課税限度額は68万円でした。それが年々引き上げられ、今回の改定では85万円となっています。被保険者同士のやりくりは限界であり、国庫支出金の大幅増額こそ必要であります。

限度額の4万円の引き上げは、ますます高額な負担を被保険者に強いるもので、反対であります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、承認第4号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより承認第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、承認第5号は委員長の報告のとおり承認することに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第37号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。



討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[ 1 1 番 佐藤文雄君登壇 ]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

私は、第1回定例会における平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)の反対討論で、「地方創生加速化交付金を当てにしたサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業案について、フルーツが地域の資源を売りものになっているにもかかわらず、果樹生産農家と共同した企画書になっていません。これでは絵に描いた餅になってしまいます。また、交流センターの中にレストランをつくり、3年後には年間2万8800人を見込んでいますが、余りにも希望的観測ではないでしょうか。再検討が必要です」と反対の討論をいたしました。

地域創生は、第一に福祉や暮らしを充実させること、第二に現に営んでいる農業や水産業及び中小企業を振興することにこそ力を入れるべきだと考えます。

私は、住民参加で交流センターの活性化を議論することが大事であり、特定の業者に丸投げするような安易な指定管理者の導入には賛成できません。

以上です。

○ 議長 (藤井裕一君)

5番 川村成二君。

[ 5 番 川村成二君登壇 ]

○ 5 番 (川村成二君)

議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本案は、歩崎公園内に公の施設として設置した交流センターの目的を効果的に達成するために、指定管理者制度の導入が必要であるとの判断から条例の一部を改正するものです。

本市では、少子高齢化や人口減少の克服と市のさらなる魅力アップを図り、かすみがうら市を訪れたい、住みたい、住み続けたいという継続的なアプローチ手法を基本的な考え方に置き、地方創生総合戦略が策定されました。

この地方版総合戦略の事業を加速化するために、国において地方創生加速化交付金が創設され、本市が提案した事業は、効果の発現が高いと評価され、ほぼ満額の採択を受けたところです。

この事業は、東京千代田区に本社を構える株式会社ステッチと筑波銀行及び本市の三者が出資をした第三セクターで運営する「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」が主体となり、新しい人の流れを生み出す「サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業」を実施するものです。

その事業の拠点となる交流センターは、竣工後、公募により運営店の募集をしてきたにもかかわらず、応募がなく、利活用されていないなど、建設に至る経緯なども含め疑問視されてきた背景もあります。

しかし、このたびの株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーの設立により、市民を初めと

する多くの方々に地産地消のメニューにこだわるレストラン事業や、食やフルーツ、健康などをテーマとしたイベント、地域の生産者ととも開催するマルシェ事業などの事業展開が具現化されました。

その事業展開に加え、今回、指定管理者制度導入の条例改正案が提案されたことで、民間の機動力や発信力、プロデュース力に大いに期待ができるとともに、施設の活性化や効率化につながり、施設運営の目的を効果的に達成に導けるものと考えます。

地方創生の取り組みは、地域の魅力に磨きをかけ、積極的に情報発信することにより、交流人口の拡大と地域の雇用をつくり出すことでもあります。

交流センターが、霞ヶ浦自転車道の中心的な役割だけでなく、地域の活性化を担う先導的な施設へと発展させるべく、行政が全力で事業の推進に取り組むことも強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第38号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党は第189回国会で、学校教育法等の一部を改正する法律案に反対をいたしました。反対する第一の理由は、本法案により制度化される義務教育学校、小中一貫校について、小中一貫校と普通の小中学校を比較研究した国の調査がなく、教育効果、問題点が検証されていないか

らであります。

政府は、制度化の理由に、中学校での不登校や暴力行為、いじめの増大など、中1ギャップの解消を挙げています。しかし、中1ギャップそのものが、事実というよりは印象に基づく概念であると文部科学省自身が認めています。

さらに、小中一貫教育の成果として挙げられているいじめの減少や学力向上のデータは、ほかの要因で容易に変化するもので、成果として見ることはできません。むしろ小学校高学年期での主体性の成長が損なわれるといった弊害が指摘されている制度を性急に法制化すべきではありません。

反対する第二の理由は、小中一貫校の制度化が学校統廃合をさらに加速化させる手段となるからであります。この10年間で公立小中学校は3,000校が統廃合されています。制度化で、小学校同士の横の統廃合に加え、小中一貫という縦の統廃合が進み、地域からさらに学校が減少することになります。

現に、既にある小中一貫校の多くが学校統廃合とセットで実施されているほか、文部科学省が昨年1月に示した「学校統廃合の手引」は、小中一貫校教育を一定規模の学校規模の確保のためにできる工夫例として明記しております。その狙いは明らかであります。

反対する第三の理由は、多様化、弾力化のもとに、小学校段階から複数の学校制度、教育課程が設けられ、教育の機会均等が崩されるからであります。本法案により、小中一貫校が設置される地域と、これまでの小中学校の地域が併存することになります。学校制度そのものは6・3制度の原則が維持されるものの、4・3・2といった教育課程の特例を実施することで、教育内容も地域により違いが出ることになります。

現在、小中一貫教育として4・3・2の教育課程のもと、英語の早期導入などの教育課程の前倒しが行われております。地域によって教育内容が異なるため、転校により学習内容が保障されず、問題であります。

以上が反対の理由であります。小規模校のよさや小中学校の交流などの工夫を進めることが必要だと私は考えます。小中一貫校が義務教育学校としての法制化にされることに対して私は反対でありますので、この議案に反対をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第39号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をいたします。

美並小学校施設統合整備事業にかかわる特定財源の過重等に伴う繰り上げ償還について、私は6月6日の本会議で、これまでも美並小学校統合施設事業にかかわる問題で、1つ、増改築工事では鉄筋工事における鉄筋数量の不足が発覚し、請負契約を変更。864万円を増額いたしました。2つ、美並小学校プール改築工事では、床やはりに伴う鉄筋が約22トン、基礎などにつかうコンクリート128立米などが計上漏れで、照明器具は14台中12台が不足。不足分は合計で655万円の増額をいたしました。今回は、屋内プールという概念、国庫補助対象の要件を間違っただとして、約1億3500万円を繰り上げ償還するといいます。この問題の具体的説明と責任の所在、今後の対策、連続する設計ミスとあわせて市長の見解を質しました。加えて、この屋内プールの国庫補助については、県教育長、財務課と協議をしており、国や県の責任はないのかと質しましたが、明確な答弁はありませんでした。

繰り上げ償還は、多くのお金を借りたので、その分を返すということでもあります。問題は補助金ですが、県と協議し内示まで受け、県にも訂正も連絡しています。国も責任の一端はあるのではないのでしょうか。屋内プールとして起債を認めたから多くのお金を借り、結果、繰り上げ償還になったと考えます。

私は、繰り上げ償還という安易な手段で片づけるのではなく、市当局は、国・県と再協議し、責任の所在を明確にすべきであり、その上で改めて提案することを求めます。

なお加えて、私の本会議での質疑に対して市長の答弁がなかったこと及び不誠実な執行部の対応を考えると、この補正予算には賛成できません。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

9番、小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

議案第40号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

ただいま議題となっております平成28年度かすみがうら市一般会計の補正予算のうち、公債費にかかわる部分において、地方債の超過借り入れ分の償還に充当する経費が計上されております。

担当部署からの説明によりますと、美並小学校施設統合環境整備事業のプール改築工事を進めるに当たり、平成26年度事業として、天候に影響なく使用できる屋根及び壁つきプールであったことから、国の交付金を屋内プールの定義で申請をしてしまったとの説明がありました。

担当である教育委員会がそのことを認識したのが平成27年度末であったことにより、財政融資資金の申請から借り入れまでの一連の事務に間に合わせることができず、地方債の超過借り入れに至ったわけであります。このことについては、教育委員会と政策経営課との連絡不足は免れないのではないのでしょうか。

私は、これまでも内部統制体制の強化やコンプライアンスの推進、リスクの管理体制の高度化などについてどのように取り組んでいくのか、平成28年度はその意気込みが問われる年になることを指摘してまいりました。

一たび行政に係る事故や事件等が発生した場合、行政内部においてどんな役割分担があろうがなかろうが、どの部署での問題なのか、市民目線からすればそれは全く関係のない内輪のことで、かすみがうら市全体の不祥事として取り扱われることとなります。最終的には坪井市長の責任を問われることになるのだと危惧をしております。

しかし、何よりも、将来を担う子どもたちが安心して学び成長でき得る教育環境の充実や、地方創生の大きな目標である「地域の魅力づくり」という点も考慮しなければなりません。

よって、これからの執行部の巻き返しに期待をするとともに、全庁的な内部管理体制強化のための取り組みと事務を進める上でのさらなる改善をされることを強く願ひまして、賛成討論いたします。

以上。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第40号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第41号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第42号 災害対応特殊救急自動車の取得についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 2 議案第 4 3 号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第43号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年6月6日に付託されました議案第43号の審査のため、同日委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第43号は全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果について質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

---

再 開 午前10時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から議案第44号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

お諮りをいたします。

議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

○議長（藤井裕一君）

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

追加日程第 1 議案第 44 号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第 1、議案第 44 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第 44 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

本案は、宮本雪代氏を再任命いたしたく、ご同意をお願いするものです。

宮本氏は、教職に加えまして、子どもを守る母の会会長などを歴任されまして、その幅広い経験に裏づけされました豊富な識見に加えまして、教育委員として市の教育発展にご尽力いただいておりますことから、教育委員として最適者と判断をし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により同意をお願いするものです。

ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第 44 号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第 44 号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第 44 号は人事に関する案件でありますので、先例により討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案第 44 号の採決を行います。

お諮りをいたします。



ただいま議題となっております議案第44号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第44号は同意することに決しました。

---

日程第 3 請願第 2 号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を議題といたします。これより委員長の報告を求めます。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君。

[平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 田谷文子君登壇]

○平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長（田谷文子君）

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会において、請願に対する委員長の報告を行います。

平成28年第2回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書については、6月7日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、請願者を参考人として招致し、意見等を聴取した上で、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第2号につきましては異議があり、起立採決の結果、起立多数で趣旨採択とすべきものと決しました。

以上で平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっております請願の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託をしておりますことから、先例により委員長報告に対する質疑は省略いたします。

次いで、請願第2号を趣旨採択とすることに対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第2号 市立さくら保育所の維持継続を求める請願書について、趣旨採択ではなく、採択を求める討論を行います。

今回の請願は、保護者の合意を無視して市長が2月5日、一方的に閉所時期の決定を宣言したことに端を発しております。

請願趣旨に書かれてありますように、一昨年の市長選挙で、坪井市長が「さくら保育所の廃止については、保護者の合意のもとに廃止時期を決定することを約束します」と公約しており、保

保護者の合意のない閉所時期の決定は公約違反であることは明らかであります。「市長は苦渋の決断と言いますが、苦渋を強いられるのは保護者のほうです」との思いは当然ではないでしょうか。

参考人質疑でも明らかになったように、参考人は「いきなり閉所決定と私たちに投げかけられてしまい、質疑に対して曖昧な返事しかいただけないのは合意とは違う」と述べています。

さらに、請願の「さくら保育所が閉所になった場合、保育を受ける権利が確実に保障されるのが不安なこと」について、参考人は「説明会后、3カ月たっても何の情報もなく、不安な状況にあった。その後、父母の会の臨時総会を開催し、保護者の話し合いと合意のもと、父母の会として請願することになった。保護者の切なる思いとして、希望する保育園の転所の確約もなく、あいている保育所への振り分けをするなら、閉所には同意できない」という思いは切実ではないでしょうか。

特に「途中入所が困難な実態がある中で、年度途中入所の受け入れ態勢が確立されていないことです。これでは保育難民が出ることは必至です」と請願にあります。市町村の保育実施義務のあり方を問う大事な指摘ではないでしょうか。

乳幼児保育にかかわって、わかぐり保育所の整備問題が浮上してまいりました。しかし、これに対しても参考人は「整備内容が明確にできないというのは非常に困ってしまう」とも述べています。

そして最後に、「市側がきちんとした説明、明確な回答をしていただけないことには、私たち保護者が今できることは、さくら保育所の維持・継続を求めるしかない」と述べています。

市当局は、5月22日付のさくら保育所父母の会から提出された「回答書内容確認について」に対する市の考え方、この回答によると「閉所に伴う待機児童を発生させないことを最優先に対処します」という一方で、「なお、希望調査は、保育の継続性を保つために行うものとなり、個別の希望先を確約するものではありません」と回答しています。これでは不安になるのは当然ではないでしょうか。

児童福祉法第24条第1項は、市町村は保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと市町村の保育実施義務を規定しています。市町村の保育実施義務とは、保育を必要とする全ての子どもに対して保育を保障する義務を言います。新制度においても、児童福祉法によって何ら変更されるものではありません。

今回の請願署名数は1,400人に達するものであります。私は、この市町村の保育実施義務を果たす立場で、市長はこの請願を真剣に受けとめることを求めます。そして、議会議員の皆さんにおいても、請願の趣旨をご理解いただいて、採択をしていただくことをお願いをいたしまして討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

市立さくら保育所の維持・継続を求める請願に対する趣旨採択について、賛成の立場から討論いたします。

私は、保育所の民営化に原則として賛成の立場であります。今回のさくら保育所の閉所に関

しましては、市として事業の進め方や保護者との意思疎通に欠ける点が見受けられたことが発端で今回の請願に至ったものではないかと理解をしております。

保護者の方々が求めているのは、さくら保育所が閉所になり、子どもたちの保育がどう変化するのか、公の責任で進められてきた保育が確実に保障されるのか、年度途中においても待機児童の発生がなく入所ができるのかなど、保護者の誰もが持つであろう不安が解消されていないことが6月7日に開催された議案審査特別委員会の中で参考人から聴取してわかりました。

今後、市に求めることは、保護者の不安を解消すべき事項について明確に説明責任を果たしていくことであると思っております。

私は、民間保育園や幼稚園のサービスがどのようになっているのか、民間ならではのよい面があると思っております。競争の原理が働き、お互いに切磋琢磨し、それぞれ保育園や幼稚園で特徴を持った個性あるサービスが行われていることを認識しております。

この請願の結果はどうであろうとも、最優先すべきは子どもたちの健やかな成長です。今回、請願という手段に訴えざるを得なかった保護者の気持ちを市は真摯に受けとめ、今まで以上に保護者と話し合いを持たれることを切に要望し、請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願の趣旨採択に賛成をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより請願第2号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決しました。

---

日程第 4 平成27年請願第9号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

平成27年請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書については、平成27年12月15日に開催された委員会において継続審査となり、平成28年2月10日、3月15日と審査を重ねてまいりました。

今回、6月7日に開催しました委員会において、執行部より意見等を聴取した上で、慎重に審査を行い、結論に至りました。

審査の表決に当たり趣旨採択とすべきとの発言があり、討論を踏まえ、起立採決を行った結果、起立多数で、平成27年請願第9号については趣旨採択とすべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっております請願の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託をしておりますことから、先例により委員長報告に対する質疑は省略いたします。

次に、平成27年請願第9号を趣旨採択とすることに対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

#### ○11番（佐藤文雄君）

請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書について、趣旨採択ではなく、採択を求める討論を行います。

「施設を利用している人たちは、老若男女さまざまであるが、おのおの生きがいを見つけ、楽しんでいる。使用料見直しなどと言われたら、利用者はどんどん減ってしまわないだろうか。これこそ「角を矯めて牛を殺す」ということにはなりはしないかと危惧してしまう。もっと市民が文化的な生きがいを享受できるような市政を考えてほしいと願うものである」という投書をいただきました。

今回の請願に対する署名数は1,600を超えております。市当局は、負担に見合ったサービスの提供と公平性の確保などと称して、公共施設の使用料の有料化、引き上げを検討しておりますが、そもそも働く女性の家も勤労青少年ホームも使用料は無料と設置管理条例で決まっております。だからこそ多くの町民、市民が気軽に活用してきたのではないのでしょうか。

「そもそも施設をつくる時、利用されてこそその施設であり、そのような観点で何十年と続いてきたルールがあったはずです。突然ルールを変更して、何もかも受益者負担にしていくことは、市民へのサービスをやめるということにつながるのではないのでしょうか」と心配する声が市民から寄せられています。

私は、利用者と利用していない市民との間で対立させて有料化する、使用料を引き上げるということは、あってはならないことだと考えています。いかに利活用されるかを考えるのが行政の

やることではないでしょうか。

市民が公共施設を利活用することについて、受益者負担を原則にするのはなじまないと考えております。地方自治体の使命は、住民福祉の向上であります。有料化や使用料金の引き上げは市民の負担を強め、公共施設の利用を制限する結果となります。有料化、引き上げは、住みよいまちづくりに反する行為だと考えます。したがって、私はこの請願に全面的に賛成するものであります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより平成27年請願第9号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、平成27年請願第9号は委員長の報告のとおり趣旨採択と決しました。

---

## 動議の提出

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

さくら保育所に関する決議案についての動議を提出します。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ただいまの動議は賛成者がありますので、成立をいたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時03分

---

再 開 午前11時21分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程の追加

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

ただいま岡崎 勉君ほか13名から提出されました発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。  
議案の配付を願います。

[議案書配付]

○議長（藤井裕一君）

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

---

## 追加日程第 2 発議第 1 号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第2、発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）を議題とします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

市立さくら保育所に関する決議（案）。

文章を朗読させていただきます。

今日、地域社会において最も身近な児童福祉施設である保育所には、常に一定の保育水準を維持するとともに、増大かつ多様な保育ニーズに的確に応え、入所児童の発達過程に応じたきめ細かな保育をはじめ、積極的に入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援などを積極的に取り組むことが求められている。

そのため、市の責任において、子どもたちが心身ともに健やかに育つ地域社会の実現に向け、市全体の保育水準の向上を図ることが必要である。

今般、市立さくら保育所の問題に関し、当該保育所に入所する児童の保護者の間で、さまざまな不安や不満が広がっている。

我々はこのような事態を重く受けとめ、市長はこの件について、責任を持ち、万難を排して対応すると言明をしていることから、本件の課題に真摯に向き合い、児童への影響や保護者の不安に何よりも十分に配慮するとともに、当該保育所に入所する児童の保護者の希望や意見を最大限尊重し、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1、市立さくら保育所において保育の提供を終了する場合は、市が責任を持って保育の必要な子どもが保育を受けられることを保障し、年度途中入所の受け入れ態勢を確立すること。
- 2、さらに、保護者が希望する他の保育所等にスムーズに入所したり、転所したりすることが

できるよう、最大限の配慮を行うこと。

3、本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるまちの実現に一層努めること。  
以上、決議します。

○議長（藤井裕一君）

以上で発議第1号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

決議（案）に対しての趣旨説明の中で、記、1のところの「市立さくら保育所において保育の提供を終了する場合は」とあります。今回は市長が2月5日に、保護者の合意を得ないで、閉所の時期を平成29年度末、すなわち平成30年の3月末にするということだったんですね。これが実際にはいろいろな質問が投げかけられても、これに答えられなかったということが今回の請願になったというふうに思っていますが、この「市立さくら保育所において保育の提供を終了する場合は」というのは、これは期日のことについては特段指定はしていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

ただいまの佐藤議員の質問ですが、この「終了する場合は」というのは、この記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

つまり、記載のとおりだということは、明確な日付はないというふうに理解してよろしいかと思いましたが、その理解でよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

ほかに。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第1号 市立さくら保育所に関する決議（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 5 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第5、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、お手元に配付してあります閉会中の所管事務調査申出書のとおり閉会中の調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件につきましては、ただいまの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成28年第2回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。



5月31日に開会をいたしました今定例会は、平成28年度の一般会計並びに特別会計の補正予算案を初め承認案件、あるいはまた条例など、多くの重要案件につきまして慎重なるご審議をいただき議決を賜りまして、本日閉会の運びとなりました。心からお礼を申し上げます。

また、さくら保育所の維持・継続に対する請願につきましても、閉所に伴う保護者の方々の不安があることや各議員からいただきましたご意見、ただいまの議決等を踏まえながら、公としての責任を果たしてまいります。

成立を見ました予算等の執行運営に当たりましては、市政の一層の発展と市民生活の向上のために万全を期してまいりたいと考えております。

審議の中で議論となりました交流センターを核とした観光DMO事業につきましては、既に未来づくりカンパニーが市内の生産者の方々のご協力をいただきながら、7月中旬の事業開始に向けまして準備も整ってまいりました。

この事業によりまして、かすみがうら市の魅力発信を図り、交流人口の拡大や地域の活性化を目指してまいりますので、議員各位にもご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

**○議長（藤井裕一君）**

それでは、これもちまして、平成28年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会いたします。慎重なるご審議をいただき、まことにありがとうございました。

閉 会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会副議長 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄